

科学技術とNPOの関係についての調査

2001年3月

文部科学省 科学技術政策研究所

第2調査研究グループ

寺川 仁

小嶋 典夫

平野 千博

永野 博

Research on Non-Profit Organizations as an Alternative Sector for Science and Technology Activity Promotion

March 2001

**Hiroshi Terakawa
Ojima Norio
Yukihiro Hirano
Hiroshi Nagano**

**2nd Policy-Oriented Research Group
National Institute of Science and Technology Policy (NISTEP)
Ministry of Education , Culture , Sport , Science and Technology
Japan**

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39

Tel : 03-3581-2392, Fax : 03-3500-5239

目 次

I 本 文

はじめに	1
1 調査の目的と背景	2
2 調査方法	6
3 NPO について	9
3. 1 NPO の定義	9
3. 2 NPO とボランティア	12
3. 3 NPO と NGO	14
3. 4 特定非営利活動促進法 (NPO 法) について	16
3. 5 NPO 法人格について	19
3. 6 NPO と情報通信技術	21
3. 7 NPO と行政の関係のあり方	24
3. 8 米国の NPO	31
4 「科学技術関連 NPO」の現状 (事例調査の結果)	32
4. 1 各 NPO の概要	32
4. 2 項目別分析	70
4. 3 行政への要望	116
5 行政における NPO 関係の取り組み	125
5. 1 地方公共団体における NPO 関係の取り組みの例	125
5. 2 国における NPO 関係の取り組み	128
6 科学技術行政と NPO の関わりのあり方についての検討	130
6. 1 科学技術の理解増進	130
6. 2 自由な研究の場の提供	135
6. 3 政策策定への参画	140
6. 4 技術者の育成	142
6. 5 技術の普及	143
6. 6 まとめ	145
7 謝辞	149
参考文献	150

II 添付資料

1	特定非営利活動促進法に基づく申請受理数および認証数・不認証数（暫定数）	155
2	特定非営利活動促進法の概要	156
3	特定非営利活動法人に対する税制	163
4	特定非営利活動法人に対して寄付を行った場合の税制	164
5	民法法人と特定非営利活動法人との比較	165
6	米国の NPO について	166
7	事例調査を行った科学技術関連 NPO の概要	186
8	認定 NPO 法人制度に係る要件等	223
9	三重県の NPO 関係施策について	227
10	国におけるボランティア関連施策の取り組み	236
11	関係省庁によるボランティア関係の取り組みの例	237
12	科学技術振興事業団「実験教室等支援事業」の概要	241
13	各種調査から見た NPO の現状等	244

I 本 文

はじめに

1995年の阪神・淡路大震災の救援・復興活動によって、それまで徐々に社会の関心が高まりつつあったボランティア活動が急速に注目を集めるようになった。そして、ボランティア活動を行っている人たちが集まった団体や市民活動団体など、社会貢献を行うために自主的に営利を求めない活動を行う民間の団体は「NPO」と呼ばれ、このような団体の活動を推進するため、1998年には「特定非営利活動促進法」、いわゆる「NPO法」が成立・施行された。2000年に発表された平成12年度国民生活白書は、「ボランティアが深める好縁」を主題とし、「世界的に進行する知恵の社会への移行の中で、ボランティア活動が『次の世代』の基本的な人間関係を規定する主要な要因となる可能性がある。」¹としている。ボランティア活動と密接な関係があるNPOも同様に、社会的な役割は大きなものになっていくことが期待される。

一方、科学技術行政は、従来の科学技術の研究開発に当たる機関や専門家を対象とした事業中心から、科学技術理解増進事業にみられるような一般の国民を対象とした事業を展開するようになってきたところであり、さらに今後は、ボランティア活動やNPOとの連携などの視点を含めた、より幅広い政策の展開が必要であると考えられる。

本調査は、これらの点を踏まえ、科学技術に関連が深いと考えられる14のNPOについて事例調査を行い、これらのNPOの現状と考え方を把握するとともに、新たな科学技術基本計画に基づいて展開される今後の科学技術行政において、NPOを視野に入れた対応の方向を検討したものである。

なお、2001年1月6日に省庁再編が行われたが、本調査資料においては、主として再編前に行った調査や収集した資料に基づいて作成したため、原則として再編前の省庁名を使用することとする。

1 調査の目的と背景

従来の科学技術行政は、研究開発の推進に力が入れられ、先端的科学技術の研究開発に携わる研究者、技術者、これらの人々が属する組織を対象とするものが中心であった。

1980年代の末頃から、大学受験生の理工系学部への入学志望者比率の低下や、当研究所のレポートで指摘されたように理工系学部卒業生の製造業への就職割合が低下傾向にあること²や20歳代の若者の科学技術に対する関心の低下がみられること³などから、若者の科学技術離れが問題となり、平成5年版科学技術白書でもこれが取り上げられ、科学技術系人材不足、将来における国民の科学技術に対する関心低下が懸念されることとなった⁴。そして、このような問題をきっかけに、科学技術と国民との関係が注目されるようになってきた。また、一方では、1990年代になって、日本においても、それまで欧米で発展してきた「STS (Science, Technology and Society)」と呼ばれる科学技術と社会に関する研究への注目が高まってきた⁵。

1996年には、前年に制定された科学技術基本法に基づき、科学技術基本計画が策定され、その中では若者の科学技術離れを受けて「科学技術に関する学習の振興及び理解の増進と関心の喚起」として、(1)学校教育における理科教育・技術教育の充実、(2)科学技術に親しむ多様な機会の提供、(3)科学技術に関する理解の増進と関心の喚起などを推進することが定められた。

このような状況の中で、科学技術庁は1995年度から、サイエンスキャンプなどの若者の科学技術離れ対策を実施し始め、1996年度からは、青少年をはじめ、一般市民に科学技術についての興味や関心を持たせるとともに、科学技術の役割や重要性についてさらに理解を深めてもらうことを目指す科学技術理解増進事業を科学技術振興事業団の事業としてスタートさせた。そして、その予算規模は年々増加している。

また、平成9(1997)年版科学技術白書においては、「開かれた研究社会の創造をめざして」をメインテーマとして、科学技術を国民にわかりやすくする努力、科学技術行政が国民の信頼を勝ち取っていく努力などが求められた⁶。さらに、翌年の平成10(1998)年版科学技術白書においては、国民と研究社会との相互理解の増進が提言された。科学技術と国民生活が切り離せなくなっている状況から、国民は科学技術に関する知識を積極的に吸収・理解し、科学技術に対する積極的な発言や問題提起を行うことが望まれ、研究社会が総合的・俯瞰的視点を踏まえ、そうした国民からの発信を的確に受け止めていくことが重要であるとしている⁷。

その一方で、1996年3月、前年12月に発生した高速増殖炉「もんじゅ」の事故を契機として、原子力政策に国民や地域の意見を幅広く反映させ、国民的合意の形

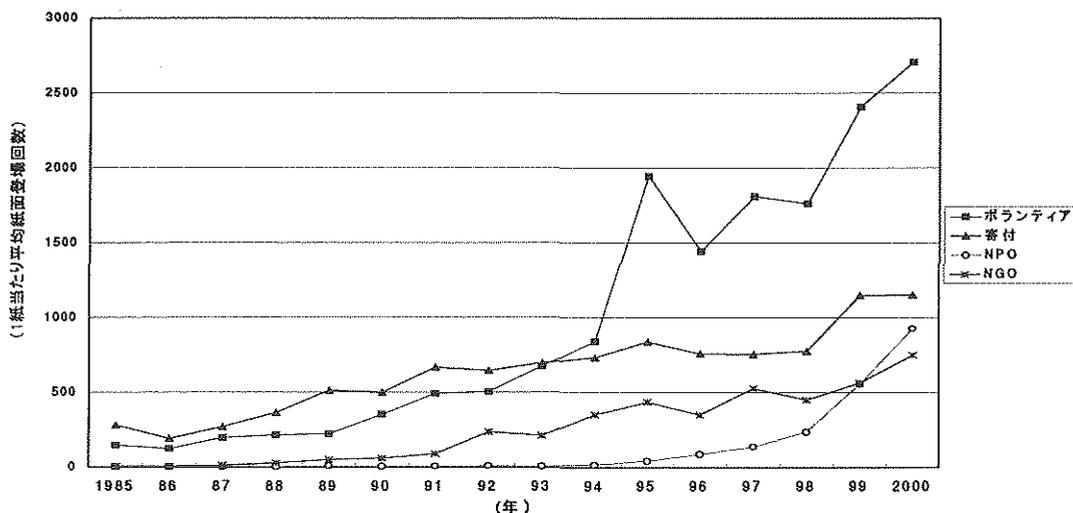
成に資するための場として原子力委員会により原子力政策円卓会議が設置された（11 回開催）。その後、1998 年度及び 1999 年度に、引き続き同円卓会議が開催されたところである。

このように、科学技術行政も科学技術と国民との接点を広げる努力を続けてきたが、近年は、情報通信革命が経済、産業、教育、娯楽などの社会の隅々に浸透し、社会に大きな変化を急速にもたらしていることや、地球規模での環境問題への関心の高まり、さらに、遺伝子組み換え食品、クローン、ヒトゲノムといった生命科学技術の研究開発や応用に関する議論など、様々な面で、国民が科学技術と向き合う機会が増えてきた。

一方、バブル経済へと転じていく長期の景気拡大が続いた 1980 年代後半には、欧米に進出した企業が現地企業の社会貢献活動に触発される中で、日本でも企業のフィランソロピーやメセナ等、企業の社会貢献活動が盛んになり、1990 年には、経団連において、利益の 1%を社会貢献に支出する「1%（ワンパーセント）クラブ」が発足するなどし、同年は「フィランソロピー元年」とも呼ばれた。そして、企業の社会貢献や従業員のボランティア活動を奨励・評価する企業や労働組合が続き、ボランティア活動が国民の間に広がっていった。続いて 1991 年に郵政省が「国際ボランティア貯金」を開始し、1993 年には、厚生省・全国社会福祉協議会などが、ボランティアの推進体制を整えていった⁸。

そして、1995 年 1 月に阪神・淡路大震災が発生し、その対応などにおいて数多くのボランティアや市民活動団体が活躍した。そして、それらの柔軟な活動が評価され、このような非営利の市民活動を活発にするために、法制度を整備しようという動きが盛んになった。行政サイドは「ボランティア問題に関する関係省庁連絡会議」を設置し、各政党も阪神・淡路大震災の直後に NPO プロジェクトなどを設けて検討を進めた。そして、1996 年 12 月、当時の与党 3 党（自由民主党、社会民主党、新党さきがけ）の議員により第 139 国会に「市民活動促進法案」が提出された⁹。その後、民主党による修正、名称の変更等を経て、1998 年 3 月 19 日に「特定非営利活動促進法」（以下「NPO 法」という。）が成立し（1998 年 12 月 1 日施行）、公益を目的とするボランティア団体や市民団体などは、一定の条件を満たせば、公益法人などと比較してかなり容易に法人格を取得できることとなった。（NPO 法に基づく法人を、以下「NPO 法人」という。）このようなことから、図 1-1 で示すように、「NPO」や「ボランティア」といった言葉が新聞紙面に登場する回数も近年急増しており¹⁰、世の中の関心を集めるようになってきた。

図1-1 1990年代後半に急増した「ボランティア」等の新聞紙面登場回数



(資料) 経済企画庁『平成12年度国民生活白書』(2000年)

(備考) 1. 日経テレコン21(日本経済新聞が保有するデータベース)の検索により作成。

2. 検索した新聞は、日本経済新聞、日本経済金融新聞、日本経済産業新聞、日本経済流通新聞、読売新聞、毎日新聞、産経新聞の計7紙。ただし、1紙当たり平均紙面登場回数の計算において、日経新聞関係は1紙とした。

3. 検索開始年は、日経新聞関係4紙が1985年、読売新聞が1986年、毎日新聞が1987年、産経新聞が1992年。

4. 2000年は、1月1日～8月31日までの8か月間の紙面登場回数を1.5倍して年間の紙面登場回数とした。

5. NGO(Non-Governmental Organization、非政府団体)は「非政府」という点が強調されており、開発、人権、環境、平和問題等に取り組む非営利の市民団体の総称として用いられている。

1995年の阪神・淡路大震災の直後、官房長官の呼びかけで経済企画庁を事務局として18省庁が参加して発足した「ボランティア問題に関する関係省庁連絡会議」に科学技術庁はメンバーとして入っていなかったが¹¹、今後は、科学技術行政においても、ボランティア、NGO、NPO、市民活動などに着目した施策の展開を図っていく必要があると考えられる。

このように、科学技術と国民の関係に目を向けた科学技術行政の流れ、NPOを巡る状況の変化を受けて、平成12(2000)年版科学技術白書は、「国民による科学技術への参画」という項目の中に「NPOの活用」という小項目を設け、初めてNPOを取り上げた。オランダの「サイエンス・ショップ」の例や、我が国において科学技術に関係する市民活動団体が十分根付いていないことなどに触れながら、「我が国においても、科学技術に関わる活動を行うNPOやNGOがその活動を活発化し、国民生活に密着した科学技術活動を行っていくことによって、科学技術に対する国民の意見の集約を図り、科学技術行政における意思決定に対してそのような意見を反映させていくことが期待される」としている¹²。

今後は、ここに述べられているように、NPOを科学技術行政と国民の新たな接

点として捉えることができると考えられ、21世紀初頭の2001年度から5ヶ年間で計画期間とする、新たな科学技術基本計画を実施に移していく科学技術行政においても、このような点を視野に入れた展開していく必要がある。また、「市民／行政／企業の各セクターとのパートナーシップが組まれる中で科学技術をどう生かしていくか、市民がイニシアティブをより強く発揮する社会において科学技術をどう推進していくか、といった問題は、21世紀の科学技術を考えるに当たって最も重要な課題の一つになるだろうと思われる。」との指摘もなされており¹³、NPOとの関係を考えていくことは、科学技術行政の重要な課題の一つであると考えられる。

それでは、科学技術の分野では、いったい、どのようなNPOがあるのだろうか。また、これらのNPOの現状、課題、行政との関わりのあり方などはどのようなものであろうか。さらに、科学技術行政とNPOとの関係に期待されるのは、科学技術白書で述べているように、科学技術に関する意見の集約を図り、行政における意思決定の際にそれらの意見を反映させることの他にもあるのだろうか。これらの疑問に答えることは、科学技術行政の立場からも、NPOの立場からも有意義な関係を築き、パートナーシップを持って共通する目的に取り組むための一助になると思われる。

この調査は、NPOを巡る一般的な動向と科学技術に深く関係すると考えられるNPOの事例調査、さらに、この事例調査から導き出せる科学技術行政の対応の方向などを示し、前述の疑問に答えようと試みたものである。

折しも、2001年は、国連総会において日本が提案し議決・宣言されたボランティア国際年である。科学技術行政としても、ボランティア活動が重要な役割を担っているこのようなNPOの現状、活動内容、目指す方向、行政等への意見・要望などを把握し、新たな対応方針や具体的な施策を打ち出して行く糧とすることが必要であろう。

ボランティア国際年 (International Year of Volunteers) ¹⁴

1997年11月、第52回国際連合総会において、我が国の提案に基づき、122ヶ国の共同提唱国を得て、2001年をボランティア国際年とすることを宣言する決議が採択されました。

各加盟国や組織に対して、ボランティア国際年に向け、次の4つの目的を掲げています。

- 1 ボランティア活動に対する理解を深めること(recognition)
- 2 ボランティア活動への参加を容易にすること(facilitation)
- 3 ボランティア活動のネットワーク化(networking)
- 4 ボランティア活動を促進すること(promotion)

2 調査方法

今回の調査は、科学技術に関係が深いと考えられる NPO（本報告書においては、以下「科学技術関連 NPO」という。）に対する聞き取り等による事例調査を中心に行ったが、その中でも NPO 法人を主な調査対象とした。

NPO 法人を主な調査対象とした理由としては、基本的な情報が公開されている点と、法人格を有し責任体制が明確であるため科学技術関連施策の対象としやすいという点がある。1998 年 12 月の NPO 法の施行に伴って NPO 法人格取得の申請・認証が行われており、所轄庁である経済企画庁（現在は内閣府）及び都道府県が認定状況等を公開している¹⁵。今回の事例調査の対象とする NPO 法人は、調査開始段階である 2000 年 5 月末の時点で NPO 法人所轄庁のホームページなどで公開されている認証済み NPO 法人及び申請中の団体の中から選定することとした（ホームページで認定状況を公表していなかった府県については、認証状況を個別に問い合わせた）。

NPO 法には、特定非営利活動の分野として 12 の項目が定められているが、その中には「科学技術の振興」、「研究開発の推進」といった科学技術と直接関連する項目は定められていない。平成 12（2000）年版科学技術白書が指摘するように、グリーンコンシューマー運動、生ごみリサイクル、ダイオキシン問題、古紙リサイクルなど個別のテーマを持った市民団体には、科学的知見に立って活動している例もあると考えられるが¹⁶、今回の調査では、できるだけ科学技術に直接関連した NPO を選定するため、科学技術と NPO の関連を、

- ・ 科学技術の理解増進
- ・ 自由な研究の場の提供
- ・ 政策策定への参加
- ・ 技術者の育成
- ・ 技術の普及

と想定したうえで、これらの観点から、公開されている NPO 法人の定款上の活動目的を調べて選定することとした。このほかに、2000 年 6 月以降の NPO 法人認定状況、団体のホームページ、新聞記事などの情報や科学技術との関連ごとの団体数のバランスを考慮に入れ、13 の NPO 法人を事例調査の対象として選定した。さらに、科学技術に関する政策決定への参加に密接に関連すると考えられる任意団体の NPO を 1 団体加え、表 2-1 のとおり合計 14 の NPO を調査対象とした。

これらの NPO に対する調査のほかに、都道府県の NPO 関連施策の実態を把握するため、全国で初めて NPO 室を設置するなど、NPO 関連施策に力を入れている三重県の事例を聞き取りによって調査した。

これらの事例調査とともに、NPO 関連の文献調査も行った。

表 2-1 事例調査の対象とした NPO

団体名	所在地	主な活動	科学技術との関連	
NPO 法人 福井恐竜博物館後援会	福井県	福井県立恐竜博物館の支援、友の会の運営	科学技術の理解増進	博物館や科学館の活用・支援 科学実験教室等の開催
NPO 法人 人と自然の会	兵庫県	兵庫県立人と自然の博物館でのボランティアによる学習・体験イベント開催		
NPO 法人 発見工房クリエイト	神奈川県	小中学生を対象とした科学実験教室開催、私設科学館設置		
NPO 法人 日本スペースガード協会	東京都	地球近傍小天体等の発見と監視	自由な研究の場の提供	
NPO 法人 ロボカップ日本委員会	東京都	人工知能、ロボット工学の研究開発の標準問題となるロボット・サッカー等の競技会、学術会議等を実施		
NPO 法人 ウェアラブル環境情報ネット推進機構	東京都	動植物、人間、人工物に微小端末を付け、ワイアレスでその状態のセンシングを行うウェアラブル・インフォメーション・ネットワークに関するサービスの開発		
科学技術への市民参加を考える会 (任意団体)	埼玉県	科学技術への市民参加を図るため、コンセンサス会議方式の採用等を社会に提案	政策策定への参加	
NPO 法人 原子力資料情報室	東京都	原子力やそれに代わるエネルギーシステムに関する調査研究		
NPO 法人 LPI-Japan	東京都	Linux の技術者認定試験の実施、日本における Linux の普及促進	技術者の育成	技術者の資格認定
NPO 法人 日本技術者連盟	東京都	技術者についての継続教育、雇用開発、社会貢献に関する各種プロジェクトの検討・実施		技術者教育
NPO 法人 ソフトエネルギープロジェクト	神奈川県	地球温暖化防止に向けての太陽光発電、風力発電などと省エネの普及啓発	技術の普及	新エネルギー

NPO 法人 平成・伊賀@LAN	三重県	主に伊賀地域において、個人、市民活動団体・企業・行政による諸活動の情報化を支援	情報通信
NPO 法人 アスクスネットワーク	三重県	市民活動団体の情報化支援、障害者を含む個人における情報利用技術の向上支援	
NPO 法人 国際情報科学協会	兵庫県	情報科学関連の新産業創造に向けた支援活動に関する事業の実施	

3 NPO について

3. 1 NPO の定義

NPO とは、Non-Profit Organization、あるいは、Not-for-Profit Organization の略語である。米国における法人制度と税制優遇制度を背景にして生まれてきた言葉であり、内国歳入法典（IRC）501c(3)の条項に基づいて米国の連邦政府内国歳入庁（IRS）により免税資格を得ている団体を指すとの考え方もある¹⁷。

この言葉の意味からすると「非営利団体（組織）」というべきものであるが、非営利団体であっても、政府、公社、公団、自治体、特殊法人などの団体は含まれず、民間の団体・組織であることが前提となっている。したがって、通常は「民間非営利団体（組織）」と言われている。さらに、「非営利」という点については、「対価を取らず、無償でなければならぬ」ということではなく、対価を取って「利益が出た場合は、それを関係者で配分しない」という意味であり、「儲かっても株主に配当しない株式会社」ともたとえられている¹⁸。

NPO という言葉は、近年使用頻度が増加しているものの、日本の国民の間ではまだまだ知られていないようである。経済企画庁が行った「国民生活選好度調査」（2000年）によると、「十分に知っている」人は2%、「ある程度知っている」人は19%と少ない結果となっている¹⁹。

米国ジョンズ・ホプキンス大学レスター・サラモン教授が中心となって行われた非営利セクター国際比較プロジェクトにおいては、7つの要因、すなわち、

- ・ 正式に組織されていること
- ・ 民間であること
- ・ 利益配分をしないこと
- ・ 自己統治
- ・ 自発的であること
- ・ 非宗教的であること
- ・ 非政治的であること

をあげて非営利組織を定義したが、このプロジェクトでは、日本の公益法人（社団法人や財団法人）、学校法人、医療法人などが非営利組織に含まれていた²⁰。

また、「市民活動を支える制度をつくる会（シーズ）」の事務局長である松原明氏は、現在の日本において NPO といったとき、次の 4 通りの意味があることとしている²¹。

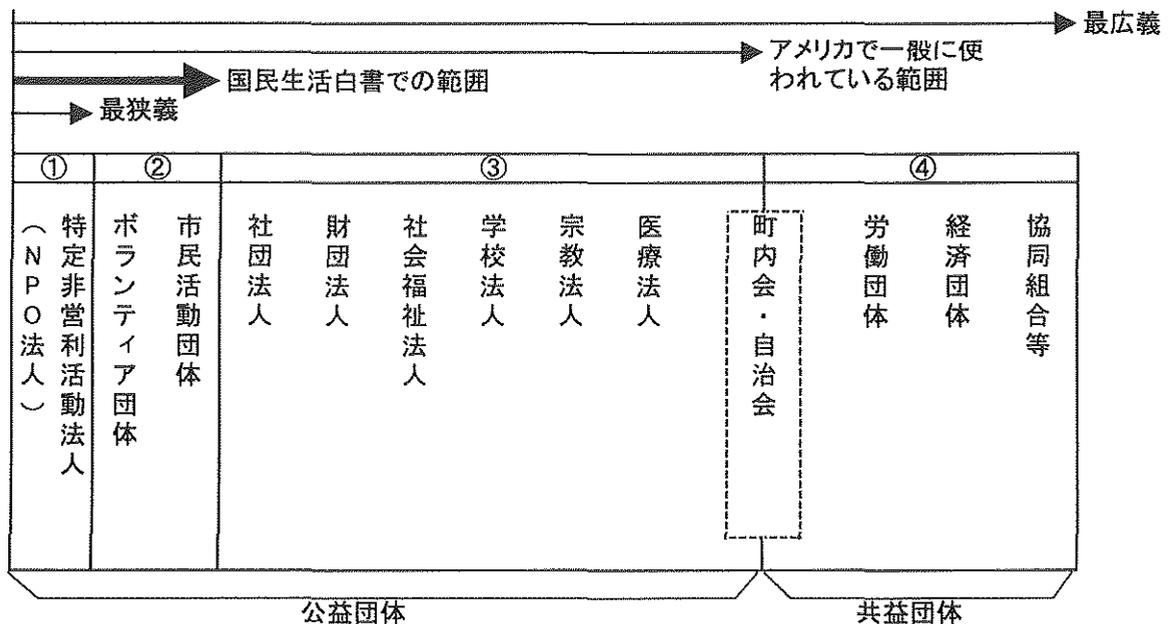
- a 最も狭義の理解は、NPO 法に基づいて、特定非営利活動法人（NPO 法人）になった団体のみをいう場合。NPO 法成立以降、そのような捉え方をする人々

が増えてきている。

- b いちばん一般的な理解で、ボランティア団体や市民活動団体といわれる団体のみをいう場合。経済企画庁の1996年の調査によると全国で約8万6千団体あるとされている。
- c 広義の理解で、宗教法人、社会福祉法人、社団法人、財団法人、私立学校法人、医療法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、ボランティア団体など、すべての営利を目的としない公益団体をいう場合。
- d あまり一般的ではないが、最も広い意味で営利団体以外のすべての団体を指す場合もある。この場合は、上記の団体に農協や生協、共済組合、町内会・自治会などの共益団体を含めていう。（筆者注：共益団体とは構成員相互の利益を目的とする団体であり、受益者があらかじめ特定されている。）

平成12年度国民生活白書（以下「国民生活白書」という。）では、NPOにどのような団体を含むかについては、いろいろな考え方があり、狭義から広義まで、国内でも海外でも使われ方は統一されていないとしたうえで、NPOに含まれる団体の種類を図3-1のように整理している。

図3-1 NPOに含まれる団体の種類



(資料) 経済企画庁『平成12年度国民生活白書』
 (備考) 1. 各種資料をもとに経済企画庁にて作成。
 2. まれに地縁組織である町内会や自治会をNPOに含めるときがある。

国民生活白書においては NPO を、次の 2 つの類型を含むものと考えて議論している²²。

- ① NPO 法に則して認証された NPO 法人（図 3-1 の①の部分）
- ② そのような法人格は取得していない市民活動団体やボランティア団体（図 3-1 の②の部分）

これは、先に述べた松原明氏がいちばん一般的な理解であるとしている b（a も含まれる）と一致している。なお、松原氏の分類の c は図 3-1 中の①～③に、d は①～④にそれぞれ該当するものと思われる。

本資料においても、国民生活白書と同様に「NPO」とした場合は上記①及び②の団体を示すこととする。

NPO 法成立前の 1996 年 9 月末時点で、経済企画庁は、「継続的、自発的に社会的活動を行う、営利を目的としない団体で、公益法人（社団法人、財団法人等）でないもの」を「市民活動団体」として全国規模の調査を行ったが、それに先だって、都道府県等に依頼して市民活動団体のリストアップを行っている。これによると、このような市民活動団体は全国で 85,786 団体存在するとされた²³。これは、調査時点では上記の②に該当するものと考えられるが、NPO 法施行後は一部の団体が NPO 法人格を取得し①に移行したものと考えられる。2001 年 2 月 23 日現在、NPO 法人として認証されたのは 3,470 団体となっている²⁴（添付資料 1 参照）。

3. 2 NPO とボランティア

近年、図1-1で示したように、「ボランティア」の新聞紙面登場回数は急増する傾向を示しており、2000年には国民生活白書で「ボランティアが深める好縁」が主題に取り上げられたり、2001年がボランティア国際年とされるなど、ボランティアに対する社会的な関心が高まっている。経済企画庁の調査によると、ボランティア活動を有償評価すると約6,500億円とされている²⁵。

「ボランティア (Volunteer)」という語については、義務でもなく正規軍でもない、自らの意思で軍隊役務を務める「義勇兵、志願兵」という意味から転じて、自ら進んで社会事業などに参加する人の意味で使われている²⁶。

国民生活白書では、ボランティアの定義は、時代的にも国際的にもある程度幅があるとしながらも、ボランティアの最大公約数的な要素として次の2点をあげている。

- ① 自発性：自らの意思に基づいて行動する。
- ② 貢献性：(社会の一員として) 他の人々や社会の福利を向上させる。

我が国では、生涯学習審議会、中央社会福祉審議会、国民生活審議会などでボランティアの定義がなされているが、これらの定義をみても、上記の2点がポイントとあると考えられる²⁷。そして、同白書では、活動の対価については、基本的に無対価であり、自らの経済的利益を求めることが中心的な動機にはならないが、現実のボランティア活動は多様であり、対価の観点からは極めて幅広い活動になっているとしている²⁸。

日本NPOセンターの山岡義典氏は、ボランティアの言葉の原義が「自分で考え、自己責任で行動する人」であるとして、その言葉には無償の意味はないが、歴史的に無償の活動であり、ボランティア活動は非営利であるうえに、かつ活動そのものによる金銭的対価を得ない無償の活動に限定して考えるとしている。さらに、伝統的には欧米でもボランティアという言葉は無償の活動を指し、日本だけがボランティアに有償の活動を含めると混乱することから、有償の市民活動はボランティアではないが、ノンプロフィットなのだと位置付ければよいのではないかとしている。また、同氏は、一時、日本では有償と無償のボランティアが対立していたが、最近では、有償のスタイルが好きな人と無償のスタイルが好きな人がいるというだけの話だと考えられるようになりつつあり、大事なことはその活動がどのような効果を示すかということだけであって、無償か有償かというのはいわばアプローチの違いに過ぎないとしている²⁹。なお、ボランティアの報酬については、社会福祉法人全国社会福祉協議会の調査によると、ボランティア活動を行っている人のうち、「報

酬を受けている」と「実費の支給、報酬ともに受けている」の合計は 1 割に満たないが、「実費の支給や報酬を一切受けていない」人は 7 割近くにのぼっているとされている（残りの 2 割は「実費の支給を受けている」と「無回答」）³⁰。一方、経済企画庁の調査によるとボランティア活動をした人が実費や謝礼を一切受け取るべきではないと考える人の割合は、1993 年の 30%から 2000 年には 19%に低下していることなど、国民の間でボランティアは無償でなくてもよいことに対する理解がみられるとされている³¹。このように、ボランティア活動は無償のものが多く、有償のものもあり、ボランティア活動は全て無償のものだと決めつけることは避けなければならない。

また、同白書では、1995 年の阪神・淡路大震災に関わるボランティア活動に関する実態調査の結果から、「復興後の活動を行う中で、個人のボランティアから、ボランティア団体や市民活動団体、すなわち NPO へと組織化の動きが進んでいったものと考えられる。」としている。³²さらに、ボランティアと NPO の関係を、

- ・ ボランティアは、組織化された NPO の活動の重要な担い手となる。
- ・ NPO はボランティアが活動するための装置として、大きな役割を果たすことが期待されている。

とした上で、NPO の活動の中心にボランティアがいて、NPO の活動が組織的かつ継続的になるようにボランティアが支えている点が必要であるとしている。また、NPO と個人で活動するボランティアの相違点を、両者を厳密に特徴づけるのは困難としつつも、表 3-1 のような内容で整理している³³。

表 3-1 NPO と個人で活動するボランティアの相違点

NPO	個人で活動するボランティア
事務所やスタッフが必要になる。	事務所がなくても構わない。
報酬を受け取るスタッフが働いているところもある。また、会員制や互酬制を基本とする場合にはサービスは有償となることが多く、謝金を受け取る有償のボランティアも活躍する。	無報酬であることが多い。
日常的、継続的に活動することが可能である。	余暇の範囲での活動が中心になる。

3. 3 NPO と NGO

NPO は NGO としばしば対比される。日本では、図 1-1 で示したように、NGOの方が NPO より早い時期に新聞紙面に多く登場するなど、馴染みが深いともいえる³⁴。特に環境 NGO については、1992 年の国連環境開発会議（地球サミット）で採択された「アジェンダ 21」では、NGO の役割の強化が謳われ、NGO は政府の対等なパートナーとして位置付けられたほか、1997 年の地球温暖化防止京都会議（COP3）では、各国間の交渉から合意に至るプロセスで、環境 NGO が大きな役割を果たした。環境 NGO には、グリーンピースのような多国籍 NGO や国内最大の日本野鳥の会から、小規模なりサイクル・グループまで、全国で 4,000 余りの環境 NGO がさまざまな環境問題の実践、普及啓発、調査研究などの活動を行っている³⁵。

松原明氏は NGO について、その言葉の根拠は、国際連合憲章第 71 条、すなわち、「経済社会理事会は、その権限内にある事項に関係のある民間団体（non-governmental organizations）と協議するために、適当な取極を行うことができる。この取極は、国際団体（international organizations）との間に、また、適当な場合には、関係のある国際連合加盟国と協議した後国内団体（national organizations）との間に行うことができる。」によるところが大きいとしている。国連経済社会理事会では、一定の審査を経て承認された民間団体を登録し、オブザーバーや発言の機会を保障することとしてきたことから、この国連のシステムから始まって、NGO というのは、一般に、国連を始めとする国際会議などで、民間団体を指すときに使う名称であり、政府以外の団体といった程度の呼び名に過ぎないとしている。また、国連では、慣習的に営利企業を NGO の中に入れていないとしている。これに対して、NPO というのは内国的な概念であり、米国の法人制度や税制度に出自を持っているとしたうえで、「こうしてみると NGO と NPO というのは、ほとんど重なっていることがわかる。要は、それぞれ登場する場所の違いによって、NGO と NPO が分類されている。同じ団体が、国際会議に行けば NGO として扱われ、自国の企業と比べられるときは NPO と呼ばれるということである。」としている³⁶。

さらに、山内直人氏は、NPO と NGO について、NGO は字義どおりには非政府組織であるとしたうえで、「それでは NPO と NGO はまったく異なるのかといえばそうではありません。むしろ、この両者は同じような実態の組織の別名称であると理解するほうがよいでしょう。ただし、営利を追求しないとか、利潤を分配しないことを強調するときに NPO という呼び方が好まれ、他方、政府からの独立を強調するときに NGO が使われるという傾向があるようです。この nongovernmental という言葉には、国境にとらわれないという意味もありますから、そこからの類推

で NGO といえば国境を越えて活動する民間国際援助団体のことを意味する場合があります。日本では、特に NGO をこのように狭く解する向きが多いと思います。」としている³⁷。

一方、松下啓一氏は、言葉の意味から見れば、NGO は、“Non-Governmental”、つまり政府との区別に力点を置いていた表現となっているのに対して、NPO は、“Non-Profit”、つまり営利企業との区別に力点が置かれている点から見れば、例えば、市民事業のような非営利性・公益性を強調した事業性の強い活動は、NPO の概念がふさわしく、これに対して、国や自治体等に対する政策提案を行う市民運動の色彩の強い活動は、NGO の概念がふさわしいとの見方も示している。しかしながら、同時に、NPO 法や NPO に対する優遇税制といった場合の NPO は、一般的に、国境を越えて活動を展開している組織（活動）を意味する言葉である NGO を含む広い意味で使われるため、NPO は、NGO を含む広い意味で使用している³⁸。

このように、日本においては、NGO も民間非営利団体の概念に含まれる場合が多く、NPO 法人にボランティア団体や市民活動団体を加えた NPO に含まれるものと考えられる。本調査資料においてもこれと同様に、NPO には NGO を含むものとする。

3. 4 特定非営利活動促進法（NPO 法）について

NPO 法は、「1 調査の背景と目的」で述べたように、1996 年 12 月、当時の与党 3 党（自由民主党、社会民主党、新党さきがけ）の議員により第 139 国会に「市民活動促進法案」として提出され³⁹、民主党による修正、名称の変更等を経て、1998 年 3 月 19 日に成立し、同年 12 月 1 日施行された。その概要は添付資料 2 のとおりである。

この法律の目的は、「特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与すること」である。「特定非営利活動」とは、法の別表（第 2 条関係）に掲げられる「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」等 12 の活動分野に該当し、かつ、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものであると定められている。（第 2 条第 1 項）これらの活動を行う団体の多くは、法人格を持たない任意団体であったため、銀行口座の開設、事務所の貸借契約、不動産の登記、電話設置などの法律行為が団体名で行うことができなかったが、法人格を取得することによってこれらの不都合を解消し、その活動の健全な発展を促進しようとするものである。

松下啓一氏は NPO 法の特徴として次のような点をあげている⁴⁰。

① 民法の特別法

対象となる活動を区分・限定せずに、「非営利」とする法律を作るのが自然であるが、特別法の範囲（非営利）が、一般法である民法上の公益法人の範囲（非営利かつ公益）よりも広いという結果になり、法体系上矛盾が生じる。

また、対象となる団体の要件を「非営利かつ公益」とすると、民法と同じ要件になるが、これでは、民法の公益法人と同じ団体を主務官庁の許可なく設立できる制度を作ることになり、この点でも法体系上矛盾が生じてしまう。

そこで、NPO 法では、上述の矛盾を回避すべく、非営利かつ公益をさらに限定し、対象となる活動を 12 項目とした。しかし、これは法体系上の矛盾を回避するための法技術であることから、12 項目を厳格に解する必要がなく、できる限り広く解釈するほうが妥当である。

② 法人の設立等に関する手続法

この法律の目的は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、市民が行う自由な社会貢献活動の健全な発展を促進することにある。したがって、4 章 50 条で構成されたこの法律のほぼ全てが、法人の設立、運営、解散・合併、監督、罰則などの手続き規定となっており、他の法律のように手

続きや細則を政令・省令に委ねる方式を採用していないことが特徴である。これは、手続きも含めて国会における公開議論の中で決定していこうとする趣旨である。

③ 簡易な設立方法

法人の設立を認める基準については、種々あり、歴史的にも変遷してきたが、現在では、次のような諸主義がとられている。

- ・ 特許主義……法人を設立するためには、特別の法律の制定を必要とするものである。日本銀行や公団・公庫などがある。
- ・ 許可主義……設立を許可するかどうかを主務官庁の自由裁量に委ねるものである。民法の社団法人、財団法人はこれに当たる。
- ・ 認可主義……法律の定める要件を具備して主務官庁の認可を受けることによって法人が設立されるものである。要件を具備すれば、主務官庁は、必ず許可を与えなければならない点で、許可主義と区別される。非営利・公益事業については、許可主義は立法論的には妥当ではないことから、民法の特別法として設立が認められている社会福祉法人、宗教法人、学校法人などは、この認可主義によっている。
- ・ 準則主義……法律の定める一定の要件を備えれば当然に法人とするものである。株式会社や有限会社がこれに当たる。

NPO 法では、一定の基準を定め、この基準に適合している時には、その設立を認証しなければならないとしていること（第 12 条）等から、基本的には認可主義といえる。ただ、認可という表現を用いずに、敢えて認証としていること、認証の申請が認証の基準に適合している時は認証しなければならないとされていること、この審査は原則として提出された書面により行うとされていること、認証の決定は原則として 2 ヶ月以内に行い、仮に不認証の決定をする時は、書面をもってその旨を通知しなければならないとされていること等から、実質的には、準則主義に近い認可主義と考えられる。

④ 団体委任事務

NPO 法人の所轄庁は、原則として、その事務所の所在地を管轄する都道府県知事が担当する。法人格付与事務を団体委任事務としたのは画期的なことで、これは、地域的な特性等を踏まえて判断することを認めたものである。

なお、2 以上の都道府県に事務所を設置している場合については、経済企画庁（現在は内閣府）が所轄庁となる。

⑤ 議員立法

この法律は政府提案ではなく、当時の与党 3 党が提案したものがベースとなっているが、野党側も対案を提案するなど活発な議論が繰り広げられた。議員立法であったため、法律の制定過程がかなりオープンになるとともに、内容に NPO の意見が強く反映されることとなった。同時にインターネットを通して、法律の審議過程や政治状況等が逐次発信され、電子メールを使って市民間で意見交換がなされた。

なお、NPO 法については、NPO 法の附則で「特定非営利活動法人制度については、この法律の施行の日から起算して三年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」と規定されているほか、衆議院内閣委員会の附帯決議では「特定非営利活動法人に関し、その活動の実態等を踏まえつつ、特定非営利活動の推進及び支援のための税制等を含めた制度の見直しについて、この法律の施行の日から起算して二年以内に検討し、結論を得るものとする。」、参議院労働・社会政策委員会の附帯決議では「特定非営利活動法人に関し、その活動の実態等を踏まえつつ、税制等を含め、その見直しについて、法律の施行の日から起算して二年以内に検討し、結論を得るものとする。」とされており、税制改正については関連法案が国会に提出されているほか、法人制度についても、関係者によって見直しが検討されている。

3. 5 NPO 法人格について

非営利活動を行っている任意団体が NPO 法人格を取得すると、次のようなメリットが生じるとされている⁴¹。

- ① 各種契約や銀行の口座開設が法人名義で可能となる。従来は団体の代表者の個人名義で契約を結ぶ場合が多く、代表者の所得税の問題や、代表者が死亡した場合の相続税の問題等があった。
- ② 団体の建物や土地を団体の名義で登記することができる。これにより、代表者が交代するごとに所有権の移転登記をしたり、財産上のトラブルが発生する事態が防止できる。
- ③ 補助金や寄付金の交付を受けたり、委託事業を受託しようとする場合に、相手方から、法人格を持っていないことを理由として断られることがなくなる。
- ④ 外国で活動する NGO は、従来、日本における法律上の位置付けが不明確であるため、肩身が狭い思いをしてきたが、そのような問題が解消する。
- ⑤ 法人格を取得した団体は、法律で定められた一定の要件を満たしているため、組織や運営等がしっかりした団体である可能性が高い。このため、団体の社会的な信用が増す場合がある。(ただし、認証されたからといって、所轄庁がその団体に全面的に「お墨付き」を与えたとは考えるべきではない。その団体の信用性は、活動実績や公開された情報などから各自で判断すべきである。)

一方、NPO 法人格の取得に伴う義務のポイントは、次のような点であるとされている⁴²。

- ① 他の法人制度と同様に、定款等で定められた目的の範囲内でなければ権利を有することも義務を負うこともない。また、活動、組織、事業運営等についても、この法律や民法等の規定に従って行われることが求められ、団体が全く自由に行うことが認められているわけではない。
- ② 「市民が行う」「社会貢献活動」であるので、NPO 法人の活動内容自体も「市民」に対してガラス張りでなければならない。
- ③ 特定の個人や法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行ったり、特定の政党のために利用してはならない。
- ④ 税の負担。NPO 法人に対する税金の制度は複雑であるが、株式会社等に適用される税制よりはかなり優遇された税制度が適用され、公益法人等に対する税制度に近い制度が適用されると考えておいてよいであろう。(筆者注：現行の NPO 法人と公益法人等の税制については添付資料 3 及び 4 参照。また、「4. 3 行政への要望」において述べるように 2001 年度に寄付税制の優遇措置が盛り込まれるよう「租税特別措置法等の一部を改正する法律案」が国会に提出

されている。)

このように、NPO 法人格を取得した場合には、相応の義務が生じるが、そのメリットに魅力がある団体も多いと考えられる。しかし、法人格を取得するならば、従来からの民法上の公益法人、すなわち社団法人、財団法人でもよいと考えられる。公益法人の設立については、民法の規定により主務官庁の許可が必要である。この許可に当たっての政府の統一的な基準やその運用指針として「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（1996年9月20日閣議決定）及び「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」（1996年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係関係会議幹事会申し合わせ）などが定められている。基本財産、年間事業規模、会員数、活動実績などの具体的な設立基準は各主務官庁により定められているが、その基準はボランティア団体や草の根の市民活動団体、あるいは活動を始めたばかりの団体にとってはかなり厳しい。また、主務官庁の許可制では、主務官庁と立場を異にする事業、複数の所掌官庁にまたがるような活動などを行う団体に対しては許可されにくいとの指摘もある⁴³。社団法人・財団法人と NPO 法人の比較を添付資料5に示した。

一方、株式会社や有限会社といった会社組織になる方法もあり、実際にそのような対応をとっている団体もあるとされている。これらの会社組織は役所の許可なしで登記所への登記だけで設立できるので、手続きは簡単だが、寄付金や会費収入も課税対象になるうえ、非営利公益活動団体が、営利を目的とした会社組織の形をとることには抵抗感が強い場合があるであろうとの指摘もある⁴⁴。

以上の法人格取得を巡る状況が、NPO 法制定の背景であるとともに、非営利団体が NPO 法人格を取得する理由となっている。

3. 6 NPO と情報通信技術

近年の急速な情報通信技術 (IT) の発達には社会に大きな影響をもたらしているが、ボランティア活動や NPO の活動のうえでもその影響は大きい。国民生活白書は第 I 部に「第 4 章 IT からみた交流とボランティア」という章を設けて記述している。そのポイントは次のようなものである⁴⁶。

○ インターネットによって広がる交流

インターネットの利用により、「遠くの友人」や「疎遠になっていた人」と連絡を取る回数が増えた人が 5 割、「直接会ったことのない友人の数」が増えた人が 4 割いる。インターネットは、人々が好みの縁でつながることを促進する。

○ 時間や空間の可能性を広げるインターネット

インターネットは、①時間の広がり、②空間の広がり、③同時多元的な交流関係を実現するため、NPO で活躍する人同士の交流の輪を広げることに大きく貢献するものと期待される。

○ 高齢者や障害者の交流を広げるインターネット

IT は、高齢者や障害者の交流を広げ、生活を豊かにすることにも貢献している。

○ IT を活用する新しいボランティア

IT を活用する新しいボランティア活動が誕生している。例えば、①阪神・淡路大震災時に、災害関連情報を社会に広める活動を行った「情報ボランティア」、②パソコン技術を小学校の教員、高齢者や障害者に教える「情報ボランティア」、③インターネットを使い遠隔教育をしたり、病院等にいる人をインターネットを通じて訪問する「バーチャルボランティア」があげられる。

ボランティア活動は、個人の時間や労働を他の人のために役立てるものである。それらに制約がある人でも、知恵の観点からいろいろな方法で人の役に立つことができる。IT は、ボランティアの可能性を一層広げていくと期待される。

また、経済企画庁は、1998 年に、市民活動団体が行う「情報発信」に焦点を当て、その特徴と課題を明らかにすることを目的とした「市民活動情報支援システム・モデル開発に関する調査研究報告書」を作成した。市民活動団体や、市民活動への参加経験がある人、参加の意向を持つ人を中心とする個人に対するアンケート調査などを実施し、調査の結果、全団体の 8 割が情報発信の必要性を認めており、かつ半数の団体では発信が不十分だとしていることなどを明らかにしている。そして、その報告書の中で、「より本質的な議論として、NPO とインターネットは、中央集権型ネットワークに対する分散型ネットワークである点で本質的な類似性を持つ。

本来的には企業よりも NPO との親和性が高いメディアであり、その活用が望まれる。」とし、NPO とインターネットの親和性を強調している⁴⁶。

このほか、NPO とインターネットについては、次のような指摘がなされている。

- ・ インターネットを通じた情報収集や情報発信のコストはきわめて低くなっているから、小規模な NPO でも、政府や巨大多国籍企業と同等以上の質と量の情報を取り扱うことができる。これにより、政府や営利企業と比較した NPO の相対的な地位が高まることになった⁴⁷。
- ・ インターネットは、小規模 NPO がそれぞれ役割を分担し、個々の NPO がそれぞれ役割を分担し、個々の NPO が専門化するうえでも威力を発揮する。たとえば、都市型地震のような大きな自然災害が発生したとき、気象、緊急医療、搜索、高齢者ケア、建築、土木など、それぞれの得意分野を持つ NPO がインターネットにより連携して、次元の高い総合的なサービスを提供することが可能になる⁴⁸。
- ・ NPO 同士が情報ネットワークで結ばれることにより、NPO の分業化、専門化が促進されている。地球温暖化防止会議、対人地雷禁止条約、中東をはじめとする和平会議などでも、専門化集団としての NPO が果たした（あるいは果たしつつある）積極的な役割が注目されている⁴⁹。
- ・ 非営利セクターの発言権を高めるのに大いに貢献しているといえる電子ネットワークの緊密化は、大きな傾向として、公共財産としての情報を営利セクターから非営利セクターへとその管理をゆだねることをもたらし、非営利セクターの拡大、並びに非営利セクターによる営利セクターの監視と規制という流れを生むことになるであろう⁵⁰。
- ・ インターネットあるいは分散型コンピューター・ネットワークの発達そのものが、ある種の NPO 活動だという指摘もある。インターネットの発達史をみると、サービス精神にあふれた無数のボランティアたちが、ネットワークを構築し、ネットワーク用ソフトウェアを開発し、それらの多くを「シェア・ウェア」として無償で流通させるといった営みを通じて、インターネットの普及を促進したからである⁵¹。
- ・ オープン・ソースのコンピューターのオペレーティング・システム (OS) である「Linux」は一種の NPO ではないかとの意見もある。Linux とは、ヘルシンキ大学の学生であったリナス・トーバルス氏が開発し、1991 年に発表したオペレーティング・システム (OS) のことであり、従来型 OS と異なり、フリー・ソフトとしてソース・コード (プログラムの中身) を無償で公開し、世界中のソフト技術者に開発への参加を呼びかけるという戦略をとった。これに呼応してインターネットを通じて Linux 開発に参加したボランティアのソフト技術者は数万人、そのボランティア時間から推計した開発費用は 100 億ドル

に達するという説もあるとされている。このソフトは、だれでも、インターネットを通じて無償で手に入れることができるため急成長してきた。Linux の開発プロセスはボランティアに支えられた自然発生的な非営利活動であり、Linux は情報革命の象徴ともいべき新しい NPO なのではないかとの見方である⁵²。

このように、NPO とインターネットに代表される情報通信技術は親和性が高く、NPO は情報通信技術を有力なツールとして駆使するとともに、情報通信そのものをメインテーマとした NPO も多く誕生しているなど、切っても切れない関係となりつつあると考えられる。情報通信技術の進展によって、NPO は以前より政府や企業と比較して相対的に力を増しつつあり、その力を侮ることはできなくなってきたと考えられる。

3. 7 NPO と行政の関係のあり方

まず、NPO 全般と行政の関係について整理することとする。

これまで、社会における市民サービスは、企業による市場サービスと、行政による公共サービスにより独占されてきたが、ニーズの多様化、行政の限界、社会全体の行き詰まりなどにより対応が難しくなってきた。一方、自発的に素早くニーズに対応してきた市民活動・NPO は新しい公共の担い手として成長し、行政にとって、地方分権、地域主権、市民自治のパートナーとして、その必要性が求められているとされている⁵³。

また、科学技術の分野においても、(財)政策科学研究所の調査報告書において、「市民／行政／企業の各セクターとのパートナーシップが組まれる中で科学技術はどう生かしていくか、市民がイニシアティブをより強く発揮する社会において科学技術をどう推進していくか、といった問題は、21 世紀の科学技術を考えるに当たって最も重要な課題の一つになるだろうと思われる。」⁵⁴と述べられているように、行政と NPO のパートナーシップの問題は重要であると考えられる。

さらに、労働省の調査報告書では、「労働行政が、充足が必要とされる勤労者の個別ニーズをすべて自ら発見し、自らの手でこれに対処することは、効果的でもなく、効率的でもない。今後、NPO セクターの成長に伴って、資金、場所、情報を提供しつつ具体的な仕事のやり方については任せたり、場合によっては全面的に委ねる方が結果として勤労者の福祉の向上をもたらす場面も多くなると考えられる。」⁵⁵と述べられており、行政の効率化を進めていく上でも、NPO とのパートナーシップは重要であるとの考えが示されている。

NPO が行政にとってのパートナーであるためには、相互に次のようなパートナーシップの原則に基づいた関係が求められるとされている。行政、企業、NPO の 3 つのセクターそれぞれがうまく機能していくためには、役割と機能分担についての合意形成とルールの確立が必要であり、「企画・実行・評価」の全てのプロセスで「協働」によって実行されるべきであるとされている⁵⁶。

パートナーシップの原則	
① 対等の原則	④ 相互理解の原則
② 自主性尊重の原則	⑤ 目的共有の原則
③ 自立性尊重の原則	⑥ 公開性の原則

この行政と NPO の協働といった場合の「協働」という言葉について、「東京都ボランティア・NPO との協働に関する検討委員会」は、「行政とボランティア・NPO とが相互の存在意義を認識し尊重し合い、相互にもてる資源を出し合い、対等の立

場で、共通する社会的目的の実現に向け、社会サービスの供給等の活動をする」とを意味するとしている⁵⁷。

また、先の労働省の調査報告書では、協働のための「パートナーシップ」とは、NPO が行政と協働して事業を行う場合に則る原則であり、その内容は非同一性、契約の対等性、契約の有期性であるとしている。そのうちの契約の対等性との関連で重要なのは NPO は政策のあり方について独自の主義主張を有し、行政に働きかけていく機能（アドボカシー機能：「6. 3(2)アドボカシー活動」参照。）を有することであるとしている⁵⁸。

しかし、パートナーシップを組む上で NPO と行政の置かれている条件には明らかな格差があり（NPO にゴルフでいうところのハンディキャップがある状況）、少し時間をかけて格差を埋めていく過程が必要である。その第一歩が「支援」という関わりであるとの指摘がある⁵⁹。このように、行政と NPO の適切な関係を築いていくためには、パートナーシップの原則に留意したうえでの行政から NPO への支援をしていくことが必要となる場合が多いと考えられる。

NPO への支援をすることで、行政が獲得することとして、次のようなことがあるとされている⁶⁰。

- ・ 自治・分権のパートナーとなる新たなセクターが成長する
- ・ 行政自身の自己改革（意識改革）
- ・ 行政事業への市民参加による適正化・見直し……的確なニーズの把握
- ・ 分権推進……行政のスリム化（行政改革の推進）

一方、行政からの支援によって NPO が獲得できることとしては、次のようなことがあるとされている⁶¹。

- ・ 自治の担い手としての社会的認知
- ・ 自治の担い手としての自己改革
- ・ 社会的・経済的活動基盤の整備
- ・ 施策への市民参加の制度化

このように、行政から NPO への支援は、双方にメリットをもたらすものであると考えられている。

また、この行政から NPO への支援には、広義の意味での支援と狭義の意味での支援の2つのタイプがあるとされており、その内容は次のようになっている⁶²。

● 広義の支援

- ① 情報公開
- ② NPO への学習機会の提供

- ③ 施策への市民参加の制度化
- ④ 法制度の見直し
- ⑤ 庁内連絡・促進組織による職員の意識改革
- 狭義の支援
 - ① 補助金・助成金
 - ② 事業の委託
 - ③ 催しの共催
 - ④ 公的施設の場の提供
 - ⑤ 後援
 - ⑥ 情報提供、助言、相談（民間からの専門委員を施策検討段階で加える）
 - ⑦ 協働の担保（第三者機関による公開・信用保証）

これをみると、広義の支援というのは、NPO 全般を支援するもので、狭義の支援は、特定の施策に対応した支援といえると考えられる。後に「4. 3 行政への要望」の中の表4-16「NPO 支援における環境・基盤整備と直接支援」で示すように、「環境・基盤整備」と「直接支援」という整理の方法もある。

さらに、NPO への支援は行政だけではなく、民間も行うものであり、その整理を行ったものが表3-2である。

表3-2 NPO 支援施策の柱と行政の役割

NPO 支援ニーズ	支援施策	担い手	
		行政	民間
1. 人材の充実・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・経営情報の提供・相談 ・人材ネットワークづくり ・市民の活動参加促進 	○	○
2. 活動の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備の提供 ・使用料等の減免 	○	○
3. 活動資金の確保充実	<ul style="list-style-type: none"> ・寄付 ・助成 ・融資 ・税減免 	○	○
4. 活動機会の創出・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・活動情報の提供 ・コーディネート ・事業の後援・共催・委託 	○	○
5. 活動を支える社会的風土の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・企業の啓発 ・まちづくりへの市民参加促進 ・情報公開促進 	○	○

6. 活動を支える制度・体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ NPO 活動促進条例の制定 ・ 税制の見直し ・ 保険制度の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ ○ 	○
-------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------	---

資料：仙台 NPO 研究会『公務員のための NPO 読本』（ぎょうせい、1999 年）。

労働省の調査報告書によると、労働行政に関わる NPO に関する支援として、次のようなものがあげられている⁶³。

- ① 補助金の交付
- ② 調査・研究事業の委託
- ③ 政策立案過程への参加
- ④ 職員の派遣による人的交流
- ⑤ 意見交換の場の設置
- ⑥ 人権ケースワークへの認知
- ⑦ ケース会議の設置
- ⑧ 官設民営
- ⑨ 事業の委託
- ⑩ 事業経営のマネジメントの研修・サポート

このうち、行政から NPO への事業の委託については、経済企画庁は国民生活白書において、同庁の調査結果⁶⁴に基づき、「支援策として重要な NPO への事業委託」として記述している。それによると、全国の都道府県（回答数 41）、人口 10 万人以上の市（同 147）及び東京特別区（同 10）のうち、NPO に「現在委託している事業がある」と回答した地方公共団体は 48% となっており、委託した事業の種類は、「自治体の施設の運営」（15%）、「介護・家事援助などのサービスの「提供」（10%）、「専門的な相談事業」（10%）、「イベントの実施」（9%）、「調査研究」（9%）等、様々な内容に及んでいるとしている。また、行政が NPO に事業委託で期待する点は、「市民ニーズにより合ったサービスの向上が図られる」が 52%、「行政だけではできないサービスができる」（49%）、「コストの削減につながる」（36%）などとなっているとしている⁶⁵。このように、行政から NPO への委託は、NPO の資金面の上でも、行政のサービス向上などの上でも期待されていると考えられる。

行政が NPO に委託をする意味は、本来的には、行政がその活動だけでは実現できない公益を、NPO と協力しあい共同作業をすることで実現しようというものであるが⁶⁶、NPO にとっても行政からの事業委託に寄せる期待は大きい。NPO 法人については、その要件として NPO 法第 2 条第 2 項第 1 号において、営利を目的としないことが定められている。しかしながら、「ここにいう『営利を目的としない』

とは、団体の構成員（社員）に対して、形式的にも、実質的にも、余剰金（利益）を分配したり、財産を還元しないということである。『収益を目的とするような事業』を行ってはならないということではない。法第5条において『その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り』として、条件付きながら『収益事業』を行うことができることから明らかであろう。⁶⁷と述べられているように、収益を伴う活動を行い、得た収入を特定非営利活動のために支出することが可能となっている。今回調査したNPO、特に情報通信関係の活動を行っているNPOについては、特定非営利活動の範疇の中で収益を伴う活動を行い、それによって活動費を確保するという、いわば独立採算ができるプロジェクトを行うことを目指している。これまで、行政からも多くの事業委託が行われているが、その委託先は株式会社、公益法人（財団法人、社団法人）、特殊法人がほとんどである。今後は、様々な分野においてNPOを委託先に含めていくことが必要であろう。

しかし、そのためには、次のような課題があると考えられる。

- a 行政側が委託して実施しようとしているニーズに合致した目的を持つNPOが存在するのか。
- b 委託しようとするNPOに、事業を受託し、責任を持って完遂できる能力、体制があるか。
- c 行政側がNPOの能力等をどのように事前に評価するか。
- d NPOの実績が少ない中で、競合する企業、公益法人などがあった場合、NPOが行うメリットがあるか。
- e 行政側がNPO一般を十分理解しているか。

aについては、行政からNPOへの事業委託は基本的に行政側の意図とNPOの目的が合致した部分で、対等な立場で行う「協働」という概念が提唱されている。各々のNPOは定款等により目的を明らかにしており、活動の範囲もある程度特定されている。したがって、行政側のニーズを共有できるNPOがあるか否かがまず問題となる。

bは当然の事項であるが、発展途上のNPOが多い中で、aに該当するNPOに対して、現状では体制が整わなくても、事業を委託していく中でパートナーとして支援していくことも考えられるであろう。このような視点も含めて、cのように行政側がNPOをどのように見極めるかも重要なポイントであろう。多くのNPOが設立されている中で、日本においてもNPOを評価していこうとする動きがNPO自体の中で起こっている（NPO支援組織による「評価システム研究会」など）。このような動きにも注目していく必要がある。

dについては、予算の有効使用という点から重要であり、なぜNPOに事業を委

託を行うのか、納税者を納得させるような理由が必要である。今回事例調査を行った NPO の中には、県が発注する 2 つの委託事業について、入札で企業を退け受注している（「4. 1(2)特定非営利活動法人アスクスネットワーク」参照）。これらは、NPO 自身の実力や努力もさることながら、事業内容が市民活動団体のデータベース作成など、NPO にふさわしかったことにもよると考えられる。それまでの活動による特定の分野の知見やノウハウの蓄積、ネットワークの拡がり、市民からの視点など NPO が有する資産や特性にマッチした事業内容であるか否かもポイントとなるであろう。

e については、NPO 発展の背景や NPO 法の概要、NPO のおおまかな実態など、NPO についての正しい理解を行政側が有することが必要である。過大評価や過小評価をできるだけ排除し、NPO 全体を客観的に理解したうえで、個別の NPO に対応していくことが求められるであろう。

このほかに、事業委託において、委託費に含まれるのは事業費のみで、人件費が必ずしも含まれていないという指摘があり、有給スタッフが働く NPO が委託を受ける場合には、人件費を委託費に含めていくことにも注意する必要がある⁶⁸。

このような課題をクリアしたうえで、NPO の活動展開のうえからも、行政目的の達成に向け、事業委託先の選択肢が増えるという点からも、NPO に対する事業委託を進めていくべきであると考えられる。

行政と NPO が適切な関係を築いていくための前提条件として、NPO に対する行政側の理解が必要である。

「東京都ボランティア・NPO との協働に関する検討委員会」は、行政と NPO が協働を進める上で行政の課題として、次のような点をあげている。

- a 都における各部署において、関連分野で活動する NPO 情報などの収集整理がまず必要である。
- b 職員は、ボランティア・NPO に対する理解を深めていく必要がある。行動原理、収益構造、受益圏、受益層などに違いがあることを十分に認識することが重要である。
- c ボランティア・NPO と何のために協働するか、目的を明確にすることが最も重要である。
- d 協働を幅広く行っていくためには、政策策定段階の情報の提供が一層求められる。
- e 都民の生活をより豊かにしていくという観点から、都民の新たなニーズを常に把握する必要がある。

そして、ボランティア・NPO にとっての課題として、行政情報へのアクセスの

努力が必要であること、自ら行っている市民活動の氏名や活動実績を行政側に理解してもらう努力をすることも必要であること、行政機関との組織や行動の違いを十分に認識しあうことが必要であることをあげている⁶⁹。

このようなことから、行政サイドとしては、これまで関係が限定されていた NPO と幅広く付き合っていくためには、NPO 発展の背景、NPO の実態、NPO 法の概要といった基本的な知識を身につけるとともに、併せて、業務に関連する NPO の情報を集め、その活動や考え方を理解することが必要である。NPO に対する過大評価や過小評価をできるだけ排除し、NPO 全体を客観的に理解したうえで、個別の NPO に対応していくことが求められる。

以上述べたように、行政と NPO はパートナーシップを組んで、対等な立場で共通する社会的目的に取り組んでいくことが重要とされており、NPO の現状をみると、行政からの支援が必要である場合が多いと考えられる。行政から NPO への支援の方法には様々なものがあるが、特に事業の委託は双方メリットが大きく、有力な支援方法であると考えられる。また、その前提として、行政は関連分野の NPO の情報収集や NPO・ボランティアに対する理解を深めること、NPO としては行政情報へのアクセスの努力などが必要であると考えられる。

3. 8 米国の NPO

前述したように、NPO という言葉は米国で生まれたものであり、その概念が日本に持ち込まれたものともいえる。米国における非営利セクターの運営費は、同国の国民総生産の 6.3%を占めるとされている（1990 年）⁷⁰。添付資料 6 において米国における NPO について概要をまとめた。

米国においては、各州が州法によって非営利法人について規定している。一方、連邦税の課税取り扱いについては、内国歳入法で規定されており、非営利団体に対する免税規定が内国歳入法 501 条～528 条に規定されている。免税が適用される団体のタイプについては、501 条(c)に規定されており、慈善目的の団体のほか、構成員の親睦、相互扶助などを目的とした共益団体、公共団体に対する支援を行う団体などが含まれている。それらの数は 1997 年時点で約 123 万団体に及ぶ。

州法の規定による非営利法人格と連邦税の税制優遇措置の関係については、非営利法人格の取得と税制優遇措置の適用は連動していないため、免税資格が必要な団体は、法人格取得とは別に、内国歳入庁の承認を受けることを要する。

また、連邦税の免税資格と州税の免税資格も連動していないため、州税については、各州の規定に基づき、別途申請・承認が必要である。

米国の場合、法人格取得は簡便で、免税資格取得は審査が厳しいことから、「NPO」といえば、

- ・ 広義には、州政府に対して法人申請を行い、これを取得した非営利団体。
- ・ 狭義には、内国歳入庁によって連邦所得税を免除されている 501 条(3)(c)団体。(1997 年時点で約 69 万団体)

を指しているのが一般的になっているとされている⁷¹。

4 「科学技術関連 NPO」の現状（事例調査の結果）

4. 1 各 NPO の概要

今回事例調査を行った科学技術関連 NPO の概要について以下に示す（添付資料 7 参照）。

(1) 特定非営利活動法人 福井恐竜博物館後援会

この団体は、2000 年 7 月に福井県勝山市に開館した福井県立恐竜博物館と連携・協力し、同博物館を支援すると同時に、広く市民が恐竜を中心とした古生物への興味や関心を高め、自然科学への理解を深めることなどを目的としている。

1982 年に勝山市においてワニの化石が発見されことなどを契機に、1989～1998 年にかけて福井県による発掘調査が勝山市において行われ、恐竜の化石が多数発見されたことから、地元の意向もあり、勝山市に福井県立恐竜博物館が建設された。この NPO の元になったのは、10 年間にわたる発掘調査を通じて形成された、恐竜に関心を持つ人々のネットワークである。

博物館の開館直前の 2000 年 4 月に設立されているが、聞き取りを行った 8 月時点では、開館して間もないので本格的な活動はこれからという状況であった。

今後の活動計画としては、ミュージアム・ショップの運営受託、子供を対象としたふれあい活動、外国人来館者のための通訳や車椅子の誘導、手話による解説、博物館から出版社等に貸し出す写真の貸出窓口業務、博物館友の会ともいえる「ダイノメイト」の募集・運営、会報の発行などを計画している。

事務所は博物館の 1 室を使用し、博物館の職員が理事として参加するなど、博物館と一体的に活動している。

スタッフは、発掘にも携わった地元の元高校校長（生物、地学が専門）が事務局長として事務所に常勤している。

目下の悩みは、県に提出する決算報告の作成などの会計処理である。事務局長だけでは対応が難しく、経理事務経験者の雇用を検討している。

法人格を取得した理由としては、NPO 法人として社会的に認められること、企業等に賛助してもらいやすく資金を集めやすいこと、委託契約などを行いやすいことのほかに、きちんとした組織としておくこと、博物館の独自性を出したいという点で博物館側と NPO 側の考えが一致したことなどをあげていた。

個人会員と家族会員を合わせて 8 千 5 百近くもの会員がいる国立科学博物館友の会は財団法人となっているが多くの博物館等の友の会は任意団体である。この NPO は、任意団体では自然消滅のおそれがあるので、法人格を取得して、きちんとした、公的に認められ、継続性がある組織にしておきたかったとしている。

また、現在、博物館は県立であるが、行政改革等による将来の独立法人化の可能性をにらんで、今のうちから NPO 法人の後援会が活動している博物館という独自性を出しておくとともに、NPO 法人である後援会の存在によって博物館と市民との連携をとっていくことが必要であると考えたとしている。

(2) 特定非営利活動法人 人と自然の会

この団体は、自然系主体の総合型博物館である兵庫県立人と自然の博物館（兵庫県三田市）における、阪神大震災の前年に当たる 1994 年からのボランティア活動が母体である。1999 年に、博物館をベースとしつつも、独立した組織として館外へも活動の場を広げたいという考えから NPO 法人格を取得した。そして、会と博物館は、相互の活動等に関して緊密に連携し、協力し合うことなど、両者のパートナーシップの重要性、必要性を確認する協力協定書を締結した。

会員については、県の指導もあってオープンな会とするため入会制限を設けていないが、現在のところ、全員、博物館等が募集し、研修等によって養成し、ボランティアとして登録した人々であり、100 人を超える。主な活動は、毎月第三日曜日の「ボランティアデー」に、来館者が自由に参加できる体験型イベントを開催することであり、会の中に入会年次をもとに編成されている 10 の班が回り持ちで担当している。この班とは別に、ミツバチやヒメホタルなど関心あるテーマ毎にメンバーが研究サークルをつくり、調査研究活動などを行っている。このほか、博物館が主催する講座の補助や受付、学校や自治体からの学習イベント実施などの受託事業などを行っている。

団体の所在地は博物館に近い現在の事務局長の自宅を登録しているが、活動場所の中心は任意団体の時と同様に博物館のボランティアルームとしている。

活動は基本的には無報酬であり、交通費なども各自負担である。特に常勤のスタッフは置いていないが、事務局長が会の事務のために、無報酬で相当の時間を費やしている。

このため、教室の開催など、学校や自治体からの事業受託を増やしていくとともに、公的機関、民間からの助成の拡大などを図っていくこととしている。

最近の活動として注目すべきものとして、「トライやるウィーク」への協力があげられる。これは兵庫県独自の制度であり、中学 2 年生が 1 週間程度学校を離れ、地域の中で仕事を体験するものである。博物館は 8 グループ 48 名を受け入れているが、この団体も 1999 年から別に 1 グループ 6 名を受け入れている。準備段階から実施に至るまで、会のメンバーと中学校の先生は綿密な打ち合わせを行ったため、お互いの信頼関係を築くことができ、その関係から、将来は中学校全体が博物館で校外学習を行いたいとの申し入れが博物館や会にあった。2000 年 8 月には県内の先生方が集まり、「学社融合総合学習シンポジウム」（学校と社会施設の融合）が博物館で行われた。また、高校生の社会体験として「クリエイティブ 21」という兵庫県独自の制度もあり、総合学習の推進の方向を踏まえて、会としてはこのような活動の「かけ橋」となっていきたいとしている。

現在のところ、この団体の活動は博物館との関係を含め、比較的順調である。

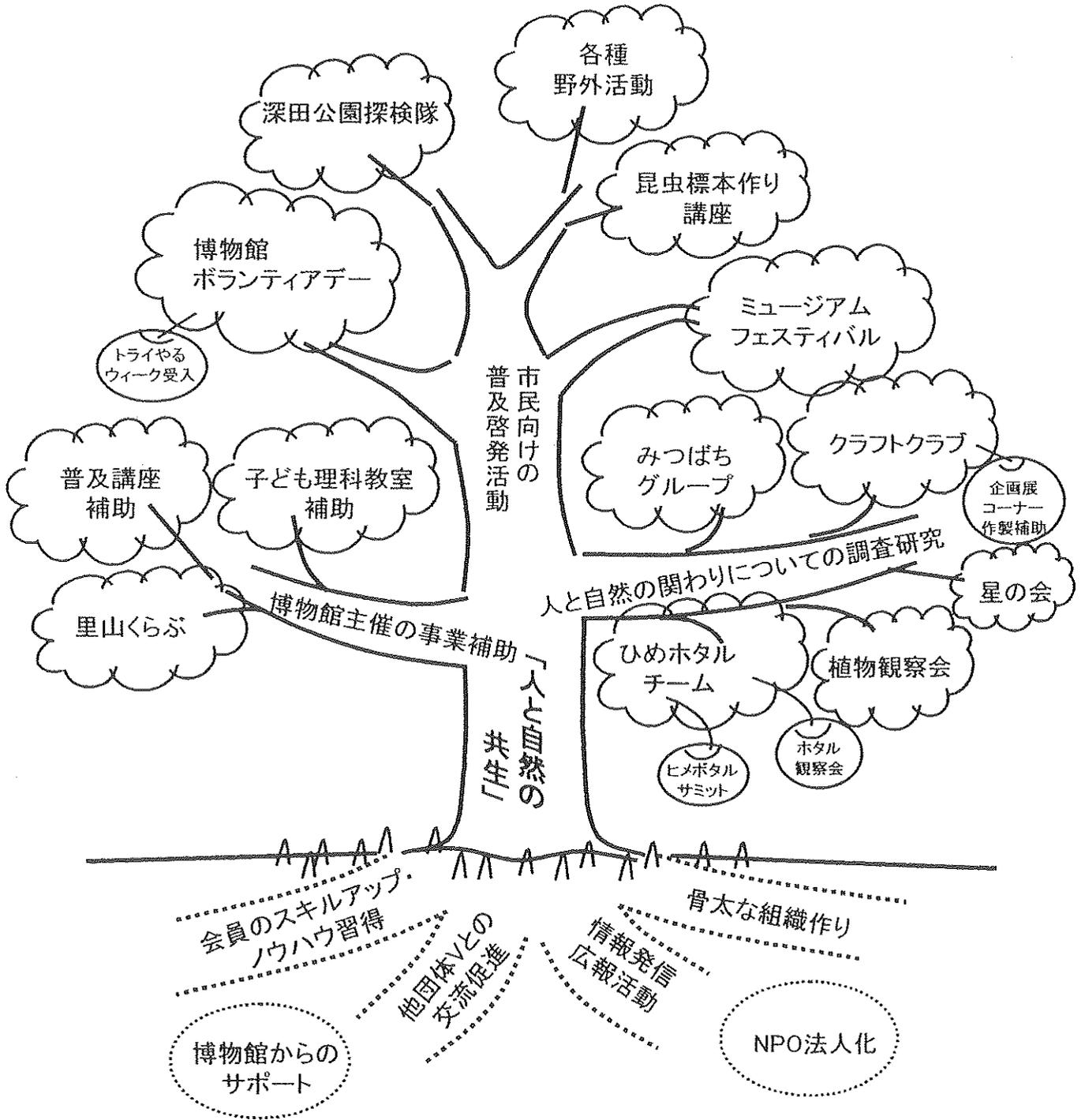
その理由は、博物館が会に自立を求め、自分たちで考えて行動してもらうようにしたことにあると考えられる。他の博物館等では、ボランティアのコーディネーターは職員がやっているが、この博物館では、募集・養成・登録までは行うが、その後の活動はボランティアの人達が自主的に考えて行うように、敢えて突き放した対応をとった。ボランティア側もこのような博物館側の態度に応え、博物館側と議論を重ねつつ、会を結成し、さらに独立した法人組織となるなど、成長していったものと思われる。その背景には、この博物館が姫路工業大学自然・環境科学研究所と併設されている（一部の職員が兼務）ということによる、他の博物館と異なった雰囲気のほか、ボランティア側（会側）と博物館側が議論を重ねて強い信頼関係を築いたことが大きいと当事者たちは認識している。

一方、博物館から見て会があることのメリットとしては、ボランティアの運営が自立しており、運営するための手間が一切いらないこと、人員の張り付けが不要であることであるとしている。見方を変えれば、契約はないが、博物館がボランティアの運営をNPO法人に委託しているとの見方もできるとしている。

しかし、ここに至るまでには博物館側も研究の時間を割くなど、相当のイニシャル・コストを掛けている。事務職などと較べて異動が比較的少ない研究職がたくさんいる博物館（定員40名）であるから可能であった面もあるとのことである。

(参考)

『NPO法人 人と自然の会』の木



(「人と自然の会」資料より)

(参考)

「特定非営利活動法人人と自然の会」と「兵庫県立人と自然の博物館」との協力協定書

前文

兵庫県立人と自然の博物館（以下「博物館」という）は、自然の摂理、生命の尊厳及び人と自然との調和した環境の創造に関する県民の理解を深め、教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的として平成4年4月1日に設置され、自然にかかわるさまざまな資料の収集・保管、それらに基づく調査研究、ならびに展示や普及啓発事業を実施し、県民の生涯学習に幅広く貢献してきた。また、平成5年度より、兵庫県および博物館は、健康で活力に満ちた心豊かな社会の実現および生涯学習振興の観点から、各自の能力を積極的に開発し社会参加を促進するため、ボランティア養成研修事業を実施し、博物館では、平成6年度よりこれらの講座の修了生をボランティアとして受け入れ、「みんなで創る博物館」をその方針として、自発的で自律的なボランティア活動を促してきた。

特定非営利活動法人人と自然の会（以下「会」という）は、広く市民が自然のしくみを知り、人と自然の関わりについて考え、人と自然の共生についての理解を深めるため、博物館等と連携して市民向けの普及啓発事業等を行い、もって公益の増進に寄与することを目的として、平成11年10月6日に設立された。会の前身は、前述の経緯により平成6年7月30日から登録および活動を開始した博物館のボランティアグループ人と自然の会であり、民主的、自律的な組織運営の下、主として児童や家族を対象とした「ボランティアデー」をはじめとする数々の自主企画事業を、博物館と協力しながら実施してきた。

一方、平成10年12月1日に施行された「県民ボランティア活動の促進等に関する条例」（平成10年兵庫県条例第39号）によると、今後の本格的な成熟社会においては、県民一人一人から始まる自発的で自律的な活動が社会を支え発展させていく新たな原動力であり、公的な領域と私的な領域の中間に位置する公共的領域における活動を担うボランティアセクターを社会の中に確立することが重要な課題となっている。また、生涯学習審議会答申「学習の成果を幅広く生かす－生涯学習の成果を生かすための方策について－」（平成11年6月9日）によると、学習成果を活用して社会に参画することが可能になる社会的システムの形成が不可欠で、その方策のひとつとして、行政とボランティアグループや民間非営利団体とのパートナーシップの確立が重要である。すなわち、団体・行政とも相互の役割を理解し、信頼感の醸成を図り、お互いの立場を尊重しつつ、必要に応じ事業の協力や共同事業の実施を進めたりするなどして、パートナーシップを創り、深めることが大切で、民間非営利の公益的組織が行政とのパートナーシップのもとに自主的・自発的な活動を多様に展開していくことが大いに期待されている。

これらの経緯、情勢を見据えたとき、生涯学習およびその成果の社会還元を目的とし

た会と社会教育施設たる博物館との間での相互の信頼に基づくパートナーシップは、双方の設立目的のより効果的な達成のみならず、わが国の今後の社会の在り方を考えた上でも、きわめて重要な意義を持っていると考えられる。

ここに、あらためて会と博物館とのパートナーシップの必要性、重要性を確認し、この協定を締結する。

第1条（総則）

会および博物館は、広く人々が自然のしくみを知り、自然との関わりについて考え、人と自然の共生についての理解を深めるため、相互の活動等に関して緊密に連携し、協力し合うものとする。

第2条（信義誠実の責務）

会および博物館は、信義を重んじ、この協定で取り決めた事項を誠実に履行するものとする。

第3条（会の支援協力）

会は、博物館内外において、博物館の事業等に対する協力支援を行うものとする。

第4条（博物館の支援協力）

博物館は、会の活動に関して、博物館施設等の利用に対する便宜を図るとともに、館職員による協力支援を行うものとする。

第5条（疑義の解決）

この協定について、定めのない事項又は疑義が生じたときは、会および博物館は協議の上解決するものとする。

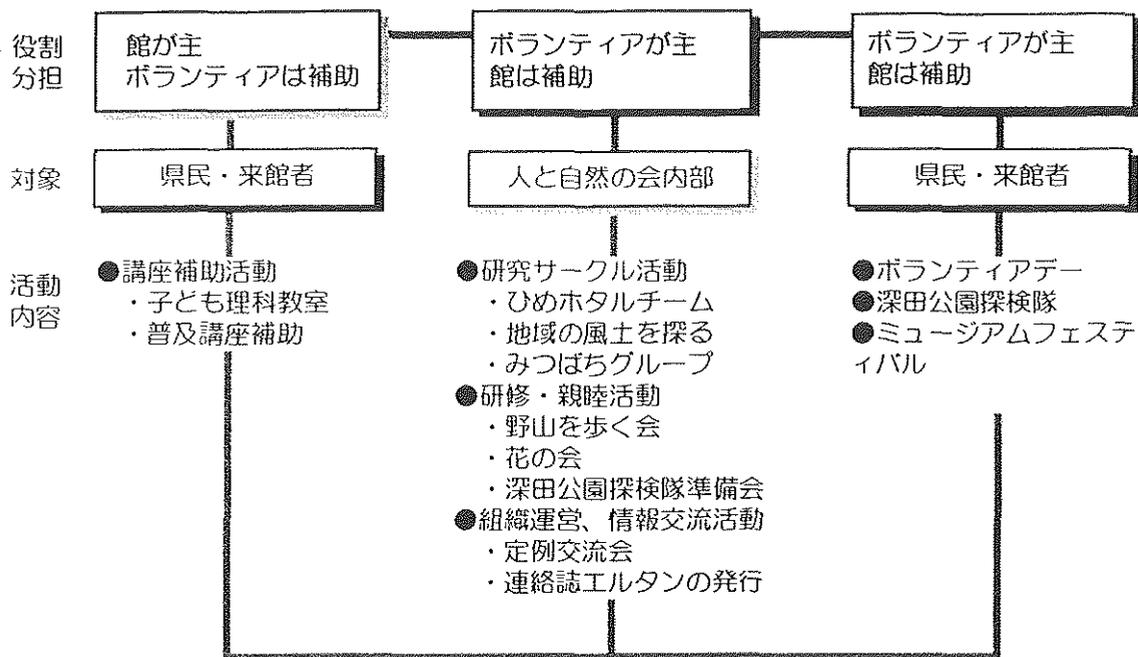
第6条（協定の改訂等）

この協定は、会および博物館のいずれかから改訂又は破棄の申し出をした場合、すみやかに両者協議の上改訂若しくは破棄することが出来る。

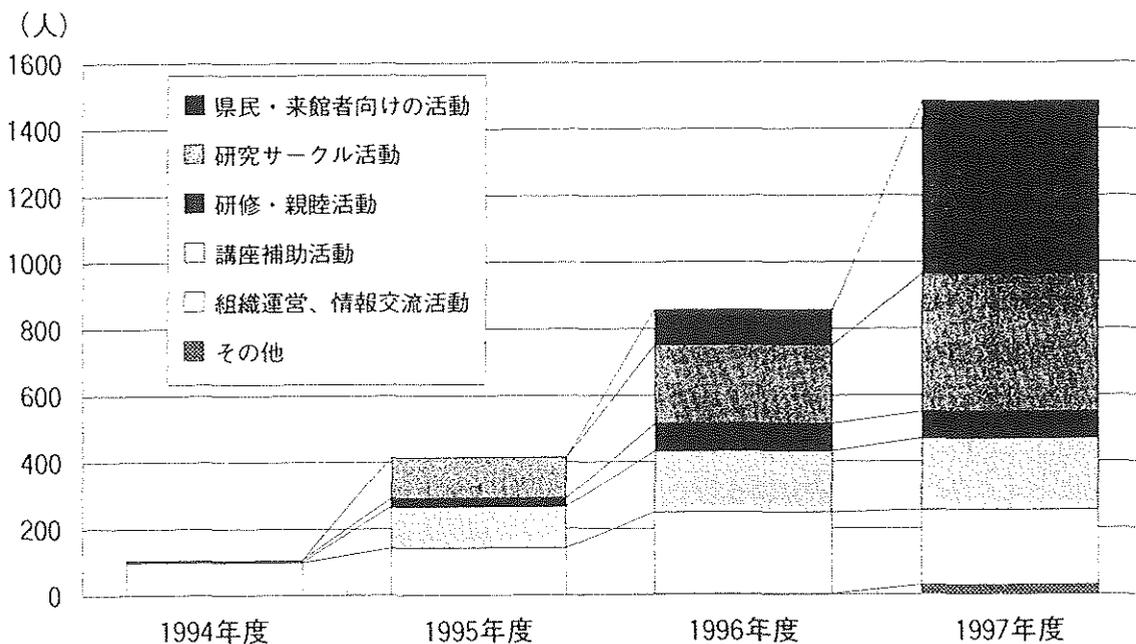
平成11年11月13日

特定非営利活動法人人と自然の会 理事長 濱田 昌司
兵庫県立人と自然の博物館 館長 河合 雅雄

(参考)



兵庫県立人と自然の博物館におけるボランティアの活動メニュー（1998年度）



兵庫県立人と自然の博物館におけるボランティアの活動人数の推移

(資料) 八木剛、戸田耿介、藤木真理「自立型ボランティア制度の導入とその成果—兵庫県立人と自然の博物館の事例—」『日本ミュージアム・マネジメント学会研究紀要』第3号（1999年3月）。

(3) 特定非営利活動法人 発見工房クリエイト

1995年、プラズマ分光物理学を専門とする東海大学名誉教授である所長（理事長）が、「知識偏重の日本の科学教育の中で理科嫌いが増加しているとき、何とかして子供達に考えることの楽しさと、探求し創造する喜びを知ってもらいたい」⁷²との思いで、同じ思いを持つ人々の協力を得つつ、大学退職後、老後のために所有していた土地と退職金を提供し、2階建ての私設ミニ科学館を開設したものがこの団体の始まりである。

所長の個人資産で始めた施設の運営は赤字続きであったが、さらに所長個人の資金を投入するなどして何とか運営を続けた。これ以上継続が困難と思われた時期にNPO法が施行されたので、助成の拡大等を狙い任意団体からNPO法人へ衣替えした。

1995年から2000年7月までに、85回の「おもしろ科学実験教室」、21回の「科学講座」、6回のイベントを実施している。

活動の中心は小中学生を対象とした「おもしろ科学実験教室」であり、月に1回程度、土曜、日曜、または祝日に午前と午後、それぞれ2時間の教室である。定員は20名で、年会費2,000円、受講料3回一括10,000円、1回ずつの場合4,000円（2000年度）を参加者から集めている。

しかしながら、受講者の負担だけでは実験教室の開催は困難であり、依然として財政状況は苦しい。現在、交通費等自己負担のうえに非常に低額の報酬で実験の手伝いなどをボランティアの人にやってもらっているが、長続きさせるためには報酬額の引き上げが必要と考えている。したがって、国や民間財団などからの助成を獲得する努力をしているが、次のような問題がある。

- ・ 単発的な助成が多く、長期間の助成が少ない。
- ・ 助成が決定するのが年度末の場合もあり、翌年度の予算がきちんと計画できない。
- ・ 科学技術振興事業団などの支援は、外部講師への謝金などが対象となっており、団体内の内部講師（会員）により実験教室を行った場合は対象にならない。
- ・ 団体の運営そのものに対する助成がない。
- ・ 最近、企業が実験教室を開催することが増えており、実験教室の講師は報酬などの条件が良いそちらの教室に流れるようになっている。

法人格を取得した理由については、単なる私設の施設では助成の対象になりにくいいため、自治体や民間からの助成を受けやすくするためであった。しかし、法人になっても、助成を獲得するのは難しく、一般的な財政は依然として厳しい状況が続いている。

ただし、法人格を取得したことによって、県や市などから、いろいろな委員会の委員等の就任依頼や講師の依頼が来るようになった。

(参考)

「発見工房クリエイト」によるおもしろ科学実験教室の開催実績（小中学生対象）

年月日	テーマ	参加数
2000/11/05	鏡で遊ぼう！	18
2000/09/23	<実験工作>振動が音になる -オリジナルギターを作ろう-	17
2000/09/03	空気の圧力を実感しよう/超能力・超常現象を科学しよう	15
2000/08/13	線香花火を作ろう！！	25
2000/07/02	シャボン玉の科学 「究極のシャボン液作りに挑戦」	25
2000/06/10	フィールド学習実験 「自然観察と宝石(ガーネット)の取り出し」	13
2000/05/1	ゴム風船のサッカーボール	11
2000/03/1	波のふしぎ	18
2000/02/0	熱の流れ	6
2000/01/2	自由工作	23
99/12/06	電気をつくろう	22
99/11/07	自由工作	15
99/10/10	ミクロの世界に迫る	25
99/09/05	野外実験	16
99/07/04	卵で大実験	15
99/06/27	インキの色を分けてみよう	12
99/05/23	光のふしぎを探る	13
99/03/22	プラスチックで遊ぼう	16
99/01/24	七宝焼きで楽しもう	16
98/12/06	科学遊びの力学	21
98/11/03	空気圧縮発火器の制作	11
98/09/13	廃油で消しゴム・ろうそく・石鹼を作ろう	20
98/07/05	時をはかる	23
98/05/31	不思議コップを作ろう	10
98/03/29	超低温の世界を感じよう	10
98/03/01	圧力を実験しよう	11
98/02/15	電気を見よう、作ろう、感じよう	15
97/12/07	静電気の色々	19
97/11/23	磁石で遊ぶ	19

97/11/09	顕微鏡と望遠鏡	13
97/10/19	ドレミを作る	13
97/10/05	共鳴振動の実験	13
97/09/21	光で回るはね車	21
97/07/06	おもしろ電池のいろいろ	17
97/06/29	科学の工作と実験(スターリング・エンジン)	15
97/06/15	鏡の不思議	14
97/06/01	楽しい電池づくり	15
97/05/18	光通信の実験	13
97/05/11	気まま回転クルリン君	10
97/03/09	分光器を作って光のスペクトルを調べる	16
97/03/08	科学の工作とクイズ	19
97/02/22	なんでもスピーカーになる	13
97/02/08	エンジンつきロケットを作ろう	26
97/01/25	エレキギターを作ろう	12
97/01/11	ドライアイスの科学	20
96/12/01	科学クイズのいろいろ	6
96/11/09	楽しい科学クイズ	19
96/10/26	ロケットの研究	6
96/10/12	磁石と電磁石とモーター	17
96/09/23	ストロー天秤とガラス玉顕微鏡	9
96/09/14	いろいろな電池を作ろう	16
96/07/13	液体窒素の不思議	17
96/06/22	ドライアイスの不思議	11
96/06/08	科学手品と科学クイズを楽しもう	15
96/05/25	コイルを巻いてモーターを作り、これで自動車や船を走らせよう	12
96/05/11	宇宙飛行士入りロケットを飛ばそう	12
96/04/27	リサイクル電池を作ろう	10
96/02/25	ドラエモンの空気砲	16
96/01/28	空飛ぶ電気くらげ	24
96/01/14	牛乳パックでカメラを作り撮影・現像をしよう	21
95/12/10	牛乳パックでカメラを作り撮影・現像をしよう	18
95/12/09	牛乳パックでカメラを作り撮影・現像をしよう	24

(4) 特定非営利活動法人 日本スペースガード協会

現在、国際天文連合のマイナープラネットセンターには約 10 万個の小惑星の軌道が登録されており、そのうち地球の軌道の内側には約 500 個が発見されている。小惑星や彗星のような小天体の地球への衝突は、近い将来においても起こり得る現象であり、それは地球上の生物に深刻な影響を与える。このような事態に備えて、観測活動によって地球に衝突する可能性がある「地球近傍小天体」の発見と監視を行うとともに、関連する研究の促進と啓発活動を行うことがこの団体の目的である。

直径 1km の小惑星が地球に衝突すると人類絶滅もあり得る。直径 100m でも 1 つの地域が壊滅する危険性がある。しかし、その確率は、恐竜を絶滅させたといわれる直径 10km 級の天体では 1 億年に 1 回程度、直径 500m 級では 10 万～数十万年に 1 回程度、直径数十 m 級は数百年に 1 回と高いわけではなく、正しい科学的知識と情報に基づく冷静な対応が必要である。

この NPO は、1996 年に設立されたイタリアに本部を置く国際スペースガード財団とも協力しながら、観測と計算等による小惑星の軌道決定、衝突確率の決定、被害レベルの推定、衝突回避の可能性検討などの調査研究活動を、多くの人々の直接・間接の協力を得て、実施または支援していくこととしている。

小惑星の観測、軌道等を研究する天文学者グループと、将来の資源として小惑星を位置付ける（小惑星は惑星の内部が外に露出している可能性があるので、地球上では入手しにくい金属資源として期待できる）宇宙工学者グループが合同で研究会を開催していたものがこの団体の母体である。近年、小惑星地球衝突問題については、ハリウッド映画の題材になったり、マスコミに取り上げられる機会が増えるなど社会的な関心も高まりつつあることから、一般の人々にも呼びかける形で 1996 年 10 月に任意団体の協会が発足され、これ以降、研究会や講演会を開催してきた。

理事長は国立天文台の研究者であり、その他の理事も天文、宇宙開発関係の研究者が多い。会員数は、正会員（社員）約 300 名、賛助会員約 200 名と比較的が多い。正会員の中には専門家もいるが、関心を持っている一般の人が多い。居住地は全国にまたがっており、男性が多い。

法人格を取得した理由は「宇宙デブリ」や小惑星等の観測の運用受託を行うためである。これまでに世界各国が宇宙開発・利用活動によって、1997 年末現在で約 2,600 個の人工衛星が地球の周りを回っており、その中には役割を終えたものもある。また、打ち上げに使われたロケットの一部分など約 6,000 個も地球の周りを回っている。役割を終えた人工衛星やロケットの一部分などの宇宙のゴミは「宇宙デブリ」と呼ばれ、宇宙ステーションなど有人宇宙活動が本格化する時

代には大きな危険をもたらすものと考えられる。このような宇宙デブリと地球に接近する小惑星の観測を行うため、(財)日本宇宙フォーラムは科学技術庁の補助金により岡山県美星町に宇宙デブリ等観測施設「美星スペースガードセンター」を設置した。この観測施設は口径 1m の大型光学望遠鏡と口径 50cm 及び 25cm の追尾用小望遠鏡により、高度 3 万 6 千 km の静止軌道近傍の宇宙デブリや地球に接近する小惑星を観測するものであり、2000 年度から当 NPO が観測運用業務を受託することとなった。そのための受託契約を締結することを主目的に 1999 年、東京都の認証により NPO 法人格を取得した。これによって、同協会は、受託契約を結ぶことができ、それまでアマチュア天文観測家として経験を積んだ 4 名をこのセンターに常駐させ、観測を行うこととなった。いわば、これによって、アマチュア研究者のプロ化を行うとともに、このセンターでの観測結果を会員が活用することもできるようになる。

また、科学技術庁の補助金により(財)日本宇宙フォーラムが岡山県上斎原村に建設予定のレーダによる宇宙デブリ等観測施設「上斎原スペースガードセンター」が 2003 年度に完成する予定であり、そのデータも活用していきたいとしている。

最近、当 NPO は、美星スペースガードセンターの 25cm 望遠鏡試験観測により、地球の軌道と交差する小惑星としては 2 番目に大きく、直径 5~12km と推定される小惑星を発見し、この小惑星が 2001 年 1 月に地球に接近(約 9 千万 km)することなどを発表している。これは、約 6 千 5 百万年前の白亜紀末期に地球に落下して恐竜を絶滅させたとされる隕石と同程度の大きさで、国際天文学連合小惑星中央局から認定され「2000UV13」という番号も与えられたとされている⁷³。

法人格取得当初は理事長の自宅を所在地として登記しているが、2000 年 4 月に東京都武蔵野市のマンションに事務所を開設し、登記を変更することを検討している。

(参考)

岡山県に宇宙デブリ等観測施設を整備

～科学技術庁の補助金により平成10年度から～

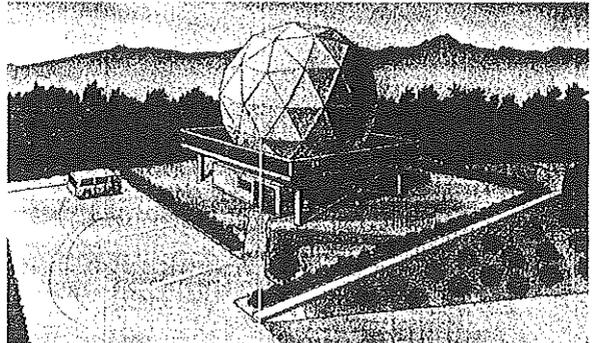
★上齋原スペースガードセンター(KSGC)：
岡山県苫田郡上齋原村

★美星スペースガードセンター(BSGC)：
岡山県小田郡美星町

財団法人日本宇宙フォーラムは、科学技術庁の特別電源所在県科学技術振興事業補助金により、平成10年度から15年度までの6年間で、宇宙デブリ及び地球近傍小惑星の観測施設を整備します。宇宙デブリ等観測施設は、岡山県北部の上齋原村に設置するレーダ観測施設と、同県南西部の美星町に設置する光学観測施設の2つからなります。

整備スケジュール

主要な構成要素	年度	10	11	12	13	14	15
レーダ	空中線装置	←	←	←	←	←	←
	信号処理装置	←	←	←	←	←	←
	レドーム及び機器室	←	←	←	←	←	←
光学	1m光学望遠鏡	←	←	←	←	←	←
	0.5m光学望遠鏡	←	←	←	←	←	←
	CCDカメラ	←	←	←	←	←	←
	観測ドーム/計測制御棟	←	←	←	←	←	←



上齋原スペースガードセンター外観(予想図)

●宇宙デブリ等観測施設の必要性

これまでに世界各国の宇宙開発・利用活動によって打ち上げられた人工衛星等は、5,000個を越える数となっています。これらのうち地上に回収されたり、大気圏に突入して消滅したものを除いても、1999年7月末現在でおよそ2,600個の人工衛星が地球の周りを回っており、その中には役目を終えたものも多くあります。

また、宇宙飛行物体は人工衛星ばかりではありません。打ち上げに使われたロケットの一部分などが、約6,000個も地球の周りを回り続けています。役目を終えた人工衛星やロケットの一部分などの“宇宙のゴミ”は「宇宙デブリ」と呼ばれ、有人宇宙活動が本格化する時代には、大きな危険をもたらすものと考えられています。

宇宙デブリの除去や衝突回避、あるいは衝突時の衝撃の軽減などの技術開発が進められていますが、そのような活動の基礎として、宇宙デブリの観測がたいへんに重要な課題となっています。

今回整備しているレーダ観測施設では600kmの距離にある直径1m程度の物体を検出でき、光学観測施設では、静止軌道近傍の数cmクラスの宇宙デブリ観測、および小惑星帯の直径1km程度の小惑星観測を目標としています。



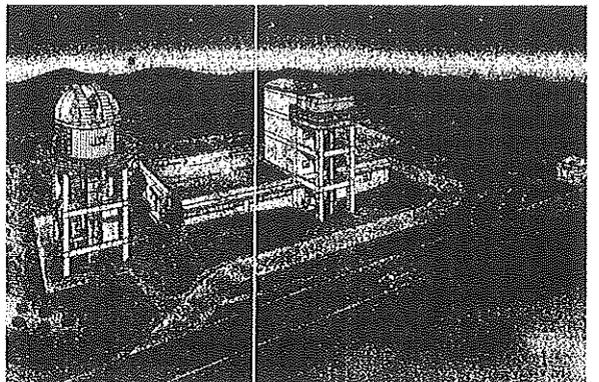
●宇宙デブリ等観測施設の概要

宇宙デブリ等観測施設は、低い軌道の観測を行うレーダ観測施設と、高度36,000kmの静止軌道近傍の観測を行う光学観測施設から構成されます。

上齋原スペースガードセンターは、右上図のような外観で、球状のレドーム内のレーダアンテナにより、高度1,000km程度までの低軌道にある宇宙デブリを観測し、その軌道を決定(どのような軌道であるかを明確にすること)します。このように1ヵ所のレーダ施設での観測から、低軌道にある宇宙デブリの軌道を決定することは世界初の技術的試みとなります。この施設は平成15年度の完成を目指しています。

美星スペースガードセンターは、右下図のような外観で、図の左側にある口径1mの大型光学望遠鏡により、高度36,000kmの静止軌道近傍の宇宙デブリや地球に接近する小惑星を観測します。図の右側にある細長い建物には、口径50cm及び口径25cmの追尾用小型望遠鏡があります。最初から宇宙デブリ等の観測を目的として最適な設計を行った施設は、我が国で初めてであるだけでなく、世界でも初めてのことで、この施設は、平成10年度から着工し、平成13年度の完成を目指しています。

施設の完成後は、宇宙デブリや小惑星の観測を行い、宇宙開発事業団や科学技術庁航空宇宙技術研究所などのユーザに観測データを提供します。また、一般の研究者も利用できるように、インターネット等を通じて観測データを提供することも考えています。



美星スペースガードセンター外観(予想図)

((財) 日本宇宙フォーラム『宇宙デブリ等観測施設の整備計画』より)

(5) 特定非営利活動法人 ロボカップ日本委員会

この団体は人工知能やロボット工学についての研究開発の基盤提供に寄与することを目的として、ロボット・サッカー、ロボットによる災害救助について、競技会、学術会議、教育セミナー開催などの事業を行っている。

ロボカップとは、ロボットによるサッカーの実現、すなわち「2050年、自律型ヒューマノイド・ロボットで、人間のサッカー世界チャンピオンに勝つこと」を最終目標に掲げ、人工知能やロボット工学の研究を推進するための国際プロジェクトである。単に「人間と同じようにサッカーができるロボット」を開発するだけでなく、その過程で派生する、次世代の産業の基盤となるような技術の開発と応用も踏まえた活動を展開している。

ロボカップは、1993年頃に着想され、日本国内、海外の研究者グループが連携し準備を進めた結果、1995年にロボカップ構想を発表し、欧米各国及び日本で委員会を設立した。各国の委員会の法人母体としてロボカップ国際委員会(The RoboCup Federation)をスイス(ベルン)に非営利科学文化法人として設立・登記した。現在、この国際委員会の委員長をロボカップ日本委員会の理事長が務めているなど、日本の研究者が中心的な役割を果たしている。世界36カ国から3千人以上の研究者や学生が参加しているほか、各国委員会が10数カ国で設立されている。

そして、ロボカップ国際委員会は1997年から国際競技会を毎年開催しており、日本では第1回目の名古屋に続いて、2002年に福岡などで開催される予定である。(韓国と共同開催)

ロボカップ日本委員会は、社会的認知を得るとともに、委託契約の締結などのために法人化を考えていたところ、NPO法が施行され、NPO法人格を取得した。

この団体の特徴としては、役員をはじめ正会員に、科学技術振興事業団の創造科学技術推進事業(ERATO)や個人研究推進制度(PRESTO、さきがけ研究21)などのプロジェクトを行うなど、世界的なネットワークを有する人工知能やロボット工学の第一線の研究者が多いことがあげられる。現在、会員であることのメリットが少ないこともあり、会員数が少ないため、会費収入を中心に運営を行うことは困難である。ロボカップ国内競技会などに集まる3~400人の参加者などを対象に会員の拡大を図っていくが、いずれにしても会費だけでは運営が難しく、研究開発事業の受託や競争的研究資金の獲得を目指している。

現在、当委員会が力を入れているのが、「ロボカップ・レスキュー」と称する活動である。これは、ロボットサッカーで生み出された技術を利用し、大規模災害時の救助戦略と救助ロボットの開発を推進する活動であり、具体的活動の一つとして、大規模な災害時に建造物や道路の配置、気象条件など複数の条件を織り

込んだ被害予測が可能で、災害時に最も適した人命救助方策も判断できる「救助戦略シミュレーションソフト」を開発し、複数の自治体でこのシステムの導入を検討中である。

ロボカップ・レスキューのほかに、小学生などを対象に、キットの作成等により簡単にロボカップの活動に参加できる「ロボカップ・ジュニア」を各地で開催し、普及・教育に努めている。会員の中にはロボットを用いた教育方法の研究等に取り組んでいる研究者もおり、ロボット関係の普及・教育のための研究や活動への資金提供を行政サイドなどに希望している。

この NPO の理事長は、研究開発を実施している立場から、「競争的環境の欠如」、「中立的な研究機関の欠如」、「ベンチャー的基礎研究所の欠如」を日本の基礎研究の制度的問題点としてあげ、これらの問題に対応するために民間非営利基礎研究所を NPO として設立し、新研究領域を開拓するとともに、継続的にベンチャー企業・新産業分野を生み出すことが必要であると提言しており、資金面、税制を含む制度面での公的支援を求めている。例えば、ERATO、さきがけ 21 などの研究プロジェクトは、期限が定まっており、プロジェクト終了後の研究の継続や研究者の身分をどうするかという課題がある。このため、物理的、人材的な核となるような NPO 型研究所を設立し、一貫性がある長期戦略を持った研究開発活動が行えるようにすべきであるとしている。既存の公益法人制度によってこのような研究所を設立することは、許可要件が厳しいために困難であり、現行制度では NPO 法に基づいた組織とするほかはないとしている。

さらに、この NPO は、ロボット研究開発や災害救助関係において、公的機関や企業の求めに応じ、この団体や国際委員会が所有しているソフトウェア等はもちろん、関係研究機関、大学が所有しているものを組み合わせて構築したシステムを作成することができるとしているが、その際、当然、ライセンス関係も整理することになり、まさに TLO (Technology Licensing Organization : 技術移転機関) の機能を果たすことができるとしている。そして、将来的には、米国のソーク研究所 (The Salk Institute) やスクリプス研究所 (The Scripps Research Institute) のような自前の研究所、研究スタッフ、事務スタッフを持った NPO にしたいと考えており、公的資金を受け入れるとともに、NPO として大学にも資金を出していくようなファンディング機能も持ちたいとしている。

また、当 NPO は、現行の NPO 法では研究開発などを活動分野として想定していないので、同法別表で定める 12 項目の特定非営利活動を改正してこれらの活動を含めるべきであると主張している。なお、当 NPO では、定款上の活動分野は 12 分野の中で「文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」及び「国際協力の活動」としており、研究開発は「文化」の振興を図る活動に含めざるを得ないと考えている。

このほか、問題点として、非営利組織であっても、中核にはプロフェッショナルがいないと本格的な活動は難しいにもかかわらず、「NPO」すなわち「ボランティア」、「費用がいない」という社会的認識が広がってしまっていることをあげている。また、現在の活動は本業の合間に無報酬で行っているため、本業が忙しいと団体の活動に支障があるという点もあげている。

(参考)

- ソーク研究所 (The Salk Institute) の概要
 - ・ 1960年に、Jonas Salkによって設立。
 - ・ 研究室：21
 - ・ 人員 教授相当：54人
研究スタッフ：700人
客員研究員、ポスドク：240人
大学院生：135人
学部学生：80
 - ・ 財源 2/3 連邦政府（主にNIH）
1/3 民間財団、寄付、等
民間からの資金が研究の迅速かつ柔軟な展開に非常に重要であるとしている。

- スクリップス研究所 (The Scripps Research Institute) の概要
 - ・ 1955年に、Ellen Scrippsによって設立。
 - ・ 70万平米の敷地に4研究所が稼働。
 - ・ 人員 教授：230人
ポスドク：610人
大学院生：100人
テクニシャン：340人
マネージメント・スタッフ：400人
 - ・ 財源 NIHと連邦機関が主体。
大手製薬、科学企業との共同研究契約に基づく技術移転等によるファンドもある。

(ロボカップ日本委員会資料より)

(参考)



ロボカップ

西暦2050年、
自律型ヒューマノイド・ロボットで、
人間のサッカー世界チャンピオンに
勝つために -

The
Dream

RoboCup とは

ロボカップは、ロボットによるサッカーの実現をテーマに、ロボット工学や人工知能の研究を推進するための国際プロジェクトです。単に、「人間と同じようにサッカーができるロボット」を開発するだけではなく、その過程で派生する、次世代の産業の基盤となるような技術の開発と応用もふまえた活動を展開しています。現在、世界36カ国から、3000人以上の研究者や学生などが参加。スイスにNPO登録されたThe RoboCup Federationを中心に、トーナメントや国際学術会議の開催、教育プログラム、技術情報の公開が行われています。

The
Landmark
Project

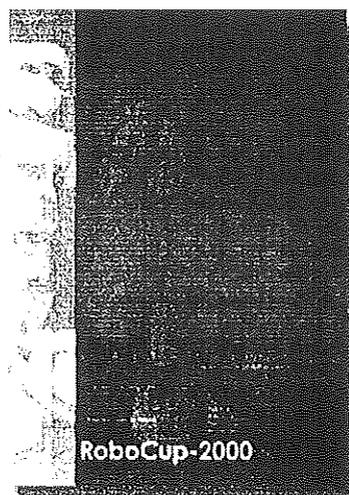
新たなランドマーク・プロジェクト

かつてアポロ計画は、「人間を月に送り込み、安全に帰還させる」という目標を立てて、その目標に向かって多くの人々が参加して、月面に人が立つという人類の偉業を成し遂げました。このように夢のある目標を立て、その目標にチャレンジする過程で生み出された技術や活動が、私達の生活に応用されるようなプロジェクト。ロボカップは、「人間のようにサッカーができるロボットの開発」という夢に向かって、人工知能とロボット工学の新たな標準問題をたてることで、このような歴史的記念碑(ランドマーク)となるようなプロジェクトを目指しています。

主要な活動内容

- *RoboCupSoccer* - ロボカップサッカー
- *RoboCupRescue* - ロボカップレスキュー
- RoboCupJr.* - ロボカップJr.

RoboCup Challenge Programs
Technical Conferences
Workshops
Educational Programs
Infrastructure Development



(c) 2000 The RoboCup Federation

(「ロボカップ日本委員会」資料より)

(6) 特定非営利活動法人 ウェアラブル環境情報ネット推進機構

国立大学教官を中心として設立された NPO 法人であり、マイクロマシン技術、マイクロセンサ技術、ネットワーク技術の融合により、動植物、人間、人工物に微小端末（ネイチャーインタフェイサ）を付け、ワイアレスでその状態のセンシングを行う「ウェアラブル・インフォメーション・ネットワーク」に関するサービスの開発などを行い、特に人間の健康・福祉の向上と環境の保全に貢献することを目的としている。（「ウェアラブル・インフォメーション・ネットワーク」を略して「WIN（ウィン）」と呼び、NPO の略称も「WIN の会」としている。）

また、この NPO は、大学の知を社会に還元することも目指している。大学と社会の関わりについては、従来は大学と学会を結ぶ学術分野がほとんどであった（学学連携）。最近になって技術移転機関（TLO）などによる産業界との連携（産学連携）が注目を浴びているが、この NPO は、より広く大学と社会が連携する仕組みを NPO という形で実現するために、「社学連携」という言葉をつくって取り組もうとしている。

法人及び団体会員は 30 団体、個人会員は約 200 名であり、メンバーの所属先は 13 大学（うち海外の大学 3）、1 高専、3 財団法人（研究所）、三十数社の企業となっている（2001 年 1 月現在）。これらの会員と、国立大学の環境情報研究所と環境学研究系を主体とするネイチャーインターフェイス・ラボラトリーの約 100 名（学生を含む）がゆるやかにネットワーク化された集合体を形成している。

そして、研究分野ごとに、

- ・ 生体情報センシング WG
- ・ ウェアラブル光メモリ WG
- ・ 環境情報センシング WG
- ・ 動物情報センシング WG
- ・ ウェアラブルネットワーク WG
- ・ マイクロエネルギーシステム WG

という 6 つのワーキンググループを設け研究開発を行っている。研究テーマの一例として次のようなものがある。

- ・ カラスなどの野生動物の活動をモニタリングする情報通信システム構築。
- ・ においや二酸化炭素、窒素酸化物の環境外情報センシングと人体の脈拍、血流、体温の生体情報同時計測、その相関関係の研究。

NPO 内部の執行体制として、①組織・広報部会、②事業・社会部会、③出版部会、④技術部会、⑤経営企画部会という 5 つの部会を設置し、各部会長には理事が就任している。出版部会については、隔月発行の雑誌「ネイチャーインター

フェイス」の企画を行い、この NPO の個人会員数人が出資した株式会社へのアウトソーシングにより 2001 年 1 月に創刊号を発行し、本格的な出版事業に乗り出した。また、経営企画部会は外部資金獲得のため、産学の英知を結集して、研究開発計画プロポーザルを作成することとしている。

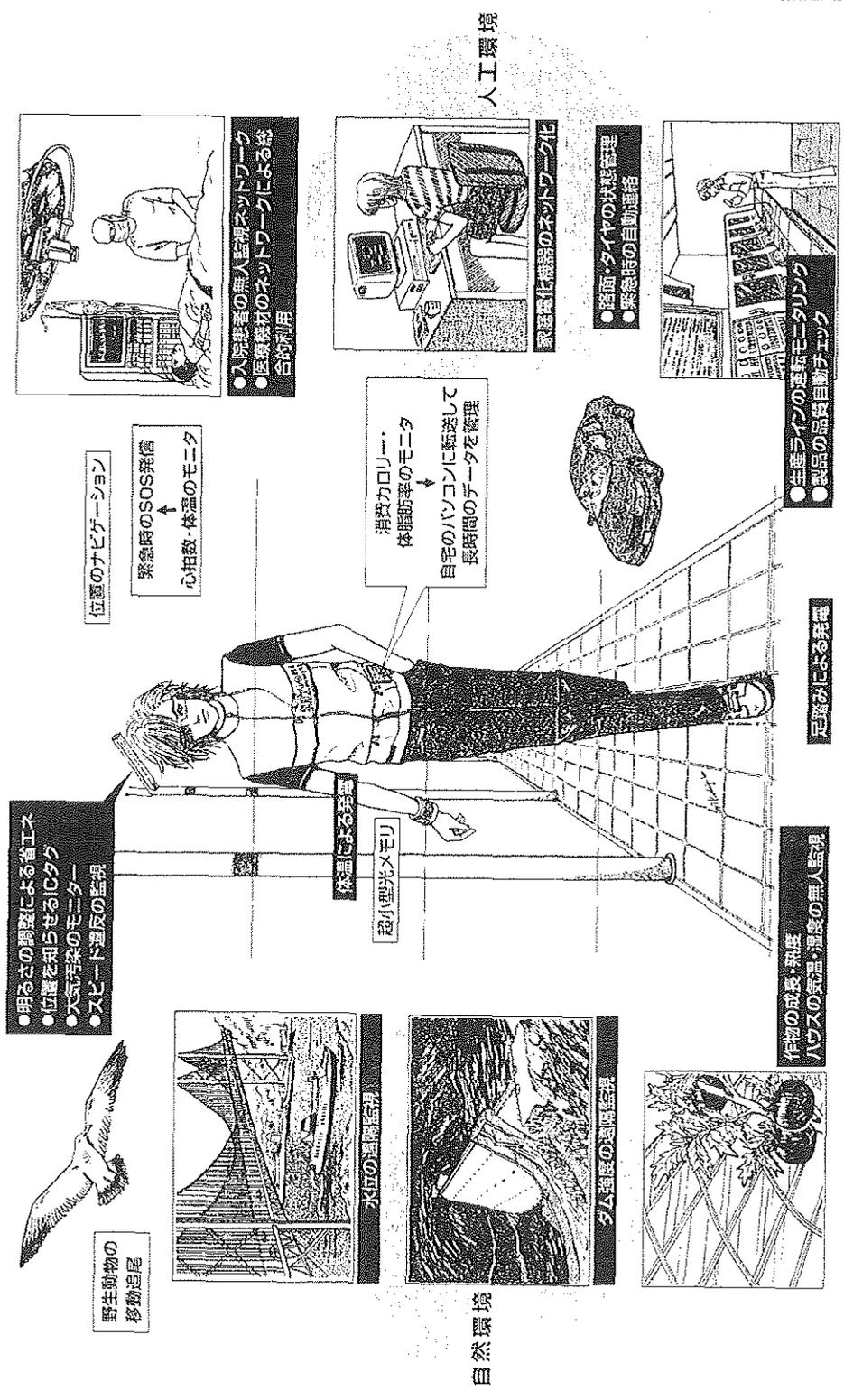
現在、この NPO の最大の課題は、研究資金の確保である。企業会員の会費や企業からの寄付などもある程度期待できるが、行政からの資金の獲得を目指していきたいとしている。特に、政府系の競争的研究資金の獲得に力を入れることとしており、前述したように、経営企画部会を設置して取り組んでいる。

将来的な目標として、100 人の研究者、100 億円の資金を擁する研究拠点となる科学技術 NPO になることを構想している。米国では、バイオテクノロジーなどの分野で、数百人が常駐し基礎研究を行う NPO が活動を開始しつつあり、新たな研究拠点となろうとしている。この NPO も、将来的には、大学と連携し、民間及び行政からの資金提供を得て、米国の基礎研究 NPO のような規模に成長したいと考えている。

Natural interface

ネットウェアイサ
インターフェイス

ウェアラブル・インフォメーション・ネットワークの未来像



あらゆる環境に端末がありネットワーク化されている世界

(「ウェアラブル環境情報ネットワーク推進機構」資料より)

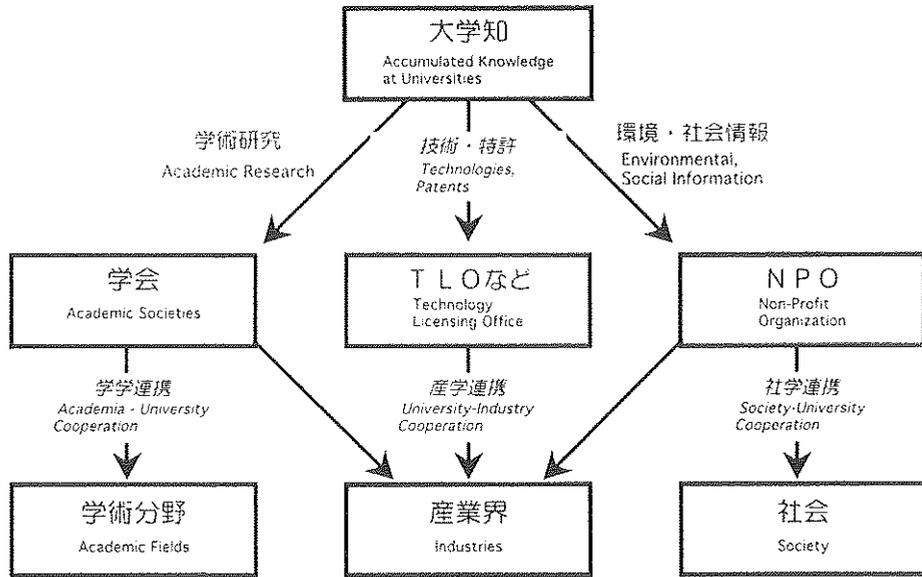
(参考)

Mission of NPO・WIN

NPO法人WINのミッション

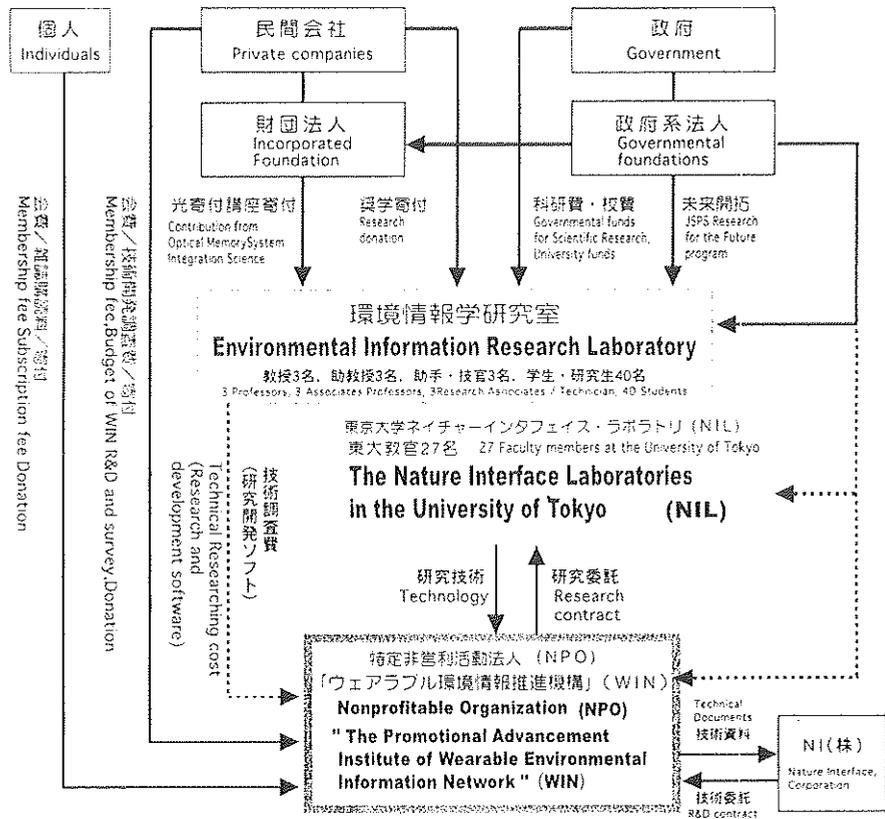
大学知の社会還元

Dissemination of Knowledge Accumulated at Universities



Nature Interface Research Systems

組織関連図



(「ウェアラブル環境情報ネット推進機構」資料より)

(7) 科学技術への市民参加を考える会

1998年、研究者グループである『科学技術への市民参加』研究会は、日本におけるコンセンサス会議の初の試みとして「遺伝子治療を考える市民の会議」を開催した。コンセンサス会議とは、一般市民から募集した十数名（市民パネル）が、問題とする科学技術について、さまざまな専門家の説明などを聞いた上で、討論を行って合意（コンセンサス）を得るよう努力し、日常生活、一般市民という視点から意見や提案をまとめる会議方式である。1980年代後半にデンマークで「市民によるテクノロジー・アセスメント」の一環として生み出され、90年代半ばから世界各国で試みられているものである。

続いて、同研究会は、1999年、第2回「高度情報社会——特にインターネットを考える市民の会議」を開催した。これら2回の「市民の会議」は、研究であると同時に、社会への提案、「科学技術への市民参加」方式の提案を意図したものであり、同研究会は、これら経験を通じて、日本においてもこの方式は十分使えることが見てきたと考えるところとなった。

このような活動の中、1999年9月に開かれた第2回コンセンサス会議の公開シンポジウムにおいて、同研究会の代表がNPOの設立を呼びかけ、任意団体としての「科学技術への市民参加を考える会」が同年11月に設立された。会を設立した背景には、第2回のコンセンサス会議に参加した市民パネルの意向もあった。新たに設立されたNPOの会員は40人程度であり、研究者を中心としつつも、半分以上が研究者以外の一般市民である。

現在の活動は、コンセンサス会議の普及活動が中心であり、会報の発行のほか、コンセンサス会議実施のためのマニュアルづくりにも取り組んでいる。また、直接的な会の活動ではないが、代表が、農林水産省が2000年度の事業として（社）農林水産先端技術産業振興センターに委託して実施している「遺伝子組換え農作物を考えるコンセンサス会議」の運営委員長に任命されたほか、科学技術庁が同じく2000年度の事業として三井情報開発（株）総合研究所に委託して実施している「ヒトゲノム研究を考えるコンセンサス会議」の企画検討委員長に任命されたことなど、最近になって行政から注目されるようになってきたコンセンサス会議の実施に参加している。

この団体の大きな目標は、研究開発と社会との関係を事前に十分考慮しておくべきと考えられる官庁、自治体、業界団体、学会などから、コンセンサス会議の開催（運営一式）を受託することであり、その目標に向けて、会としてファシリテーター（コンセンサス会議の司会を務め、コンセンサス文書をつくるまで、市民パネルの活動・議論を助ける）などの養成を行いたいと考えているが、現在の収入源は会費程度であり、資金が少ないという問題がある。このため、民間財団

などからの助成の申請などを行っている。

法人格については、助成や事業委託の必要条件であれば直ちに取得したいというのが基本的な考えであるが、現在のところはそのような状況にはなく、また、コンセンサス会議のマニュアルづくりにマンパワーを傾注していることもあり、取得を見合わせているところである。

(8) 特定非営利活動法人 原子力資料情報室

1975年に設立され、25年間にわたり、原子力に依存しないエネルギーシステムの確立を目指す立場から、産業界とは独立した立場で、原子力の開発利用の動向及び安全性に関する調査研究や原子力に代わるエネルギーシステムに関する調査研究、関係資料の収集、整理及び分析、機関誌の発行などを行っている団体である。

組織の継続性、社会的な認知を得ることなどを目的として、1999年3月にNPO法人格取得の申請を行い、同年9月に認証を受け、登記した。

正会員660名、賛助会員約1,800名、その他に「原子力資料情報室通信」購読のみを行っている者が約510人という多数の会員等を有し、予算規模についても、5千万円台とかなり大きい。

また、スタッフについても、有給の常勤スタッフが9名（事務局長を含む）、その他に無報酬のボランティアが必要に応じて事務所等で作業を行っているなど、NPOの平均的な姿から見ると、かなり充実している。

代表者については、3名の共同代表制をとっており、このうち2人が事務局長として事務所に常勤している（1人は事務局長兼任）。理事は、常勤の事務局長のほか、弁護士、大学教員、民間研究機関研究員などが務めている。

活動としては、次のようなものを行っている。

- ・ 産業界から独立した立場で行う調査・評価研究
- ・ 日刊紙10紙、英文紙5紙、その他に国内外の雑誌が50誌以上、各種論文や報告書のデータとしての蓄積及びその整理・分析
- ・ 政府・委員会のウォッチング
- ・ 月刊の機関誌「原子力資料情報室通信」の発行
- ・ パンフレット・リーフレットの発行
- ・ 年3～4回の公開研究会の開催、国際会議・シンポジウム等の開催
- ・ 隔月刊の英文ニュース「NUKE INFO TOKYO」の発行

このうち、政府・委員会のウォッチングについては、原子力委員会など、公開で開催されている会合をウォッチングし、政府内部の動きを広く伝えているほか、「原子力政策円卓会議」や「放射性廃棄物シンポジウム」など政府関係の会合に出席し、脱原子力の立場から意見を述べるなど、アドボカシー活動を行っている（「アドボカシー」については「6. 3(2)アドボカシー活動」参照）。

このように、原子力に依存しないエネルギーシステムの確立を目指す立場の団体であり、行政とは原子力に対する考え方や立場は異なるが、共通のテーブルの上で議論していきたいと考えている。

東京都内の事務所においては、これまで収集された関係資料が整理・保存され

ており、事務所のスペースのかなりの部分を占めている。

(9) 特定非営利活動法人 LPI-Japan

LPIとは、Linux Professional Instituteの略であり、「LPI-Japan」はその日本オープンソース型OS（Operating System）であるLinuxの技術者認定試験の実施、日本におけるLinuxの普及を目的としている。

Linuxは、「カーネル」と呼ばれる核心部分について、そのソースまでオープンにして開発が進められたOSであり、Linuxの開発プロセスはボランティアに支えられた自然発生的な非営利活動であり、Linux自体が情報革命の象徴ともいえるべき新しいNPOなのではないかという見方もある⁷⁴。

米国の調査会社によると、Linuxはサーバーの世界市場において1998年16%、1999年24%とシェアを拡大しており⁷⁵、機器への組込型のものから、コンピューターを並列的に接続して使用するクラスター型まで、様々なところで使われている。サーバーなどインターネット関係や、大学関係、ロボカップなどの研究者、ゲーム機などでLinuxはシェアを広げつつある。また、コンピューター関係の企業においても、自社製のハードウェアやOSで利益を上げることよりも、サービスで利益を上げる時代になり、そのためにはLinuxを取り扱うことは重要であるとしている。

Linuxについては、ゆで卵にたとえると、黄身に当たるカーネルと、その周りの白身の部分に当たる、カーネルに命令を与える様々なソフトウェアから成っている。白身の部分は、いわばメーカー等が独自に味付けして、カーネルとパッケージで「〇〇Linux」などの名称でディストリビューションとして販売・配布することができる。一方、黄身の部分に当たるカーネルについては、ソースコードなどがインターネット上で公開されており、ユーザーからの改善提案が出せることになっているが、オープン・ソース・コミュニティーが認めない限り変更されないことになっている。ディストリビューションについては、各メーカーが自社のディストリビューションのユーザー拡大等の目的で、独自の資格認定試験を行っているが、LPIは、共通部分であるカーネルを対象とした技術者試験であり、いかなる国やメーカーにも依存しない中立的な技術者認定機関であるとしている。

Linux技術者認定を行う機関については、1998年にカナダのLinuxのユーザー団体協会が結成された際に技術認定サービスについて議論されたことがきっかけとなって、1999年10月、Linux技術者の世界的な認定機関であるLPIが非営利法人としてカナダに設立された。カナダに本部を置いたのは、インターネット上で役員会を開催することが可能であるため（現在は、米国でもインターネット上での役員会の開催が認められている州がある）、キーメンバーにカナダ人がいたためなどの理由による。LPIは、米国を中心に全世界でLinux技術者の認定試験を行っている。

このようにして LPI 本部が設立されたころ、現在の LPI-Japan の理事長が米国 LPI の役員と会談し、日本でも Linux 普及の重要性が増しつつあり、LPI のような機関を設立する必要があると申し出た。LPI 本部は、日本での LPI 活動の条件として、NPO による組織化を要請した。その意向に沿って、1999 年 12 月 LPI-Japan 設立準備事務局が東京都渋谷区の企業内に設置され、公益法人や団体化の途を探り、検討を重ねた結果、NPO 法による法人化が最も目的に副い適合性があると判断された。そして、情報関連の 7 つの企業と 1 つの大学に所属する設立発起人により、日本法人として「LPI-Japan」が設立されることとなった。2000 年 3 月、東京都に NPO 法人格取得申請を行い、7 月に認証・登記された。

この NPO は、今回調査した NPO の中では、個人会員がおらず、企業と大学によって設立された団体であることが大きな特徴である。また、主なサービスである Linux 技術者認定試験についても、だれでも受験は可能であるが、情報通信技術関係の専門技術者やその志望者が当面、受験者の中心になると考えられる。団体の名称のとおり、Linux のプロフェッショナル・ユーザーを中心に運営される団体であると考えられる。

この NPO は、Linux 技術者認定試験の必要性は次のとおりであるとしている。

- ・ 現在、Linux 技術者の技術レベルを中立に判断できる方法がない。
- ・ Linux の教育方法の目標が定まらない。
- ・ Linux 関連会社の技術レベルがよくわからない

そして、LPI の活動がもたらすインパクトとして、次の点をあげている。

- ・ Linux 技術者の目標が明確化される。
- ・ Linux 関連教育機関の目標が定まる。
- ・ Linux 関連テキスト本の目標が定まる。
- ・ Linux 関連会社の技術レベルの目安ができる。
- ・ Linux の市場の活性化が進む。

また、LPI の特徴として、次の 2 点をあげている。

- ・ 試験の内容が中立である、唯一の認定 NPO である。
- ・ 国際的な組織により運営されるので、世界的に通用する認定である。

理事長は、従来のソフトウェア開発などでは、ソースコードを自社で囲い込み、オープンにしない閉鎖的なものであったが、Linux は、オープンソース、使用者各自の貢献を前提とした価値観のもとに開発されてきた OS であり、各自が能力を持ち寄るという意味で「バザール方式」とも言われており、科学技術の分野でも、このような価値観、すなわち、自分の研究をオープンにして科学技術の進歩にいかに関与していくかということが重要であるとしている。

参考までに、日本にも、1984 年に東京大学の坂村健教授によって開始されたトロン (TRON : The Real-time Operating system Nucleus) プロジェクトが

あり、その成果は公開された仕様という形で一般に入手できるようになっているオープン・アーキテクチャを基本的な方針としている。この仕様をもとに誰でも自由に製品を開発し市場に参入できるようになっており、コンピューター組込製品などに広く使用されている。仕様作成や仕様適合性の検証を行う中核となる機関として社団法人トロン協会が設立されている⁷⁶。

(参考)

Linux について
(LPI-Japan 資料より作成)

1. 自由性が最も重要な要素であること
 - ・ 自由に再配布できること。
 - ・ 現在あるほとんどのプロセッサ上で稼働し、汎用性が高いこと。
 - ・ インターネットを利用して進展・普及し、自由に入手可能であること。
 - ・ 従来のような煩わしい「非開示契約」を交わす必要がないこと。
 - ・ カーネルのソースコードは常にフリーに入手できること。(無償で提供)
2. 経済性に優れていること
 - ・ Linux はフリーであること。
 - ・ 誰にもロイヤルティを支払うことなくコピーや再配布が可能であること。
3. 現在、コラボレーションから目覚ましい進展がみられていること。
 - ・ 世界中で、コンピューターサイエンスを学ぶ学生にとってリアルな商用レベルの OS の内側 (ソースコード) を見ることが可能となったこと。
 - ・ 過去 5 年間で、Linux の開発はインターネットによって何十万もの人々が係わるようになってきている。この拡大基調はますます進展する趨勢にあること。
4. Linux の歴史について
 - ・ Linux はフィンランドのヘルシンキ大学の Linus Torvalds によって作成され、多くのプログラマーの助けや支援によって、インターネットを通じて発展してきた。
 - ・ 1991 年 10 月 5 日 Linus は Linux 最初の Version0.02 をアナウンスし、これによって、多くのプログラマーが Linus の呼びかけに応え、現在のような機能の揃った OS へと創り上げる手助けをしていった。

(10) 特定非営利活動法人 日本技術者連盟

技術者業務の高付加価値化、技術者の社会的経済的評価向上を図り、その使命達成に務めるとともに、特に環境分野での技術者の社会貢献を目標として掲げている NPO である。

2000 年 2 月に登記された NPO 法人であり、本格的な活動はこれからである。東京都内に事務所を賃借しており、事務局長を含め 3 人が常勤している。役員は大学教授、名誉教授、企業相談役、学校法人理事長などである。

現在、十数のプロジェクトの構想があり、順次、団体内で研究会や協議会を立ち上げて事業化等を検討していくこととしている。これらの事業によって収入を得ていくこととしているが、場合によっては、企業を起こし、その企業からの賛助金等を収入源とすることも考えられるとしている。

現在までに実施している活動は、野球バット用のアオダモ資源育成である。会長が野球バットの研究者であり、プロ野球のバット問題を検討するコミッショナーバット問題諮問委員会の委員長であった関係などから、当団体はプロ・アマ野球関係者、バット生産者などによる「アオダモ資源育成の会」の事務局を務めている。これは、北海道天然林のアオダモが木製バットの原材料として世界一といわれており、かつ、その育成に 70 年以上を要し資源的に厳しい状況にあることから、国有林、北海道大学などの協力を得て、将来にわたってアオダモの資源を育成するための植栽、保育、調査、研究を行う活動である。

このほかに、プライバシー保護に関するセキュリティ技術、インターネットや衛星放送を利用した技術資格取得に向けての教育等に関するプロジェクトについて研究会等で検討している。

現在のところ、会費のほかには大きな収入がないので、企業からの借り入れで経費をまかなっている。

技術者の職種や監督官庁の枠組みを越えた、分野横断的な活動を目指しているため、公益法人のかたちをとらずに、NPO 法人としている。

(11) 特定非営利活動法人 ソフトエネルギープロジェクト

太陽光発電や風力発電などのいわゆるソフトエネルギー利用と省エネルギーの推進によって、大気中へのCO₂排出削減を目指す団体である。

1992年のブラジル・リオデジャネイロで開かれた「環境サミット」の報道をきっかけに地球環境問題などに関心を持った理事長らが、自治体などから情報を得て勉強した結果、自分たちで何かしなければならぬとの意識で1993年から活動を始めた団体である。

会員は90名で、ほとんどが神奈川県内に居住しており、一般企業に勤務する男性、環境に関心があり何かやってみようという女性が多い。会員の男女比は、技術系の会のためか男性の方がやや多い。

活動は、大きく分けて、ソフトエネルギーの普及啓発、学校の授業や文化祭・学園祭などにおける環境教育、調査・研究ツアー、クリーンエネルギー市民共同発電所設置である。普及啓発活動としては、様々なイベントにおいて、団体が所有する機材を用いて太陽光発電、風力発電の実演を行い、発生した電力で実際に家電製品を作動させてみるなどを行っている。また、クリーンエネルギー市民共同発電所とは、市民からの資金や行政からの助成金で幼稚園、学校など公共性の高い施設に太陽光発電のパネルを取り付け、省エネや環境教育に役立てるものである。発電施設を取り付けた幼稚園などの施設は、まず自分のところで発電した電力を使い、余った分は電力会社に販売する。また、発電に応じた金額をこのNPOに支払っている。2000年4月に第1号を横浜市の幼稚園に設置し、2001年2月に同市内の保育園に新エネルギー産業技術総合開発機構(NEDO)の「新エネルギー地域活動支援事業」の設備導入事業による補助金を受けて第2号を設置した。なお、2号機については、NEDOのルールで、発電量に応じた金額をNPOに支払う仕組みはない。

現在は専従スタッフもおらず、役員や会員の無報酬の活動で会を運営しているが、活動が活発になるに従って個人的な負担が大きくなってきている。そのため、収入の増加が必要であるあり、今後は関係企業からの寄付も増やしていきたいとしている。また、今後はこの団体が、市民や企業に対してソフトエネルギーに関するコーディネーターやアドバイザーのような機能を果たし、対価を得ることも考えていきたいとしている。

また、会員は90名いるが、実際にイベントなどで実演を行うのは特定の会員になってしまい、イベントの回数が増加する中でかなりの負担になっている。このため、会員の中でイベント等に出動する人数を増やして一人当たりの負担を分担する必要があるとしている。

このほか、現在は中断しているが、ソーラークッカー、シニアカーを改造した

ソーラーカーなどについて、企業との商品共同開発を行っていきたいとしている。

この NPO 法人の所在地としては理事長の自宅を登録しているが、活動のほとんどは横浜駅近くにある神奈川県の施設であり、会議室や印刷機などを備えた「かながわ県民活動サポートセンター」で行っていた。しかし、2000 年 12 月に企業の協力を得て、関内駅近くに事務所と「自然エネルギー・省エネルギー相談所」を開設しており、所在地の変更を申請中である。

また、併せて、環境教育の観点から、企業が所有する建物の屋根を借りて、誰でもが自然エネルギーを間近に見学できるように「地球温暖化防止自然エネルギー・省エネルギー普及啓発・環境教育推進センター」を設置し、随時見学者を受け入れている。

さらに、この NPO は、発電の実演を行うため、太陽光発電パネル 8 枚、風力発電機、ミニソーラーカー、ソーラークッカーというかなりの収納スペースを必要とする機材を所有しており、これらの機材も見学できるよう展示している。

理事長が「かながわ県民活動サポートセンター」のアドバイザーであるほか、県や市町村の環境・エネルギー関係の委員を務めるなど、行政との関係が深い。NPO としても 1999 年度に神奈川県地球環境賞及び横浜市環境保全活動賞を受賞している。

(12) 特定非営利活動法人 平成・伊賀@LAN

三重県伊賀地域の上野市の NPO 法人で、「へいせい いがのらん」と読む。登記上は「平成伊賀のらん」となっている。

主に伊賀地域における個人や市民団体などの情報化を促進するため、インターネットを活用した事業を中心に活動している。

この団体は伊賀地域の 4 つの市民団体が、イベント参加のための話し合いを契機に団結したもので、ほとんどが伊賀地方に居住する 32 人のマスター会員（法人上の社員）からなる。マスター会員のほかに、議決権はないがメールアドレスの支給などの特典がある友の会会員（8 名）及び賛助会員（0 団体）、会費は 0 円だが、側面から支援する顧問会員（3 名）、公務員などの参与会員（13 名）などの会員制度がある。

2000 年 7 月に認証された新しい団体であるが、ホームページの作成受託、ソフトの開発、インターネット実況中継などによるイベントへの参加、パソコン教室の開催などの活動を行っている。11 月の三重県マルチメディア祭では、上野城天守閣においてパネルディスカッションを開くとともに、その様子をインターネットによってリアル中継を行った。さらに、2000 年大晦日から始まったインターネット博覧会に「忍者研究館」というパビリオンを公式サイトとして出展している。その他収益事業としては地元のケーブルテレビの契約代行業務を行っている。

このように情報化を核に様々な活動を行っているが、将来的には、マスター会員が自主的に独立採算的なプロジェクトを立ち上げ、運営していくことが一つの目標である。

なお、定款上の活動の種類は、情報化を中心として、様々な活動を行っていくことを想定して、NPO 法の別表に記された 12 分野全てを掲げている。

現在の課題としては、活動資金の確保のほか、ホームページの作成などの業務で競合する地元企業との関係などがあるが、これらは NPO 法人が社会によく理解されていないことから生じる面が大きく、理解が進めば解決していく問題であると考えている。行政においても、特に市町村の職員の間で NPO 法人に対する理解度に大きなバラツキがあるとしている。

行政との関係は、イベント事業の関係で補助を受けているほか、代表が県等の情報化関係や NPO 関係の委員会の委員を引き受けるなどしている。また、あるイベントの準備で、三重県の異なる 3 つのセクションと対応したが、NPO が関わることによって、これら普段関係が少ない部署の県職員どうしが話をするのができた。このように、NPO は行政の縦割りを解消し、一種の接着剤のような役割を担うことが期待されるとの考えを持っている。

この NPO の代表者は、NPO 法人の社会的信用をフルに使えば、行政などからかなりの事業の委託金や補助金を集めることはできるが、受託した事業を会員個人が経営する企業に請け負わせることなどは、地元や外部からの批判が起き、公益性を疑われることになり、ひいては信用を失いかねないため、NPO の自律性が求められると考えている。

また、この代表者は、地域における「デジタルデバイドの解消」や「情報リテラシーの向上」を大きな課題として、IT 教師の養成などを行う新たな NPO の設立を検討している。

(13) 特定非営利活動法人 アスクスネットワーク

三重県四日市市に所在する団体で、「平成・伊賀@LAN」と同様、情報通信系の NPO 法人である。

「平成・伊賀@LAN」が地域の市民団体の集まりが母体であるのに対して、この団体は 1998 年にパソコンのソフト開発に携わる専門家のボランティア活動団体としてスタートした。1999 年 5 月に三重県で 3 番目の NPO 法人に認証されている。

正会員（社員）は 20～30 名であるが、優先的にサービスを受けることができる「Asks Club」の会員は約 100 名である。

パソコン、インターネット、マルチメディアに関する教室、セミナーの開催が元々の事業の中心であり、これまでに延べ 400～500 人がセミナー等に参加している。これらのほかに四日市市民活動センターのホームページの運営なども行っているが、1999 年度、三重県から市民団体紹介のためのホームページ作成（金額入札）と市民活動ネットワーク事業（企画提案入札）の 2 つの事業を、大手企業を含む民間企業と競争した結果、受注したことが注目される。

また、障害者に対する支援にも力を入れており、志摩スペイン村で 1999 年 11 月に開催された、障害者と健常者がふれあうことを目的とした「ふれあいフェスタ'99」のホームページを障害者が作成するための支援をボランティアで行うなどの活動を行っている。

県からの事業委託などにより 1999 年度の収入は 3 千 7 百万円にのぼり、約 5 百万円の黒字分を次期繰越としている。納税額も約 140 万円にのぼっている。

法人化の手続きを行っていた時点では事務所はなく、法人の所在地は理事長の自宅を登録しているが、その後、四日市駅近くのマンションの 1 室を賃借し、事務所としている。

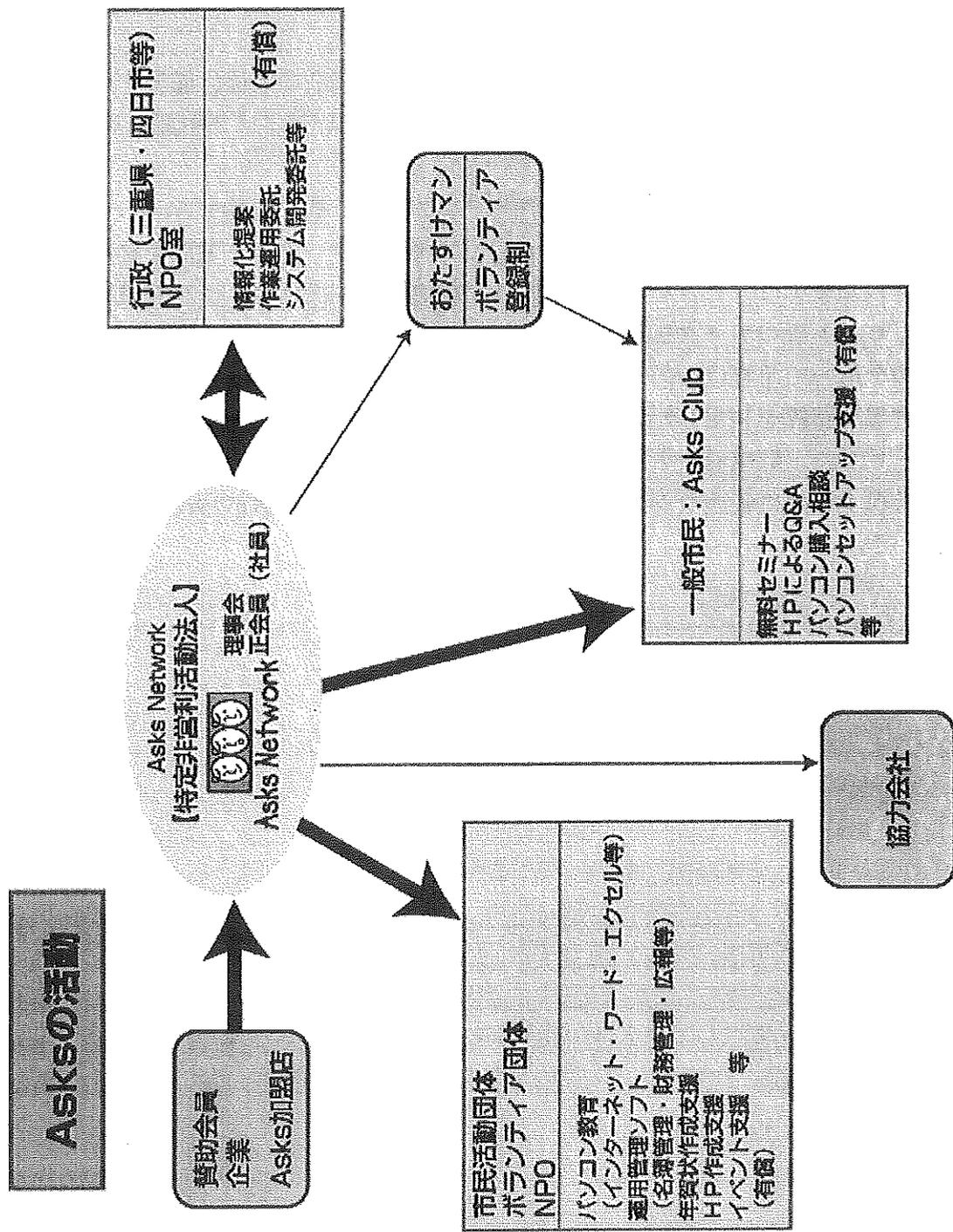
スタッフは専門的知識を有する 4 名を時給で雇用し、常に 2 名が事務所に出勤する体制を取っている。サーバーやパソコン、事務機器などの所有物も充実している。

代表の意見としては、大手企業などと競争して受注を獲得できたのは、市民団体でもある自分たちの企画の内容が評価されて選定されたからであり、ボランティアを使うから安くできるという理由ではない、非営利団体だから安く請け負えるわけではないとしている。

課題としては、人材の確保と、組織的活動の継続性をあげている。

(参考)

Asks Network 活動概要図



(14) 特定非営利活動法人 国際情報科学協会

この NPO は、国立大学名誉教授であり、現在私立大学教授である情報通信の研究者が中心となって設立された NPO 法人である。約 20 年前からの情報通信技術関係の研究者グループが母体である。会員は 12 名であり、神戸周辺の情報通信関係の個人、企業が中心である。

本格的な活動はこれからであるが、基本的には、情報通信等に関する新技術のアイデアをニーズに応じて事業化に結びつけるための活動を考えている、いわば、ベンチャー支援型の NPO 法人といえる。

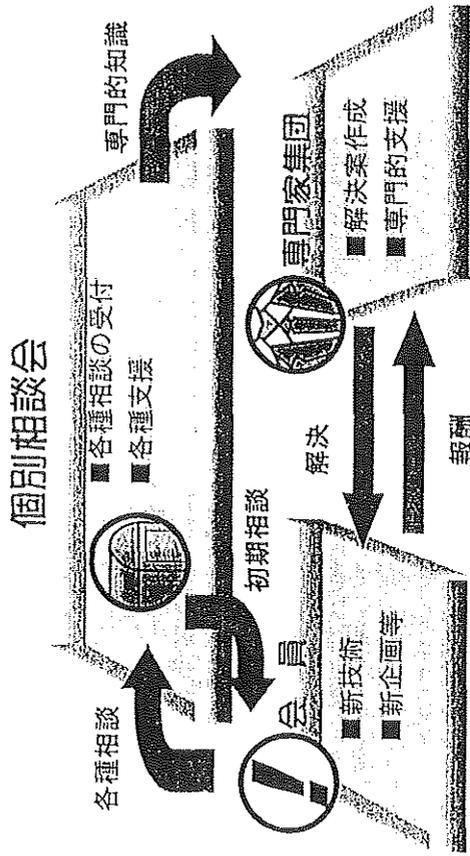
例えば、新技術とその事業化についての個別相談会の開催、解決すべき課題等を整理する「ニーズ箱」の運営、事業化に近い新しいアイデアを集めた「宝物箱」の運営などを行おうとしている。

また、具体的な技術として、我が国ではこれまで導入が遅れていた、ADSL などの xDSL (x Digital Subscriber Line) やインターネット電話を普及するための導入支援を行うことを計画している。xDSL は電話用のメタル回線を利用してメガビット級のデータ伝送ができる技術であり、内線電話を利用しながら、その銅線を用いて手軽に動的なコンテンツを伝送できる。xDSL を用いると、既設の構内電話回線を利用した各種監視用ビデオ伝送システムの構築が可能になり、工場、ビル内、駐車場やトンネル、交通渋滞など、通常無人の現場をリアルタイムに監視するのに最適なシステムの構築などを提案し、要望があれば支援するとしている。

(参考)

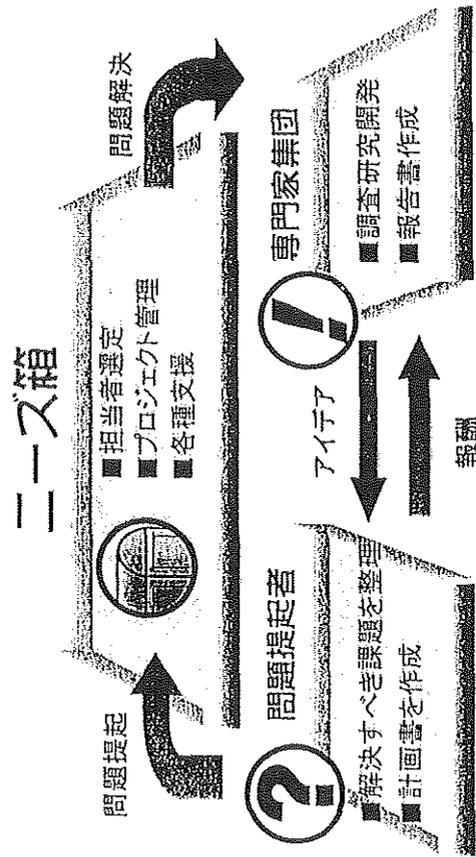
「個別相談会」で各種相談を

新技術開発、新企画、各種要等お困りの事項に関し、あらかじめ予約の上「個別相談会」に参加し、解決のきっかけをつかむことができる。初期相談は無料。



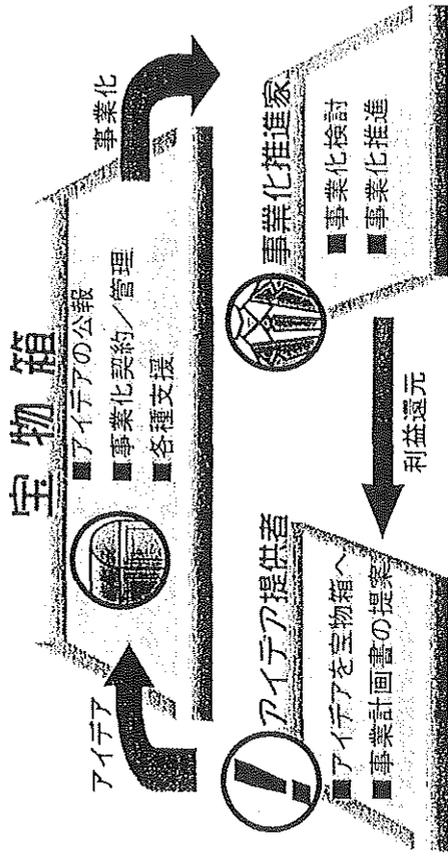
「ニーズ箱」であなたの課題を解決

新しい事業の企画立案、その他解決を要する課題を整理し、計画書を作成して「ニーズ箱」に入れる。研究者がその問題を解決する支援を行う。

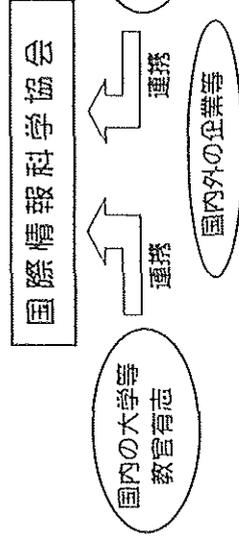
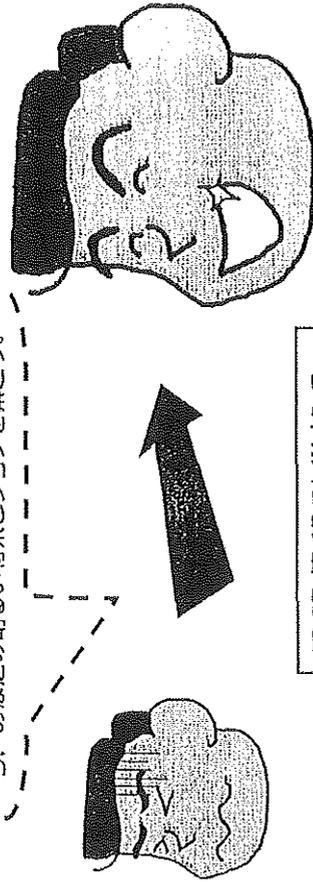


「宝物箱」であなたのアイデアが事業化に

産業の活性化をはかるため、事業化に近い新しいアイデアを集めて宝物箱に入れておき、事業化推進者はこれらを探ります。



「国際情報科学協会」に入会し、会員相互の協力によって、遅鈍とした世界の現状から、あなたの明るい将来ビジョンを築こう。



(「国際情報科学協会」資料より)

4. 2 項目別分析

今回事例調査を行った NPO 法人 13 団体及び任意団体 1 団体、計 14 団体について、その項目別に実態等を整理するとともに、経済企画庁が 1999 年 12 月に NPO 法人等に対して行ったアンケート調査の結果を取りまとめた「特定非営利活動法人の活動・運営の実態に関する調査報告書」⁷⁷（以下、この項において「経済企画庁調査」という。）における NPO 法人及び NPO 法人格申請中の団体に対する調査結果との比較検討を行うこととする。

(1) 事務所等

今回の事例調査は、東京都（6 団体）、神奈川県（2 団体）、兵庫県（2 団体）、福井県（1 団体）及び三重県（2 団体）に所在している NPO 法人と、埼玉県内に連絡先を置く任意団体の NPO（1 団体）を対象とした。これらの NPO の所在地及び事務所の状況は表 4-1 のとおりである。

13 の NPO 法人について登記上の事務所をみると、役員の自宅または所有家屋としているものが 5、公共施設の一部としているものが 1、賃借しているオフィスビルとしているものが 3、賃借している一戸建て家屋としているもの 2、会員企業のオフィスを使用しているもの 1、その他 1 となっている。法人として事務所を所有しているものはなかった。

しかし、主な事務や活動の拠点は、登記上の場所であるとは限らず、例えば、当初は理事長の自宅を事務所として登記したものの、その後マンションの一室を賃借して事務所として使用している場合や、会員が集まったの活動は県立博物館のボランティアルームや県立の市民活動サポートセンターで行っている場合などがある。その中には、特定の法人が、公立の施設の一部を無償で事務所として使用したり、登記することについては、公平性に問題があるとの指摘がなされたため、役員の自宅等を事務所として登記している場合もあった。

表4-1 事例調査を行ったNPOの所在地及び事務所状況等

団体名	所在地	事務所の状況等
福井恐竜博物館後援会	福井県勝山市	福井県立恐竜博物館の1室を使用している(使用料免除)。
人と自然の会	兵庫県三田市	登記上の所在地は事務局長の自宅であり、そこでも事務局長を中心に事務は行われているが、会の活動拠点は博物館ボランティアルームである。博物館としては、会の活動が博物館におけるボランティア活動であることから使用を許可している。
発見工房クリエイト	神奈川県川崎市麻生区	所長所有の木造2階建て総面積140平米の建物を、事務所、実験スペースとして、使用料を支払い使用している。
日本スペースガード協会	東京都立川市	2000年4月に東京都武蔵野市にマンションの一室(6畳+3畳程度)を事務所として賃借している。法人設立時には事務所がなく、理事長の自宅を所在地として登記した。近々、登記の所在地を変更予定である。
ロボカップ日本委員会	東京都品川区	会員のオフィス等を適宜活用(登記は別の場所)。
ウェアラブル環境情報ネットワーク推進機構	東京都文京区	東京都文京区のビルの1室を賃借。
科学技術への市民参加を考える会	(埼玉県比企郡鳩山町)	事務所は特になし。大学の研究室を連絡先としている。会合は都内の会議室等を使用。
原子力資料情報室	東京都中野区	東京都中野区のビルの1フロアを賃借している。賃貸料は月額65万円程度(光熱費は除く)。
LPI-Japan	東京都渋谷区	東京都渋谷区にある会員企業のオフィスを使用している。
日本技術者連盟	東京都港区	東京都港区のビルに事務室と会議室を賃借している。
ソフトエネルギープロジェクト	神奈川県横浜市青葉区	現在は理事長の自宅の1室をNPOに貸しており、そこを所在地として登記している。しかし、主な活動は、かながわ県民活動サポートセンターを利用している(会議室、印刷機等)。また、太陽光発電パネルなどの機材は倉庫を借りて収納している(賃貸料月額約2万円)。 2000年の11月頃から新たに横浜市内に事務所を借りる予定。機材もそこに収納することになっている。

平成・伊賀@LAN	三重県上野市	上野市の市街地において、木造 2 階建ての旧飲食店を賃借している（賃貸料月額 5 万円）。
アスクスネットワーク	三重県四日市市	四日市駅近くのマンションの 1 室を賃借している。2 台分の駐車場を含めて賃貸料月額 65,000 円。サーバー等も設置。登記上の所在地は理事長の自宅としている。
国際情報科学協会	兵庫県宝塚市	他の団体と共同で一戸建て家屋を借り、事務所としている。

(2) 法人の活動実績

今回調査を行った NPO の活動実績（期間）は表 4-2 のとおりである。

今回、事例調査を行った 13 法人のうち、4 つの法人が法人格取得の申請に合わせて新たに組織されたものである。福井恐竜博物館後援会については福井県立恐竜博物館の新設、平成・伊賀@LAN については県が行ったイベントの実施などが団体設立の主な理由であるが、NPO 法人の制度化が一つの契機となったと考えられる。

他の 9 法人については、法人格取得申請以前から活動を行っていた団体である。原子力資料情報室は 1975 年からの活動実績があり、国際情報科学協会については約 20 年前から母体となる研究者グループがあったが、他の 7 法人は 1990 年代中頃以降の設立となっているなど、団体としての歴史は比較的新しいものが多い。

表 4-2 事例調査を行った NPO の活動開始時期等

団体名	活動実績	活動開始年	法人申請月
福井恐竜博物館後援会	法人格申請に合わせて新たに法人を設立	2000 年	2000 年 2 月
人と自然の会	法人格申請以前から任意団体で活動	1994 年	1999 年 6 月
発見工房クリエイト	法人格申請以前から任意団体で活動	1995 年	1999 年 5 月
日本スペースガード協会	法人格申請以前から任意団体で活動	1996 年	1999 年 7 月
ロボカップ日本委員会	法人格申請以前から任意団体で活動	1995 年	1999 年 8 月
ウェアラブル環境情報ネット推進機構	法人格申請以前から任意団体で活動	1999 年	2000 年 4 月
科学技術への市民参加を考える会	(法人格取得未申請)	1999 年	(法人格取得未申請)
原子力資料情報室	法人格申請以前から任意団体で活動	1975 年	1999 年 3 月

LPI-Japan	法人格申請に合わせて新たに法人を設立	2000年	2000年3月
日本技術者連盟	法人格申請に合わせて新たに法人を設立	2000年	1999年9月
ソフトエネルギープロジェクト	法人格申請以前から任意団体で活動	1993年	1999年5月
平成・伊賀@LAN	法人格申請に合わせて新たに法人を設立	2000年	2000年5月
アスクネットワーク	法人格申請以前から任意団体で活動	1998年	1999年1月
国際情報科学協会	法人格申請以前から任意団体で活動	(1980年頃)	1999年4月

図4-1 NPO法人の活動実績（経済企画庁、1999年12月調査）
（回答者数663）

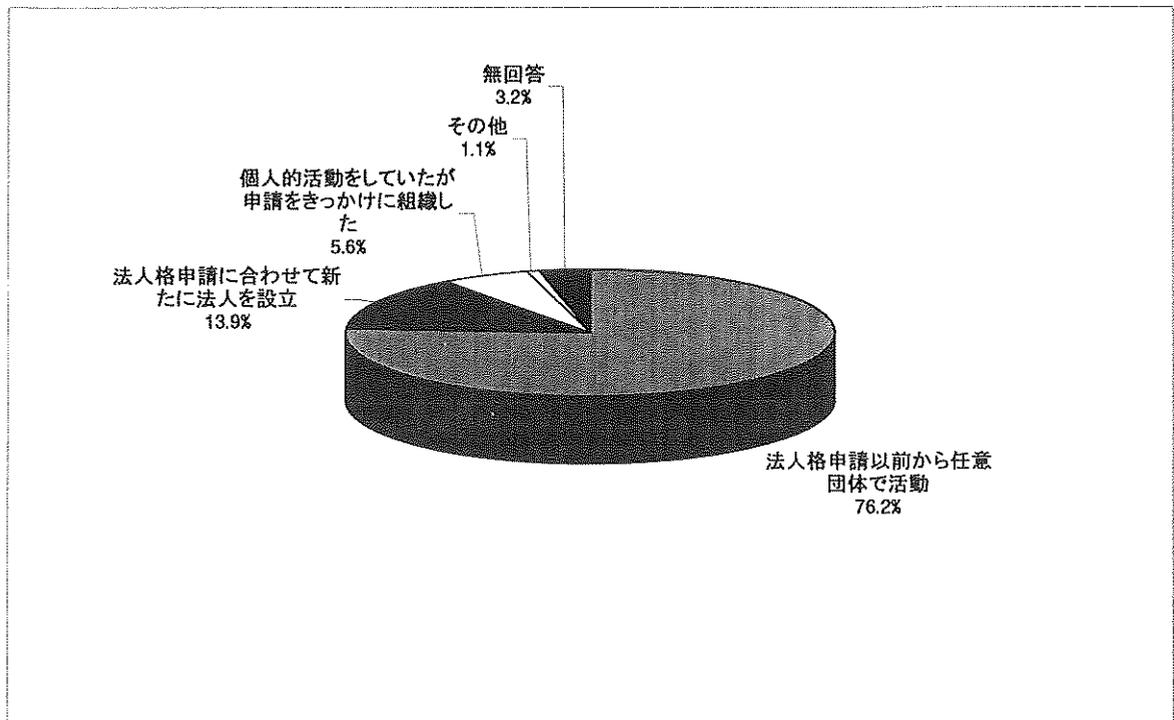
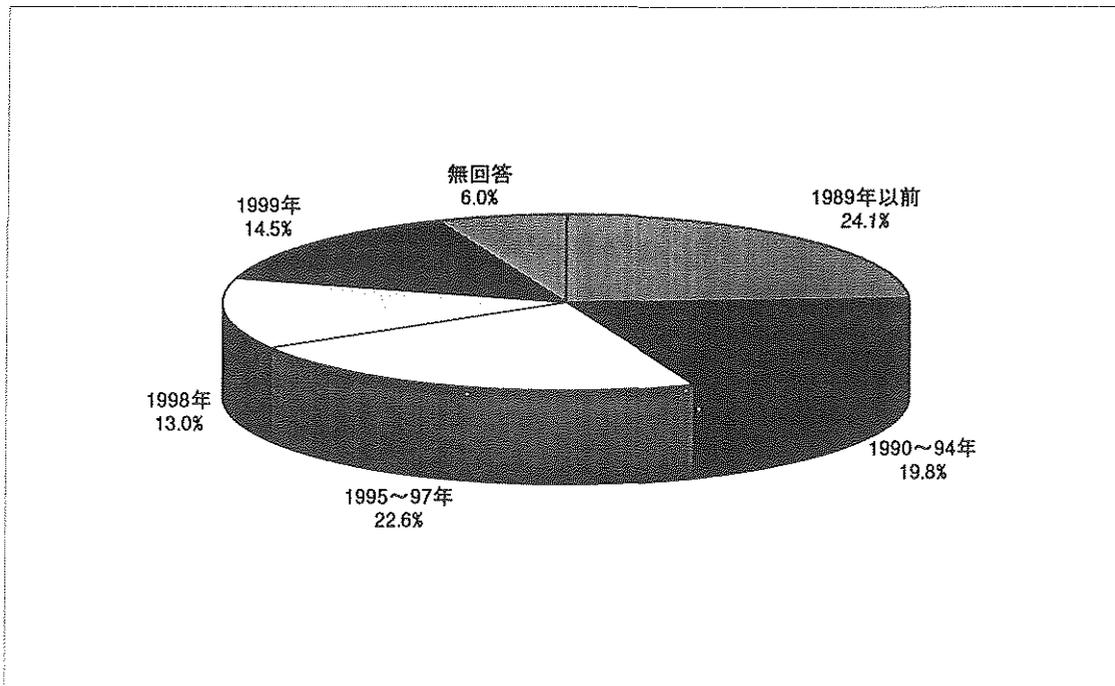


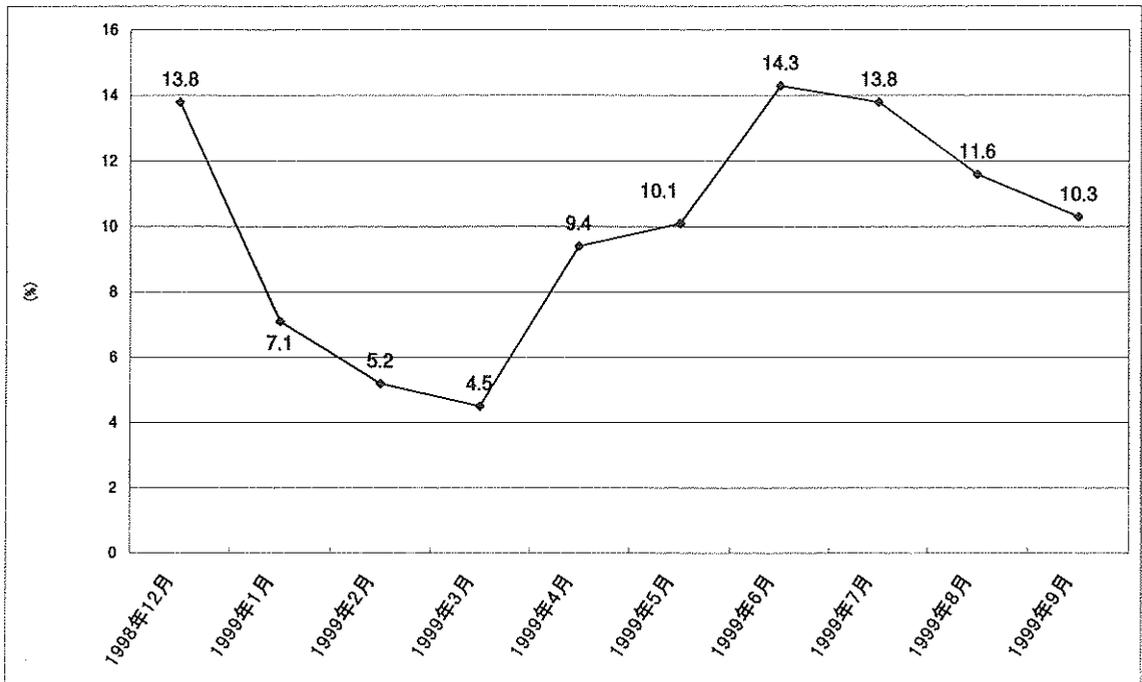
図4-2 NPO法人の団体としての活動開始年（経済企画庁、1999年12月調査）
（回答者数663）



経済企画庁調査では、図4-1のとおり、回答があった663のNPO法人等については、76.2%が法人格取得申請以前から任意団体で活動しており、今回の調査もほぼ同様の傾向となっている。ただし、経済企画庁調査においては、「個人的活動をしていたが申請をきっかけに組織した」団体が5.6%あったが、今回の調査においてはそのような団体はなかった。また、新たに法人を設立したものが調査したNPO法人の約3割に当たる4団体あった。

日本のボランティア活動などに大きな影響を与えた阪神・淡路大震災があった1995年に着目すると、今回の調査では、それ以降に活動を開始したNPO法人は13法人中10法人であり、図4-2で示した経済企画庁調査の50.1%と比べて多い。今回調査した科学技術関連NPOは、NPO法人全体の中でも、活動期間が5年程度に満たないような比較的歴史の浅い団体が多いといえる。

図4-3 NPO 法人格取得申請月（経済企画庁、1999年12月調査）
（回答者数 595）



NPO 法は 1998 年 12 月から施行され、法人格申請の受付が始まった。図 4-3 で示した経済企画庁調査の結果をみると、NPO 法人格取得の申請を行った月は、受付開始直後の 1998 年 12 月とそれから約半年後の 1999 年 6、7 月頃にピークがある。前のピークは申請受付以前から準備を行い、受付が始まると速やかに申請を行った団体と考えられる。この調査は 1999 年 9 月申請までを対象としているが、それ以降に、2000 年 4 月からの介護保健法の施行をにらんで介護事業の受け皿となるために法人格の取得を目指した団体が多数あったものと考えられる。

今回調査を行った NPO については、アスクスネットワークが 1999 年 1 月と最も早く、その後は 1999 年 4 月以降分散した形になっている。

NPO 法のもととなる「市民活動促進法案」は 1996 年 12 月に国会に提出され、各方面で審議・議論がなされた後、NPO 法が 1 年 4 ヶ月後の 1998 年 3 月 19 日に成立した。そして施行までさらに 8 ヶ月以上あったにもかかわらず、図 4-3 を見ると、後に NPO 法人となる多くの団体は、この間に準備を整え、受付開始と同時に申請するという状態ではなかったことがわかる。その理由として様々なことが考えられるが、団体が NPO 法人化についての関心が低くこれらの情報の把握に時間を要した場合、あるいは、関心があり、また情報は把握していても、実際に法人化した団体の様子などを見てから判断しようとして申請を留保してい

た場合などが考えられる。

(3) 活動分野

NPO 法では、「特定非営利活動」を行うことを主たる目的とすることを NPO 法人の要件の一つとしている。「特定非営利活動」とは、NPO 法の別表において、次に掲げる 12 の活動に該当すること、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものであることとしている。

NPO 法別表（第 2 条関係）に定める特定非営利活動（12 分野）

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 文化、芸術又はスポーツの振興を図るための活動
- 5 環境の保全を図るための活動
- 6 災害救援活動
- 7 地域安全活動
- 8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 9 国際協力の活動
- 10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 11 子どもの健全育成を図る活動
- 12 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

NPO 法人については、経済企画庁が作成した定款例において、「特定非営利活動の種類」として、NPO 法の別表に掲げる活動のうち、いずれの活動に該当するかを記載することとされており、今回調査をした NPO 法人も別表の 12 分野のうち該当する活動を記載していた。

その結果は表 4-3 のとおりであり、1 つだけ記載しているのは 13 法人中 1 法人のみで、他の 12 法人は複数の活動をあげている。中には、「平成・伊賀@LAN」のように情報関係を核としつつも、様々な活動との連携や活動の広がりを想定して 12 項目全てを記載している NPO もあるが、2~6 項目の範囲の法人が多い。1 法人平均 4.3 分野をあげている。

最も多く選択されている項目は、「2 社会教育の推進を図る活動」であり 9 法人が記載している。次いで「9 国際協力の活動」の 8 法人、「4 文化、芸術又はスポーツの振興を図るための活動」及び「5 環境の保全を図るための活動」が 7 法人で続いている。逆に少なかったのは、「10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動」で 12 項目全てをあげた法人（平成・伊賀@LAN）のみである。その他に、「1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動」、「6 災害救援活動」、「7 地域安全活動」及び「8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動」がそれぞれ 2 法人で少な

かった。

NPO 法人の活動分野については、各法人の申請に基づくものであり、必ずしも現段階における実際の活動と一致するとは限らないが、それぞれの法人が持つ、自らの活動に対する考えが汲み取れる。

例えば、「日本スペースガード協会」は天体衝突現象が地球上の生物に深刻な影響を及ぼし、多くの種の生存を危険にさらす可能性を持っていることから、そのような災害から地球環境を護ることに寄与することを目的としているため、「5 環境の保全を図る活動」をあげており、さらに、小惑星の観測活動などは全地球的規模で進める必要があるため、常に国際的立場を堅持し、国際スペースガード財団をはじめ、諸外国の目的を同じくする団体と連携をもって活動することとしていることから、「9 国際協力の活動」もあげている。

また、博物館と深い関係がある法人である「福井恐竜博物館後援会」と「人と自然の会」については、それぞれの関係する博物館の目的や活動と重複している部分が多いと考えられる。

なお、この活動分野の 12 項目の中には「科学技術の振興」、「研究開発の推進」などの項目はない。もし、このような項目があれば、今回調査した団体の多くはそれらの項目を選択したと考えられる。「ロボカップ日本委員会」は、NPO 法上の特定非営利活動の中にこのような項目がないため、やむを得ず、「4 文化、芸術又はスポーツの振興を図るための活動」の「文化」に研究開発活動などが含まれると解釈し、定款上に記載しているとのことである。

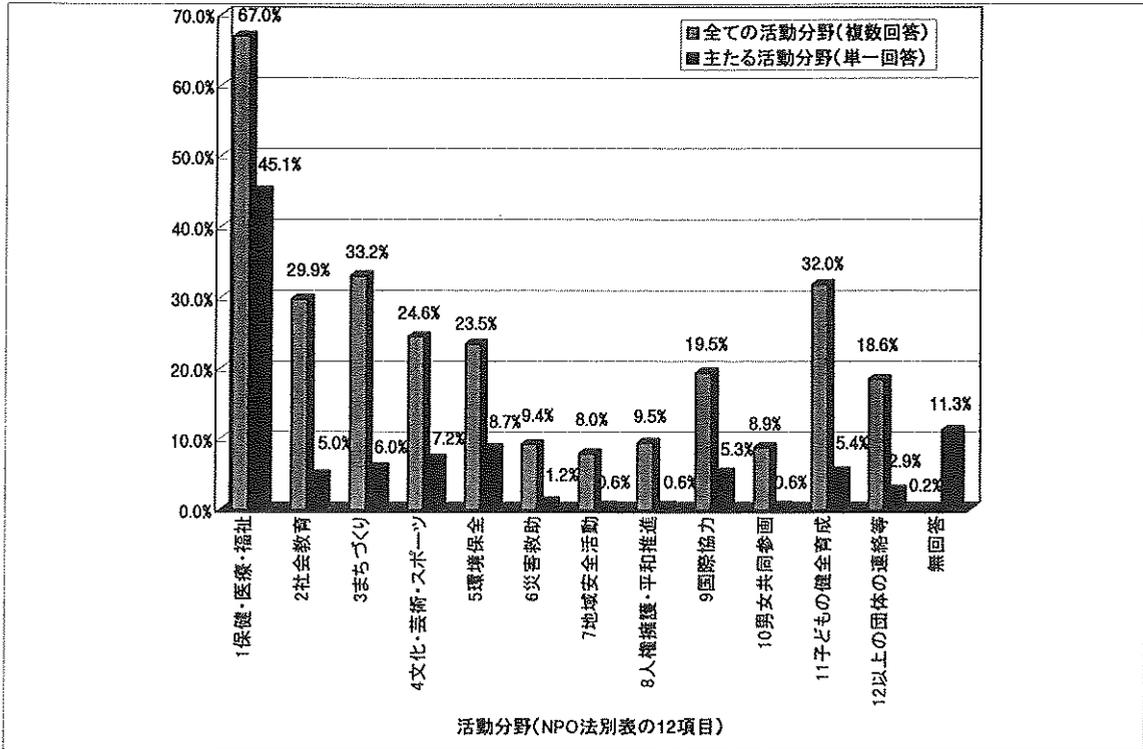
経済企画庁調査によると、図 4-4 のとおり、該当する活動分野を全て尋ねた複数回答の場合、最も中心となる活動分野を一つだけ尋ねた単一回答の場合とも、「1 保健・医療・福祉」が他を引き離して多く、続いては、複数回答と単一回答では若干傾向が異なるが、「2 社会教育」、「3 まちづくり」、「4 文化・芸術・スポーツ」、「5 環境の保全を図る活動」、「9 国際協力の活動」、「11 子どもの健全育成を図る活動」が多くなっている。

このように、経済企画庁調査によると、NPO 法人全体では、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」をあげるものが最も多いが、今回調査した科学技術関連 NPO については、これらをあげるものは少なかった。これは、科学技術関連 NPO は、NPO の代表的な活動である地域における介護活動などの福祉の分野との関連が弱いことによるものと考えられる。一方では、今回調査した、人体に微小センサを取り付けてセンシングを行う技術に関する研究を行う「ウェアラブル環境情報ネット推進機構」など、医療技術や生命科学技術に関連する活動を行う NPO も活動している。

表4-3 事例調査を行ったNPOの定款に記された活動の種類
(12分野の複数回答)

団体名	活動分野(12分野)												分野数
	1 保健・医療・福祉	2 社会教育	3 まちづくり	4 文化・芸術・スポーツ	5 環境の保全	6 災害救助	7 地域安全活動	8 人権擁護・平和推進	9 国際協力	10 男女共同参画	11 子どもの健全育成	12 以上の団体の連絡等	
福井恐竜博物館後援会		○	○	○				○			○		5
人と自然の会		○	○	○	○						○	○	6
発見工房クリエイト		○		○							○		3
日本スペースガード協会					○			○					2
ロボカップ日本委員会				○				○					2
ウェアラブル環境情報ネットワーク推進機構	○				○	○						○	4
科学技術への市民参加を考える会													—
原子力資料情報室		○			○			○	○			○	5
LPI-Japan		○		○				○					3
日本技術者連盟		○			○		○	○					4
ソフトエネルギープロジェクト					○								1
平成・伊賀@LAN	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
アスクスネットワーク		○	○								○	○	4
国際情報科学協会		○	○	○				○				○	5
(団体数)	2	9	5	7	7	2	2	2	8	1	5	6	平均 4.3 分野

図4-4 NPO法人の活動分野（経済企画庁、1999年12月調査）
（回答者数 663）



(4) 会員数

今回調査を行った NPO の会員数は表 4-4 のとおりである。

NPO 法人の社員数についてみると、最小は 11、最大は 660 であるが、ほとんどが 50 以下である。「LPI-Japan」は企業や大学といった団体社員のみで個人社員はいない。

今回の事例調査の対象とした団体の規模を、NPO 法人の個人社員数により図 4-5 で示した経済企画庁調査の結果と比較してみると、1~49 人の団体が今回の事例調査では 13 法人中 7 法人(個人社員は 0 名で団体社員が 18 の「LPI-Japan」を含む)であるのに対し、経済企画庁調査では 63.8%、50~99 人が今回調査では 2 法人に対し経済企画庁調査では 11.6%、100~299 人が今回調査では 2 法人に対し経済企画庁調査では 12.7%と、ほぼ似たような傾向を示している。

経済企画庁調査では、NPO 法人の団体会員数(運営や活動に参加もしくは携わっている NPO 法上の社員以外の団体も含む)も調査しているが(図 4-6)、回答があった NPO 法人のうち、7 割以上が 9 団体以下である。今回調査した NPO 法人で団体社員がいるのはわずか 3 つの NPO に過ぎず、賛助会員など、その他の会員においても企業などの団体が少ない傾向がみられる。

NPO 法人については、総会での議決権を有する社員のほかに、受講会員や賛助会員などの名称で、優先的に利益を受ける受益会員や資金などの支援を行う支援会員の制度を有する NPO が多く、これらの会員構成によって今回調査した NPO をおおまかに 4 つのパターンに分類してみた。(なお、受益会員と支援会員は明確に区分できない場合もある。例えば、会費を支払って友の会会員や賛助会員になれば一定の優遇措置が受けられる場合など。)

- a 活動の中心は比較的少数の社員で、個人を中心とした受益会員あるいは支援会員が比較的多数いる。

「福井恐竜博物館後援会」、「発見工房クリエイト」、「原子力資料情報室」、「アスクスネットワーク」

- b 活動の中心は比較的少数の社員で、企業を中心とした賛助会員を募っている。

「LPI-Japan」、「日本技術者連盟」、「国際情報科学協会」

- c 活動は比較的多数の社員によって行われ、個人の受益会員あるいは支援会員はいないか少数である。

「ロボカップ日本委員会」、「人と自然の会」、「ソフトエネルギープロジェクト」、「平成・伊賀@LAN」、(法人ではないが、「科学技術への市民参加を考

える会)」

d 活動は多数の社員によって行われ、他に多数の支援会員もいる。

「日本スペースガード協会」

現実には、例えば、「個人の受益会員や支援会員を多数集めたいが、現在は少数しかいない」というように目指すところと現状が一致していない部分もあるので、現状が必ずしも考え方を十分反映した結果ではないが、これら会員構成の違いは、会の活動方針や財源に対する考え方によるものであると思われる。

例えば、受益会員や支援会員の会費を財源として期待する場合は、多くの受益会員などを集め、積極的にサービスや情報提供を行うことになる。これは、当該 NPO の活動の賛同者を広げ、社会的な影響力を拡大することにもつながる。ただし、会費収入のみによる運営はかなり難しく、実際は公的機関からの支援や事業受託に依存する部分が多い。

また、ベンチャービジネスの支援を目指すような NPO については、個人の支援会員を多数集めることは難しく、関連する企業の賛助などは得るにしても、少数精鋭の会員で活動をする方向に向かうであろう。

さらに、ある考え方や技術などの開発普及を目指す NPO の場合には、できるだけ多くの人を社員として取り込み、そのことによって社会的影響を大きくしようと考えるものと思われる。

表4-4 事例調査を行ったNPOの会員数

団体名	NPO法上の社員		その他の会員
	個人	団体	
福井恐竜博物館後援会	22	0	賛助会員 3企業 ダイノメイト(友の会)
人と自然の会	101	0	賛助会員 なし
発見工房クリエイト	16	0	受講会員 2~300名 賛助会員 78名
日本スペースガード協会	331	0	賛助会員(個人) 214名 (団体) なし 名誉会員 1名
ロボカップ日本委員会	31	0	学生会員 研究会員(企業) なし
ウェアラブル環境情報ネットワーク推進機構	約200	約30	
科学技術への市民参加を考える会	—	—	会員 約40名 メーリングリスト参加者 約80名
原子力資料情報室	660	0	賛助会員 約1,800名 「通信」購読のみ会員 約510名
LPI-Japan	0	18	
日本技術者連盟	20	0	賛助会員
ソフトエネルギープロジェクト	70	0	賛助会員 約10企業 クリーンエネルギー市民共同発電所 設置基金賛同者(154口)
平成・伊賀@LAN	35	0	友の会会員 8名 賛助会員 なし 顧問会員 3名 参与会員 13名
アスクスネットワーク	20~30	0	Asks Club 約100名 賛助会員 なし 支援者(おたすけマン) 5~6名
国際情報科学協会	11	1	賛助会員 2~3企業

図4-5 NPO法人の個人社員数（経済企画庁、1999年12月調査）
（回答者数 663）

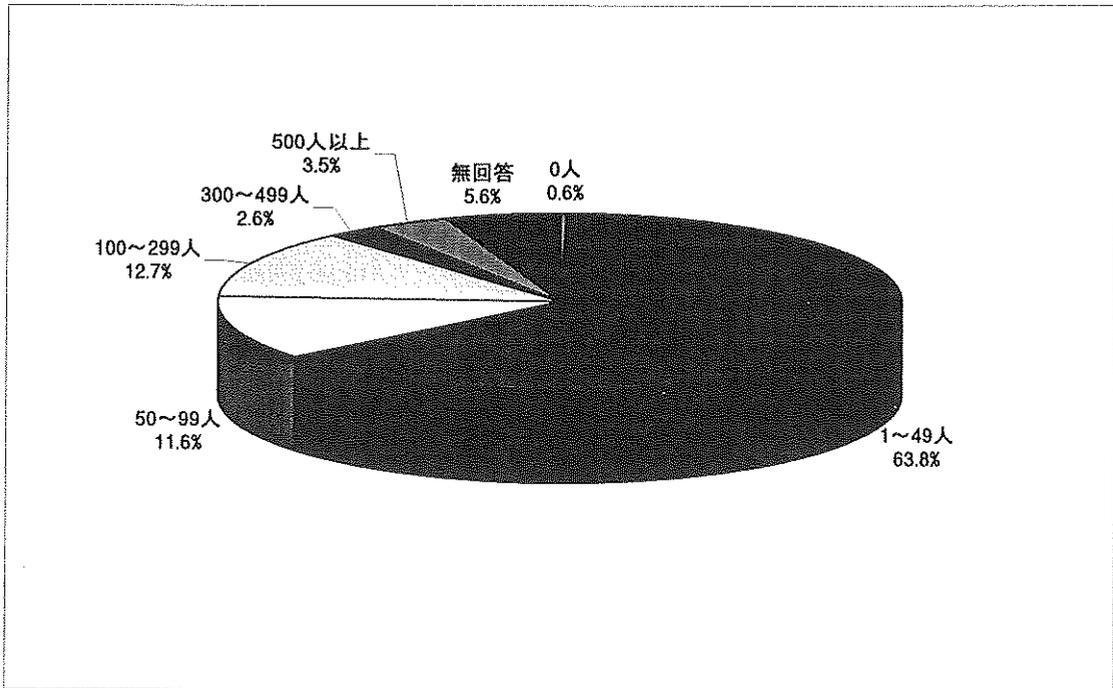
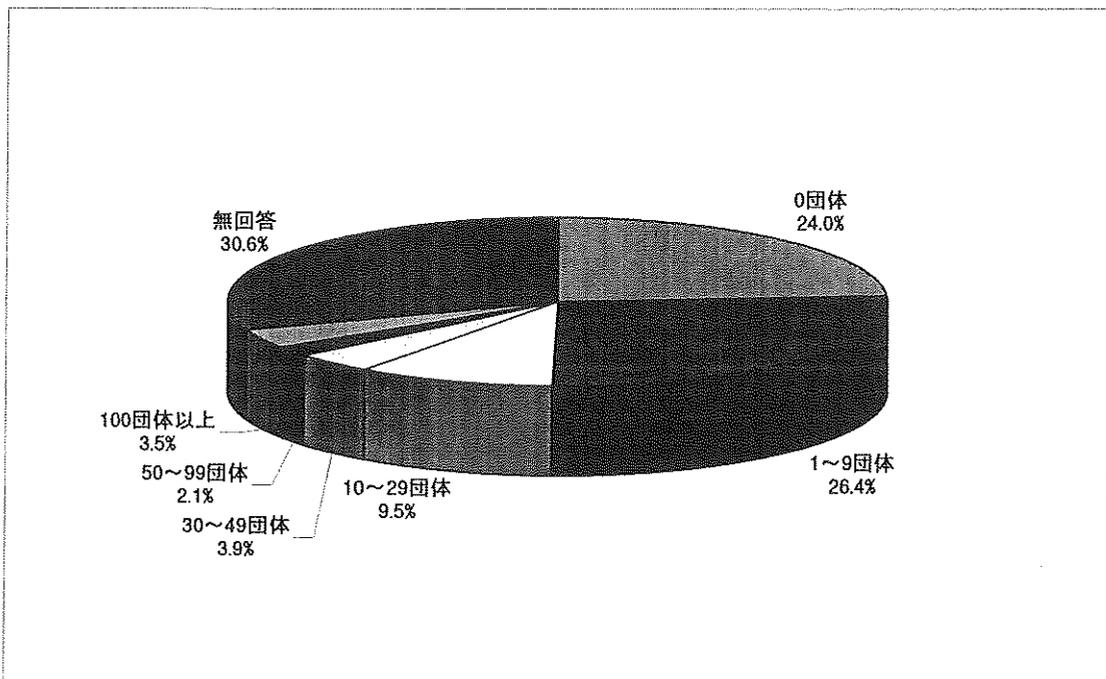


図4-6 NPO法人の団体会員数（経済企画庁、1999年12月調査）
（回答者数 663）



(5) 役員数

今回調査した NPO の役員数を表 4-5 に示す。基本的な役員構成パターンは、理事長（会長、代表）1 名、副理事長（専務理事、副代表）1~2 名、その他の理事数名（1~11 名）、監事 1~2 名というものである。役員総数は、最小 4 名、最大 14 名となっている。また、理事長の上位に会長を置く法人もあった。

経済企画庁調査においても役員数を調査しており、図 4-7 で示したその結果と今回調査した NPO 法人の役員数の分布はほぼ同様の傾向がみられた。

経済企画庁調査では、図 4-8 に示したとおり、NPO 法人において報酬を受ける役員数を調査している。回答があった法人のうち約 7 割が報酬を受ける役員はいないと回答しており、また、報酬を受けている役員の数もほとんどが 1~3 人と少ない。今回調査した NPO 法人についても、役員報酬を計上しているのは 2 法人に過ぎない。

表 4-5 事例調査を行った NPO の役員数

団 体 名	理事長等 a	副理事長等 b	その他の理事 c	理事総数 d=a+b+c	監 事 e	役員総数 f=d+e
福井恐竜博物館後援会	1	2	7	10	1	11
人と自然の会	1		5	6	2	8
発見工房クリエイト	1		4	5	1	6
日本スペースガード協会	1	1	11	13	1	14
ロボカップ日本委員会	(会長及び理事長) 2	(専務理事) 1	8	11	2	13
ウェアラブル環境情報ネット推進機構	1	2	8	11	2	13
科学技術への市民参加を考える会	(代表) (1)	(事務局長) (1)	(運営委員) (10)	(12)		(12)
原子力資料情報室	(共同代表) 3		6	9	1	10
LPI-Japan	1	1	3	5	1	6
日本技術者連盟	(会長) 1		7	8	2	10

ソフトエネルギープロジェクト	1	2	3	6	1	7
平成・伊賀@LAN	(代表) 1	(副代表) 2	5	8	1	9
アスクスネットワーク	1	1	1	3	1	4
国際情報科学協会	1		2	3	1	4

図4-7 NPO法人の役員数（経済企画庁、1999年1月調査）
（回答者数 663）

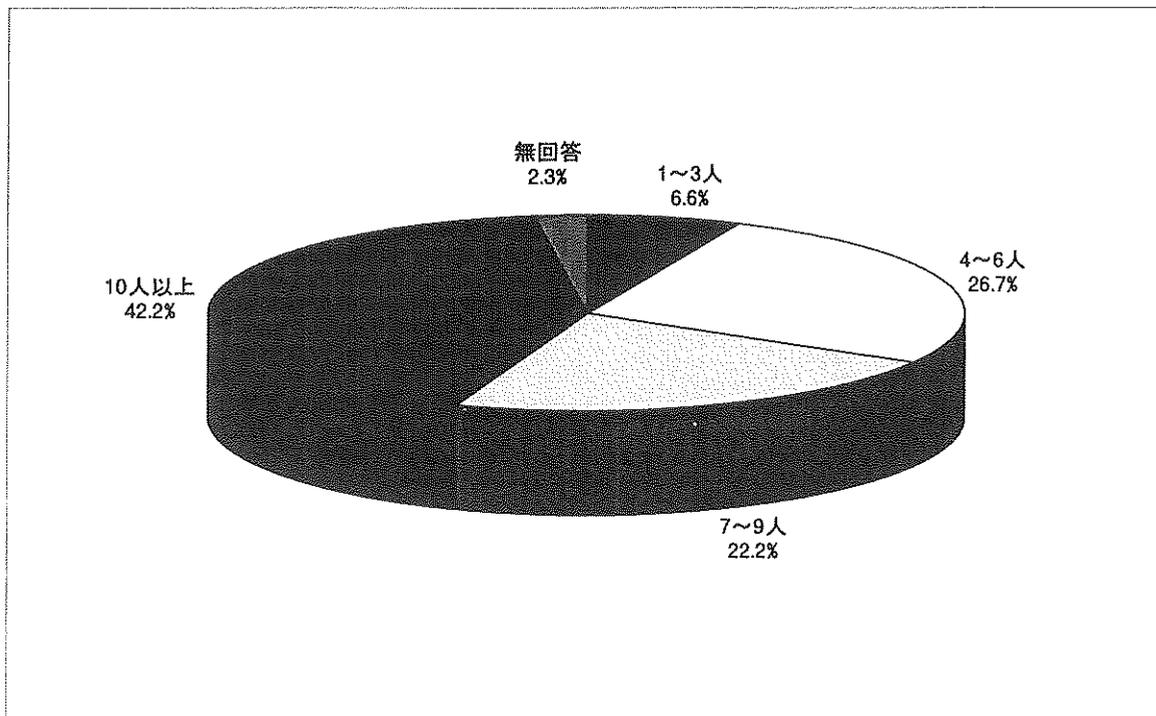
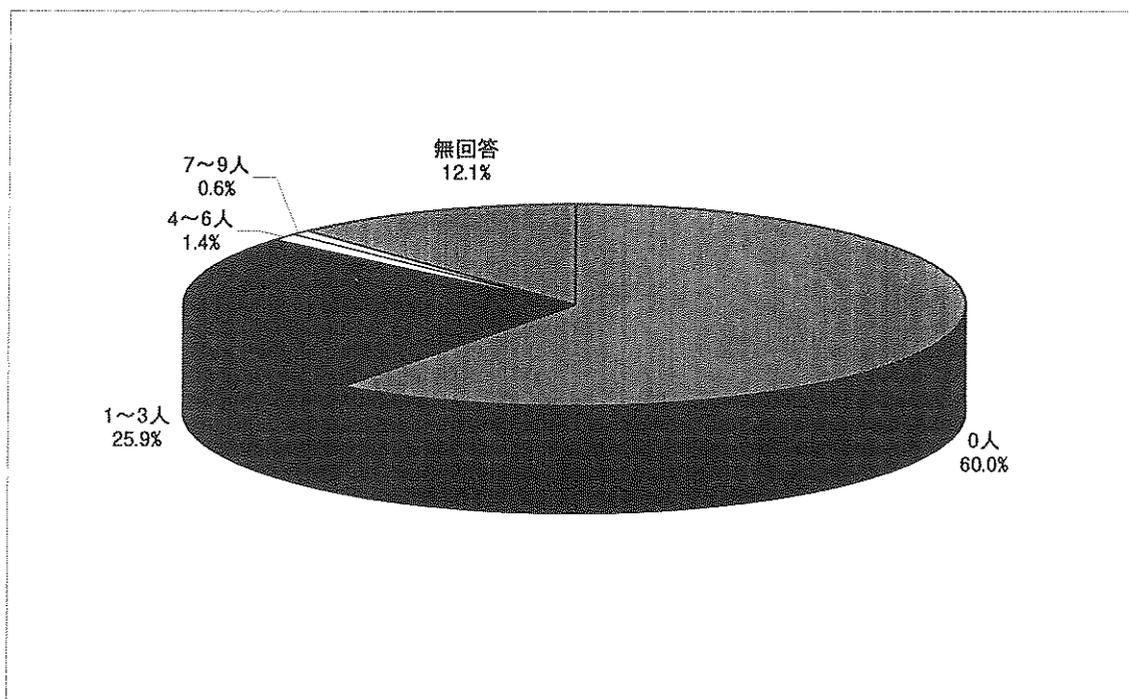


図4-8 NPO法人の報酬を受ける役員数（経済企画庁、1999年1月調査）
（回答者数 663）



(6) スタッフ

NPO のスタッフについては、一般的には、団体運営に必要な事務の諸手続、調整、連絡等を行う事務局のスタッフを指す場合が多いと思われ、経済企画庁調査でも、NPO 法人の事務局スタッフの状況について調査している。しかし、例えば、4 名が有給で常時観測活動を行う「日本スペースガード協会」の場合や、同一の者が事務局の業務と団体本来の活動の双方を行っている場合など、スタッフについては様々な状況があると考えられる。以下、この項では、「スタッフ」とは事務局スタッフを指すこととし、今回調査したNPOのスタッフの状況を表4-6に示す。

経済企画庁調査では、スタッフの状況について、表4-7で示したように、週30 時間程度以上業務に携わる常勤スタッフと、それ未満の非常勤スタッフに分けて人数を調査し、さらに、常勤、非常勤それぞれについて、有給で従事している者の人数を調査している。

今回調査した NPO 法人については、常勤のスタッフがいるのは、13 法人中 9 法人で、人数は 9 名という「原子力資料情報室」のほかは 1 名が多かった。経済企画庁調査においては、回答した法人の約 3/4 に常勤スタッフがあり、その大部分が 1~3 名であるとしている。

有給の常勤スタッフについては、今回調査した NPO 法人の中では、5 法人におり、人数は 9 名が有給という「原子力資料情報室」を除いて、1~3 名であった。経済企画庁調査においては、回答した法人の半数弱が有給の非常勤スタッフがいると回答しており、やはり、その大部分が 1~3 名としている。

非常勤スタッフについては、今回調査した NPO 法人では 4 法人におり、人数としては 4 名、6 名など比較的多い団体もあった。経済企画庁調査においては、回答した法人の 9 割以上が非常勤スタッフがいると回答しており、人数も 4 人以上の団体が回答した法人の 4 割以上みられるなど、全体的に多くなっている。そのうち有給の非常勤スタッフについても、今回調査した NPO 法人では 4 法人にいるが、人数としては 1~4 名である。経済企画庁調査においては、回答した法人の約 1/3 が有給の非常勤スタッフがいるとしており、人数は 1~3 人が多い。

このようにみると、常勤スタッフについては、今回調査した法人は経済企画庁調査の結果からみる NPO 法人の全体像から見ると、やや少ないものの、同様の傾向がみられる。しかし、非常勤スタッフについては、今回調査した NPO 法人の場合、経済企画庁調査の結果と比較して無報酬の非常勤スタッフがいる割合がかなり少ないといえる。これは、無報酬で不定期に法人の運営に関する事務を行っている会員・社員を事務局スタッフに含めるかどうかなど、今回の調査と経済企画庁調査で回答者の捉え方が異なった可能性がある。

なお、今回調査した NPO のうち任意団体である「科学技術への市民参加を考える会」には、スタッフはいない。

表 4-6 事例調査を行った NPO のスタッフの状況

団 体 名	常勤・非常勤	人数	備 考
福井恐竜博物館後援会	常 勤	1名	事務局長（月額 13 万円）
人と自然の会	常 勤	1名	特にスタッフは置いていないが、事務局長がほぼ毎日、事務や活動を行っており、事実上常勤の状態（無報酬）。
発見工房クリエイト	常 勤	1名	理事長（所長）（無報酬）
	非常勤	6名	事務担当 2名（有給）。 実験教室のアシスタント 4名（1回の交通費 1,000 円のみ支給）。
日本スペースガード協会	非常勤	1名	事務所には正会員である非常勤職員 1名が週 24 時間、会計・庶務の事務補助をしている。このほか、元アマチュア天文家（男性）が観測施設にて天体観測業務に従事している。賃金は年間 500 万円＋手当。
ロボカップ日本委員会	—	—	
ウェアラブル環境情報ネットワーク推進機構	常 勤	1名	有給。
科学技術への市民参加を考える会	—	—	
原子力資料情報室	常 勤	9名	常勤 9名（事務局長含む）で有給。 他に必要に応じて、随時、ボランティアが参加。
LPI-Japan	—	—	現在スタッフはいないが、近々、非常勤の事務局長（45 歳男性、会社社長）を月額 50 万円で雇用する予定である。
日本技術者連盟	常 勤	3名	有給。
ソフトエネルギープロジェクト	—	—	
平成・伊賀@LAN	常 勤	1名	マスター会員（主婦）が平日 10～17 時に事務所勤務（無報酬）。

アスクネットワーク	非常勤 (常勤 体制)	4名	専門的知識を有する4名(男性1名、 女性3名)を時給制で雇用し、平日の 9:30~19:00の間、常に2名が事務所 に勤務する体制をとっている。時給は 800円(事務)から1,500円(セミナー 指導)。
国際情報科学協会	常勤	1名	企業会員からの出向者(有給)。
	非常勤	1名	週1~2日、時給750円程度でパート タイマーを雇用し、会計・事務処理を 行っている。

表4-7 NPO法人のスタッフの状況(経済企画庁、1999年12月調査)
(回答者数663)

区 分	0人	1~3人	4~6人	7~9人	10人以上	無回答
常勤スタッフ数	22.9%	54.3%	10.3%	1.4%	2.1%	9.0%
有給の常勤スタッフ数	45.6%	35.4%	5.3%	1.1%	1.7%	11.0%
非常勤スタッフ数	7.5%	42.4%	18.1%	6.3%	14.6%	11.0%
有給の非常勤スタッフ 数	51.9%	22.2%	5.1%	1.7%	3.3%	15.8%

- (注) 1. 事務局(団体運営に必要な事務の諸手続、調整、連絡等を行う部署等を指す)のスタッフについて問うた質問の回答である。
2. 常勤スタッフは日常的に事務局業務に携わる人(週30時間程度以上を目安)であり、非常勤スタッフは常勤スタッフ以外のスタッフである。

(7) 会費

今回、事例調査を行った NPO の会費は表 4-8 のとおりである。

社員については、半数弱の NPO で入会金 2,000 円～3,000 円を必要とし、年会費は 1,000 円～3,000 円が一般的である。活動資金面で支援する賛助会員の年会費については、個人では 1,000 円～10,000 円、団体では高めに設定されており 5,000 円～600,000 円となっている。賛助会員については会費の金額を定めていないものもある。また、「発見工房クリエイト」では、社員を 2 種類に分け、ボランティア活動を行う「活動会員」は年会費 3,000 円、財政等の支援を行う「支援会員」は同 10,000 円としているほか、受講会員には年会費と実験教室参加費を設定している。そのほか、「原子力資料情報室」は、社員以外に賛助会員、機関誌の購読会員、英文機関誌の賛助購読会員、その購読のみの会員といったいくつかの会員のパターンを用意している。「LPI-Japan」では、企業等による賛助正会員が社員となっているが、入会時に払う金額によって、5つのランクを設定している。ランクに応じて、Linux 技術者認定合格者に対する広告案内、「LPI-Japan」のホームページ上からのリンク、パンフレットにおけるロゴの掲載などにおいて、特典が設定されている。

表 4-8 事例調査を行った NPO の会費等 (1 口当たり)

団 体 名	区 分	入会金	年会費	備 考	
福井恐竜博物館後援会	正会員	2,000 円	3,000 円		
	賛助会員	規定なし	規定なし		
人と自然の会	正会員	—	2,000 円		
	賛助会員	規定なし	規定なし		
発見工房クリエイト	正会員	活動会員	3,000 円	3,000 円	ボラン ティア 活動
		支援会員	3,000 円	10,000 円	財政等 の支援
	賛助会員	5,000 円	5,000 円		
	受講会員	—	2,000 円	実験教 室参加 費：3 回 一括 10,000 円、1 回 4,000 円	
日本スペースガード協会	正会員	—	2,000 円		
	賛助会員 (個人)	—	1,000 円		
	賛助会員 (団体)	—	10,000 円		

ロボカップ日本委員会	正会員	2,000 円	3,000 円	会費月額 250 円
	学生会員	1,000 円	—	
	研究会員 (企業)	—	120,000 円	会費月額 10,000 円
ウェアラブル環境情報ネット推進機構	法人及び団体会員	—	100,000 円	
	個人会員	—	5,000 円	
科学技術への市民参加を考える会	会員	—	3,000 円	
原子力資料情報室	正会員	—	10,000 円	
	賛助会員	—	6,000 円	
	「通信」購読会員	—	3,500 円	
	「NUKE INFO TOKYO」賛助購読	—	5,000 円	
	「NUKE INFO TOKYO」購読のみ	—	3,000 円	
LPI-Japan	個人正会員	—	—	
	賛助正会員			
	(1)プラチナ	500 万円		
	(2)ゴールド	250 万円		
	(3)シルバー	150 万円		
	(4)ブロンズ	50 万円		
(5)コントリビューター	10 万円			
日本技術者連盟	正会員	10,000 円	12,000 円	
	賛助会員	—	600,000 円	
ソフトエネルギープロジェクト	個人正会員	—	3,000 円	
	団体正会員	—	5,000 円	
	賛助会員 (個人)	—	1,000 円	
	賛助会員 (団体)	—	5,000 円	
	賛助会員 (企業)	—	5,000 円	2 口以上
	クリーンエネルギー市民共同発電所設置基金賛同者	—	—	1 口 6,000 円
平成・伊賀@LAN	マスター会員	—	10,000 円	

	友の会会員	—	2,000 円	
	賛助会員（個人）	—	10,000 円	
	賛助会員（団体）	—	100,000 円	
	顧問会員	—	—	
	参与会員	—	—	
アスクスネットワーク	正会員	—	1,000 円	
	賛助会員	規定なし	規定なし	
	Asks Club	500 円	1,000 円	
国際情報科学協会	正会員	—	2,000 円	
	賛助会員	10,000 円	10,000 円	
	学会会員 会友	—	—	年 1,000 円/口の 寄付依 頼

(注) 1. 「—」は無料。

2. 網掛け部分は NPO 法上の社員に該当する部分である。

(8) 財政規模

今回の調査では、財政規模については、基本的には、1999年度の実績と2000年度の予算（計画）を質問したが、団体として活動を始めて間もないもの、法人としての会計処理を始めて間もないものが多く、年間を通した平均的な予算規模がはっきりしない面があった。その結果は表4-9のとおりであった。

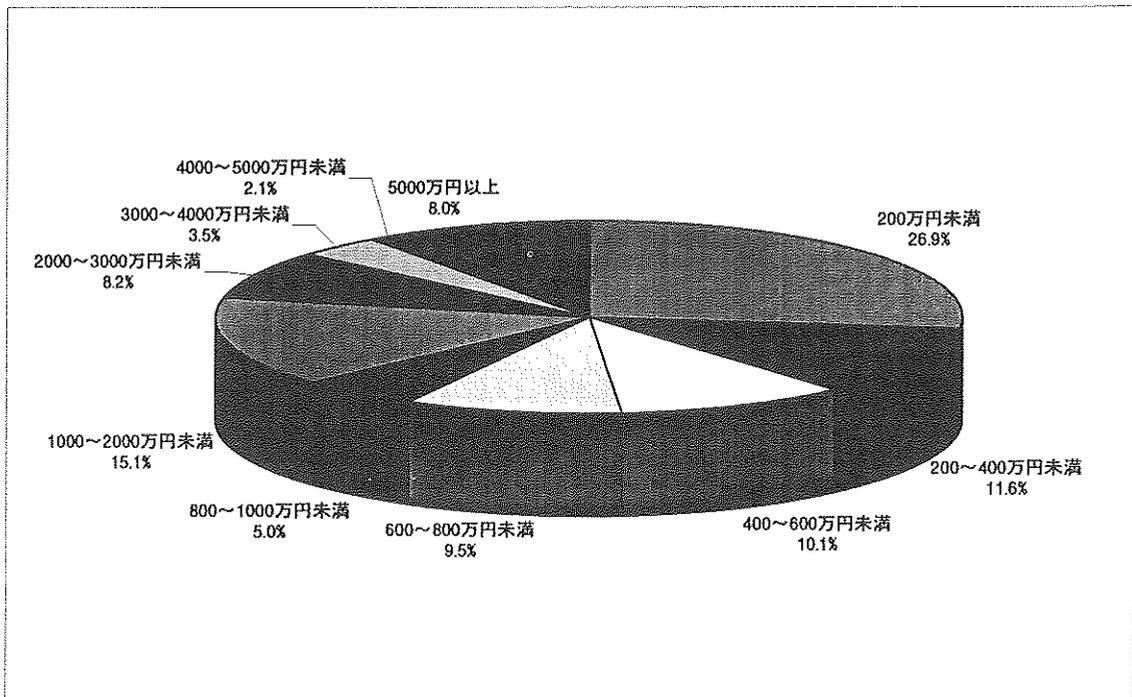
そのような中で、今回調査したNPO法人の年間の財政規模を収入額によって概観すると、13法人中、200万円未満が3法人、200万円以上1000万円未満が5法人、1000～2000万円が2法人、3000～4000万円が1法人、5000万円以上が2法人である。

表4-9 事例調査を行ったNPOの収入額

団 体 名	収 入 額	
	1999年度実績	2000年度予算
福井恐竜博物館後援会		6,050 千円 (うち収益事業会計 3,550 千円)
人と自然の会	1,614 千円 (任意団体からの引継を含む)	
発見工房クリエイト	(5～3月) 8,408 千円 (うち任意団体からの引継 5,170 千円)	10,068 千円
日本スペースガード協会	2,022 千円	2,750 千円 (この他受託事業収入として約 37 百万円予定)
ロボカップ日本委員会	(12～3月) 340 千円	15,740 千円
ウェアラブル環境情報ネット推進機構		(8～5月) 8,700 千円
科学技術への市民参加を考える会	(10～3月) 約 100 千円	
原子力資料情報室	62,746 千円 (うち収益事業 4,184 千円)	58,300 千円 (うち収益事業 4,500 千円)
LPI-Japan		(3～3月) 52,000 千円
日本技術者連盟	(2～3月) 1,000 千円	
ソフトエネルギープロジェクト	(12～3月) 2,100 千円	2,400 千円
平成・伊賀@LAN	・2000年度予算	(8月～3月) 7,300 千円 (うち収益事業 70 千円)
アスクスネットワーク	(5～3月) 37,254 千円 (うち収益事業 693 千円)	

経済企画庁調査においても、図4-9で示したように NPO 法人の年間の収入総額を調査しており、200万円未満が26.9%、200万円以上1000万円未満が36.2%などとなっている。今回の調査結果は、この経済企画庁調査と同じような傾向がみられる。

図4-9 NPO 法人の収入総合計額（経済企画庁、1999年1月調査）
（回答者数576）



また、経済企画庁調査では、表4-10で示したように、収入規模によって、

- ・高収入（収入金額が1,000万円以上の法人）……………38.4%
- ・中収入（収入金額が200万円以上1,000万円未満の法人）……………36.6%
- ・低収入（収入金額が200万円未満の法人）……………25.0%

の3つのカテゴリーに分類しており、また、収入構造によって、

- ・会費型（会費収入が収入総額の50%以上を占める法人）……………24.0%
- ・寄付・補助金型（寄付・補助金収入が収入総額の50%以上を占める法人）……………21.9%
- ・事業型（事業収入が収入総額の50%以上を占める法人）……………54.1%

の3つのカテゴリーに分類している。すなわち、収入規模と収入構造で NPO 法人を9つのカテゴリーに分類している。その結果、多かったのは、高収入事業型

(26.2%)、中収入事業型 (21.1%)、低収入会費型 (12.8%) となっており、逆に少ないのは、高収入会費型 (3.7%)、低収入寄付・補助金型 (5.4%)、低収入事業型 (6.8%) となっている。このように大まかな傾向をみると、高収入や中収入の法人は事業型が多く、低収入の法人には会費型が多いという傾向がみられる。

今回調査した NPO について、まだ本格的な活動を行っていない NPO を除いて、この分類に当てはめると、表 4-10 の最右欄のようになり、中収入寄付・補助金型や高収入事業型が多かった。中には、「日本スペースガード協会」のように、2000 年度に天体観測施設の観測運用を受託したことによって、中収入会費型から高収入事業型に変化するなど、活動を始めてあまり時間が経っていないこともあり、収入のパターンが確立していない場合もあった。

表 4-10 NPO の収入規模・構造分類

区 分	基 準	経企庁調 における 法人数 (()内は 構成比、 丸数字は 順位)	事例調査における 該当団体
1.高収入会費型	収入金額が 1000 万円以上の法人で、会費収入が収入総額の 50%を占める法人	18 (3.7%) ⑨	・LPI-Japan(2000 年度)
2.高収入寄付・補助金型	収入金額が 1000 万円以上の法人で、寄付・補助金収入が収入総額の 50%以上を占める法人	41 (8.5%) ④	・原子力資料情報室(1999 年度)
3.高収入事業型	収入金額が 1000 万円以上の法人で、事業収入が収入総額の 50%以上を占める法人	127 (26.2%) ①	・日本スペースガード協会(2000 年度) ・ロボカップ日本委員会(2000 年度) ・アスクスネットワーク(1999 年度)
4.中収入会費型	収入金額が 200 万円以上 1000 万円未満の法人で、会費収入が収入総額の 50%を占める法人	36 (7.4%) ⑥	・日本スペースガード協会(1999 年度)
5.中収入寄付・補助金型	収入金額が 200 万円以上 1000 万円未満の法人で、寄付・補助金収入が収入総額の 50%以	39 (8.1%)	・発見工房クリエイト(1999 年度) ・ウェアラブル環境

	上を占める法人	⑤	情報ネット推進機構 (2000年度) ・ソフトエネルギープロジェクト (1999、2000年度) ・平成・伊賀@LAN(1999年度)
6.中収入事業型	収入金額が200万円以上1000万円未満の法人で、事業収入が収入総額の50%以上を占める法人	102 (21.1%) ②	・福井恐竜博物館後援会(2000年度)
7.低収入会費型	収入金額が200万円未満の法人で、会費収入が収入総額の50%を占める法人	62 (12.8%) ③	・(科学技術への市民参加を考える会(1999年度))
8.低収入寄付・補助金型	収入金額が200万円未満の法人で、寄付・補助金収入が収入総額の50%を占める法人	26 (5.4%) ⑧	
9.低収入事業型	収入金額が200万円未満の法人で、事業収入が収入総額の50%以上を占める法人	33 (6.8%) ⑦	・人と自然の会(1999年度)

(注) 1. 「区分」、「基準」、「経企庁調査における法人数」の各欄は、平成11年度経済企画庁委託調査「特定非営利活動法人の活動・運営の実態に関する調査報告書」((株)価値総合研究所、2000年3月)による。同調査では484法人を分類した。

2. 「事例調査における該当団体」には、本格的な事業に着手していない団体は記載していない。また、会費、寄付・補助金、事業のいずれの収入も50%を越えない場合は、便宜的に、最も収入が多い区分に分類した。

(9) 課題と対応策

今回の調査では、NPO に対して、現在直面している課題、将来的な課題、それらへの対応策を質問した。その結果を表 4-11 に示した。あげられた課題は、大きく分けて、団体の運営一般に係わる問題点と、団体の設立目的達成のための課題や目標に大別されると考えられる。

団体の運営上の問題点としては、次のようなものが多くあげられていた。これらは、活動分野に係わらず、多くの NPO に共通のものであると考えられる。

- ・ 収入の確保が困難である。
- ・ スタッフの確保や事務局体制の整備が不十分。
- ・ 会計処理、税務処理、所轄庁への報告書作成などの事務処理の負担が大きい。
- ・ 特定の者に負担が集中し、組織的な運営や活動が展開できない。
- ・ NPO 法人に対する税制の優遇措置が不十分。

これらの課題は、相互に関連しあうものであり、突き詰めれば、いわゆる「カネ」と「ヒト」の問題といえることができる。このような問題への対応策としては、

- ・ 会員を増やすことにより、会費収入の増大を図る。
- ・ 事業受託による収入の確保・拡大を図る。
- ・ 行政や民間財団からの助成の確保・拡大を図る。
- ・ 事務処理のためのスタッフを雇用する。あるいは、会員の中から養成する。

などが主なものであった。収入確保のため一般から広く寄付を集める、というような対応は少なかった。

一方、団体の設立目的達成のための課題や目標については、科学実験教室への助成の必要性、小惑星の観測体制の整備、NPO 型研究所の必要性、コンセンサス会議の受託、技術者認定試験に対する政府の認定、ソフトエネルギー普及活動の展開、情報関連事業の展開など、それぞれの NPO の特性や考え方によって様々なものをあげている。

表 4-11 事例調査を行った NPO の課題とその対応策

団体名	課題	課題への対応策
福井恐竜博物館後援会	1. 会計処理。素人では対応が難しい。 2. 賛助金の確保等、収入の確保。 3. 事務局体制の強化等が必要。	1. 経理事務経験者の雇用を検討する予定。 2. 必要があれば、事務局の充実で対応することになると考えられる。

人と自然の会	<ol style="list-style-type: none"> 1. NPO 法人としての税務処理手続き。 2. ハンドブック作成、諸規定の作成 3. 日常の会計処理業務方法の策定、年度末の県への提出書類作成の円滑化 4. 活動の範囲、件数が増えているので、登録しても活動しない会員の活性化が必要。 5. NPO 法人として、会や会員の質的拡大を図るための施策づくり 6. 公平性に問題があるとの県の指導により、実際の活動拠点である博物館のボランティアルームではなく、事務局長の自宅を事務所として登記している。 7. 活動に対して手当や交通費を出していない。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 税務処理、会計処理などの業務については、関連知識・経験がある会員の中から養成し、対応していく。 2. 各種の手当等に充てるための収入を確保するため、学校等からの受託事業、公的な補助金、民間財団などの助成金、賛助会員の募集などを積極的に行う。
発見工房クリエイト	<ol style="list-style-type: none"> 1. 財政的に苦しいこと。 2. 単発的な助成が多く、長期間の助成が少ない。また、助成が決定するのが年度末ぎりぎりであり、翌年度の予算がきちんとたてられない。 3. 報酬などの条件が良い企業主催の実験教室などに講師が流れる。 4. 学校ではあまりできない科学実験を、好きな子にどんどんやらせて伸ばしていくのは民間の活動でしかできない。国もこれを育成していく方向が必要。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 民間財団などへの助成申請。 2. 双方向のメールマガジンなどを計画。来所した人に対するアフターケアや全国を対象とした普及なども行っていきたい。
日本スペースガード協会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 少人数の者への負担の集中。 2. 美星スペースガードセンターの観測者の給与レベルがかなり低い。 3. 国際的な調整、協調関係、協力体制。 4. 天体の衝突についての正しい知識の普及。 5. 日本でももう一台くらいは専用の望遠鏡を設置するなど、観測体制の整備。 6. 衝突すれば、地球環境に多大な影響を与えるといわれている直径 1km 以上の小惑星は全て発見したい。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事務所に非常勤職員を雇用した。 2. 国際的な協力体制については、2001年に日本で小惑星研究に関する国際会議を開催。 3. 啓蒙活動に力を入れる。協会が旅費を負担し、公開講演会に講師を派遣している。
ロボカップ日本委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会員が少なく、会費収入が少ない。会員数の拡大。 2. 競争的研究資金の獲得などが必要だが、ほとんど NPO に門戸が開かれていない。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. ロボカップ参加者などへの会員勧誘。 2. 日本情報処理振興事業協会からソフトウェア開発を受託。

	<p>3. NPO は、費用がいないという社会的認識。また、現在の活動は本業の合間に無報酬で行っているため、本業が忙しいと活動に支障が生じる。</p> <p>4. 税制の優遇措置が望ましい。</p> <p>5. 将来的には NPO 型研究機構になりたい。</p> <p>6. 現行の NPO 法には基礎研究などの分野がない。</p>	<p>3. NPO 型研究機構設立の必要性等の課題を行政にもアピールしている。</p>
ウェアラブル環境情報ネット推進機構	<p>1. 活動資金を確保すること。</p> <p>2. 将来的には、大学と連携し、民間及び行政からの資金提供を得て、米国の基礎研究 NPO のような規模（目標：100 人の研究者、100 億円の資金）の研究拠点となる NPO に成長したい。</p>	<p>競争的研究資金の獲得に努めるなど、政府や政府系法人から NPO への資金ルートを作っていきたい。</p>
科学技術への市民参加を考える会	<p>1. 財政的基盤が弱い。</p> <p>2. 資金が少ないため、ファシリテーターやオーガナイザーの養成ができない。</p> <p>3. 将来的には、官庁等から、会としてコンセンサス会議の開催（運営一式）を受託したい。</p>	<p>1. 様々な機会・場所で会のパンフレットやフライヤーを配布し、会員の勧誘を行う。</p> <p>2. 民間の助成財団への助成申請。</p>
原子力資料情報室	<p>1. 収入の確保。</p> <p>2. 組織の安定化・活性化。</p> <p>3. 調査研究課題を確実にこなしていくことが必要であるとともに、今後、どのような質のものを展開していくかが課題である。</p>	<p>1. 収入の確保のため、会員増加の努力、民間財団からの助成金の申請、NPO 法人に対する寄付者の税制上の優遇措置の要望を行っている。</p> <p>2. 組織については、総会、理事会、スタッフを通じて、組織的な動きをスムーズに展開するよう努力している。</p>
LPI-Japan	<p>1. LPI 本部との連携をどのようにとっていくか。</p> <p>2. Linux は特定の企業に結びついた OS ではないので、政府にも Linux を広める旗振りをやってもらいたい。技術者認定試験についても、政府から何らかのお墨付きをもらいたい。</p>	<p>1. LPI 本部との役員人事交流を予定している。</p> <p>2. また、Linux の技術者認定試験についても、今後は日本の受験者が占める割合が高くなると予想される。このことによって、LPI-Japan の貢献度が大きいとみなされ、LPI 本</p>

		部における発言力が強くなると考えられる。
日本技術者連盟	本格的な活動はこれからであり、現在のところは特にない。	—
ソフトエネルギープロジェクト	<ol style="list-style-type: none"> 1. 運営費の確保。 2. 専従スタッフを置きたい。 3. イベントの現場で活動する運営委員の拡充。特定の人への負担が大きい。 4. 機材の保管・運搬・展示・体験ができるような普及啓発専用車の開発・保有。 5. 市民共同発電所の売電収入で次の発電所が設置できるよう買取価格を上げてほしい。 6. クリーンエネルギー発電施設を設置したい市民、企業などに対して市民としての情報提供を行うとともに、コーディネーターやアドバイザーのような機能を果たし、理事報酬が出せるくらいの対価を得たい。 7. 企業との共同研究を行いたい。(ソーラークッカー、ソーラーカーなど) 8. 地域の自然、廃棄物を利用したエネルギーの開発や利用を進めていきたい。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. メーカー、設置業者などの企業との協力関係を築き、寄付を増やしたい。 2. 行政、自治体との間で、持っているものを出し合うような協働関係をつくっていききたい。 3. 専門家(研究者、国等の施策に詳しい人、技術者等)とのネットワークを拡充・強化。 4. 環境ビジネスとの連携を検討。
平成・伊賀@LAN	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般的に、NPO 法人が社会によく理解されていないことが大きな問題。 2. 将来的には会員が自らビジネスチャンスを見つけ、独立採算的に自分で採算が合うような事業を展開することが一つの目標。 	<p>次のようなことを行って、当団体、ひいてはNPO 法人全体に関する社会の理解増進に努めている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. イベントへの積極的な参加。 2. 行政関係や地元の委員会などの委員を引き受けること 3. 外部からの講演依頼や訪問者、取材等を積極的に引き受け、協力する。 4. NPO が地元の町内会の一員となって、活動に参加する。
アスクスネットワーク	<ol style="list-style-type: none"> 1 収入の確保。 2 自分の好みで活動を行いがちなボランティアのマネジメント。 3 会の活動が一部の者に依存する傾向 	<p>人材については、学生の発掘を狙っている。NPO 法人のメリットを活かし、ベンチャー的</p>

	があり、組織的な活動がなかなかできない。	な発想で利益をあげられるような事業を企画してもらおう。
国際情報科学協会	<p>1. 情報関係の方に役に立つことで、どんなことができるか模索中である。活動のパートナーも模索中である。</p> <p>2. ハイレベルの作業のほか、単に技術的なことだけでなく、方針決定的なことも行いたい、が、予算、マンパワーが問題である。</p>	プロジェクト毎に、期間に応じて専門家等を雇用するようにしたい。

(10) 行政との関係

今回調査した NPO の行政との関係を表 4-12 に示した。3 つの NPO 法人を除いて、何らかの形で国または地方公共団体との関係を持っている。その関係は、行政からの事業委託、活動への助成、代表等が行政サイドの委員会の委員になっているなどが多い。

「福井恐竜博物館後援会」と「人と自然の会」は、双方とも県立博物館と密接な協力関係を有しており、その活動は県の施策の推進に貢献している面も有していると考えられる。また、これらの法人は県立博物館を活動の場所として使用している。

「日本スペースガード協会」は、直接的には行政との関係はないが、国の補助金で整備された施設の運用を財団法人から受託しているほか、役員に国公立の研究機関・大学の研究者が多い。

「原子力資料情報室」は、原子力委員会主催の「原子力政策円卓会議」や科学技術庁主催の「放射性廃棄物シンポジウム」に出席している。行政とは原子力政策に対する考え方や立場は異なるが、共通のテーブルの上で議論していきたいと考えている。

また、「ソフトエネルギープロジェクト」、「平成・伊賀@LAN」は自治体からの助成などを受けているほか、理事長等が複数の自治体の委員会の委員に就任するなど、自治体の施策立案などに貢献している。

「アスクネットワーク」は、自らが市民活動団体であることを生かして、県が発注する市民活動の情報化を支援する事業を、企業との競合の結果受注した。

一方、経済企画庁調査も、NPO 法人と行政との関係を調査しており、その結果は図 4-10 のとおりである。「特に関係はない」が約 4 割で最も多く、「補助金、助成金を受けている」、「事業の委託を受けている」、「活動の場（施設）の提供を受けている」などの回答が続いている。

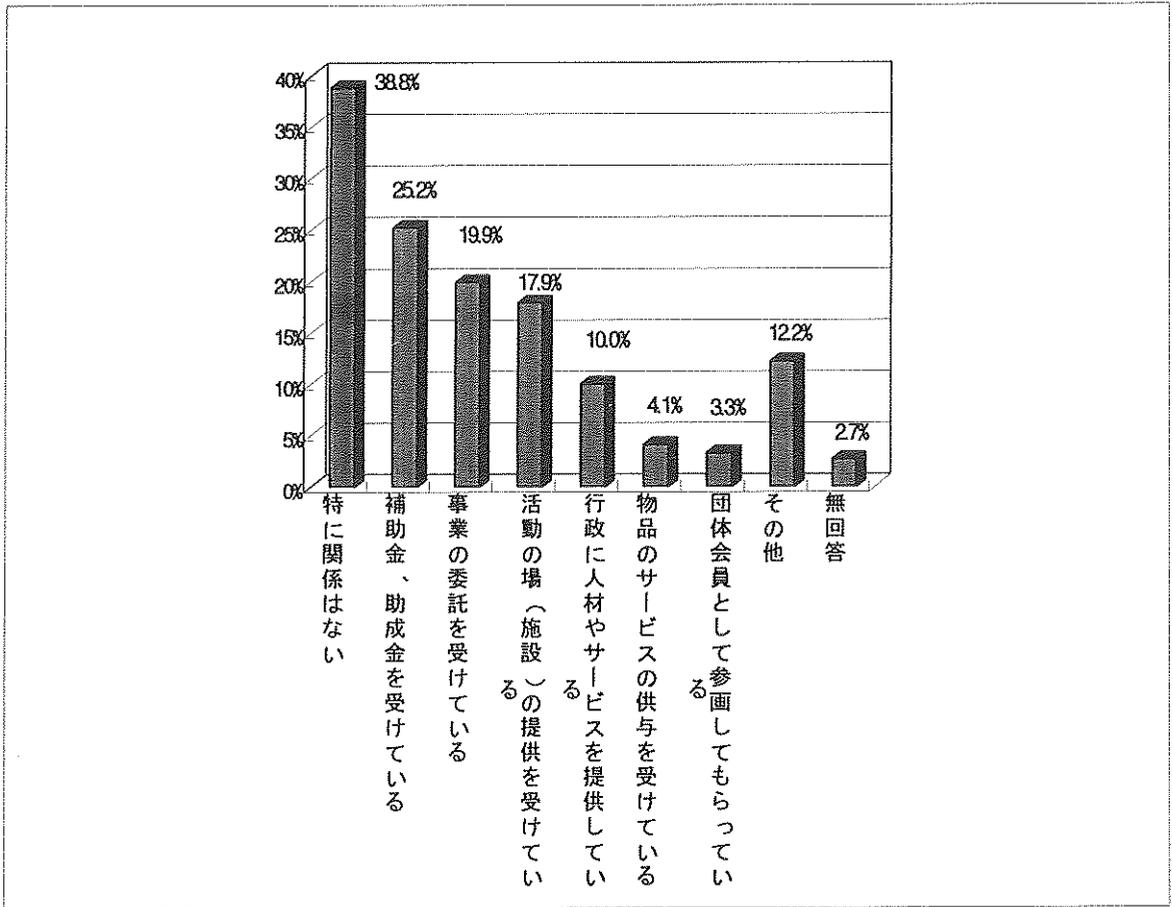
今回調査した NPO 法人については、その係わり方は多様であるが、NPO 法人全般と比較して、行政との関係が深いものが多いと考えられる。

表 4-12 事例調査を行った NPO の行政との関係

団 体 名	行政との関係
福井恐竜博物館後援会	・ボランティア活動、ミュージアムショップの運営受託、博物館の 1 室を使用等、県立恐竜博物館との連携。
人と自然の会	・ボランティア活動、ボランティア・ルームの使用等、県立博物館との連携。 ・学校や自治体から学習イベント実施などを受託。

発見工房クリエイト	<ul style="list-style-type: none"> ・1999年度、科学技術事業団の実験教室等支援事業等の支援を受けており、2000年度は申請中である。 ・理事長が自治体の委員会の委員等に就任。
日本スペースガード協会	科学技術庁の補助金により設置した宇宙デブリ等観測施設の運用を受託。(財団法人より受託)
ロボカップ日本委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体の資金によりロボカップ・ジュニアを開催。 ・複数の自治体が大規模災害シミュレーター作成委託を検討。
ウェアラブル環境情報ネット推進機構	現在のところ特になし。
科学技術への市民参加を考える会	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体などにコンセンサス会議について説明。 ・会としてはないが、代表等が農林水産省、科学技術庁のコンセンサス会議の運営に参加。
原子力資料情報室	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力委員会主催の「原子力政策円卓会議」に出席した。 ・科学技術庁主催の「放射性廃棄物シンポジウム」に出席した。 ・原子力政策に対する考え方や立場は異なるが、共通のテーブルの上で議論していきたいと考えている。
LPI-Japan	・現在は特にないが、監事が政府の情報通信技術（IT）戦略会議の構成員である。
日本技術者連盟	現在のところ特になし。
ソフトエネルギープロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県と横浜市が主催したイベント「エコタウンかながわ'99」の市民側の事務局を務めた。 ・「ストップ温暖化ネットワーク」（神奈川県環境計画課、2つの学校、6～7の市民団体が参加）の運営・事務局を担う。 ・理事長が自治体の委員会の委員等に就任。 ・神奈川県から環境教育プログラムの作成を受託。 ・神奈川県が市民共同発電所の看板設置費用を助成。 ・神奈川県施設である、かながわ県民活動サポートセンターを使用している。
平成・伊賀@LAN	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県等からイベントや事業に対する補助を受けている。 ・代表が自治体の委員会の委員や講演会講師等を務める。
アスクスネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県等から事業を受託。 ・通商産業省の情報システム活用型シニアベンチャー等支援事業に採択。
国際情報科学協会	現在のところ特になし。

図4-10 NPO法人の行政との関係（経済企画庁、1999年1月調査）
 （回答者数663、複数回答）



(11) 法人格の取得理由

今回調査した NPO 法人について、NPO 法人格を取得した理由をとその効果を表 4-13 に示した。

NPO 法人格を取得した理由を整理すると、社会的・対外的な信用が高まること、法的に認められた責任ある継続的な組織としたいことが多かった。次には、事業の受託契約その他の契約がしやすいことを多くの法人があげている。

経済企画庁調査においても、法人格の取得理由を 15 項目の中から複数を選択する方式と最重視する理由を 1 つ選択する方式とで調査している(図 4-11)。その結果、複数選択、最重視選択の双方とも、「対外的な信用が高まるから」が最も多くなっており、「営利目的でないことを理解してもらえらるから」、「委託事業が受けやすくなるから」が続いている。

今回調査した法人の法人格取得理由と経済企画庁調査の結果は、対外的信用が高まること、委託事業が受けやすくなることなど概ね共通しているが、今回調査した法人については、「営利目的でないことを理解してもらえらるから」という点が明らかになっていないが、これは、社会的信用が高まることに含まれていること、そもそも、団体の名称、目的からして明らかに非営利と認知されるものが多かったことなどがその理由として考えられる。

今回調査した法人については、概ね法人格を取得した効果があったと考えている。また、法人格を取得したことによって、自治体からの委員会委員就任要請等が増えたこと、取材の機会が増えて会員の意識が変化したことなどの現象もみられた。ただし、制度ができて間もないこともあり法人化のためかなりの労力・時間を要した、法人として義務付けられている会計処理や報告の事務が心配であるなどの意見も聞かれた。経済企画庁調査においても、図 4-12 のとおり、法人格取得に伴う問題点(複数回答)を調査しているが、「所轄庁への年次報告、会計報告書類の作成」と「会計処理の煩雑化」の 2 項目をそれぞれ約半数の法人が選択し、法人格取得の問題点の中では大きなものであったと考えられる。

なお、今回調査した NPO の中で、唯一の任意団体である「科学技術への市民参加を考える会」については、現時点では法人格を取得するメリットが期待できないこと、出版物の作成等に力を注いでいるために手続きに要するマンパワーが不足していること等の理由で法人格の取得を見合わせている。しかし、法人であることが助成や事業を受託するための条件であるような状況となり、法人化手続きに振り向けられるマンパワーの余裕ができれば、直ちに法人格を取得したいとも考えている。

表4-13 事例調査を行ったNPOの法人格に対する考え方

団体名	法人格を取得した理由	法人格を取得した効果
福井恐竜博物館後援会	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的に認められること。 ・企業等に賛助してもらいやすい。 ・委託契約などを行いやすい。 ・任意団体では自然消滅のおそれがあるので、きちんとした組織にしておきたかった。 ・将来における恐竜博物館の独立法人化の可能性をにらんで、今のうちから博物館としての独自性を出しておくことが必要であるとともに、博物館と市民との連携をとっていくことが必要であると考えた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動を開始してから間もないので効果は不明。 ・会計処理のことを考えると任意団体の方がよかったと思ったこともある。
人と自然の会	<ul style="list-style-type: none"> ・責任ある組織として社会的信用を得たかった。 ・独立した組織として、活動の場を博物館外にも広げたかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会を見る他人の目が変わり、活動の要請も増えた。 ・法人化のために手間暇がかかった。
発見工房クリエイト	<ul style="list-style-type: none"> ・公的機関や民間財団などからの支援を得るため。(単なる私設の施設には援助してくれない。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人になって、理事長に対して、県等からいろいろな委員会の委員等に就任するよう要請があったが、財政は依然として厳しい。
日本スペースガード協会	<ul style="list-style-type: none"> ・観測施設の運用受託契約を締結するため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・美星スペースガードセンターの運用委託契約を締結することができた。
ロボカップ日本委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・行政、社会に対する認知を得るため。 ・契約を締結することができ、事業の受け皿になることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ちょうど、ロボカップ活動が認知される時期とも重なったこともあって、ほぼ、狙い通りの効果があり、事業も受託できた。
ウェアラブル環境情報ネット推進機構	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的信用を得るため。 	

<p>科学技術への市民参加を考える会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法人化が助成や事業委託の必要条件であれば直ちに行いたいが、今のところメリットは期待できない。 ・法人の設立手続きに要するマンパワーの不足。 	<p>—</p>
<p>原子力資料情報室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組織の継続性の保証。人が入れ替わっていても、組織が継続していくため。 ・社会的な認知が高まる。 ・調査研究事業を受託したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織の継続性については、法人化によって達成できたのではないか。 ・マスコミなどからコメントを求められる機会が増えたのは、法人格の取得も影響していると考えられる。 ・調査研究事業を受託するまでには至っていない。
<p>LPI-Japan</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設立時のカナダの LPI 本部からの要請もあり、非営利法人である本部と同様の組織形態とした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都が認証している法人ということで、賛助会員の募集や受験生の確保などの面でメリットが大きいと思われる。
<p>日本技術者連盟</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公益法人と異なり、監督省庁にとらわれずに横断的な活動ができる。 ・社会貢献などを考えれば、親睦会のようになりがちな任意団体では意味がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本格的な活動はこれからであり、現在のところ効果ははっきりしない。
<p>ソフトエネルギープロジェクト</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的信用を得るため。 ・個人の資格で契約したり財産を所有・管理したりするよりも法人として行う方が適切。 	<ul style="list-style-type: none"> ・有効であった。特に市民共同発電所は法人格を取らないと無理であった。 ・契約等の相手方も安心する。 ・取材やインタビューの機会も増え、会員の意識も変わった

平成・伊賀@LAN	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的信用の向上。 ・契約のしやすさ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体などの委員会の委員就任依頼、講演や視察の依頼が増えた。 ・個人的には、楽しみが増え、ステージアップした印象がある。
アスクスネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・契約のしやすさ。 ・社会的信用 ・個人に依存せずに組織体として継続的に活動していくため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織的活動など課題はあるものの、効果はあった。
国際情報科学協会	<ul style="list-style-type: none"> ・組織としてかっちりすること。 ・社会的信用を得られること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本格的な活動はこれからであり、現在のところ効果ははっきりしない。 ・法人の手続きが煩雑であることについては、やむを得ないことである。

図4-1-1 NPO法人の法人格取得理由（経済企画庁、1999年1月調査）
（回答者数 663）

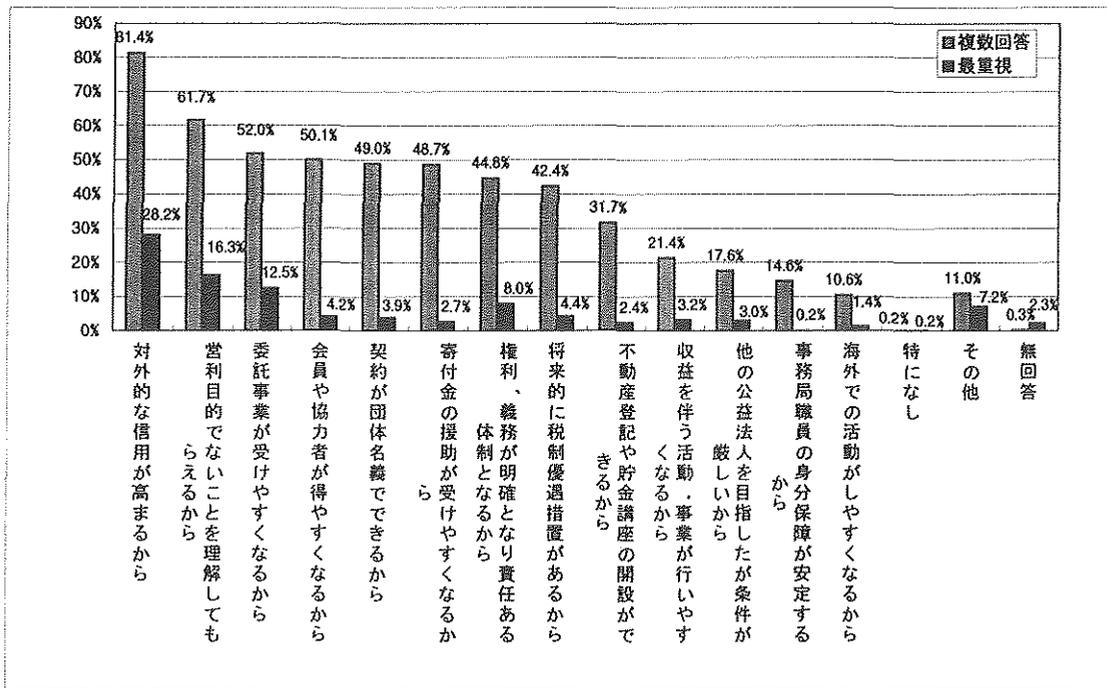
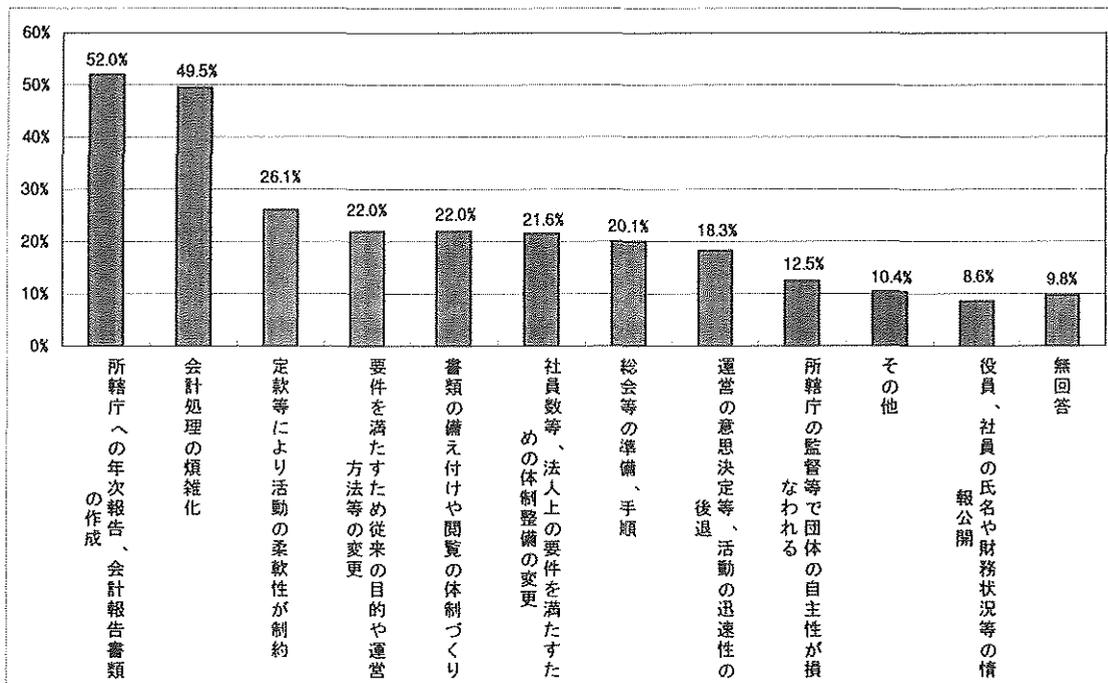


図4-1-2 NPO法人の法人格取得に伴う問題点（経済企画庁、1999年1月調査）
（回答者数 663、複数回答）



(12) ホームページの開設状況

今回調査した 14 の NPO は全てインターネット上にホームページを開設しており、その URL は表 4-14 のとおりである。

表 4-14 事例調査を行った NPO のホームページ

団 体 名	ホームページの URL
福井恐竜博物館後援会	http://www.dinosaur.pref.fukui.jp/index_j.html
人と自然の会	http://www.nat-museum.sanda.hyogo.jp/index.html
発見工房クリエイト	http://www.infopia.net/create
日本スペースガード協会	http://www.spaceguard.or.jp/
ロボカップ日本委員会	http://www.er.ams.eng.osaka-u.ac.jp/robocup/jnc/
ウェアラブル環境情報ネットワーク推進機構	http://www.npowin.org/index.html
科学技術への市民参加を考える会	http://ccsimail.ccs.dendai.ac.jp/~wakamats/index.html
原子力資料情報室	http://cnic.jca.apc.org
LPI-Japan	http://www.yesitis.co.jp/LPIJ/
日本技術者連盟	http://www.jttas.or.jp/renmei/
ソフトエネルギープロジェクト	http://www.netlaputa.ne.jp/~npo-sep/02.htm
平成・伊賀@LAN	http://www.iga.ne.jp/igalan/index.html
アスクスネットワーク	http://www.asks.net/
国際情報科学協会	http://www.jttk.zaq.ne.jp/iisa/indexj.html

NPO にとってのインターネットの重要性は「3. 6 NPO と情報通信技術」で述べたとおりである。多くの NPO は機関誌、広報誌等の発行とともに、比較的安価で不特定多数からのアクセスが期待できるホームページによる情報の発信に力を入れている。また、会員内の、あるいは、会員以外も対象としたメーリングリストの管理運営によって、情報の交換や議論を行っている NPO も多いなど、電子メールの利用も活発である。NPO 法人の定款では、総会の召集は書面をも

って行うこととされているが、インターネットの利用が少なくとも会員の間では一般化している状況の中で、会員各々に郵送するよりも、電子メールで一括して送付した方が合理的であるとの意見もあった。

そもそも、情報、通信を活動の前面に押し出している NPO が 4 団体あるなど、今回調査した NPO については、インターネットの活用に力を入れている状況にある。

中でも、今回調査した「平成・伊賀@LAN」は、2000 年末から開催されている政府主催のインターネット博覧会に「忍者研究館」という公式パビリオンを出展している。代表者は「インパクは無名な人が有名になるチャンス。このホームページを作ったのはこの人と、個人を前面に出したい。今までの経費は 6 万 5000 円だが、何億円もかけるパビリオンには負けたくない。」と述べている⁷⁸。このように、NPO にとって、インターネットの活用による情報発信は、財政面などで、はるかに及ばない公的機関や大企業と対等に渡り合う可能性を持った強力なツールであるといえよう。

(13) 代表者

今回調査した NPO の代表者は表 4-15 のとおりである。

NPO においては、理事会、事務局、運営委員会などにより、組織的に運営されていくことになっているが、少人数であることもあって、団体を代表し、その業務を総理する代表者の考え方などに団体の活動が左右される場合が大きいと考えられる。また、歴史が浅い NPO においては、団体の創設者や設立に深く関わった者が現在代表を務めている場合が多く、現在、12 団体の代表者が初代の代表者である。また、その他に、創設者であり長年代表を務めた前代表が亡くなり、新たな体制になって間もない NPO もあった。このように今回調査した NPO の多くが、代表者の交代を経験したことがないか、あるいは初めて現在直面している団体である。1 団体を除き、法人化により組織体制を整えるとともに、団体の継続性を図っているが、その上で、人が代わっても組織的な活動を展開していくための取り組みが重要であると考え、組織的な運営・活動を課題としてあげているものもあった。

表 4-15 事例調査を行った NPO の代表者

団体名	職名	性別	年齢	備考
福井恐竜博物館後援会	理事長	男	56	恐竜漫画家。【初代】
人と自然の会	理事長	男	67	銀行勤務や会社社長を経験。
発見工房クリエイト	理事長	女	70	東海大学名誉教授（プラズマ分光物理学）。事務所に常勤。【初代】
日本スペースガード協会	理事長	男	58	国立天文台助教授。【初代】
ロボカップ日本委員会	会長	男	47	大阪大学教授（知能・機能創成工学）。【初代】
ウェアラブル環境情報ネットワーク推進機構	理事長	男	58	東京大学教授（環境情報マイクロシステム）。【初代】
科学技術への市民参加を考える会	代表	男	57	東京電機大学教授（科学技術社会学、科学技術コミュニケーション論）。【初代】
原子力資料情報室	代表理事 (共同代表)	男	49	原子力資料情報室に常勤
		男	54	新聞編集長
		男	63	大学の兼任講師

LPI-Japan	理事長	男	56	情報関連会社社長。 【初代】
日本技術者連盟	理事長	男	75	元芝浦工科大学長（電子工学）。野球バットの研究者でもある。 【初代】
ソフトエネルギープロジェクト	理事長	女	56	かながわ県民活動サポートセンターのアドバイザー、NPO 法研究会代表世話人など。 【初代】
平成・伊賀@LAN	代表理事	男	38	新聞記者の経験を有する有限会社社長。 【初代】
アスクスネットワーク	理事長	男	40	情報化関連企業役員 【初代】
国際情報科学協会	理事長	男	64	神戸芸術工科大学教授、同学芸術工学研究所長、神戸大学名誉教授（情報通信工学）。 【初代】

(注) 1. 年齢は2000年12月末現在のものである。

2. 備考欄の「【初代】」は、現在の代表者がその団体の初代の代表者であることを示す。

4. 3 行政への要望

今回調査した NPO の行政への要望を表 4-17 に示した。団体の運営一般に係るものなど多くの NPO に共通するものと、それぞれの NPO の活動分野や活動実態によって特有のものに大別できると考えられる。

(1) 多くの NPO に共通する要望

団体の運営一般に係るものなど多くの NPO に共通するものとしては、次のような要望があった。

- ① NPO 法で定める特定非営利活動の 12 項目に科学技術関係の項目の追加を要望。
- ② 税制の優遇措置。特に寄付者の優遇措置を要望。
- ③ 助成の拡充。特に、イベントやプロジェクトに対する助成だけでなく、団体の管理・運営費などに対する助成を要望。
- ④ 事業委託の推進。
- ⑤ 助成や事業委託の長期的、安定的、計画的な実施。
- ⑥ 法人格取得、毎年度の報告、助成申請などの諸手続の簡略化。
- ⑦ 総会の開催などに関する会員への通知を電子メールで行ってもよいとすること。
- ⑧ 公務員の NPO に対する理解を深めること。
- ⑨ NPO のネットワークが多くあり過ぎて混乱しているので、これらの関係を整理してほしい。

以上の各々の点について簡単に述べることにしたい。

① 特定非営利活動への科学技術関係項目の追加

NPO 法においては 12 項目の特定非営利活動が定められている。この 12 項目は、単なる例示ではなく、あくまでも限定列挙であり、この 12 項目のいずれか（複数でもよい）に該当しなければならない⁷⁹。

しかしながら、現在の 12 項目の中には、直接、科学技術に関係した活動、例えば、研究開発、科学技術の振興などの項目は含まれていない。このため、今回調査した科学技術関連 NPO の多くは、やや無理をして NPO 法の特定非営利活動の中に活動分野を当てはめている傾向が見られる。

「ロボカップ日本委員会」及び「ウェアラブル環境情報ネットワーク推進機構」も、基礎研究などの分野を特定非営利活動に追加すべきであると考えてお

り、科学技術と生活全般の関わりがますます深まっている中、社会への貢献の面で極めて有意義な活動である「科学技術の振興を図る活動」あるいは「研究開発の推進を図る活動」などの項目を、NPO 法の中の特定非営利活動に位置付けることが望ましい。

② 税制の優遇措置

税制の優遇措置については、「3. 4 特定非営利活動促進法について」で述べたように、NPO 法成立時の衆議院内閣委員会及び参議院労働・社会政策委員会の附帯決議において、税制等を含め、その見直しについて、法律の施行の日から起算して二年以内に検討し、結論を得るものとされている。

これらを受けて、超党派の議員連盟、各政党、関係省庁、NPO を中心とする民間などで、税制優遇措置を含む NPO 法の見直しについての検討が行われてきた。国民生活審議会総合企画部会は法人制度の問題とともに税制上の優遇措置について検討を進め、2000 年 6 月 21 日に中間報告を発表した。⁸⁰2000 年 12 月には、NPO の税制優遇措置が与党税制改正大綱、大蔵省の「平成 13 年度税制改正の大綱」、続いて 2001 年 1 月には「平成 13 年度税制改正の要綱」

(平成 13 年 1 月 16 日閣議決定) に盛り込まれたところである。そして、これを基に「租税特別措置法等の一部を改正する法律案」が政府から国会に提出されたところである⁸¹。

その内容は、NPO 法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの(以下「認定 NPO 法人」という。認定の要件等については、添付資料 8 参照)の活動を支援するため、次の 3 つの特例措置を講ずることとされている(平成 13 年 10 月 1 日から施行)⁸²。

- ・ 個人が、認定 NPO 法人に対して寄附(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)をした場合には、当該寄附に係る支出金は、特定寄附金とみなして寄付金控除の適用を認める。
- ・ 法人が支出した認定 NPO 法人に対する寄附金について、一般の寄附金の損金算入限度額とは別に、当該損金算入限度額の範囲内で損金算入を認める。ただし、限度額の計算は、特定公益増進法人に対する寄附金と合わせて行うものとする。
- ・ 相続又は遺贈により財産を取得した者が認定 NPO 法人に対して相続財産等の寄附をした場合には、その者又はその者の親族等の相続税等が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、当該寄附に係る財産の価額をその者の相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。ただし、当該寄附を受けた認定 NPO 法人が、一定期間内に取得した財産を公益を目的とする事業の用に供していない場合等には、適用しない。

③ NPO への助成

NPO への支援については、表 4-16 のとおり、環境・基盤整備などの支援と直接支援があるとされている。直接支援には、補助金の交付、事業委託などがあげられており、これらは、NPO が行う事業が行政の定めた条件に適合する場合に補助金を交付することや、行政が定めた事業を NPO が受託することに対して対価を支払うことである。したがって、これらには団体の一般管理・運営費に対する助成は含まれていない。一方、環境や基盤の整備については、不特定多数の NPO が活動を行いやすくするための間接的な支援策であり、NPO に直接資金を出すものではない。また、仙台 NPO 研究会は「制度の目的に応じて一定の条件があり、それを満たす活動に対して助成が行われるということだ。そう考えれば、資金助成の大原則は運営費補助ではなく、事業費の補助であるべきだろう。組織の独立性・自立性を確保するためにもその方が望ましい。」としている⁸³。

このように、民間の自主的な活動を基本とする NPO に対して団体の一般管理・運営費を直接助成することは想定されていない。仮に行うとしても、団体をどのように選定するのか、どこまでを助成の対象とするのかなどの問題がある。

表 4-16 NPO 支援における環境・基盤整備と直接支援

	環境・盤整整備	直接支援
資 金	○活動に関する税の減免 ○市民・企業による NPO への資金還流を増やす方策 (NPO 寄付に関する税の減免、企業による NPO 支援促進制度) ○金融機関 (民間・公的機関) の NPO への融資拡大を図る制度	○NPO への助成金、補助金制度の創設、既存補助金の改善 ○NPO への事業委託の拡大 ★NPO との協働の推進に関連
人 材	○教育課程でのボランティア活動の重視 ○大学等における NPO マネージャー育成コースの設定 ○NPO への出向やボランティア休暇制度の普及	○人材育成のための研修講座の開設 ○NPO への人材の派遣、出向の実施
情 報	○NPO に関する統計の整備 ○NPO の個別情報の収集のための制度整備	○NPO の個別情報の整理・公開 ★民間 NPO 情報機関による情報公開の支援
組 織	○法人格制度	○組織化方法の技術支援 (組織化ノウハウ、法手続指導)
拠 点	○公共機関、企業等の施設解放の促進	○会議室の貸出、事務所の提供

資料：山岡義典編著『NPO 基礎講座』(ぎょうせい、1997年、p.175)

④ 事業委託の推進

調査研究事業を含む事業委託の推進については、行政目的達成のためにも、行政から NPO への支援、さらには行政と NPO の協働を図るためにも、有効な手段と考えられる。ただし、委託する調査研究テーマや事業内容にふさわしい NPO を対象とすることが必要である。

また、「3. 2(11)法人格の取得理由」で述べたように、NPO 法人が法人格を取得した理由の大きなものとして、委託事業が受けやすくなることをあげている。一般に、NPO や市民活動団体といえば、いわゆる「ボランティア活動」による無報酬の奉仕活動がイメージされるが、NPO 活動における無報酬の活動が占める割合は、団体によって大きな幅がある。無報酬のボランティア活動のみに頼ることには限界があり、さらなる活動を展開していくためには、スタッフの person 費、事務経費、施設整備費などの資金が必要となる場合が多く、NPO の設立目的に沿いつつ、活動のための資金を得ることができる事業受託は NPO にとって大きな魅力であると考えられる。

⑤ 助成や事業委託の長期的、安定的、計画的な実施

助成や事業委託を計画的、長期的、安定的に行うことについては、まず、事業の実施が年度後半にずれこむことが多い点が指摘されている。これは行政の予算事務手続きを改善し、なるべく早い時期から事業に着手できるように努力する必要があるだろう。長期的、安定的な事業の実施については、NPO 側から見ると収入の安定的確保の点から大きな問題であるが、行政側としては、単年度会計を原則とすることから困難な面があるだろう。しかし、複数年にわたり計画された NPO の事業を補助事業として採択すること、実験教室などは年間計画を策定し、一括して助成の対象とするなどにより、より計画的、長期的、安定的な支援が可能になると考えられる。

⑥ 諸手続の簡略化

諸手続の簡略化のうち、申請時の提出書類の見直しについては、経済企画庁が NPO 法人の所轄庁（経済企画庁及び各都道府県知事）に対して行ったアンケート調査によると、6 割弱に当たる 27 の所轄庁が簡略化すべきと答えている⁸⁴。国民生活審議会総合企画部会中間報告においては、この調査結果をあげるとともに、「また、法の趣旨からも、できるだけ簡易な手続きで法人格が取得できるようにすべきである。申請手続きが必要以上に煩雑であると、かえって団体側に認証に対する「お墨付き」意識を生む可能性もある。」としている。さらに、同中間報告では、経済企画庁が NPO 法人に対して行った調査による

と、6割弱（59.4%）のNPO法人が現状の提出書類でよいと肯定的にとらえており、一定の評価はなされていると考えられるとしているが、さらに実態をみながら検討していくことが必要であると結論している⁸⁵。

⑦ 電子メールによる総会開催通知

総会については、通常、NPO法人の定款に、定款例に従って「総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。」⁸⁶と記載されている。

現在、会員が比較的少ないNPOでは会員相互の連絡をインターネットによっている場合が多いと考えられるが、会員が多数にのぼるNPOでは会員全てがインターネットを利用しているとは限らず、インターネットのみで公式な連絡を行うことは困難であろう。また、インターネットを用いた通信におけるセキュリティの確保などの技術的な問題もあるうえ、インターネットを利用できることを社員の条件とすることもNPO法の趣旨から適当でないと考えられる。したがって、技術的な課題が解決されれば、郵送等による書面での通知とインターネットを利用した通知を併用していくことも考えられる。

⑧ 公務員のNPOに対する理解

公務員のNPOに対する理解を深めることについては、今回の調査では主に地方公務員に向けられたものである。この点については、今回調査した三重県庁において職員を対象としたNPO研修を県内各地で20回に分けて実施した例があるほか、「東京都ボランティア・NPOとの協働に関する検討委員会」も「行政にとっての課題」の一つとして、「職員は、ボランティア・NPOに対する理解を深めていく必要がある。行動原理、収益構造、受益圏、受益層などに違いがあることを十分に認識することが重要である。」としている⁸⁷など、都道府県レベルの対応がみられる。国家公務員を含めて、公務員のNPOとの関わりは、今後増大していくと考えられ、適切な両者間の関係の構築、NPOの発展のためにも、公務員のNPOに対する理解増進が必要であろう。

⑨ NPOのネットワークの整理

これは、昨今のNPO法人制度の整備、インターネットの普及により、様々なNPOのつながりができて、情報が混乱している状態からきた要望であると考えられる。特に、「インターメディアリ (intermediary)」と呼ばれる、サポートセンターなどの団体（これもNPO）の活動が活発化していることも影響しているのではないかと考えられる。「インターメディアリ」とは、正確には仲介や媒介する機能であるが、この機能を担う組織や個人が「インターメディ

アリ」と呼ばれている。「インターメディアリ」には、大きく 2 種類あり、一つは、協会型の組織で、利害、関心事の一致した NPO が集まって、共通の目的を遂行するために組織されたものである。社会福祉法人がその例である。もう一つは、NPO と NPO に金銭、物品、情報などの資源を提供する組織・個人の間を媒介する組織で、コミュニティ財団、ユナイテッド・ウェイ（日本の共同募金会にあたる、米国の共同募金システム中最大の組織⁸⁸）などがあげられる⁸⁹。これらの組織は、全国的な NPO のサポートセンター、地域のサポートセンター、制度改正を目指す団体など、多く設立されており、NPO や個人に対して様々な情報を発信しているとともに、NPO からの相談受付、講師派遣、人材開発、ソフトウェアの開発、NPO 関連の政策提言など、多岐にわたって NPO の支援を行っている。一方、似たような団体があり、なかなか取捨選択ができないという面もあると思われる。しかしながら、各 NPO どうしの横のつながりを基本とするこのような活動に対しては、NPO 自身でどのようなネットワークを築いていくかを考えて行く必要がある。行政がタッチすることは NPO の自主性の点からも難しく、また、全てのネットワークを把握し、公平に取り扱うことは行政であっても不可能である。むしろ、NPO のネットワークを評価し、わかりやすくするというような活動も NPO の手で行われるべきものであろう。

(2) NPO の活動分野や活動実態によって特有の要望

それぞれの NPO の活動分野や活動実態によって特有のものについて、その主なものを科学技術行政との関連で整理すると、次のとおりであった。

(科学技術の理解増進)

- ・ 実験教室に対する助成は、外部講師への謝金などが対象になっており、団体内の内部講師等（会員）により実験教室を行った場合は対象にならない。これを助成の対象としてほしい。

(自由な研究の場の提供)

- ・ 自前の研究施設を持ち、研究拠点として機能する NPO、すなわち NPO 型研究所の実現に向けての支援を望む。
- ・ 競争的研究資金の獲得に NPO が参加できるようにしてほしい。
- ・ 災害救助シミュレーターなど公益性があるソフトウェアについては、その開発や地方公共団体への導入に対して国から助成してほしい。

(政策策定への参加)

- ・ 行政などからコンセンサス会議の運営を NPO へ委託してほしい。
- ・ 行政が発行する広報誌などで、コンセンサス会議など科学技術への市民参加の考え方を発表する機会を与えてほしい。
- ・ 国の政策に NPO などの意見を反映してほしい。
- ・ 求められた情報は出してほしい。

(技術者の育成)

- ・ 技術者認定試験について、何らかのいわゆる「お墨付き」がほしい。

(技術の普及)

- ・ 公益に資する新技術の普及のため、助成金や無利子融資などの経済的支援、アドバイザー制度などの制度的支援を創設あるいは充実してほしい。

表 4-17 事例調査を行った NPO の行政への要望

団 体 名	行政への要望
福井恐竜博物館後援会	<ol style="list-style-type: none">1. NPO 法人に関する申請、報告などの事務処理が大きな負担である。簡略化してほしい。2. 企業から寄付をしてもらう場合の企業側の税制の優遇措置を設けてほしい。
人と自然の会	<ol style="list-style-type: none">1. 法人化の手続きをわかりやすくしてほしい。2. NPO の横のつながり、ネットワークが多くあり過ぎて混乱している。県がこれらの関係を整理して、話し合う機会を設けてほしい。3. 助成の手続きもシンプルにしてほしい。4. 予算事務の関係で、公的機関からの委託は 11~12 月頃から集中してくる。年度中まんべんなく行うようにしてほしい。5. 委託事業はできるだけ単発的なものではなく長期的・安定的なものを。
発見工房クリエイト	<ol style="list-style-type: none">1. 実験教室に対する助成は、外部講師への謝金などが対象となっており、工房内で内部講師等により実験教室を行った場合は対象とならない。団体の運営に対する助成が必要である。2. 長期間を対象とした活動に対する助成が少ない。
日本スペースガード協会	美星スペースガードセンターの観測者の給与はかなり低いレベルで問題となっている。また、近隣に美星町立の天文台もあり、見学者が訪れることもあるので、事務と見学者の対応ができる人員を充実させたい。これらに対する支援をしてほしい。

ロボカップ日本委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. NPO 型研究所の実現に向けて支援してほしい。 2. 税制の優遇措置を認めてほしい。 3. 競争的研究資金の獲得に NPO が参加できるようにしてほしい。 4. 幾つかの自治体が災害救助シミュレーターの導入を検討しているが、このようなシステムの開発・導入に対する国の助成が望ましい。 5. 会計処理、法律問題の解決などは専門家に依頼する必要がある。これに要する費用の支援をしてほしい。 6. 役員や会員への通知は郵送することになっているが、電子メールでも可としてほしい。
ウェアラブル環境情報ネットワーク推進機構	<ol style="list-style-type: none"> 1. 技術 NPO を育てていくという考えを持って、競争的研究資金を含め、政府や政府系法人からの資金が流れやすいような環境を整備してほしい。 2. NPO 法の特定非営利活動に研究開発などの分野を入れてほしい。
科学技術への市民参加を考える会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般的に、NPO に対する税制などの支援が充実することが望ましい。 2. 行政などから会にコンセンサス会議の開催を委託してほしい。直接委託ができないのであれば、受託したシンクタンクなどの機関の手伝いをさせてほしい。 3. 行政が発行する広報誌などで、コンセンサス会議など科学技術への市民参加の考え方を発表する機会を与えてほしい。
原子力資料情報室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 原子力政策については、円卓会議、原子力長期計画策定会議の委員との対話などの機会を通じて意見を表明してきたし、また、原子力長期計画案に対する国民からの意見募集でも撤退を求めるものが多かったはずであるが、このような意見を計画や政策に反映すべき。 2. 求められた情報は出してほしい。 3. NPO 法人への寄付に対する税制の優遇措置を講じてほしい。
LPI-Japan	<ol style="list-style-type: none"> 1. Linux の普及についていろいろとサポートしてほしいが、特に、技術者認定試験については、何らかのいわゆる「お墨付き」がほしい。そのために付帯条件が付くとしても、Linux の基本的な考え方に合うものならば受け入れたい。 2. 今後は、Linux の分野でどのくらい貢献できるかが De Facto Standard になる。例えば、公的な研究所が Linux の改善に貢献し、それによって評価を得ることも望ましいことである。
日本技術者連盟	<p>現在のところ特になし。</p>
ソフトエネルギープロジェクト	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国や県が市民側の企画に協力するという仕組みをつくってほしい。

	<p>2. 管理・運営費に対しても助成してほしい。</p> <p>3. ソフトエネルギーや省エネの普及を進めるに当たって、助成金や無利子融資制度などの支援制度をつくってほしい。</p> <p>4. 行政で、例えば地球温暖化防止アドバイザーのような制度をつくってほしい。</p> <p>5. 普及啓発専用車の開発や購入に対する支援をしてほしい。</p> <p>6. 寄付を行う者に対する課税の優遇措置を設けてほしい。</p> <p>7. 市民共同発電所で発電した電力の買い取り価格を上げてほしい。</p>
平成・伊賀@LAN	<p>県や市町村の職員自体が NPO 法人について理解を深めてほしい。</p>
アスクネットワーク	<p>特にはないが、非営利活動だから安く請け負えるわけではない。</p>
国際情報科学協会	<p>xDSL (x Digital Subscriber Line) など情報通信技術の分野で日本は立ち遅れている。</p> <p>このような新しい技術が世の中に広がっていくとき、混乱しないように支援するセンターが必要であるが、これは NPO の業務として適している。これらの対応が必要である。</p>

5 行政における NPO 関係の取り組み

地方公共団体、国等の行政機関においても、これまで、様々な NPO に関する取り組みを行っている。今回の調査の結果も含め、その例を紹介する。

5. 1 地方公共団体における NPO 関係の取り組みの例

NPO は、福祉やまちづくりといった、地域密着型で地方公共団体に関係が深い分野をテーマに据えているものが多く、都道府県や市町村ではボランティア対応策などと併せて、NPO に対する施策が進みつつある。特に、1998 年 12 月の NPO 法施行以来、経済企画庁（現在は内閣府）に加えて各都道府県が所管庁となり、NPO 法人格取得のための申請受理、審査、認証といった事務を行うこととなったため、都道府県においては体制の整備等が進んでいる。

1999 年度に経済企画庁が行った調査によると（回答数は都道府県 41、人口 10 万人以上の市 147、東京特別区 10、計 198 で複数回答）、地方公共団体の NPO への支援策としては、「情報、意見交換の機会の提供」（74 団体）、「補助金による援助」（71 団体）、「研修会、講座等の実施によるリーダー育成、技術習得等の機会の提供」（70 団体）、場所や物品、機材等の提供」（64 団体）などが多くなっている⁹⁰。

今回、三重県生活部生活課の NPO 室に対して、同県の NPO 施策について聞き取り調査を行った。三重県 NPO 室からの聞き取りを基に同県の取り組みなどを紹介する。（添付資料 9 参照）

同県においては、県庁が NPO 施策の推進に乗り出す前から市民活動は行われており、長年にわたって行政に対しても声を出してきたが、行政側は十分耳を傾けなかった。一方、県は仕事を抱え込みすぎ、財政も逼迫していた。そのような中で、1995 年 4 月現知事が就任し、県の姿勢は「県はここまでしかできない。あとは県民と一緒にやっぺいこう。」というように変化していった。

そして、1997 年度から、全国の都道府県の中で初めて NPO 担当のポスト（NPO 推進監及び NPO 担当主査）が設置され、現在の NPO 室の室長と主幹の 2 名が就任した。両名は県内の数多くの市民団体と接触したが、市民団体側の反応は「今さらなんや」というこれまでの行政側の無関心を指摘するものが多かった。また同時に、NPO 担当者の出現で行政の理解が進むことを期待しているという反応も多かった。このような反応を受け止めた上で、「県は行政の持つ資源で側面から支援するのでいっしょにやろう」と呼びかけを続け、市民団体側とのいわば「顔

つなぎ」を続けていった。県庁内では、1997年7月末から、県庁職員等（県民局などの出先機関を含め係長以上の県職員約3千3百人及び一般市民）を対象にしたNPO研修を県内各地で20回に分けて実施し、職員の認識を高めていった。

このような県の姿勢は、1997年10月から2010（平成22）年までを計画期間とする県の総合計画「三重のくにづくり宣言」で示された。この計画は、生活者起点の県政の推進を謳っており、「県民ができることは県民がやる。県民はお客様ではない。行政は情報公開するのでいっしょに考えてやろう。」との考え方を打ち出した。

このような考え方に基づいて、1998年度から全国の都道府県の中で最初のNPO室を設置し、5名の職員を配置したほか、県内7つの県民局に計8名のNPO担当を配置した。続いて、同年度に市民活動を促進するための「三重県市民活動センター」を開設した。同センターの運営に関する事項は市民活動に興味を持っている市民が任意に集まった「三重県市民活動センター運営委員会」によって決定されている。この方式は「公設協働型」と呼ばれ、三重県独自の方式として市民活動センターの一つのモデルを示している。このセンターは、記帳されている分だけでも、毎月およそ延べ200団体、1200人以上が利用している。市民活動センターは利用者も多く、県民からの評判は良いとのことであり、NPO室としては、常に県民に目けるように努力している姿勢は理解してもらっているとのことである。

さらに、同年（1998年）、NPO法施行条例と市民と行政の協働のあり方について検討する「みえNPO研究会」を設置した。委員の構成はNPO7名、企業3名、県議会議員3名、大学教授2名、行政7名、NPO有識者4名の計26名（会長は40代）で、11月までに8回開催された。こうした試みは全国初ということもあり、第1回研究会には県内外から300人以上が参加し、研究会は公開の上、インターネットで情報を開示しながら進められた。県はこの研究会が作成した条例案をそのまま県議会に提出し、全会一致で条例が成立した。また、研究会は同時に7項目からなる「みえパートナーシップ宣言」を発表した。なお、研究会に参加した県民は延べ1500人、議論に費やされた時間は120時間を超えた。

1999年度には、県内の市民活動センターの情報を一層充実させるための「市民活動情報ネットワーク構築事業」についての企画提案を募集し審査した結果、県内のNPO法人が選定され事業を受託した。

2000年9月時点で、三重県の人口当たりのNPO法人数は東京都に次いで第2位である。

県（NPO室）は、企画の立ち上げなどには直接関わることもあるが、なるべく市民側の自主的な活動の側面的な支援に移行していく考えである。市民活動センターの運営そのものも、いずれは市民の手に委ねたい、というのがNPO室の

考えである。

東京都の NPO に対する取り組みも早く、1996 年に東京の NPO の実態調査の結果などをまとめた「行政と民間非営利団体 (NPO) - 東京の NPO をめぐって -」を公表している。

また、NPO 法が施行されてから 1 年余り経た 2000 年 3 月時点で、都内市民活動団体の法施行後の現状と課題を把握するため、2000 年 2 月末までに東京都に設立登記完了届けを提出した NPO 法人と、都内に事務所を置く任意団体の市民活動団体を対象に行ったアンケート調査を取りまとめた「特定非営利活動促進法施行後の市民活動の現状と課題に関する調査」を公表している。

さらに、東京都が、行政とボランティア・NPO との協働を促進していくために、1999 年 5 月に設置した学識経験者、市民活動関係者、行政職員 13 名で構成される「東京都ボランティア・NPO との協働に関する検討委員会検討委員会」が、今後、東京都が市民活動との協働を推進するに当たっての指針となるべき事項について検討した成果である「「協働の推進指針」策定への提言」を 2000 年 10 月に公表した。ボランティア・NPO に関する現状分析では、東京都が行った「特定非営利活動促進法施行後の市民活動の現状と課題に関する調査」の結果を用いている。

2001 年 2 月 23 日現在、東京都においては 958 団体からの申請を受理し、このうち、審査を終了した 787 団体について法人設立の認証をしている。この認証件数は、内閣府の 296 件、大阪府の 244 件、神奈川県 of 229 件を大きく引き離し、全国最多である⁹¹。

また、神奈川県は 1996 年 4 月に、市民活動やボランティア活動の総合的支援施設として「かながわ県民活動サポートセンター」を設置している。このサポートセンターは横浜駅の近くのかながわ県民センターの 5 フロアー以上を占めており、交流促進、活動支援、情報提供、調査研究、広報、災害ボランティア支援などを行っている。具体的には、会議室、ミーティングルーム、アドバイザーが相談に応じる相談コーナー、文献やインターネットによる情報収集ができる情報コーナー、展示コーナー、各グループが無料で利用できる 432 個のレターケース、有料の印刷機・コピー機などを備えたワーキングコーナー、大 50 個・小 210 個のロッカーなどがあり、利用時間は勤労者も利用しやすいように午前 9 時から午後 10 時 (相談コーナー及び情報コーナーは午後 9 時) までとなっている。前述した、1998 年に開設された「三重県市民活動センター」は、この「かながわ県民活動情報センター」が参考となっている。

5. 2 国におけるNPO関係の取り組み

国のボランティア関連の取り組みについては、添付資料10に示すように、1990年代になって活発化してきた。1995年1月の阪神・淡路大震災の救援活動ではボランティアの人達による活動が注目され、その直後の2月3日には「ボランティア問題に関する関係省庁連絡会議」が設置された。この連絡会議は、「ボランティアや市民公益団体が行う公益活動の支援を行うため、ボランティアや市民公益団体に関する制度等の諸問題についての検討を行う関係省庁連絡会議」として設置され、総理府、警察庁、総務庁、経済企画庁、環境庁、国土庁、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省、自治省の18省庁の課長クラスから構成されていた。事務局は経済企画庁国民生活局生活政策課であった。ボランティアや市民公益団体の実態を把握した上で、市民公益団体の法人格取得、ボランティアや市民公益団体の公益性を担保する法的枠組み、ボランティアや市民公益団体に対する支援方策などが主な検討課題としてあげられていた。その後、各政党や市民団体などの動きによって、1998年3月に現在のNPO法が議員立法として成立したところであるが、この連絡会議の構成省庁のボランティア等関係施策が経済企画庁国民生活局によって取りまとめられてきた。それによると、2000年度のボランティア等関係施策の予算額は15省庁で計上されており、対前年度5.17%増の34,045百万円であった（内数表記など未確定のものは含まず）。最大は外務省の9,724百万円、次いで文部省の5,306百万円であった⁹²。また、2001年度概算要求額は34,360百万円となっている⁹³。また、関係省庁のボランティア関係の取り組みの例を添付資料11示した。このほか、経済企画庁をはじめ、労働省、自治省などがNPO・ボランティア関係の調査を行っている。

また、1997年11月、第52回国際連合総会において、我が国の提案に基づいて、122カ国の共同提唱国を得て、2001年を「ボランティア国際年」とすることを宣言する決議が採択された。我が国政府においては、1999年5月に経済企画庁を事務局として「ボランティア国際年に関する関係省庁等連絡会議」を設置している。

科学技術行政についてみれば、科学技術庁は「ボランティア問題に関する関係省庁連絡会議」の構成員に含まれておらず、ボランティア等関係施策にも科学技術庁の事業は含まれていない。山岡義典氏は、「ボランティア問題に関する関係省庁連絡会議」に科学技術庁が入っていないことや、ボランティアに関連しそうな科学技術庁の施策がほとんどないことをあげ、「歴史的に観れば、科学も技術

もむしろボランティアの取り組みの中から生まれ育った。それが産業化し、国家の施策にまで発展したわけだ。そのことを思うと、今の科学技術政策にボランティアの視点がないことは、何とも淋しい」と述べている⁹⁴。

しかしながら、科学技術振興事業団（以下「JST」という。）による草の根団体の実験教室の支援や、原子力政策におけるNPOの参加、さらに、2000年に発表された平成12年版科学技術白書においてNPOに関する記述がなされ、「科学技術にかかわる活動を行うNPOやNGOがその活動を活発化し国民生活に密着した科学技術活動を行っていくことによって、科学技術に対する国民の意見の集約を図り、科学技術行政における意思決定に対してそのような意見を反映させていくことが期待される。」と述べられているなど、科学技術行政においても、NPOに対する理解と期待は徐々に進んでいると考えられる。

特にJSTは、科学技術理解増進事業において、科学技術の魅力を科学実験、科学工作の体験を通じて多くの青少年へ伝えることに精通した人である「サイエンス・レンジャー」の登録・紹介等による実験教室の支援、科学館などの整備、関連イベントの開催などの取り組みを行っている。その中でもいわゆる草の根の実験教室を支援するため、1999年度から実施している「実験教室等支援事業」はNPOの活動への支援も意識した事業である。初年度は82件（参加人数約2万6千人）に対して支援が行われており、そのうち7件がNPO法人主催に対する支援である⁹⁵。この事業の概要は添付資料12のとおりである。

また、JSTは、民間団体が行うロボット競技会など、草の根のロボット活動に対する支援事業も行っており、今回調査したNPOである「ロボカップ日本委員会」にも支援を行っている。

このほか、岡山県美星村に科学技術庁の補助金により(財)日本宇宙フォーラムが設置した宇宙デブリ等観測施設「美星スペースガードセンター」の観測運用を今回調査したNPO「日本スペース・ガード協会」が受託している例もある。

6 科学技術行政と NPO の関わりのあり方についての検討

今回の事例調査の結果等を基にして、科学技術行政と NPO の関わりがどのようなべきかを科学技術との関連に着目しつつ、検討することとする。

また、現在、政府は、科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、21 世紀初頭の 2001 年度から 5 ヶ年間を計画期間とする新たな科学技術基本計画の策定を進めている。この計画の策定に当たり、科学技術会議は、内閣総理大臣からの諮問に対し、「諮問第 26 号「科学技術基本計画について」に対する答申」（2000 年 12 月 26 日）（以下「答申」という。）を答申したところである。科学技術行政と NPO の関わりを検討するに当たっては、この答申も参考とした。

6. 1 科学技術の理解増進

今回、科学技術の理解増進関連の NPO として、「福井恐竜博物館後援会」、「人と自然の会」及び「発見工房クリエイト」の 3 つの団体を調査した。また、研究者を中心とする NPO である「日本スペースガード協会」及び「ロボカップ日本委員会」も科学技術の理解増進に関わる活動を行っている。

答申においては、科学技術振興のための基本的考え方の基本方針の一つとして、「科学技術の振興には国民の支持が欠かせないので、研究者や技術者が自らの責務として、科学技術の意義や内容を分かりやすい言葉で発信するとともに、科学技術に対する国民の理解を深め、国民が科学技術や社会を巡る課題に関して、科学的・合理的・主体的な判断を下していく上の基盤の形成を図る。」⁹⁶という点をあげており、研究者などによる国民の科学技術の理解増進活動を重視している。このような方針を実施に移していく上で、NPO が様々な役割を果たしていくことが期待できると考えられる。

上にあげた NPO についての調査を基にして、博物館や科学館の活用、支援と科学実験教室の開催、研究者を中心とする科学技術理解増進活動の 3 つの視点から、NPO に期待される役割などを検討する。

(1) 博物館・科学館の活用・支援

今回、博物館、科学館の活用、支援に関わるものとして 2 つの NPO の調査を行った。

答申においても、科学技術に関する学習の振興の一環として、「幼児期から高齢者までの社会教育においても、高等教育機関や博物館・科学館等を活用して、科学技術の基本原理や新たな動向などについて興味深く学習できる機会の

拡充とその内容・指導の充実を促す。」⁹⁷としており、博物館・科学館等の活用をあげている。

今回調査した NPO の一つ「人と自然の会」は、兵庫県立人と自然の博物館のボランティア団体を母体とする NPO であり、博物館との連携のもと、自主的に博物館における体験型イベントなどを行っているほか、館外における学校との連携も進めている。

この博物館の研究者であり、博物館のボランティアコーディネーショングループのメンバーである八木剛氏らは、博物館におけるボランティア活動のシステムを、博物館がメニューを示して研修を行いボランティアがそれに従事する「お手伝い型」と、ボランティアの自主的な企画運営に任せる「自立型」に分類し、活動内容は同じであっても、ボランティア自らの活動の一環として発生し、拡大してきた「自立型」の方がボランティアのモチベーションが高まるとしている⁹⁸。

「人と自然の会」は、博物館等の職員が事務局となって活動を企画していくような「お手伝い型」ではなく、独自に法人格を有し、自主的に活動を企画・実施する「自立型」のシステムによって活動を行っている。NPO である「人と自然の会」側としては、会の運営や活動の企画・実施まで全て自分たちの手で行わなければならないという面はあるが、八木氏らは、自らの企画の実現の場、つまり効果的な自己啓発、生涯学習の場として博物館を十分に活用できるようになったというメリットがあると指摘している⁹⁹。一方、博物館側としては、独立した法人であるボランティア団体と対等に付き合わなければならないという一種の緊張関係が生じる面があるが、同氏らは、博物館側のメリットとして、良きパートナーとなる市民を身近な存在として獲得できたこと、ボランティアの主催事業によって館の普及教育事業のメニューが大きくふくらんだこと、「お手伝い型」に必要なメニュー開発や事務処理コストはほとんどなく、企画のサポートという点での博物館の負担がかなり軽くなってきていること、ボランティアの事務局業務を職員が行う必要がないことをあげている¹⁰⁰。しかし、このような関係が有効に機能するためには、ボランティアの側と博物館側の双方が十分に議論を尽くして、信頼関係を築くことが第一であると、「人と自然の会」、八木氏共に指摘しており、博物館側では異動が少ない研究者が当初より主体的に対応したことも成功した要因であったとしている¹⁰¹。また、このようなシステムの活動が軌道に乗るまでに数年の期間が必要であったとしている。

博物館等のボランティア組織や支援組織のあり方には様々なものがあると考えられるが、多くは任意団体であると思われる。中には個人会員と家族会員を合わせて 8 千 5 百近くもの会員がいる国立科学博物館友の会のように財団法人

となっているものもある。しかし、ボランティア活動を基本とすることや、法人格の取得しやすさなどから考えると、NPO 法人となることは、このような団体の組織化の有力な手法の一つと考えられる。また、今回調査した「福井恐竜博物館後援会」は、博物館を支援するボランティア活動を目指すとともに、友の会の一種と考えられる「ダイノメイト」の運営を行っている。このような博物館等から組織的に独立した NPO の活動は、市民自らが、博物館等と利用者である市民を結ぶ橋渡しを行う機能を果たしている。このことは、市民を巻き込んで博物館等の利用を活性化させることにもつながり、科学技術に関する学習の振興の上でも、一つの有意義な形であると考えられる。

このような事例は 2001 年に臨海副都心（東京都江東区青海）にオープンする日本科学未来館をはじめ、他の博物館・科学館等におけるボランティアや友の会のあり方の参考にもなると考えられる。

兵庫県では、中学 2 年生が 1 週間程度学校を離れ、地域の中で仕事を体験する「トライやるウィーク」という独自の制度があり、県立人と自然の博物館は 8 グループ 48 名を受け入れていた。NPO 法人の「人と自然の会」も 1999 年から別に 1 グループ 6 名を受け入れている。準備段階から実施に至るまで中学校の先生と綿密な打ち合わせを行い、その際に築いた関係から、将来は中学校全体が校外学習を行いたいとの申し入れが博物館や会にあった。このような、学校と博物館等、そして博物館等に関わる NPO とが連携して子ども達の学習を進めていくという事例は、文部科学省が教育改革の全体像を示すものとして決定した「21 世紀教育新生プラン」における 7 つの柱の一つである「多様な奉仕・体験活動の促進」とも関連して、注目すべきものと考えられる。

(2) 科学実験教室等の開催

子ども達が参加する科学実験教室等の開催を通じて科学技術の理解増進を目指す NPO として「発見工房クリエイト」を調査した。

答申では、科学技術に関する学習の振興策として、「初等中等教育においては、子ども自らが知的好奇心や探求心を持って、科学技術に親しみ、目的意識を持ちながら観察、実験、体験学習を行うことにより、科学的に調べる能力、科学的なものの見方や考え方、科学技術の基本原則を体得できるようにする。」¹⁰²とし、子ども達が行う観察、実験等をあげている。

また、鳥取大学教育学部の杉本良一氏は、小学校 6 年生 364 名（うち有効回答 348 名）に対して理科実験・観察に関する小学校のエピソード記憶について調査している。その結果、理科嫌いあるいは理科が不得意だと考えている子どもは、記憶しているエピソードの数が少ない可能性が考えられること、否定的

なエピソードをあげた子どもに理科嫌いが多いものと思われることなどをあげ、「小学校や中学校の理科実験・観察において、肯定的なエピソード記憶を持つことが将来の科学的な見方や考え方を育てる上に重要な役割を果たすと考える。そのためには理科教師は準備が面倒でも、いろいろな楽しい実験・観察を工夫することが大切である。」としており¹⁰⁸、興味を持って楽しみながら行う科学実験教室は子ども達の肯定的なエピソードづくりに大いに貢献する活動であるといえる。

このように、科学技術に関する学習の振興の面では、学校教育における対応とともに、科学や自然に特に関心が高い小中学生に対して、学校教育ではなかなか実施できないような実験、観察等の指導を民間団体である NPO が行うことは、意義があることと考えられる。科学技術行政としては、活動を実施している団体の実態を踏まえ、このような活動に対する支援の充実も検討していくべきであろう。

科学実験教室を行っている「発見工房クリエイト」の場合、設立直後から財政的に苦しいことが最も大きな課題である。実験教室受講者には年会費 2,000 円、1 回の参加費 4,000 円の費用を徴収しているが、受講者の定員が 20 名であり、1 ヶ月に 1 回程度の開催回数なので実験教室開催による収入は限られている。そこで、民間財団、JST、地方公共団体などの支援を受けているが、財政は厳しい状況が続いているとのことであった。

「5. 1 国における NPO 関係の取り組み」で述べたように、既に JST の科学技術理解増進事業において、「実験教室等支援事業」のような NPO の活動への支援も意識した事業が実施され、NPO 等に活用されているが、NPO サイドからは、さらに活用しやすくするための要望や提案もなされている。これらの事業については、今後、拡充や見直しが検討されていくと思われるが、その際には、NPO からの要望等も考慮した上で、より一層使いやすい制度にしていくことが望まれる。同時に、希望する団体に事業に関する詳しい情報等を継続的に発信するメーリング・リストの開設、既存の NPO 関係のメーリング・リスト等の情報網の活用などにより、サイエンス・レンジャー制度や科学技術ものづくり指導者講習会などの事業の普及も含めて、広く支援情報を発信していくことが望まれる。

さらには、地方公共団体などが NPO 等に対して実験教室等の開催に要する経費を補助する制度や実験教室等の開催を委託する事業の創設なども考えられる。

また、前述した「人と自然の会」は博物館内の活動にとどまらず、自治体、学校、自治会などから学童・生徒を対象とした学習イベントの実行を受託している。教育改革における体験活動の促進の動きとも関連し、このような自治体

や学校等と科学実験教室や体験学習等のノウハウを持つ NPO の連携も期待される。

(3) 研究者を中心とする NPO による科学技術理解増進活動

上で述べた NPO のほかにも、自分たちが研究を進めるとともに、積極的に社会に対して科学技術の理解増進を働きかけている NPO がある。

今回調査した「日本スペースガード協会」は、役員など活動の中心は当該問題の研究者であり、観測活動によって地球に衝突する可能性がある「地球近傍小天体」の発見と監視を行うとともに、関連する研究の促進と啓発活動を行うことを目的としている。しかし、研究者以外の人々を多く含む 550 名近い会員（正会員及び賛助会員）に対して会報等で情報を発信しているほか、講演会、ホームページ、メディア等を通じて、科学的知見に基づいた地球近傍小天体についての知識を一般の国民に伝達する活動を行っている。

また、「ロボカップ日本委員会」も研究者が中心の NPO であるが、「2050 年、自律型ヒューマノイド・ロボットで、人間のサッカー世界チャンピオンに勝つこと」という、子供達にもわかりやすい目標を掲げ、自ら最先端の研究開発に取り組むとともに、ロボットサッカーの競技会開催、「ロボカップ・ジュニア」と呼ばれる小学生等を対象とした活動、書籍の出版などを通して、多くの人々を対象に人工知能やロボット工学の理解増進に努めている。

答申では、科学技術と社会のコミュニケーションを図るため、「研究者や技術者自らが、あるいは専門の説明者やジャーナリストが、最先端の科学技術の意義や内容を分かりやすい形で社会に伝えて、知識や考え方の普及を行うことを責務とすべきである。」としており、この 2 つの NPO はこのような努力を行っていると言える。

科学技術庁が 2000 年 1 月に、現在研究活動を行っている研究者 1,200 名（有効回答数 801 名）を対象に行った調査において、研究職以外に興味のある職種について質問したところ、「研究開発の企画部門」（43.3%）に次いで「科学技術の普及・啓発に関する仕事」（38.8%）をあげた者が多いことは、国民の科学技術の理解増進に必要な取組として「研究者自身が国民に対する科学技術のインタープリターとなる」をあげた研究者が 39.0%であるという結果と合わせ、研究者がインタープリターの供給源として期待が持てる結果となつたとしている¹⁰⁴。しかしながら、研究者がこのような意向を持っていても、個人でそのような活動を企画・実行することは現実的には難しいと考えられる。

茨城大学教育学部の小川正賢氏は、茨城県筑波学園都市の研究機関と茨城県内の国立大学の理工系学部にも所属する 50 歳以上の研究者・技術者に対して、

ボランティア活動の経験、退職後のボランティア活動への参加意識、専門性を生かしたボランティア活動に対する意識などを調査した（調査用紙配付数 659 件、回収数 251 件）。その結果を総括的に、「市民の科学技術リテラシー開発という事業の社会的必要性についての認識や関与しようという意欲はあるが、自分たちが関与できるような制度が整っていないために、何をどうすればいいのかといった具体的な活動のイメージがまだ持てないでいる状況にあるといえよう。とりわけ、彼らはこのような活動がボランティア活動の対象としてよりも、一つの社会的制度の対象として確立されることを期待している。」と述べている。そして、その背景には、自らの高度な専門性を社会的に必要な事業に生かすということは趣味のボランティア活動とは異なる問題であるという意識と、不十分になると予想される年金を補うために専門性を生かして少しでも収入を得ようとする意識であるとしている。さらに、「市民のための科学技術リテラシー開発という社会的事業は、ボランティア活動を主体とするよりも、参加希望者に対して、一定のトレーニングを義務づけ、その修了者に資格等を附与した上で、適当な（多額でなくてもよい）対価を支払えるような社会的制度化を図るほうが合理的なのかもしれない。これは、政策的課題であるといえる。」「シニア科学技術者は、講師や解説員といった職種には基本的に興味を示すが、事業の経営・運営や、展示物作成、物の修理といった裏方の職種に対しては、あまり興味を示さないといえる。」と述べている¹⁰⁵。このようなシニア科学技術者の考え方を踏まえると、個人で無償のボランティア活動が行われることはなかなか期待できないが、NPO のような組織が関与し、ある程度の対価を支払いつつ、さらに事務局が裏方的な仕事を行うことによって、科学技術の理解増進に資する活動に参加してもらう可能性が増えてくるのではないかと考えられる。

今後は、研究開発を行っている者が NPO を設立し、研究開発の推進を図るとともに、子供から大人まで、幅広い人々に科学的知識の普及や研究成果の説明などを行っていくような活動を併せて行うことが期待される。

行政としては、学校教育や社会教育、さらにはイベントなどにおいて、このような NPO が自ら取り組んでいる科学的テーマについて説明する場を増やすとともに、科学実験教室と同様に、活動に対する支援を行っていくことが考えられる。

6. 2 自由な研究の場の提供

研究者を中心とした組織である 2 つの NPO、「日本スペースガード協会」及び「ロボカップ日本委員会」を今回調査した。これらの NPO は、前述したように、

それぞれのテーマに関する科学技術の理解増進にも力を入れているが、「地球近傍小天体の発見と監視」や「2050年、自律型ヒューマノイド・ロボットで、人間のサッカー世界チャンピオンに勝つこと」のために研究活動を進めていくことを第一目的としている。

(1) NPOの競争的研究資金獲得への積極的参加

研究開発に取り組んでいる「ロボカップ日本委員会」などは、競争的研究資金の獲得を希望している。

答申においては、「研究者の研究費の選択の幅と自由度を拡大し、競争的な研究開発環境の形成に貢献する競争的資金を引き続き拡大する。その際、競争的資金を活用し世界をリードしている米国を参考とし、本基本計画の期間中に競争的資金の倍増を目指す。」¹⁰⁶としており、競争的な研究開発環境の形成のためにも、研究者などが組織するNPOが資金獲得競争に参加することは歓迎すべきであると考えられる。

これまで、「ロボカップ日本委員会」のように、NPOのメンバーが研究者として競争的研究資金を獲得している例はあるが、NPOが組織として、その申請を行った例はほとんどないと思われる。今後は、「NPO型研究所」構想とも関連し、競争的研究資金の拡充とともに、前例にとらわれずに、申請に当たって不慣れな点は十分指導するなど、NPOが申請しやすいよう門戸を広げていくことが望まれる。

一方、競争に参加するNPO側としては、経理などの事務を含めた責任あるプロジェクトの実行体制を確立することが必要条件であり、契約の締結や資金管理などの面からも法人格を取得していることが求められると考えられる。

(2) 「NPO型研究所」設立の提案

答申では、研究開発システムについて、「優れた成果を生み出す研究開発システムを実現するためには、研究所等の一定の規模の組織で、機関の長のリーダーシップの下、柔軟かつ機動的なマネジメントを行い、国際的に一流の研究開発拠点を構築していくことが有効である。このため、既存の研究開発機関を世界的な研究開発拠点にすることを目指し、当該機関の研究開発能力や成果を活用するための斬新な手法を組織運営に取り入れていくなど、これらの機関におけるマネジメントの改革に取り組むことを促進するとしている。」¹⁰⁷としており、既存の研究機関のマネジメントの改革をあげている。NPOの中にも、新たな研究開発システムについての構想を検討しているものがある。

第一線の研究者を中心とする「ロボカップ日本委員会」は、米国のソーク研

研究所 (The Salk Institute) やスクリップス研究所 (The Scripps Research Institute) のような自前の研究所、研究スタッフ、事務スタッフを持ち、物理的、人材的な核となるような NPO 法人の研究機構、すなわち NPO 型研究所を設立し、一貫性がある長期戦略を持った研究開発活動が行えるようにすべきであると提案し、この NPO の一つの将来的な目標としている。そして、そのような NPO 型研究所は、中立的な束縛のない柔軟な連携が可能であり、上記(1)で述べたような形などで公的資金を受け入れるとともに、NPO として大学にも資金を出していくようなファンディング機能も持ちたいとしている。国には資金面、制度面 (寄付税制の優遇措置など) の面からの支援を求めている。

国際的な研究者のネットワークを活かすとともに、立場の違いを超越して英知を結集できる点、さらに研究活動の柔軟性などから、民間の非営利団体である NPO が研究所を設立し研究開発活動に取り組む意義は大きいと考えられる。さらに、NPO 法人格を有することによって、組織の透明性など一定の社会的責任が確保できる。科学技術行政としては、このような NPO 型研究所の設立の提案に対し、有効性等を検討したうえで、どのような支援が可能かを考えていくべきである。

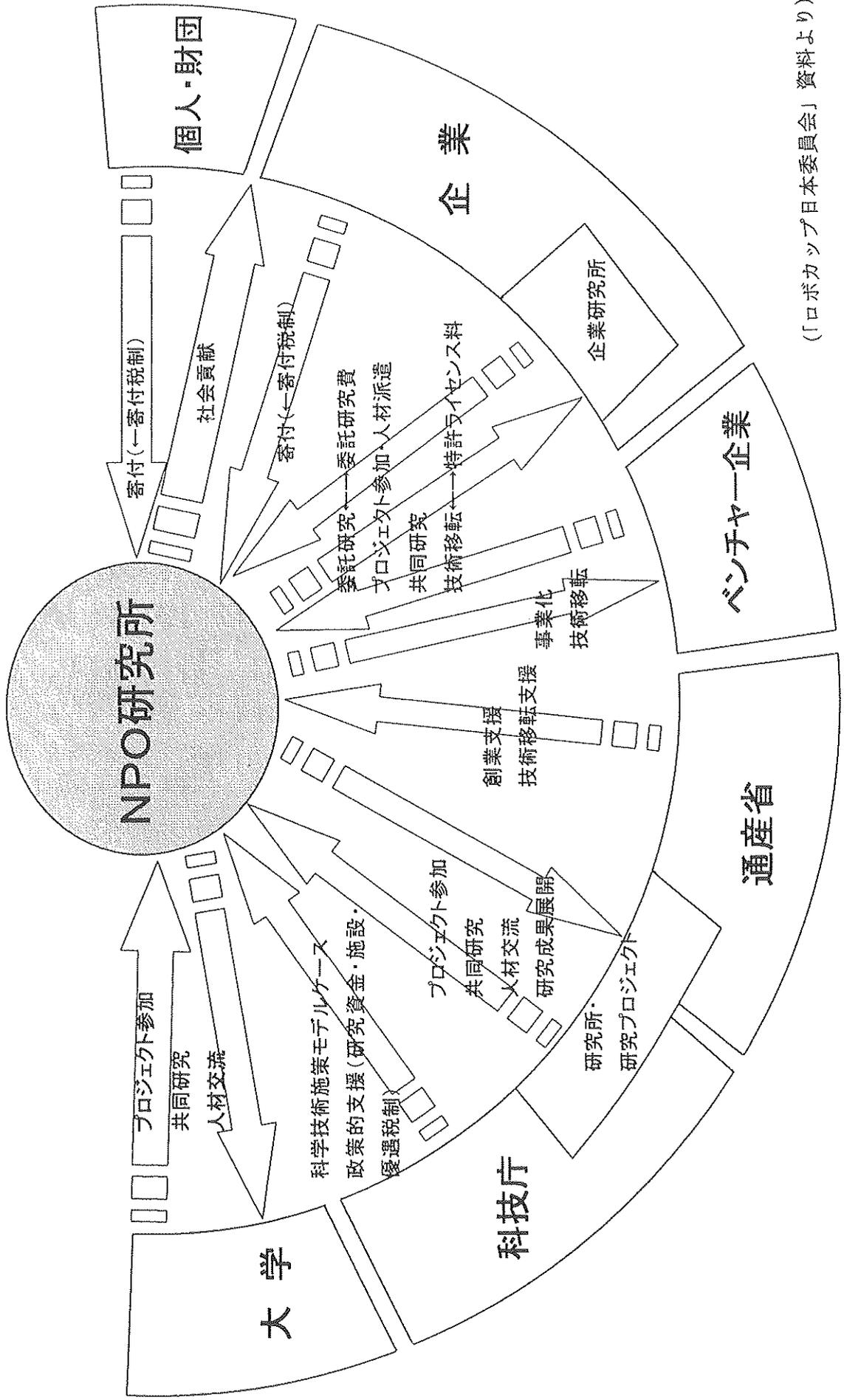
また、答申においては、知を産業技術まで結びつけ、その活用により社会に直接の利便をもたらすことができ、社会は科学技術の恩恵を享受することができるという点を重視して、優れた成果を生み出す研究開発の仕組みの追求、一層の産学官連携の強化等を通じ、産業技術力の強化を図ることが必要であるとしている¹⁰⁸。さらに、産業技術力の強化に対しては、科学技術システムの改革が大きな効果を持ち、特に産学官の連携の仕組みの改革は不可欠であるとしている。このため、産学官のセクター間にある「見えない壁」を取り除き、有機的な連携を促進し、革新的な財・サービスが次々と生まれる技術革新システムを構築すべきであるとしている¹⁰⁹。

「ロボカップ日本委員会」は、ロボット研究開発や「ロボカップ・レスキュー」などの災害救助関係において、公的機関や企業の求めに応じ、「ロボカップ日本委員会」や「ロボカップ国際委員会」が所有しているソフトウェア等はもちろん、関係研究機関、大学が所有しているものを組み合わせて構築したシステムを作成することができるとしている。その際、ライセンス関係も整理することになり、TLO 機能を果たすことができるとしている。このように、NPO、特に NPO 型研究所は、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的とした非営利活動を行うという性格や、関係者の柔軟な連携に適した組織であることなどから、産学官の連携の要ともなりうるものであると考えられる。

(参考)

NPO研究所の役割と財政基盤

国際的な連携と役割／独立性・中立性を保つ財政基盤



(「ロボカブ日本委員会」資料より)

(3) 特定非営利活動における研究開発活動などの取り扱い

4. 3の①で述べたように、NPO 法においては 12 項目の特定非営利活動が定められているが、研究開発活動など、直接、科学技術に関係する項目がない。

「日本スペースガード協会」は小天体の地球衝突による地球環境の悪化を防ぐ観点などから「環境の保全を図る活動」などを、「ロボカップ日本委員会」は研究活動は文化の振興を図る活動であると捉え「文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」などをそれぞれ活動分野としてあげざるを得ないとしている。また、今回調査したこのほかの NPO の中でも、科学技術関係を中心とした実際の活動が NPO 法で定められている 12 項目にそのまま当てはまりにくいので、定款においては 12 項目の文言をそのまま用いずに、若干の変更を行っているものもある。いずれにしても、今回調査した NPO の多くは、やや無理をして NPO 法の特定非営利活動の中に活動分野を当てはめている傾向が見られる。もし、「科学技術の振興を図る活動」あるいは「研究開発の推進を図る活動」などの項目が規定されれば、それらを定款に明記することができ、団体の内外に対しての活動分野を明確に示すことができるであろう。山岡義典氏は、NPO 法における特定非営利活動の 12 分野の中に「科学」や「技術」の言葉がないことにふれて、「実際には、保険や医療に関する科学技術、環境の保全に関する科学技術、防災や地域の安全のための科学技術、科学技術分野での国際協力といった具合に、何らかの観点から科学や技術に関係して活動する NPO も含むことになるとは思うが、もっと純粋に市民的視点で科学を楽しみ、あるいは科学のありかたそのものを問うたりその振興を図る活動は、どうもどの項目にも馴染みにくい。」¹¹⁰と指摘している。「ロボカップ日本委員会」も、基礎研究などの分野を特定非営利活動に追加すべきであると提言しており、科学技術と生活全般の関わりがますます深まっている中、「科学技術の振興を図る活動」、「研究開発の推進を図る活動」などの項目を NPO 法の特定非営利活動に位置付けることが望ましい。

(4) 科学技術活動の国際化の推進

研究者が中心となっている 2 つの NPO は、国際的な活動を展開しており、共に活動分野の一つとして「国際協力の推進」をあげている。

「日本スペースガード協会」においては、本部をローマに置きイタリアの法律の基に設立された「国際スペースガード財団 (International Spaceguard Foundation)」をはじめ、諸外国の目的を同じくする団体と連携をとって活動を進めている。

また、「ロボカップ日本委員会」は、世界十数カ国で設立されているロボカ

ップ・ナショナル・コミッティーの一つであり、それらの法人母体として「ロボカップ国際委員会 (The RoboCup Federation)」がスイスのベルンに非営利科学文化法人として設立されている。そして、その国際委員会の委員長を「ロボカップ日本委員会」の理事長が務めるなど、日本の委員会のメンバーが中心的な活動を行っている。

答申も、「科学技術活動の国際化の推進」を掲げており、主体的な国際協力活動の展開、国際的な情報発信力の強化、国内の研究環境の国際化という 3 項目をあげている¹¹¹。

一方、NPO 法の特定非営利活動の 12 項目の中にも、「国際協力の推進」があるなど、環境保全や人権擁護・平和推進などの分野で、多くの NPO (NGO を含む) は民間ベースで国際的な活動を展開している。(2)の NPO 型研究所の項で述べたように、NPO は研究活動等の科学技術活動の国際化を推進していく主体としても適したものであると考えられ、今後、科学技術関係の分野においても NPO の国際的な活動が期待される。行政としても、実態の把握や連携・支援のあり方の検討などが必要であろう。

6. 3 政策策定への参画

科学技術に関する政策策定への参加に関しては、科学技術への市民参加を図るため、コンセンサス会議などの方式の採用を社会に提案し、支援していくことを目的とする「科学技術への市民参加を考える会」と、原子力政策についての提言などを行っている「原子力資料情報室」の 2 つの NPO について調査を行った。

答申においては、「科学技術と社会のコミュニケーション」の項の中で、「科学技術は社会の中であって、社会のためになるべきである、との基本的考え方の下、社会から科学技術に対する意見や要望が述べられる機会を拡大するとともに、科学技術関係者がそれらの意見や要望に真摯に対応することが必要である。」¹¹²との考え方が示されている。

また、平成 12 年版科学技術白書においては、科学技術にかかわる活動を行う NPO 等が国民生活に密着した活動を行っていくことによって、科学技術に対する国民の意見の集約を図り、科学技術行政における意思決定に対してそのような意見を反映させていくことが期待されるとしており¹¹³、このような期待に応える活動の展開が望まれる。

さらに、(財)政策科学研究所の調査報告書は、「科学技術が深く社会に浸透している現在、(中略)『市民参加型の政策形成』を進めるプロセスで、市民自らが科学技術にかかわる社会問題を学習し、検討し、議論を重ねなければならない機会が増大している。市民の側からの学習の必要性に応じるべく、科学技術の専門に

関わる事柄を的確に解説し、情報提供できるようにするために既存の教育システム、NPOなどの民間活動、そしてジャーナリズムやマスメディアなどが生かされなければならない。」¹¹⁴と指摘しており、NPOの働きを期待している。

今回調査した「科学技術への市民参加を考える会」と「原子力資料情報室」の2つのNPOについては、これらの考え方に関連が深いと考えられる。2つのNPOについて、それぞれ、コンセンサス会議とアドボカシー活動の観点から述べることとする。

(1) コンセンサス会議

今回調査したNPO「科学技術への市民参加を考える会」が社会に対して提案しているコンセンサス会議については、日本においては、1999年までに、このNPOの前身の研究会によって2回試行されている。行政においては、2000年度に農林水産省が遺伝子組み換え食品を、文部科学省がヒトゲノム研究をテーマとして、それぞれコンセンサス会議を開催している状況であり、この方法に対する行政の取り組みは始まったばかりである。当面はこの2つの会議の評価が注目される場所である。

答申では、前述したように、「社会から科学技術に対する意見や要望が述べられる機会を拡大する」としているほかに、「遺伝子操作技術やクローン技術のように、社会的に大きな影響を及ぼす可能性がある科学技術が急速に進展している。このような科学技術の振興に当たっては、国民の理解増進に努めるとともに、社会的コンセンサスを形成することや、倫理面などでのルール作りを行うことが不可欠である。このため、このような研究を進めるに当たっては、情報公開の推進により透明性を確保しつつ、倫理等に関し有識者が検討する場や国民の意見を聴取する場を設けることにより、慎重にその方向付けを行う。」¹¹⁵としており、コンセンサス会議はこれらの方針に関連する取り組みの一つであると考えられる。

今後は、2000年度の、農林水産省や文部科学省によるコンセンサス会議の評価等を踏まえて、科学技術行政とこのような課題に専門的に取り組んでいるNPOが連携していくことも考えられる。例えば、コンセンサス会議の手法開発、さらには科学技術に関する特定のテーマについてのコンセンサス会議の開催を委託していくことなどが考えられる。しかし、そのためには、中立的な立場の維持は当然として、責任ある事業実行体制の整備などの条件を受託側のNPOが満たすことが必要であろう。

(2) アドボカシー活動

「アドボカシー」とは、本来は唱道、擁護、支持などの意味であるが、最近では政策提言という意味で使われている¹¹⁶。そうした活動を専門にしている団体はアドボカシー団体と呼ばれている。今回調査した「原子力資料情報室」は「専門的批判能力を備えた NPO として、原子力関連の事故の解析、原子力政策の実証的な分析などを行う。国際的なネットワークを背景に、政策提言を含んだ原子力分野でのアドボカシー機能を担う」¹¹⁷と紹介されているように、科学技術に関する代表的なアドボカシー団体の一つとすることができる。

答申において、「科学技術と社会のコミュニケーション」の項の中で、「科学技術は社会の中であって、社会のためになるべきである、との基本的考え方の下、社会から科学技術に対する意見や要望が述べられる機会を拡大するとともに、科学技術関係者がそれらの意見や要望に真摯に対応することが必要である。」¹¹⁸との考え方が示されており、原子力政策に対しての考え方は政府と異なるものの、このような、批判を含めたアドボカシー活動は、社会から科学技術に対する意見や要望の表明の一つであり、真摯な対応が求められるであろう。

「原子力資料情報室」の行政に対する基本的な考え方も、原子力政策に対する考え方や立場は異なるが、共通のテーブルの上で議論していきたいとの考えであり、一層の対話を進めていくことが重要であろう。

このようなアドボカシー団体にとっては、行政からの情報の公開が非常に大きなポイントである。情報公開法への対応はもとより、希望する者や団体に対して新しい情報を知らせるメーリングリストの整備など、積極的な対応も検討していくことが考えられる。

6. 4 技術者の育成

答申では、「我が国の技術革新を担う高い専門能力を有する技術者は、国際競争力強化を図る上で、重要な役割を果たしている。技術の急速な進歩と経済活動のグローバル化が進む中で、我が国の技術基盤を支え、国境を越えて活躍できる質の高い技術者を十分な数とするよう養成・確保していく必要がある。このため、技術者の質を社会的に認証するシステムを整備し、その能力が国際水準に適合していることを保証する。」としている。そして、具体策として、大学における技術者教育への外部認定制度、技術マネジメント教育の確立、実践的な教育委のための環境整備、技術者資格制度の普及拡大、活用促進及び国際的な相互承認の具体化、継続的な教育の充実などをあげている¹¹⁹。

「LPI-Japan」は、前述したように、LPI 本部との連携の基に、国際的な基準

で資格認定を行う NPO であり、答申の趣旨と考えを同じくする活動を行っていると思われる。NPO の中には、企業等から独立した第三者的な立場を生かして、認証や認定などを行っているものがあり、技術者の資格認定についても、様々な分野で NPO による取り組みが行われるようになる可能性がある。このほか、技術者の育成の関係では、「日本技術者連盟」のように技術者の継続教育を計画している NPO もあった。科学技術行政としては、これらの動きの中で関連するものの情報を収集し、実態を把握しておく必要がある。

6. 5 技術の普及

今回の調査では、技術の普及の観点から、太陽光や風力などを利用したエネルギー利用技術の普及を行っている NPO と、情報科学技術の普及を行っている NPO について調査した。

(1) 新エネルギー

答申においては、エネルギー分野では、化石燃料への依存の低下を目指すとともに、地球温暖化防止等の地球環境保全や効率化の要請に対応しつつ、安全で安定したエネルギー需給構造の実現を目指すとしており、具体的には、燃料電池、太陽光発電、バイオマス等の新エネルギー技術、省エネルギー・エネルギー利用高度化技術、核融合技術等をあげている¹²⁰。今回調査した「ソフトエネルギープロジェクト」の活動は、新エネルギー技術の普及などの面で、答申に沿ったものとなっている。このような活動を行う NPO は他にもあり、今後増加していくことが予想される。科学技術行政としては、これらの NPO に関する情報を把握し、他府省や地方公共団体も含めて、イベントの共催や後援、活動に対する助成、事業の受委託など、互いに連携・支援する活動を行っていくことが考えられる。

(2) 情報通信技術

情報通信技術の普及については、三重県に位置し、地方公共団体との連携を図り、地域に密着した活動を展開している「平成・伊賀@LAN」及び「アスクスネットワーク」と、最先端の情報通信技術を活かした事業の創出に対する支援を目指す「国際情報科学協会」（兵庫県神戸市）を調査した。これらの NPO は、地域住民等の情報リテラシーの向上や「情報通信手段に対するアクセス機会及び情報通信技術を習得する機会を持つ者と持たざる者との格差」¹²¹であるデジタル・ディバイドの解消にも努めている。

情報リテラシーの向上については、政府の IT 戦略会議でも検討課題として

あげられている重要な課題である¹²²。また、デジタル・ディバイドについては、答申において「国民が情報通信技術を活用することができるようにするための教育及び学習の振興等に取り組む」、「デジタル・ディバイド（情報格差）の是正について留意する。」とされている¹²³。このほか、2000年に発表された平成12年版通信白書においても、世界における情報化の地域間格差が問題になっているが、日本国内においても、地域、年齢、所得によって格差が生じているとされている¹²⁴。

三重県の2つのNPOはこのような問題に対応し、パソコン教室の実施やホームページの作成などを行っており、それらの活動を通じて地域全体の情報化や情報リテラシーの向上に貢献していると考えられる。また、郵政省が1999年11月に行った調査によると、特別区・政令指定都市・県庁所在地のインターネット普及率は24.0%、その他の市では17.7%、町・村では13.6%とのことであり、居住地による格差が生じているとしている¹²⁵。「平成・伊賀@LAN」は上野市、「アスクスネットワーク」は四日市市に事務所を持ち、周辺地域に密着した活動を行うことによって、情報通信手段に対するアクセス機会及び情報通信技術を習得する機会の地域間格差の解消に貢献することを目指しているともいえる。

さらに、「アスクスネットワーク」は、高齢者や障害者を対象としたセミナーの実施、これらの人々の職能を活かした事業の育成、1999年に開催された、障害者と健常者がふれあうことを目的とした「ふれあいフェスタ'99」のホームページを障害者が作成するための支援をボランティアで行うなどの活動を行っている。

このほか、今回調査した「国際情報科学協会」は、最先端の情報通信技術を活かした事業の創出に対する支援を行うこととしているほか、高齢者向けのインターネット上のサイトを試験運用している。インターネット上の一般の検索サイトなどは営利活動であるため30歳代までにターゲットを絞った運用を行っており、シニアには使いにくい。高齢者向けには、白内障にも配慮した色の配置、字の大きさなどが必要であるが、このような対応はビジネスにならないので企業にはなじまず、非営利団体が行うことがふさわしいとしている。

これらの、情報リテラシーの向上やデジタル・ディバイドの解消に努めているNPOに対しては、上記(1)と同様に、他府省や地方公共団体も含めて、互いに連携・支援する活動を行っていくことが考えられる。

6. 6 まとめ

今回の調査によって、科学技術の理解増進や研究開発などの科学技術活動において、NPO が主体の一つとして機能しており、今後はこれらの活動において NPO が大きな役割を果たすことが期待できることがわかった。

調査の結果を踏まえ、科学技術行政と NPO の関わりや NPO に期待される役割などを検討した結果、次のようなことに取り組むべきであると考えられる。

1 NPO を科学技術活動の主体の一つとして明確に位置付けるべきである。

● NPO の競争的研究資金獲得の促進

競争的な研究開発環境の形成のためにも、研究者などが組織する NPO が資金獲得競争に参加することは歓迎すべきである。

今後は、競争的研究資金の拡充とともに、前例にとらわれずに、NPO などが申請しやすいよう門戸を広げていくことが望まれる。

競争に参加する NPO 側としては、法人格を取得するとともに、責任ある研究プロジェクト実行体制を確立することが必要である。

● NPO 型研究所の整備に向けての支援

一貫性がある長期戦略を持った研究開発活動を行い得る自前の研究所、研究スタッフ、事務スタッフを有し、物理的、人材的な核となるような NPO 法人による研究機構、すなわち NPO 型研究所の設立の提案に対し、有効性等を検討したうえで、どのような支援が可能かを考えていくべきである。

NPO 型研究所は科学技術活動の国際化を推進する主体の一つとして期待される。

● 科学技術への市民参加についての NPO と連携した取り組み

農林水産省や文部科学省が 2000 年度に実施したコンセンサス会議の

評価等を踏まえて、今後、コンセンサス会議の開催を委託するなど、行政とこのような課題に専門的に取り組んでいる NPO とが連携していくことも考えられる。

● **アドボカシー機能を持つ NPO との一層の対話の推進、情報の公開**

専門的批判能力を備えたアドボカシー団体に対しては、考え方や立場は異なっても、共通のテーブルの上で一層の対話を進めていくことが重要であると考えられる。また、アドボカシー団体にとっては、行政からの情報の公開が非常に大きなポイントであり、情報公開法への対応はもとより、希望する者や団体に対して新しい情報を知らせるメーリングリストの整備など、積極的な対応も検討していくことが考えられる。

※「アドボカシー」とは、本来は唱道、擁護、支持などの意味であるが、最近では政策提言という意味で使われている。

2 法的にも NPO 法の別表で定められる特定非営利活動に科学技術活動を位置付けることが望ましい。

● **NPO 法の特定非営利活動に科学技術の振興や研究開発活動などの項目を追加すること**

NPO 法においては 12 項目の特定非営利活動が定められているが、研究開発活動など、直接、科学技術に関係する項目がない。科学技術と生活全般の関わりがますます深まっている中、「科学技術の振興を図る活動」、「研究開発の推進を図る活動」などの項目を NPO 法の特定非営利活動に位置付けるべきである。

3 科学技術行政としても科学技術活動を行っている NPO との連携、支援を図っていくべきである。

● 博物館・科学館等における「自立型」ボランティア団体である NPO との連携

博物館等のボランティアなどが、自主的に活動を行う独立した NPO を組織することは、博物館・ボランティアの双方にメリットがあると考えられ、市民を巻き込んで博物館等の利用を活性化させ、有効なボランティア活動のシステムを築くことにつながると考えられる。

さらに、学校と博物館等、そして博物館等に関わる NPO とが連携して子ども達の学習を進めていくことは、教育改革の動向とも関連して、注目すべきものと考えられ、科学技術行政もこれらの動きとの連携を図っていくべきである。

● 研究者を巻き込んで科学実験教室などを行う NPO への支援

学校教育における対応とともに、科学や自然に特に関心が高い小中学生に対して、学校教育ではなかなか実施できないような実験、観察等の指導を NPO が行うことは、意義があることと考えられる。

今後は、研究開発を行っている者が NPO を設立し、研究開発の推進を図るとともに、子供から大人まで、幅広い人々に科学的知識の普及や研究成果の説明などを行っていくような活動を併せて行うことが期待される。

実験教室などに対する現行の支援事業を、NPO からの要望等も考慮した上でより一層使いやすいものにしていくほか、学校教育との連携、国や地方公共団体などからの補助や事業委託なども検討すべきである。

● 技術者の育成に取り組む NPO に関する情報収集と連携

技術者の資格認定や教育についても、様々な分野で NPO による取り組みが行われるようになる可能性があり、科学技術行政としては、これらの動きの中で科学技術に関連するものの情報を収集し、実態を把握し

たうえで連携の可能性を探っていくべきであると考えられる。

● **社会に貢献する技術の普及を行う NPO との連携・支援**

新エネルギー技術や情報通信技術など社会に貢献する技術の普及を行っている NPO に対しては、他府省や地方公共団体も含めて、イベントの共催や後援、活動に対する助成、事業の受委託など、互いに連携・支援する活動を行っていくことが考えられる。

7 謝辞

今回の調査に当たっては、多くの方々にお世話になりました。

特に、事例調査の対象とした各 NPO の関係者の皆様、三重県 NPO 室及び科学技術振興事業団理解増進部の皆様には、お忙しい中にもかかわらず、積極的に調査にご協力いただきました。

また、NPO サポートセンターの山岸秀雄理事長には、資料のご提供とともに貴重な助言をいただきました。

このほか、岩手県立大学総合政策学部の山田晴義教授、経済企画庁国民生活局（現内閣府）の NPO 担当であった下隅尚志様には資料のご提供をいただいたほか、神奈川県科学技術振興課、かながわ県民活動サポートセンター、社会教育研修所の方々にもお世話になりました。

ご協力いただいた皆様に深く感謝申し上げます。

参考文献

- 1 経済企画庁『平成12年度国民生活白書』(2000年)、I頁。
- 2 科学技術政策研究所『NISTEP REPORT No.1 理工系学生の就職動向について』(1989年)、2頁。
- 3 科学技術政策研究所『日・米・欧における科学技術に関する比較調査』(1992年)、31頁。
- 4 科学技術庁『科学技術白書』(平成5年版)、4-46頁。
- 5 科学技術政策研究所『科学技術と人間・社会との関わりについての検討課題』(1999年)、9頁。
- 6 科学技術庁『科学技術白書』(平成9年版)、90-100頁。
- 7 科学技術庁『科学技術白書』(平成10年版)、75-76頁。
- 8 経済企画庁、前掲、64-65頁。
- 9 熊代昭彦編著『日本のNPO法』(ぎょうせい、1998年)、42頁。
- 10 経済企画庁、前掲、8頁。
- 11 山岡義典「新しい非営利法人制度の成立とこれからの市民セクター」、『日本の科学者 Vol. 33 No. 10』(1998年)、20頁。
- 12 科学技術庁『科学技術白書』(平成12年版)、111頁。
- 13 (財)政策科学研究所『科学技術と社会・国民との相互の関係のあり方に関する調査』(1999年)、28-29頁。
- 14 内閣府ホームページ：<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/volunteer/about.html>。
- 15 内閣府ホームページ
(内閣府所管分：<http://www5.cao.go.jp/j-j/npo/nponinshou.html>、各都道府県問い合わせ先等：<http://www5.cao.go.jp/98/c/19981126c-npotoiawase.html>)。
- 16 科学技術庁『科学技術白書』(平成12年版)、110頁。
- 17 山岡義典編著『NPO基礎講座』(ぎょうせい、1997年)、150頁。
- 18 山岡義典編著、前掲、2-3頁。
- 19 経済企画庁、前掲、129頁。
- 20 レスター・サラモン、H・K・アンハイアー著、今田忠監訳『台頭する非営利セクター』(ダイヤモンド社、1996年)、21-23頁。
- 21 松原明「NPOとNGO」、『2001Fora No. 47』(2000年3月)、4頁。
- 22 経済企画庁、前掲、129-130頁。
- 23 経済企画庁『市民活動団体基本調査報告書』(1997年)。
- 24 内閣府ホームページ：<http://www5.cao.go.jp/98/c/19981217c-npojyuri.html>。

-
- 25 経済企画庁『民間非営利活動団体に関する経済分析調査』（(株)日債銀総研、1998年）。
 - 26 経済企画庁『平成12年度国民生活白書』（2000年）、213頁。
 - 27 経済企画庁、前掲、213頁。
 - 28 経済企画庁、前掲、11頁。
 - 29 山岡義典、前掲、49-56頁。
 - 30 経済企画庁、前掲、85頁。
 - 31 経済企画庁、前掲、85頁。
 - 32 経済企画庁、前掲、128頁。
 - 33 経済企画庁、前掲、129頁。
 - 34 経済企画庁、前掲、8頁。
 - 35 山内直人『NPO入門』（日本経済新聞社、1999年）、91頁。
 - 36 松原明「NPOとNGO」、『2001Fora No. 47』（2000年3月）、5頁。
 - 37 山内直人、前掲、24頁。
 - 38 松下啓一『自治体NPO政策』（ぎょうせい、1998年）、3-4頁。
 - 39 熊代昭彦編著『日本のNPO法』（ぎょうせい、1998年）、42頁。
 - 40 松下啓一、前掲、67-70頁。
 - 41 熊代昭彦編著、前掲、61-62頁。
 - 42 熊代昭彦編著、前掲、62-64頁。
 - 43 松下啓一、前掲、65-66頁。
 - 44 熊代昭彦編著、前掲、59頁。
 - 45 経済企画庁、前掲、111頁。
 - 46 経済企画庁『市民活動情報支援システム・モデル開発に関する調査研究報告書』（第一総合研究所、1998年）、37頁。
 - 47 山内直人「NPOと情報革命」、『電気通信 vol. 1.63、No.637』（2000年）、28頁。
 - 48 山内直人『NPO入門』（日本経済新聞社、1999年）、78頁。
 - 49 山内直人、前掲、78頁。
 - 50 (財)政策科学研究所、前掲（1999年）、32-33頁。
 - 51 山内直人、前掲、78頁。
 - 52 山内直人、前掲、77頁。
 - 53 仙台NPO研究会『公務員のためのNPO読本』（ぎょうせい、1999年）、50頁。
 - 54 (財)政策科学研究所、前掲（1999年）、28-29頁。
 - 55 労働省『民間非営利組織（NPO）の活動と労働行政に関する調査研究報告』（第一総合研究所（1997年）、42頁。
 - 56 仙台NPO研究会、前掲、51-52頁。

-
- 57 東京都ボランティア・NPO との協働に関する検討委員会『「協働の推進指針」策定への提言』(2000年10月)、16頁。
- 58 労働省、前掲、44頁。
- 59 仙台NPO研究会、前掲、54頁。
- 60 仙台NPO研究会、前掲、50頁。
- 61 仙台NPO研究会、前掲、50-51頁。
- 62 仙台NPO研究会、51頁。
- 63 労働省、前掲、34頁。
- 64 経済企画庁『市民活動モデル調査報告書ー地域の公共サービスを担う NPO の実態と今後の行政の役割ー』(1999年度)。
- 65 経済企画庁、『平成12年度国民生活白書』(2000年)、161頁。
- 66 仙台NPO研究会、前掲、45頁。
- 67 熊代昭彦編著、前掲、73頁。
- 68 経済企画庁、前掲、162頁。
- 69 東京都ボランティア・NPO との協働に関する検討委員会『「協働の推進指針」策定への提言』2000年10月、29頁。
- 70 レスター・サラモン、H・K・アンハイアー著、今田忠監訳『台頭する非営利セクター』(ダイヤモンド社、1996年)、48-49頁。
- 71 経済企画庁『海外におけるNPOの法人制度・租税制度と運用実態調査報告書』(住信基礎研究所、1999年)。
- 72 発見工房クリエイト「発見工房クリエイト通信」No.8、2000年4月。
- 73 読売新聞、2000年11月1日夕刊。
- 74 山内直人、前掲、77頁。
- 75 朝日新聞、2000年8月17日。
- 76 東京大学ホームページ：
<http://tron.um.u-tokyo.ac.jp/TRON/proj95/ABOUTTP.html>。
- 77 経済企画庁『特定非営利活動法人の活動・運営の実態に関する調査報告書』(価値総合研究所、2000年)。
- 78 毎日新聞、2000年12月4日夕刊。
- 79 熊代昭彦編著、前掲、68頁。
- 80 内閣府ホームページ：
<http://www5.cao.go.jp/2000/c/0621kokuseishin/chukan.html>。
- 81 財務省ホームページ：<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/sy012.htm>。
- 82 「平成13年度税制改正の要綱」(平成13年1月16日閣議決定)(財務省ホームページ：<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/sy012.htm>)。

-
- 83 仙台 NPO 研究会、前掲、122 頁。
- 84 経済企画庁『特定非営利活動法人の活動・運営の実態に関する調査報告書』（価値総合研究所、2000 年）、133 頁。
- 85 内閣府ホームページ：
<http://www5.cao.go.jp/2000/c/0621kokuseishin/chukan.html#chap-0>。
- 86 経済企画庁「特定非営利活動法人 定款例」、『特定非営利活動法人の設立の手引き（改訂版）』（1999 年）、17 頁。
- 87 東京都ボランティア・NPO との協働に関する検討委員会、前掲、29 頁。
- 88 山内直人編『NPO データブック』（有斐閣、1999 年）、290 頁。
- 89 山内直人編、前掲、244 頁。
- 90 経済企画庁『平成 12 年度国民生活白書』（2000 年）、161 頁。
- 91 内閣府ホームページ：<http://www5.cao.go.jp/98/c/19981217c-npojyuri.html>。
- 92 経済企画庁国民生活局『平成 12 年度 ボランティア等関係施策一覧表』（2000 年 6 月）。
- 93 経済企画庁国民生活局『平成 13 年度 ボランティア等関係施策概算要求一覧表』（2000 年 11 月）。
- 94 山岡義典「新しい非営利法人制度の成立とこれからの市民セクター」、『日本の科学者 Vol. 33』（1998 年）、20 頁。
- 95 科学技術振興事業団「科学技術理解増進事業のデータ要覧」（2000 年 6 月）
- 96 科学技術会議「諮問第 26 号『科学技術基本計画について』に対する答申」（2000 年 12 月 26 日）、9 頁。
- 97 科学技術会議、前掲、35 頁。
- 98 八木剛、戸田耿介、藤木真理「自立型ボランティア制度の導入とその成果－兵庫県立人と自然の博物館の事例－」、『日本ミュージアム・マネジメント学会研究紀要』第 3 号（1999 年 3 月）、54 頁。
- 99 八木剛、戸田耿介、藤木真理、前掲、54 頁。
- 100 八木剛、戸田耿介、藤木真理、前掲、54-55 頁。
- 101 八木剛、戸田耿介、藤木真理、前掲、55 頁。
- 102 科学技術会議、前掲、35 頁。
- 103 杉本良一「理科実験・観察に関する小学生のエピソード記憶」、『科学教育研究 Vol. 22No. 4』（1998 年）、175-176 頁。
- 104 科学技術庁科学技術政策局調査課『我が国の研究活動の実態に関する調査報告』（2000 年 6 月）、41-42 頁。
- 105 小川正賢「科学技術リテラシー開発ボランティア活動に対するシニア科学技術者の意識－茨城県を例として－」、『科学教育研究 Vol. 22No. 4』（1998 年）。

-
- 106 科学技術会議、前掲、19 頁。
- 107 科学技術会議、前掲、25 頁。
- 108 科学技術会議、前掲、6 頁。
- 109 科学技術会議、前掲、29 頁。
- 110 山岡義典「新しい非営利法人制度の成立とこれからの市民セクター」、『日本の科学者 Vol. 33』(1998 年)、21 頁。
- 111 科学技術会議、前掲、41-42 頁。
- 112 科学技術会議、前掲、6 頁。
- 113 科学技術庁『科学技術白書』(平成 12 年版)、111 頁。
- 114 (財)政策科学研究所、前掲(2000 年)、96 頁。
- 115 科学技術会議、前掲、35-36 頁。
- 116 山内直人編、前掲、243 頁。
- 117 (財)政策科学研究所、前掲(2000 年)、68 頁。
- 118 科学技術会議、前掲、6 頁。
- 119 科学技術会議、前掲、34 頁。
- 120 科学技術会議、前掲、17 頁。
- 121 郵政省『平成 12 年版通信白書』
(総務省ホームページ：
<http://www.mpt.go.jp/policyreports/japanese/papers/h12/1-index.html>)。
- 122 IT 戦略会議・IT 戦略本部合同会議(第 3 回)資料「検討課題」(2000 年 9 月 20 日)
(官邸ホームページ：
<http://www.kantei.go.jp/jp/it/goudoukaigi/dai3/3sankousiryoku1.html>)。
- 123 科学技術会議、前掲、15 頁。
- 124 郵政省、前掲。
- 125 郵政省、前掲。

II 添付資料

(添付資料1)

特定非営利活動促進法に基づく申請受理数および認証数・不認証数(暫定数)

(1998年12月1日～2001年2月23日累計)

所轄庁名	受理数 (累計)	認証数 (累計)	不認証数 (累計)
北海道	187	161	0
青森県	22	22	0
岩手県	31	27	0
宮城県	84	71	0
秋田県	22	20	0
山形県	30	23	0
福島県	37	30	0
茨城県	64	58	0
栃木県	74	67	0
群馬県	80	71	0
埼玉県	87	76	0
千葉県	125	102	0
東京都	958	787	10
神奈川県	269	229	0
新潟県	48	43	0
富山県	11	11	0
石川県	27	25	0
福井県	16	10	0
山梨県	22	19	0
長野県	54	42	0
岐阜県	36	31	0
静岡県	117	92	0
愛知県	96	80	0
三重県	84	73	0
滋賀県	32	30	0

所轄庁名	受理数 (累計)	認証数 (累計)	不認証数 (累計)
京都府	113	91	0
大阪府	302	244	0
兵庫県	138	112	1
奈良県	30	24	0
和歌山県	21	18	0
鳥取県	15	13	0
島根県	18	17	0
岡山県	53	42	1
広島県	68	52	0
山口県	42	35	0
徳島県	12	9	0
香川県	17	15	0
愛媛県	24	16	0
高知県	25	20	0
福岡県	128	113	1
佐賀県	19	19	0
長崎県	30	26	0
熊本県	43	35	1
大分県	21	19	0
宮崎県	22	20	0
鹿児島県	13	11	0
沖縄県	26	23	0
都道府県計	3793	3174	14
内閣府	359	296	5

	受理数 (累計)	認証数 (累計)	不認証数 (累計)
合計	4152	3470	19

(注) 定款変更による所轄庁の変更があった場合は、申請数・認証数ともに新たな所轄庁の欄へ移動させている。

また、解散の場合には申請数・認証数ともに減算している。(現在までの解散法人数：2)

(添付資料2)

特定非営利活動促進法の概要

(経済企画庁『特定非営利活動法人の設立の手引き(改訂版)』(1999年)より抜粋)

I 特定非営利活動促進法について

1 法律の目的と法人格取得の効果

近年、福祉、環境、国際協力、まちづくりなど様々な分野において、ボランティア活動をはじめとした民間の非営利団体による社会貢献活動が活発化し、その重要性が認識されているところです。

現在、これらの団体の多くは、法人格を持たない任意団体として活動しています。そのため、銀行で口座を開設したり、事務所を借りたり、不動産の登記をしたり、電話を設置するなどの法律行為を行う場合は、団体の名で行うことができず、様々な不都合が生じています。

この法律は、これらの団体が法人格を取得する道を開いて、このような不都合を解消し、その活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的としています。

なお、この法律は、平成10年12月1日から施行されています。

2 法律の概要

(1) 対象となる団体

この法律に基づいて、特定非営利活動法人になれる団体は、次のような要件を満たすことが必要です。

- ア 特定非営利活動^{注1}を行うことを主たる目的とすること
- イ 営利を目的としないものであること
- ウ 社員^{注2}の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと
- エ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること
- オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと
- カ 特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと
- キ 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと
- ク 10人以上の社員を有するものであること

注1 特定非営利活動

- ① 次に該当する活動であること（法律の別表）
 - 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - 2 社会教育の推進を図る活動
 - 3 まちづくりの推進を図る活動
 - 4 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - 5 環境の保全を図る活動
 - 6 災害救援活動
 - 7 地域安全活動
 - 8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
 - 9 国際協力の活動
 - 10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
 - 11 子どもの健全育成を図る活動
 - 12 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ② 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものであること

注2 社員

「社員」は、社団の構成員の意味で、総会で議決権を持つ者がこれに該当します。会社に勤務する人(会社員)という意味ではありません。

(2) 設立の手続

特定非営利活動法人を設立するためには、法律に定められた書類^{注3}を添付した申請書を、所轄庁^{注4}に提出し、設立の認証を受けることが必要です。提出された書類の一部は、受理した日から2カ月間、公衆に縦覧されることとなります。

所轄庁は、申請書の受理後4カ月以内に認証又は不認証の決定を行います。設立の認証後、登記することにより法人として成立することになります。

注3 申請書の添付書類（下線は、縦覧される書類）

定款、役員名簿、各役員^{注5}の就任承諾書、住所又は居所を証する書面及び宣誓書の謄本、役員のうち報酬を受ける者の氏名を記載した書面、社員のうち10人以上の者の名簿、(1)のオ・カ・キに該当することを確認したことを示す書面、設立趣旨書、設立者名簿、設立についての意思の決定を証する議事録の謄本、設立当初の財産目録、設立当初の事業年度を記載した書面、設立の初年及び翌年の事業計画書、設立の初年及び翌年の収支予算書

注4 所轄庁

事務所が所在する都道府県の知事。ただし、2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する場合は、経済企画庁長官。

(3) 法人の管理・運営

- ① 役員 法人には、理事3人以上および監事1人以上を置かなければなりません。理事は法人を代表し、その過半数をもって業務を決定します。役員になれる人については、親族の数の制限など法律で一定の制限が設けられています。
- ② 総会 法人は、少なくとも年1回、通常総会を開催しなければなりません。
- ③ 収益事業 法人は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、その収益を特定非営利活動事業に充てるため、収益事業を行うことができます。この場合、収益事業に関する会計を特定非営利活動に係る会計から区分しなければなりません。
- ④ 会計原則 法人は、予算に基づき、また、正規の簿記の原則に従って会計簿を記帳するなど、法律の第27条に定められた原則に従い会計処理を行わなければなりません。
- ⑤ 定款変更 定款を変更するためには、所轄庁の認証が必要です。ただし、軽微な事項(所轄庁の変更を伴わない事務所の所在地の変更、資産に関する事項および公告の方法に関する事項)については、所轄庁の認証は不要です。なお、この場合には、定款変更後に所轄庁に届け出ることが必要となります。
- ⑥ 解散・合併 特定非営利活動法人は、総会での議決・所轄庁の認証等の一定の手続きを経て、解散又は別の特定非営利活動法人との合併を行うことができます。法人が解散する場合、残余財産は、定款で定めた者^{注5}に帰属しますが、その定めがない場合は、国又は地方公共団体に譲渡するか、最終的には、国庫に帰属することとなります。
- ⑦ 監督等 所轄庁は、法令違反等一定の場合に、法人に対して、報告を求めたり、検査を実施し、また、場合によっては、改善措置を求めたり、設立認証を取消することもできます。また、特定非営利活動促進法に違反した場合には、罰則が適用されることがあります。

注5 定款で定めることができる残余財産の帰属先

残余財産の帰属すべき者は、次に掲げる者のうちから選定されなければならない。

- i 他の特定非営利活動法人、ii 国又は地方公共団体、iii 公益法人(社団法人、財団法人)、iv 学校法人、v 社会福祉法人、vi 更生保護法人

3 法人格取得後の義務等

法人格取得後は、この法律やその他の法令、および定款の定めにしたがって活動しなければなりません。

特に次の点にはご注意ください。

(1) 事業報告書等の情報公開と所轄庁への提出

法人は、毎年（毎事業年度）の事業報告書等^{注6}の書類を、所轄庁に提出するとともに、事務所に備え置いて、利害関係人に閲覧させなければなりません。

また、これらの書類は、所轄庁において、一般公開されます。なお、経済企画庁が所轄庁となる法人の場合は、事務所の所在する都道府県においても、公開されることとなります。

注6 閲覧する事業報告書等

定款、認証・登記に関する書類の写し、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、役員名簿、役員名簿に記載された者のうち前年において報酬を受けたことがある者全員の名簿、社員のうち10人以上の者の名簿

(2) 納税（別表参照）

法人に対しては、いろいろな税金が課せられます。ここでは、一部例を挙げて説明しますが、詳細については、専門家にご相談ください。

国税である法人税については、公益法人と同様に、法人税法に規定された「収益事業」^{注7}からの所得に対しては、課税されることとなります。それ以外からの所得については非課税です。

地方税も、収益事業から生じた所得に対しては、課税されます。また、法人住民税（均等割）は、所得の有無にかかわらず原則として課税されます。

税率は、別表のとおりです。

注7 法人税法上の収益事業（法人税法第2条第13号、法人税法施行令第5条第1項）

- ・ 販売業、製造業その他下記の事業で、継続して事業場を設けて営まれるもの。

物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、一定の技芸教授業等、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供等を行う事業

* 特定非営利活動に係る事業であっても、法人税法上は、収益事業とみなされることがあります。

<別表>

1 国税

- ・ 法人税率

年間所得800万円以下	22.0%
年間所得800万円超	30.0%

2 地方税

(1) 道府県民税、市町村民税

- ・ 均等割は、地方公共団体内に事務所等を有する法人について課税。
- ・ 均等割の標準税率

道府県民税	2万円
市町村民税	5万円

- ・ 法人税割は、収益事業から生じた所得に対して課された法人税を基礎に課税。
- ・ 法人税割の標準税率

道府県民税	法人税額の	5.0%
市町村民税	法人税額の	12.3%

(2) 事業税（道府県税）

- ・ 事業税は、収益事業から生じた所得に対して課税。
- ・ 事業税の標準税率

年間所得400万円以下	5.0%
年間所得400万円超～800万円以下	7.3%
年間所得800万円超	9.6%

2 申請時に提出する書類

提出書類のリスト	提出部数	参照ページ
申請書	1部	10
定款	2部	12
役員名簿	2部	24
就任承諾書	1部	25
役員の住所又は居所を証する書面	1部	施行規則第2条第2項
宣誓書	1部	26
役員のうち報酬を受ける者の名簿	1部	27
社員のうち10人以上の者の名簿	1部	28
確認書	1部	29
設立趣旨書	2部	30
設立者名簿	1部	31
設立についての意思の決定を証する議事録	1部	32
設立当初の財産目録	1部	33
設立当初の事業年度を記載した書面（事業年度を設ける場合のみ）	1部	34
設立の初年及び翌年（当初の事業年度及び翌事業年度）の事業計画書	2部	35
設立の初年及び翌年（当初の事業年度及び翌事業年度）の収支予算書	2部	36

(添付資料3)

特定非営利活動法人に対する税制

		特定非営利法人	人格のない社団	公益法人等
国	法人税	収益事業に係る所得 800万円までの税率22%、 800万円超の税率30%		収益事業に係る所得 税率22%
	所得税	利子等に対して課税(15%)		非課税
税	法人道府県民 税	法人税割は収益事業を営む場合にのみ課税(法人税額の5%) 均等割については課税(2万円)。 但し、自治体においては、収益事業を行わない場合に限り減免措置を認 めている。		
地 方 税	道府県民税利 子割	利子割は利子等に対して課税(5%)		利子割は原則非課税
	法人市町村民 税	法人税割は収益事業を営む場合にのみ課税(法人税額の12.3%) 均等割については課税(5万円)。但し、自治体によっては、収益事業を行 わない場合に限り減免措置を認めている。		
	事業税	収益事業を営む場合に、その収益事業から生じた所得にのみ課税。税率は、 所得400万円以下の部分5%、所得400万円超から800万円以下の部分 7.3%、所得800万円を超える部分9.6%。		

資料：「国民生活審議会総合企画部会中間報告」(平成12年6月21日)(参考Ⅲ-2)

(添付資料4)

特定非営利活動法人に対して寄付を行った場合の税制

	特定非営利法人及び人格のない社団に対する寄付	公益法人等に対する寄附	
		右記以外の法人	特定公益増進法人
法人税及び法人事業税	以下の一般寄付金の枠内で損金算入が認められている。 <一般寄付金枠> (資本等の金額×0.25%+所得金額×2.5%)×1/2 (注)		左記の一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で次の額を限度に損金算入が認められている。 (資本等の金額×0.25%+所得金額×2.5%)×1/2 (注)
個人	個人については、税制上の優遇措置はない。		次の額を限度に所得控除が認められている。 <特定寄付金控除額> その年中支出した特定寄付金の合計額(額が所得の25%相当額を超える場合には、所得の25%相当額が限度)-1万円 (所得税)

資料：「国民生活審議会総合企画部会中間報告」(平成12年6月21日) (参考Ⅲ-1)

注：資本金等を有しない場合は、所得金額の2.5%となっている。

(添付資料5)

民法法人と特定非営利活動法人との比較

法人名	社団法人・財団法人	特定非営利活動法人
根拠法	民法	特定非営利活動促進法
目的	公益に関するもので営利を目的としないこと	別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与すること(2条)
設立の要件	許可主義(34条)	準則主義に近い認可主義(設立の認証)(10条)
設立時作成書類	(社): 定款(37条) (財): 寄付行為(39条)	定款(10条)
構成員	(社): 社員、(財): -	社員 [10人以上]
理事の要否	必置 [1人または数人] (52条)	必置 [3人以上] (15条)
理事の権限	代表権(53条)、事務執行権(52条②)	代表権(16条)、業務執行権(17条)
監事の要否	任意(58条)	必置 [1人以上] (15条)
公示	登記(45条以下)	登記(7条)
法人税 (公益事業)	非課税(法人税法7条)	非課税(法人税法7)
法人税 (収益事業)	課税	課税
事業税 (収益事業)	課税(地方税法72条の5)	課税(地方税法72条の5)
利子等	非課税(所得税法11条①)	課税
監督	命令、検査(67条)、定款変更の認可(38条②)、設立許可の取り消し(71条)、検査妨害に対する処罰(84条)	報告徴収、立入検査(41条)、改善命令(42条)、設立認証の取消し(43条)
解散事由	定款または寄付行為で定めた解散事由の発生、法人の目的とする事業の成功またはその成功の不能、破産、設立許可の取消し(68条①)、社員総会の決議、社員の欠亡(68条②。社団法人に特有の解散事由)	社員総会の決議、定款で定めた解散事由の発生、目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能、社員の欠亡、合併、破産、設立の認証の取消し(31条①)
解散手続	登記及び主務官庁への届出(77条)	所轄庁の認定、所轄庁への届出(31条②~④)
合併	-	他の特定非営利活動法人と合併できる(33条)

(資料) 山内直人編『NPOデータブック』(有斐閣、1999年)

(添付資料6)

米国のNPOについて

1 米国の非営利セクターについて

(レスター・M・サラモン著『米国の「非営利セクター」入門』より)

(1) 非営利セクターを構成する組織の特徴

米国の非営利セクターを構成する組織は非常に多様性に富んでいるが、これらの組織に共通する、次のような6つの固有の特徴がある。非営利セクターはこれらの特徴を備えた組織の集合体である。

- ① 公式に設立されたもの
- ② 民間（非政府機関という意味）
- ③ 利益配分をしない
- ④ 自主管理
- ⑤ 有志によるもの
- ⑥ 公益のためのもの

(2) 米国に非営利セクターが存在する理由

米国において非営利セクターが存在し、税制その他の面で優遇されている理由として、次の5つの事柄を考慮すべきである。

① 歴史

政府機構等が住民共通の問題に対処する立場につく以前にコミュニティが形成され、住民自身が有志による組織をつくり様々な問題に対処してきた。政府成立後も米国人は君主制や官僚制度の復活を恐れて政府に依存しなかった。市民が自主的に問題に対処する組織は、一度作られると、政府が問題に対処するようになった後も、しばしば政府の目的達成を手助けしながら存在し続ける。

② 市場の失敗

市場は個人的に消費されるものを扱ううえでは非常に優れている。しかし、国防、環境、安全といったような共同で消費される公共財については、そのコストを負担するかどうかにかかわらず恩恵を受けることができることから、「ただ乗り」という深刻な問題を伴うため、市場でうまく取り扱うことができない。これを正すために必要なのが非市場的な機構である政府と非営利セクターである。非営利組織は資金をプールし、特定の小集団が望む種類、望むレベルの公共財を生産することができる。また、購買者が、信頼できるサービス提供者として、市場機能にかわって、基本的には利益を求めない非営利組織を選ぶ場合も多い。

③ 政府の失敗

民主主義においては、政府が行動を起こすには国民大多数の支持が必要であり、このために、政府による「市場の失敗」の是正が困難になることがしばしばある。非営利組織を作れば、小さなグループで、他の人々の支持を得られなかった問題に取り組むこと

ができる。また、政府の行動には、わずらわしさ、対応の遅さ、官僚的な反応などがつきものである。

④ 多元的な価値観／自由

組織の能率やサービス機能に関係なく、むしろ非常に重要な社会的価値観である自由と多元的価値観を具現していくために果たす役割が理由の一つである。政府のほうがあるかに効率良く市民の要求に応えられるケースであっても、米国人は彼らの自由を保証するものとして、また、多元的な価値観を確保するための機構として、非営利セクターの活発な活動にこだわり続けるだろう。

⑤ 連帯

非営利セクターとは、連帯の感情を表現するために何らかの機構がほしいと思う気持ちに応えるものである。米国のような個人主義的社会ではこれは特に重要なことである。

また、民主主義社会においては、人々の立場が互いに対等であるがゆえに自然に発生することが困難である、共同で働く能力を人為的に開発するために、有志による共働が特に切実に求められている。

(3) 非営利団体の例

ハーバード大学、プリンストン大学、モンテフィオレ病院、米国赤十字、アメリカ癌協会、米国・ボーイスカウト、ロックフェラー財団、ニューヨーク交響楽団、フォルジャー劇場、メトロポリタン美術館、家族計画協会、カトリック救済活動、米国援助物資発送協会、オーデュボン協会、環境保全基金、全国黒人地位向上協会、ブルッキングス研究所、米国ン・エンタープライズ研究所

2 米国の非営利法人に関する法人制度

((株)住信基礎研究所(経済企画庁委託調査)「海外におけるNPOの法人制度・租税制度と運用実態調査報告書(平成11年3月)」より)

米国における非営利法人の法的性格については、公益法人、非営利法人に関する統一的な連邦法はなく、各州が州法の中で非営利法人について規定している。しかし、州によっては、非営利法人法を一般の法人法と分けて制定せず、一般法人法の中に非営利法人を規定している州も多い。一方、カリフォルニア州、ニューヨーク州などでは非営利法人法を一般法人法と分けて制定している。

以下はカリフォルニア州の例である。

(1) カリフォルニア州法人法典

カリフォルニア州法人法典(California Corporation Law)の条文構成は次のようになっている。

- 第1編：法人
- 第2編：組合
- 第3編：人格なき社団
- 第4編：有価証券
- 第5編：破壊組織登録法

このうち、「第1編：法人」の構成は次のとおりとなっている。

- 1) 一般法人法
- 2) 非営利法人法(非営利公益法人、非営利共益法人、非営利宗教法人など)(1978年制定、1980年施行)
- 3) 特別法人法(商工会議所・業者団体等、協同組合、魚市場、その他)

(2) 非営利法人法の概要

カリフォルニア州では、非営利法人法の中で、非営利法人のタイプ等を次のように規定している。

- 第1部 一般規定
- 第2部 非営利公益法人(Nonprofit Public Benefit Corporations)
- 第3部 非営利共益法人(Nonprofit Mutual Benefit Corporations)
- 第4部 非営利宗教法人(Nonprofit Religious Benefit Corporations)
- 第5部 経過規定
- 第6部 単独法人
- 第7部 慈善及び救命目的の法人(Corporations for Charitable or Eleemosynary Purposes)
- 第8部 信託基金(Trust Funds)
- 第9部 児童及び動物保護のための団体(Societies for Prevention of Cruelty to Children and Animals)
- 第10部 港及びターミナルの保護と開発目的の法人(Port and Terminal Protection)

多くの NPO が非営利公益法人として存在する。非営利公益法人はその設立目的が「公益又は慈善 (Public or Charitable)」でなければならず、余剰金の及び残余財産の構成員への配分は認められていない。

非営利共益法人は、その目的が「公益又は慈善」や「宗教」以外のものであり、一般に各種親睦団体、町内会、集合住宅管理組合など、構成員の親睦や相互扶助を目的とした団体などが該当する。

非営利宗教法人は、教会、修道院、各種宗教施設・団体などである。

(3) 法人格取得についての考え方

米国の場合、法人格が無くても免税資格が認められれば、免税団体となることことができるため、免罪資格に比較して法人格取得の位置づけは相対的に低い傾向にある。

法人格取得の理由としては、次のようなものがある。

- ・ 団体と構成メンバーの権利・義務関係の明確化
- ・ 専従者の身分保障
- ・ 連邦、州などの各種助成金・プログラムをうける際の要件
- ・ 米国は訴訟社会であり、法人格がないと、役員やスタッフ個人の責任が生じる。法人格があれば法人の責任という形になる。
- ・ 米国は契約社会であり、契約の相手方にとって法人格の取得は安全の大きな目安となる。契約代金の不履行の場合も、法人の有する資産で弁済させることが可能となる。

(4) 非営利公益法人の要件

- ① 活動目的が「公益」又は「慈善」。これは、内国歳入法 501 条(c) (3)、501 条(c) (4) (慈善、科学、文学、教育等) に準ずることとされている。
- ② 非営利性
- ③ 18 歳以上の理事 3 人
- ④ 政治活動の禁止

(5) 法人格取得の申請手続き

法人格を取得する手続きは簡便であり、州務省法人課に「Articles of Incorporation」という書類を提出するだけである。これは日本でいう定款とは異なり、次の項目を記したフォーマットに記入し、代表者が署名するものである。

- ① 法人の名称
- ② 目的 (公益目的か慈善目的か、あるいはその両方かを選択。さらに短文で活動目的を記入)
- ③ カリフォルニア州における法人の創設代表者の氏名、住所

- ④ 内国歳入法 501 条(c) (3)の意味において慈善目的のみのために組織・運営されていること、いかなる政治的活動に参加、干渉しないこと。
- ⑤ 資産は全て慈善目的で使用されること、解散時には資産は他の免税資格を獲得している非営利基金、団体または法人に分配されること。

(「Guide to Corporate Filings 1995/96」 State of California より住信基礎研究所訳を要約)

(6) 法人格取得の審査、費用等について

審査は他の一般法人と同様に所管庁である州務省法人課 (State of California Corporate Division) で行われる。申請書類の形式審査であり、書類上の欠陥を指摘できるのみとなっている。このため準則主義であるといえる。活動目的・内容が非営利・公益活動に適しているか、他の法律に抵触していないかが審査の視点になる。

認証を得るまでの時間は短く、窓口持参の場合は 10 ～ 30 分、郵送の場合は数日～1ヶ月、弁護士などによる代行申請の場合は数日である。費用は、窓口持参の場合 45 ドル、郵送申請の場合 30 ドルであり、この他、州の税制優遇措置を受ける資格を有していない場合は 800 ドルのフランチャイズ税 (法人登録税) が必要である。ただし、法人格取得の申請と同時に税制優遇措置を受ける資格の申請を行うことも多く、この場合はフランチャイズ税は不要である。

(参考)

許可主義：設立は主務官庁の自由裁量である。(日本の公益法人)

認可主義：法に定める要件を備えていれば、許可を与えなければならない。

準則主義：法に定める要件を備えていれば、一定の手続きを経て行政庁の判断なく法人となれる。(日本の株式会社、有限会社など)

(7) 情報公開

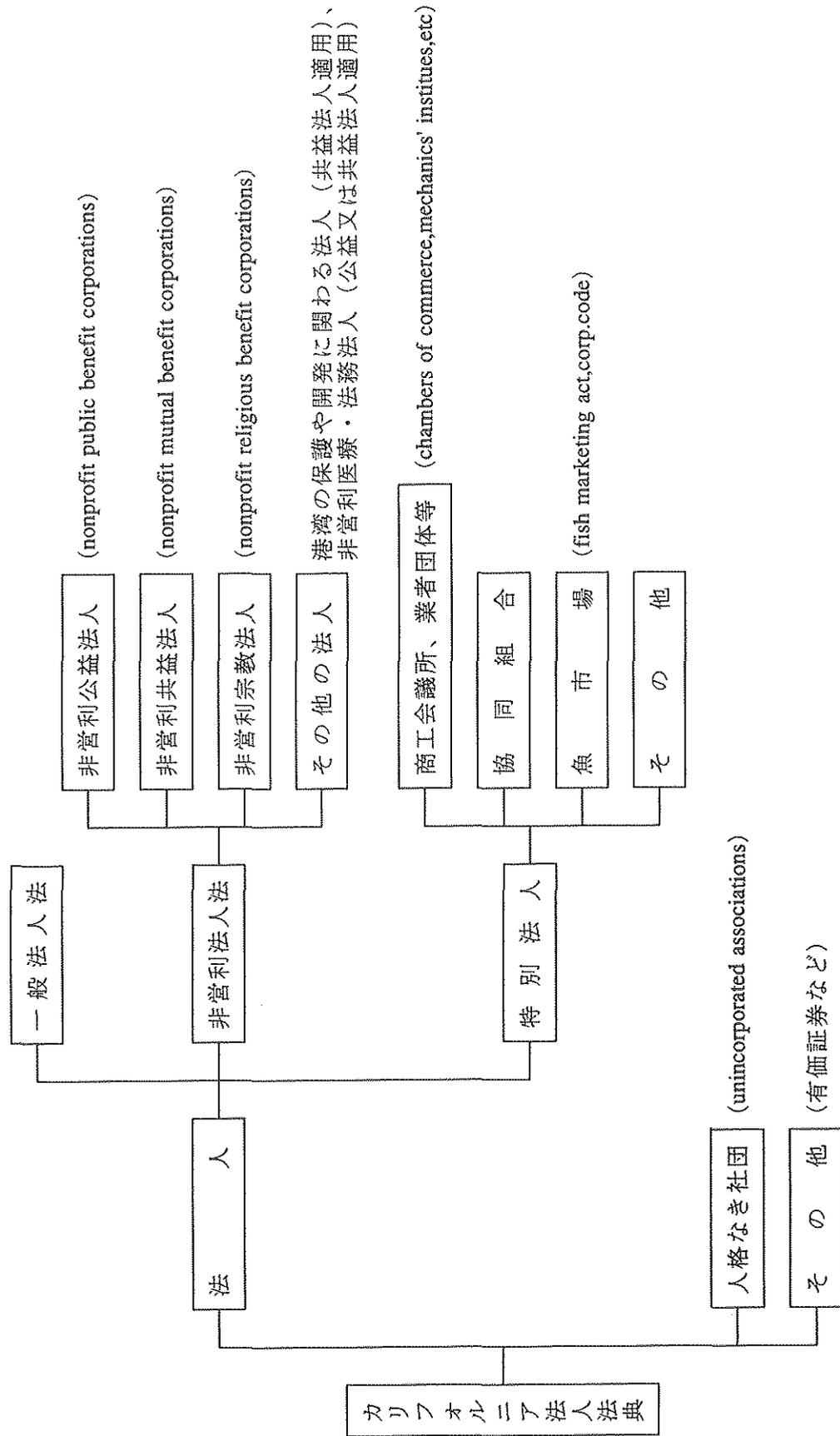
日本の NPO 法のように、申請時の公告や縦覧の規定はなく、法人格取得後、州務省法人課に提出された「Articles of Incorporation」が保存、公開され、変更申請も一緒に保存、公開される。

また、年間収入 25,000 ドル以上の法人については、司法長官室慈善信託課が監督を行っており、同課に対して年 1 回の財務報告が義務づけられているほか、合併、解散、活動目的の変更も同課に報告が義務づけられている。(活動目的の変更は事前に同課の承認が必要である。) この財務報告も一般に公開され、有料でコピーサービスも可能である。

(8) カリフォルニア州における非営利法人数 (1998 年 1 月)

非営利公益法人	62,800
非営利共益法人	46,000
宗教法人	27,000

図2-1 米国・カリフォルニア州の法人制度体系図



資料：(株)住信基礎研究所（経済企画庁委託調査）「海外におけるNPOの法人制度・租税制度と運用実態調査報告書（平成11年3月）」

3 米国の非営利団体に関する租税制度

(株)住信基礎研究所(経済企画庁委託調査)「海外におけるNPOの法人制度・租税制度と運用実態調査報告書(平成11年3月)」より)

2で述べた非営利法人格と税制優遇措置の関係については、米国の場合、非営利法人格の取得と税制優遇措置の適用は連動していないため、免税資格が必要な団体は、法人格取得とは別に、内国歳入庁の承認を受けることを要する。

また、連邦税の免税資格と州税の免税資格も連動していないため、州税については、各州の規定に基づき、別途申請・承認が必要である。

【連邦政府の税金の方が州政府の税金よりも大きいため、連邦政府からの認可がなければ実質的な意味がない。(山岸秀雄編『米国のNPO』)】

米国の場合、法人格取得は簡便で、免税資格取得は審査が厳しいことから、「NPO」といえば、

- ・広義には、州政府に対して法人申請を行い、これを取得した非営利団体。
- ・狭義には、内国歳入庁によって連邦所得税を免除されている501条(3)(c)団体を指しているのが一般的になっている。

(1) 非営利団体の免税規定

連邦税の課税取り扱いについては、内国歳入法で規定されており、非営利団体に対する免税規定が内国歳入法501条～528条に規定されている。

免税が適用される団体のタイプについては、501条(c)に規定されており、慈善目的の団体のほか、構成員の親睦、相互扶助などを目的とした共益団体、公共団体に対する支援を行う団体などが含まれている。

(2) 収益事業に対する課税

米国の課税方式は「実質関連性主義」に基づいており、非営利団体が行う物品の販売や有料のサービス提供などの収益事業については、それが団体の活動目的に関連するか否かで判断され、各事業年度所得のうち、非関連収益事業から生じた所得に対しては、一般の法人税と同じ税率で課税され、本来事業及び関連収益事業から生じたものについては免税となっている。例えば博物館の場合、展示事業は免税であるが、館内のレストランやみやげ販売では、原則的な考え方としては、販売品目等を勘案し、本来事業の目的と合っていれば関連収益事業(免税)と判断していると内国歳入庁では説明している。また、資金確保の目的で投資を行ったり、所有する不動産等の賃料を受け取ったりした場合の所得も原則として免税となっている。

なお、日本の場合、収益事業は、法人税法で課税の対象となる事業33業種を列挙し、団体の活動目的に関係なく課税している。(特定非営利活動に係る事業であっても、法人税法上は収益事業とみなされることがある。)

(参考)日本における法人税法上の収益事業(法人税法第2条第13号、法人税法施行令第5条第1項)

●販売業、製造業その他下記の事業で、継続して事業場を設けて営まれるもの。

物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業

その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、一定の芸妓教授業等、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供を行う事業

(3) 寄付金控除

寄付金控除・損金算入の適用については、内国歳入法 501 条(c) (3)に規定された団体、すなわち、共益団体に該当せず、本来的に慈善目的に活動する団体に限定されている（ただし、活動目的は「慈善 (Charity)」という文言の原義より広範）。寄付金を募る場合、自らの団体が寄付金控除・損金算入ができるか否かの情報公開が義務づけられている。

● 501 条(c) (3) 団体の規定

- ・以下の目的で組織・運営している法人、共同募金、基金、財団
もっぱら宗教、慈善、科学、公共安全の検査、文学、教育、国内又は国際的なアマチュア・スポーツ競技（スポーツ施設、用具の支給に関わらない場合）の促進、児童及び動物の虐待防止を目的。
- ・出資者、個人に利益を還元しない。
- ・立法（501(c) (h) 項目に規定される活動を除く）に対する宣伝活動、それに類する活動をしない。
- ・上記に参加・介入（声明の発行、配布も含む）をしない。
- ・公職の候補者のため（または反対のため）に政治的なキャンペーンをしない。

資料：法文より住信基礎研究所が作成。

501 条(c) (3) 団体のうち、広く一般から支持されていると判断された団体を「パブリック・チャリティ (Public Charities)」として承認し、それ以外は「民間財団 (Private Foundations)」とし、寄付金控除・損金算入の取り扱いが異なる。

(4) パブリック・チャリティ

パブリック・チャリティの要件は、内国歳入法 509 条(a)の(1)～(4)規定されており、そのタイプは概ね次の①～④の4つである。これらの判断については、内国歳入庁への提出書類で判断され、このための書式は団体の活動目的、事業内容、方法等の他、会計報告、資金構成内訳等が詳細に求められる。

① 内国歳入法 509 条(a) (1)に規定される特掲団体

- (i) 宗教団体
- (ii) 小・中・高・大学等の教育機関
- (iii) 病院等の医療研究機関
- (iv) 公立大学研究機関
- (v) 政府機関
- (vi) 歴史博物館、図書館、コミュニティセンター、劇団、赤十字等の一般よりサポートされている団体

② 「パブリック・サポートテスト (Public Support Test)」の基準を満たすことにより、

上記① (vi) に準ずる団体と認められた次のような団体（一般からの出捐団体として認められた団体）であること。

- ・ 年間援助額の 1/3 以上が一般寄付や政府・公的補助から得られていることで広く一般的に支持されている、すなわち公益性があると判断される「3 分の 1 審査」を満たした「3 分の 1 審査適格団体」
- ・ 「3 分の 1 審査」の条件を満たさない団体のうち、別途定められた援助額の財源、会員構成等の要件を満たした「事実及び状況審査適格団体」
- ・ 地域の寄付から成り、教育、宗教、社会問題等の公益目的で活動する信託・財団（コミュニティ・トラスト）
- ・ 「3 分の 1 審査」を要件とするが、投資収益及び非関連収益事業等の制限が設けられている一般よりの出捐団体

③ 上記①、②の団体と運営面で関連を持ち、これら団体の支援等を目的とする団体。

④ 専ら、公共の安全テストを行う団体

(5) 民間財団の要件

501 条(c) (3) 団体のうち、パブリック・チャリティに該当しない団体は、全て民間財団とされるが、その中でも、資産の半分以上が公益活動やその関連事業に使用されること等を要件とする「事業型民間財団 (Private Operating Foundations)」と、その要件を満たさない「非事業型民間財団 (Private Non-operating Foundations)」に分類される。これらも内国歳入法に基づく提出書類で判断される。

(6) 501 条(c) (3) 団体の課税取り扱い

501 条(c) (3) 団体の課税取り扱いについては、パブリック・チャリティと民間財団で異なり、民間財団の中でも事業型と非事業型では異なる。

表 3-1 パブリック・チャリティと民間財団の課税取り扱い

	パブリック・チャリティ	民間財団	
		事業型	非事業型
関連事業所得	免除	免除	免除
個人の寄付金控除(現金)	課税所得の 50%まで	課税所得の 50%まで	課税所得の 30%まで
個人の寄付金控除(評価性資産)	課税所得の 30%まで	課税所得の 30%まで	課税所得の 20%まで
遺贈への控除	全額	全額	全額
法人の寄付控除(現金)	課税所得の 10%まで	課税所得の 10%まで	課税所得の 10%まで
法人の寄付控除(評価性資産)	課税所得の 10%まで	課税所得の 10%まで	課税所得の 10%まで
投資収益課税	なし	なし	2%
公益性確保のための各種規制税	なし	あり	あり

(7) 税制優遇措置の申請手続き等

前述したように、米国では非営利団体が非営利法人格を取得しても、自動的に課税除外

とならない。連邦税の免税資格を得るためには、内国歳入庁に対して指定様式による審査申請を行い、承認を得る必要がある。

寄付金控除も適用される 501 条(c)(3)の場合、自らの団体がパブリック・チャリティか民間財団であるか、民間財団の中でも事業型か非事業型を判断・選択し、それに基づき Form1023 と呼ばれる申請書の必要事項を記載する。この記載事項は特に細かく、団体が Form1023 を作成するのに要する時間を内国歳入庁は 55 時間 58 分と試算している。多くの団体では税理士・公認会計士などに依頼して書類を作成している。この Form1023 の記述内容は次のような 4 部構成となっている。

- | |
|------------------------------------------------------------------|
| I 団体の身分証明（名称、所在地、連絡先、設立年月日、主たる活動コード、過去の申請等） |
| II 団体の活動実績及び活動計画（事業内容、財政支援状況、基本財産の拡充計画、理事等の氏名と年間報酬、団体の取引先等） |
| III 必要資格の記入（団体設立日と申請日の関係、パブリック・チャリティ又は民間財団に関する記載） |
| IV 財務諸表・貸借対照表（最新年と直近 3 ヶ年の財務諸表の作成。創設後 1 年未満の団体は今後 2 年間の予算計画書を作成） |

このほか、Articles of Incorporation、定款、資産の証明書、雇用者番号などを添付する。内国歳入庁は、これらの資料を基に、非営利性・公益性について多面的な判断を行う。その審査においては、Form1023 の中で団体の活動目的、事業内容、実施方法、財務状況等について詳細な記述が求められ、その内容によって 501 条(c)(3)団体に該当するかが判断され、併せて財務状況等の内容によりパブリック・チャリティに該当するか否かが判断される。内国歳入庁としては、これらの団体の有効性・有益性の観点から、申請を却下する方向よりも指導によってなるべく取得・維持できるようにする立場をとっている。

ただし、教会、教会援助団体、教会や民間財団に所属しない団体で年間総収入が 5,000 ドル未満の団体は Form1023 を提出しなくても 501 条(c)(3)団体とみなされる。（このような団体が社会的ステイタス、一定の免税、寄付金控除がなされたことを寄付者に知らせる、郵便料金の優遇のような付随的な利益を得るために申請・認定されることは妨げないとされている。）

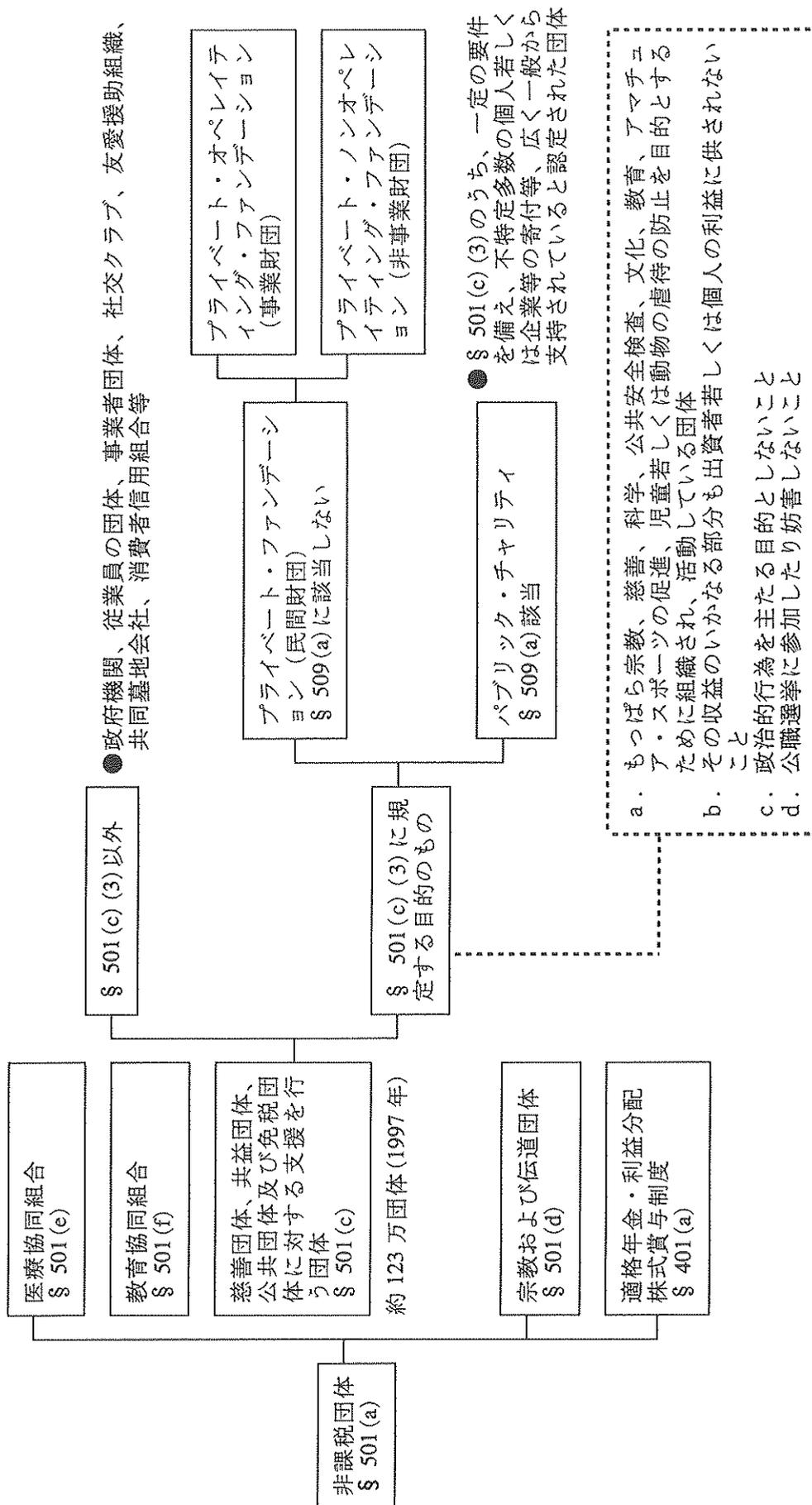
免税資格承認後、年間収入 25,000 ドル以上の団体については、内国歳入庁に対して、年に 1 回、指定様式による年次報告が義務づけられているとともに、団体の事務所において情報公開の義務を負う。

【501 条(c)(3)団体としての免税措置の申請費用は、当面の年間収入が 25,000 ドル以下の団体は 150 ドル、それ以上の団体は 375 ドルとなっている。認可の決定までには数ヶ月かかる。（山岸秀雄編『米国の NPO』2000 年 3 月、p.52）】

【パブリック・チャリティの判定基準については、内国歳入法典に詳しい規定があるが、宗教団体や教育研究機関などのように当然にパブリック・チャリティとして認められるもののほか、一般大衆の支援を得ていると判定されればパブリック・チャリティと認められ

る。パブリック・チャリティには教会や大学、病院といった大規模なものから小規模な市民公益活動団体まで含まれる。また、ユナイテッド・ウェイ（米国最大の共同募金組織で、1992年には30億ドルを集めた。米国には、この他、160～170の共同募金組織があり、3億ドルを集めた。）のような共同募金やコミュニティ財団もパブリック・チャリティである。博物館・交響楽団のような文化施設や研究機関も多くの場合パブリック・チャリティである。パブリック・チャリティとして認められない公益団体が私的財団（注：民間財団）、コミュニティ財団以外の助成財団がほぼこれに該当するが、パブリック・チャリティと私的財団では寄付金控除の取り扱いが異なる。米国の内国歳入庁のマスター・ファイルには140万の非営利団体が登録されているが、そのうち活動しているものは約100万とみなされている。非営利団体の数え方は必ずしも統一されておらず、様々な数字があり得るが、概括的に言って100万のうち、約60万が共益団体、約40万が公益団体である。（総合開発研究機構「市民公益活動基盤整備に関する調査研究」1994年3月、p.95）

図3-1 米国の連邦所得税制上の優遇措置を受ける団体の種類



資料：(株)住信基礎研究所 (経済企画庁委託調査)「海外におけるNPOの法人制度・租税制度と運用実態調査報告書 (平成11年3月)」

表3-1 米国内国歳入法501条(c)に記載されている免税団体のタイプとその数の推移

税法の項目及び免税団体のタイプ	1994年	1995年	1996年	1997年
501条(c)				
(1) 立法措置によって成立した法人	9	19	20	27
(2) 免税団体資格保有法人	6,967	7,025	7,100	7,113
(3) 宗教、慈善、科学、公共安全検査、文化、教育、アマチュア・スポーツの促進、児童若しくは動物の虐待の防止を目的とする団体	599,745	626,226	654,186	692,524
(4) 社会福祉団体	140,143	139,451	139,512	141,776
(5) 労働・農業組織	68,144	66,662	64,955	64,902
(6) 企業団体	74,273	75,695	77,274	78,406
(7) 社交・レクリエーションクラブ	65,273	65,501	60,845	66,387
(8) 友愛援助組織	92,284	92,115	91,972	87,990
(9) ボランティア従業員共済会	14,835	14,681	14,486	14,464
(10) 国内友愛援助組織	21,215	21,046	20,925	20,954
(11) 教員退職基金	11	11	13	13
(12) 共済生命保険協会	6,221	6,291	6,343	6,368
(13) 共同墓地会社	9,294	9,433	9,562	9,646
(14) 消費者信用組合	5,391	5,225	5,157	4,959
(15) 保険相互会社	1,161	1,185	1,212	1,206
(16) 農業融資機関	23	23	23	25
(17) 補足的失業給付基金	601	583	565	542
(18) 従業員年金基金	4	3	2	1
(19) 退役軍人団体	30,282	30,828	31,464	31,961
(20) 法律サービス団体	181	141	131	92
(21) 黒肺塵症基金	25	25	25	27
(22) 複数雇用者年金基金	0	0	0	0
(23) 1880年以前設立の退役軍人団体	2	2	2	2
(24) ERISA(エリサ法)4049条の信託	1	1	1	1
(25) 年金などのための持株会社	479	638	794	908
501条(d) 宗教および伝道団体	99	107	113	115
501条(e) 医療協同組合	68	61	54	50
501条(f) 教育協同組合	1	1	1	1
521条 農業協同組合	1,866	1,810	1,773	1,754
合計	1,138,598	1,164,789	1,188,510	1,232,214

(出典：内国歳入庁 DATA Book 1997)

(注) エリサ法とは、1974年に制定された「Employee Retirement Income Security Act」(企業年金法)である。

(参考) 米国のパブリック・サポートテストの主要算式
(経済企画庁ホームページより)

1 三分の一サポートテスト (509 条項(a) (1))

$$B/A \geq 1/3$$

(分母に入れるもの = 「A」)	(分子に入れるもの = 「B」)
1.贈与、助成金、寄付金、又は会費収入	1.贈与、助成金、寄付金、又は会費収入 但し寄付金については、一個人や一団体からの寄付金額がAの2%を超える場合、2%を上限として算入
2.税引後の非関連事業所得	
3.総投資収益	
4.政府補助金	4.政府補助金
5.無料で政府機関からその団体に対して提供されたサービス若しくは施設の価値	5.無料で政府機関からその団体に対して提供されたサービス若しくは施設の価値

なお、509 条項(a) (1)には、このテストの他に、三分の一よりも低いパブリック・サポートしか得ていない団体を審査するテストもあるが、省略した。

2 本来事業所得に着目したサポートテスト (509 条項(a) (2))

上記のテストをパスした場合と同様の取扱を受ける。要件としては、以下の双方を満たす必要がある。

(1) 三分の一超のパブリックサポート要件

$$D/C > 1/3$$

(分母に入れるもの = 「C」)	(分子に入れるもの = 「D」)
1.贈与、助成金、寄付金、又は会費収入	1.贈与、助成金、寄付金、又は会費収入
2.税引後の非関連事業所得	
3.総投資収益	
4.政府補助金	4.政府補助金

5.無料で政府機関からその団体に対して提供されたサービス若しくは施設の価値	5.無料で政府機関からその団体に対して提供されたサービス若しくは施設の価値
6.本来事業所得	6.本来事業所得 但し本来事業活動のうち入場料、商品販売、サービス提供、施設提供からの総収入の一定限度内 (「C」の1%あるいは5,000ドルのうち金額の大きいほうを上回ってはならない)

※1～5は上記「A」

(2) 三分の一以下の投資収益と非関連事業所得要件

$$E / C \leq 1 / 3$$

(分子に入れるもの=「E」)
2.税引き後の非関連事業所得
3.総投資収益

4 ジョーンズ・ホプキンス大学非営利セクター国際比較プロジェクト（1990年）に見るアメリカの非営利セクター
（レスター・M・サラモン、H・K・アンハイアー著、今田忠監訳『台頭する非営利セクター』より）

このプロジェクトは、米国、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、ハンガリー、日本、ブラジル、ガーナ、エジプト、タイ、インドの12カ国の非営利セクター比較プロジェクトである。なお、12カ国のうち、完全な実証データが収集されたのは最初の7カ国である。

(1) 非営利セクターの定義

この調査の対象とした非営利セクターの組織の定義は次の7つである。

- ① 正式に組織されていること
- ② 民間であること
- ③ 利益配分をしないこと
- ④ 自己統治
- ⑤ 自発的であること
- ⑥ 非宗教的であること
- ⑦ 非政治的であること

(2) 非営利組織のタイプと除外される組織

この定義により、調査の対象に含まれる非営利組織のタイプとして次の10タイプが挙げられる。

- ① 文化・レクリエーション
- ② 教育・調査研究
- ③ 保健・医療
- ④ 社会サービス
- ⑤ 環境
- ⑥ 地域開発・住宅
- ⑦ 市民・アドボカシー
- ⑧ 民間による公益活動支援仲介組織
- ⑨ 業界・職業団体
- ⑩ その他

そして、除外される組織として、次の6つの組織が挙げられる。

- ① 宗教的団体
- ② 政党
- ③ 信用協同組合
- ④ 相互貯蓄銀行
- ⑤ 相互保険会社
- ⑥ 政府機関

(3) 米国の非営利組織のポイント

この調査により各国の非営利セクターの状況が明らかになったが、そのうち、米国の非営利組織についてポイントは、次の通りである。

- ① 収入源は、会費・事業収入が 51 % (日本は 60 %)、公的セクターの支援が 30 % (同 38 %)、民間の寄付が 19 % (同 1 %) である。民間の寄付のうち、個人の寄付が 14.4%、財団の寄付が 2.1%、企業の寄付が 2.0%となっている。
- ② 個人所得に占める寄付 (宗教への寄付を除く) の割合は、米国は 0.57%で、フランス (0.13%)、ドイツ (0.18%) と比べると高い。
- ③ 病院ベッドの過半数が非営利病院にある。
- ④ 大学の半数は非営利組織である。
- ⑤ オーケストラの 95 % が非営利組織である。
- ⑥ 社会サービスを行う組織の 60 % が非営利である。
- ⑦ 米国は絶対的な規模でも相対的な規模でも、最大の非営利セクターを擁しており、運営費は 3,410 億米ドル、雇用者 (専従雇用者換算) は 712 万人にのぼる。しかし、その支出の 4 分の 3 まだが病院と高等教育機関で占められている。
- ⑧ 米国における非営利セクターへの依存は、個人主義と政府への敵対心という長年にわたる米国人特有の価値観のあらわれであり、裏返せば政府が社会福祉をどちらかといえは限られたものにとどめる社会政策をとってきたからである。
- ⑨ しかし、実際には、政府の資源調達力と民間の非営利組織のサービス提供力を組み合わせ、政府と非営利セクターのパートナーシップが緻密なかたちへと発達してきた。
- ⑩ 米国の法律は、納税を免除される非営利組織として 26 種類を認めている。
- ⑪ 1980 年代は公的支援のうちの大きな部分を失ったが、社会的道徳観の変化や女性の就職の増加、社会の高齢化などが非営利組織の提供するサービスに新しい需要をつくりだした。これに応じて非営利組織も成長市場に自らを適応させるのに成功し、事業収入も増加させることができた。しかし、政府の援助も民間の公益活動寄付も大きな増加がない中で、同じ分野に営利目的の事業が参入し、激しい競争に直面することとなっているのが実情である。

表 4 - 1 日米の非営利セクターの比較

	日本	アメリカ	7カ国平均
1. 雇用者数			
雇用者数	1,440,228	7,120,000	
総雇用者数に占める割合	2.5%	6.8%	3.4%
2. 運営費			
総額 (単位: 10 億円)	74.5 ECU 94.9 US\$	267.8 ECU 340.9 US\$	
GDP に占める割合	3.2%	6.3%	3.5%
分野別比率			
文化・レクリエーション	1.2%	3.2%	16.5%
教育・調査研究	39.5%	23.1%	24.0%
保健・医療	27.7%	53.4%	21.6%
社会サービス	13.7%	10.1%	19.6%
環境	0.2%	0.7%	0.8%
地域開発・住宅	0.3%	3.1%	5.0%
市民・アドボカシー	0.9%	0.3%	1.2%
民間による公益活動支援	0.3%	0.4%	0.5%
国際活動	0.5%	0.1%	1.2%
業界・職業団体	11.5%	5.2%	9.2%
その他	4.5%	0.9%	0.8%
合計	100%	100%	100%
3. 主要収入			
全体に占める割合			
政府	38.3%	29.2%	43.1%
民間寄付	1.3%	18.5%	9.5%
会費や事業収入	60.4%	52.3%	47.4%
合計	100%	100%	100%

(資料) レスター・M・サラモン、H・K・アンハイアー著『台頭する非営利セクター』(ジョンズ・ホプキンス大学非営利セクター国際比較プロジェクトより)

(注) 1. 「7カ国平均」とは、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、ハンガリー、日本の7カ国の平均である。

2. 「雇用者数」は専従雇用者数換算。

3. 「業界・職業団体」には組合を含む。

図4-1 全雇用における非営利セクターの割合

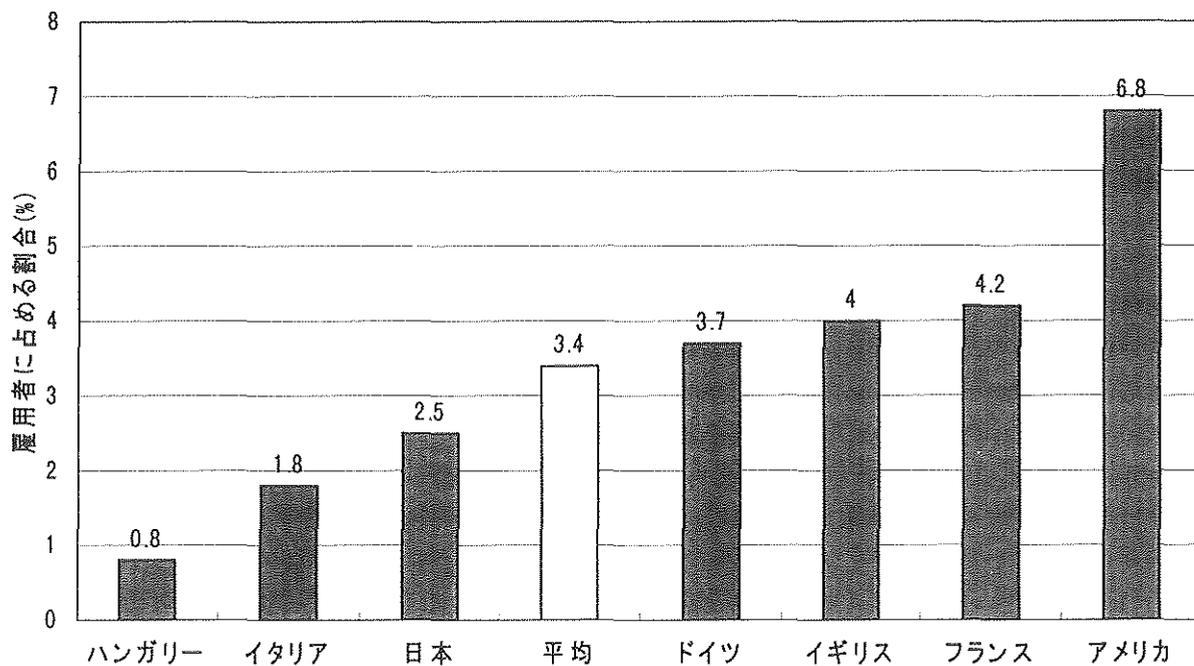


図4-2 全サービス業における非営利セクターの雇用割合

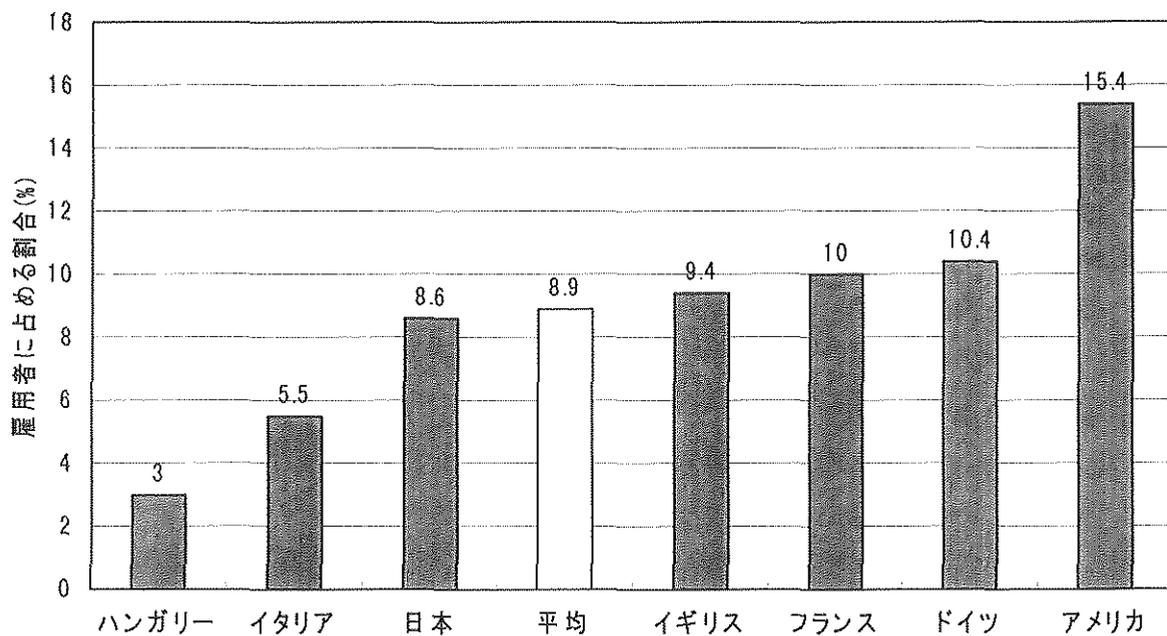


図4-3 国内総生産に占める非営利セクター運営費の割合

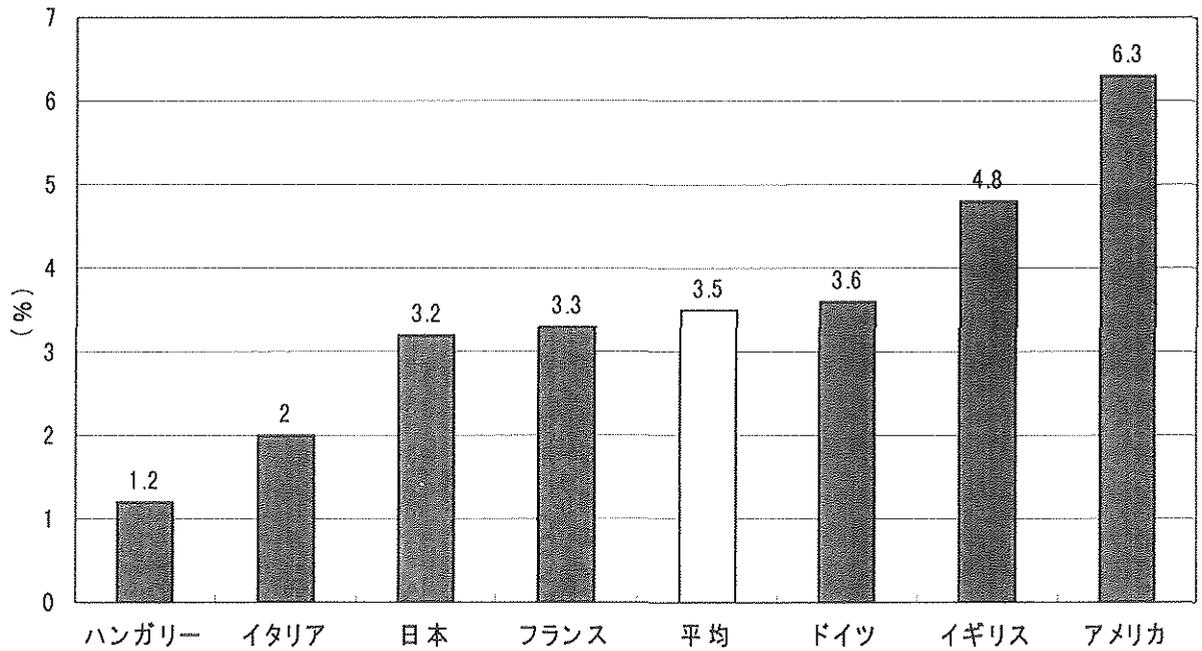
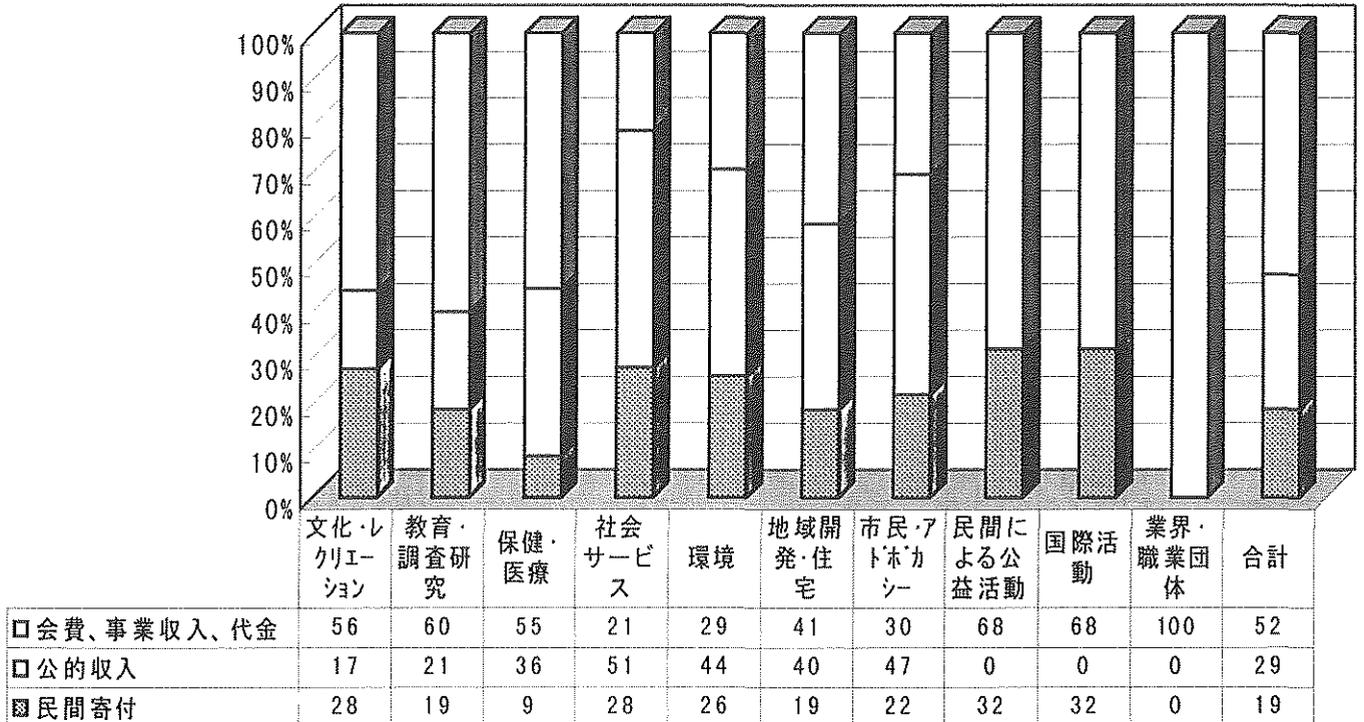


図4-4 非営利組織国際分類別に見た収入源の割合(アメリカ, 1990年)



事例調査を行った科学技術関連NPOの概要

No. 1

名称	福井恐竜博物館後援会
所在地	福井県勝山市
HP:URL	http://www.dinosaur.pref.fukui.jp/index_j.html
所轄庁	福井県
申請年月日	2000年 2月 4日
認証年月日	2000年 4月13日
登記年月日	2000年 4月18日
事務所等	福井県立恐竜博物館の1室を使用(使用料免除)。
目的	この法人は、広く市民が恐竜を中心とした古生物への興味や関心を高め、自然科学への理解を深めるために、福井県立恐竜博物館と連携した普及啓発事業等を行い、人々の交流、文化の拠点づくりに寄与することを目的とする。
経緯	1982年、福井県勝山市北谷町杉山地区において、1体のワニの化石が出土した。また、1985年には勝山市に隣接する石川県白峰村桑島において恐竜の歯の化石が見つかった。この化石が発見された桑島の地層は手取層群と呼ばれ、福井県内においても勝山市、大野市、和泉村などに広がっていることから、福井県側においても恐竜化石の発見が期待され、杉山地区で予備調査が行われた。その結果、恐竜の歯が発見されたため、大々的に発掘を行うことになった。そして1989年から福井県による第一次発掘調査(1988~1993年)、第二次発掘調査(1994~1998年)が行われた。発掘作業は全国の大学に案内を出して募集した学生アルバイトによって主に夏休みに実行された。その結果、恐竜の化石が多数出てきたので、これらを大切な財産として保存・展示するため恐竜専門の県の博物館を建てようという話が持ち上がり、地元の勝山市が誘致運動を行った(それまでは、恐竜関係は福井県立博物館の1コーナーに展示されていた)。そして、勝山市長尾山総合公園内に福井県立恐竜博物館が建設されることとなり、今年7月14日にオープンした。 10年にわたる発掘調査を通じて全国から興味ある人々が集まり、ネットワークが形成されていたが、これらの人が中心となって、発掘を通じて何かできないかという意識のもと、恐竜博物館が建設中である1999年12月に「福井恐竜博物館後援会」設立発起人会を、2000年1月に設立総会をそれぞれ開催し、同年2月にNPO法人設立の申請を行った。
社員数、会員数	正会員 22名(役員含む)、賛助会員 3団体
役員数	理事長1名、副理事長2名、他の理事7名、監事1名、計11名
スタッフ	発掘調査に参加していた元高校の生物、地学の教諭であり、高校校長を経て退職後は福井県立博物館に勤務した経験を有する理事(68歳)が事務局長として常勤している。勤務時間は恐竜博物館の職員と同様としている。報酬は月13万円が計上されている。
会費	正会員(個人) 入会金2,000円、年会費3,000円 賛助会員の会費は規定していない。
収支	・2000年度予算(4~3月) 収入6,050千円、支出5,195千円、次期繰越855千円(大幅な補正が必要)
活動の種類(定款より)	1. 社会教育の推進を図る活動 2. まちづくりの推進を図る活動 3. 文化の振興を図る活動 4. 国際協力の活動 5. 子供の健全育成を図る活動
活動内容	1. これまでに実施した活動 (1)恐竜博物館オープン直後の本年7月15、16日に無料公開が行われた際、バスの運行

	<p>を実施した。会員のボランティア（昼食代のみ支給）により乗客誘導等を行った。</p> <p>(2)恐竜博物館のミュージアムショップの運営を受託している。</p> <p>2. 今後の計画</p> <p>(1)子供達を対象に、恐竜博物館を利用したふれあい活動を実施する。できれば、恐竜博物館と共催として県の予算も利用したい。</p> <p>(2)恐竜博物館支援のボランティア活動として、外国人来館者のための通訳、車椅子の誘導、手話による解説を行いたい。</p> <p>(3)チラシの作成や、恐竜博物館から出版社等に対する写真の貸出の窓口業務を行う。</p> <p>(4)年2回程度の会報の発行。今年度は1回。</p> <p>(5)恐竜博物館の友の会ともいえる「ダイノメイト」の募集、運営。2000年度予算では個人会員200名、家族会員100家族を計画しているが、最終的には千人程度を目標としている。</p>
課題	<p>1. 現在、一番の問題は、会計処理である。年度ごとに提出する決算報告の作成は、複式簿記を要する等、素人では対応が難しい。</p> <p>2. 賛助金の確保等、収入の確保も大きな課題である。</p> <p>3. ダイノメイトの会員数が増加してくると、会員名簿の作成・管理など、管理運営事務が増大すると考えられ、事務局体制の強化等が必要となる。</p>
課題への対応策	<p>1. 会計処理に対応するため、経理事務の経験があり、現在定年でリタイアしている人をアルバイト的な金額で手伝いとして雇うことを事務局は考えている。近々、理事会で検討する予定。</p> <p>2. ダイノメイト関係の事務についても、必要があれば、事務局の充実で対応することになると考えられる</p>
行政との関係	<p>今のところ国や県等からの直接的な助成金等はない。</p> <p>恐竜博物館のミュージアムショップの運営を博物館（県）より受託している。</p> <p>恐竜博物館の1室を使用させてもらっている（使用料免除）。</p> <p>現在、恐竜博物館の展示解説員は、福井市の人材派遣会社から派遣されているが、1年契約で入札で業者を決定するため、業者、派遣職員が変わる可能性がある。そうなれば、説明員の研修・教育を新たにやり直す必要があるため、後援会が随意契約で展示解説員の派遣等を受託できないかと考えている。</p>
行政への要望	<p>NPO 法人に関する申請、報告などの事務処理が大きな負担である。簡略化して欲しい。</p> <p>企業に賛助会員になってもらっているが、企業から寄付をしてもらう場合の企業側の税制の優遇措置を設けて欲しい。そうすれば、寄付も集めやすい。</p>
法人格について	<p>(法人格を取得した理由)</p> <p>1. 社会的に認められること。</p> <p>2. 企業等に賛助してもらいやすい。</p> <p>3. 委託契約などを行いやすい。</p> <p>4. 一般的に博物館には任意団体の友の会などがあるが、任意団体では自然消滅のおそれがあるので、きちんとした組織にしておきたかった。(国立科学博物館の友の会は財団法人である)</p> <p>5. 将来における恐竜博物館の独立法人化の可能性をにらんで、今のうちから博物館としての独自性を出しておくことが必要であるとともに、博物館と市民との連携をとっていくことが必要であると考えた。</p> <p>(効果)</p> <p>認証され、活動を開始してから間もないので効果は不明である。会計処理のことを考えると任意団体の方がよかったと思ったこともある。</p>
収益事業	<p>恐竜博物館のミュージアムショップの運営を受託しており、2000年度は35万円の収入を計画している。</p>
所有財産	<p>特になし</p>
代表者	<p>理事長は杉山地区の発掘調査に参加した横浜市在住の恐竜漫画家、男性、56歳。</p>

その他	<ol style="list-style-type: none">1. 福井県立恐竜博物館は 2000 年 7 月 14 日にオープンしたところであるが、これと時期を合わせて 7 月 20 日～9 月 17 日までの 60 日間、「恐竜エキスポ@ふくい 2000」というイベントが開催された。恐竜博物館がある勝山市長尾山総合公園がメイン会場であり、サブ会場が大野市、和泉村に設けられている。7 月の最終土曜日、日曜日にはそれぞれ約 1 万 6 千人、1 万 7 千人の入場者があり、最終的には当初の目標の 60 万人を大幅に上回る 80 万 1 千 5 百人に達した。2. 後援会の理事には、恐竜博物館の職員が含まれており、博物館と後援会との連絡に当たっている。3. 聞き取り調査は、伊藤一康事務局長及び小島敏弘理事より行った。
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

名称	人と自然の会
所在地	兵庫県三田市
HP:URL	http://www.nat-museum.sanda.hyogo.jp/news_set.html
所轄庁	兵庫県
申請年月日	1999年 6月 2日
認証年月日	1999年10月 1日
登記年月日	1999年10月 6日
事務所等	登録上の所在地は現在の事務局長の自宅であり、そこでも事務局長を中心に事務は行われているが、会の活動拠点は博物館ボランティアルームである。博物館としては、会の活動が博物館におけるボランティア活動であることから使用を許可している。 なお、予算実績では、事務所使用料として約34千円が計上されている。
目的	この法人は、広く市民が自然のしくみを知り、人と自然の関わりについて考え、人と自然の共生についての理解を深めるため、兵庫県立人と自然の博物館等と連携して市民向けの普及啓発事業等を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。
経緯	自然系主体の総合型博物館である兵庫県立人と自然の博物館（以下「博物館」という。）が1992年10月、兵庫県三田市に開館した。翌1993年度から、兵庫県はボランティア養成研修事業を開始し、この博物館を含む3つの施設についてのボランティアを60名募集した。博物館には20名のボランティアが集まり、これら応募者に対して養成講座を実施した。これとは別に博物館も独自に20名のボランティアを募集・養成し、合計40名のボランティアが集まった。博物館では、「みんなで創る博物館」をキャッチフレーズに、これらの講座の修了生をボランティアとして受け入れることとし、1994年7月に第1回のボランティアの登録が行われた。このとき登録され活動を開始したボランティアのグループがNPO法人・人と自然の会（以下「会」という。）の前身となっている。 その後もボランティアの募集・養成・登録が行われており、やめる人もいるが、差引して毎年十数名ずつ増加している。会の正会員は全てこのボランティアであり、その数は現在101名である この会は毎月第3日曜日をボランティアデーとしてイベントを実施するなど、博物館を舞台に博物館と県民の架け橋として自主的に企画・運営を行ってきたが、1998年12月、活動の場を博物館内から館外に広げ、より多くの市民を対象に活動を行うためにNPO法人化の提起が行われた。翌1999年1月にはNPO法人化検討ワーキンググループが設置され検討が行われた結果、3月の臨時幹事会でNPO法人化を最終承認、5月にNPO法人設立総会、6月に兵庫県に申請、10月に認証、登記となった。
社員数、会員数	正会員101名（理事含む）、賛助会員0名
役員数	理事長1名、他の理事5名、監事2名、計8名
スタッフ	事務局のメンバー9名が無報酬で必要に応じて事務や打ち合わせを行っている。ただし、事務局長は週30時間以上、会の活動等に携わっており、事実上、常勤の状態である。（事務局長の自宅が会の所在地として登録されている）
会費	正会員（個人） 入会金 なし、年会費 2,000円
収支	・1999年度実績 収入1,614千円（任意団体からの繰越471千円を含む）、 支出1,143千円、次期繰越471千円 ・2000年度予算 収入690千円（前期からの繰越450千円を含む） 支出240千円、次期繰越450千円
活動の種類（定款より）	1. 社会教育の推進を図る活動 2. まちづくりの推進を図る活動 3. 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 4. 環境の保全を図る活動 5. 子供の健全育成を図る活動

	6. 1～5の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
活動内容	<p>1. 市民向けの普及啓発事業 1997年5月から、ボランティアデーとして毎月第3日曜日の午後に来館者が自由に参加できる体験型イベントを三十数回実施してきており、これが会の活動の中心となっている。これは、会の中に10ある班が回り持ちで担当して実施している。このほか、博物館前の公園周辺や森を子ども達と一緒に探検する「深田公園たんけん隊」の実施(年4回)、年1回の博物館のお祭りであるミュージアムフェスティバルへにおいて手作り工作、エコショップ、フリーマーケットなど多くの自主企画イベントの実施などを行っている。</p> <p>2. 調査研究事業 テーマごとに興味を持っている者が集まって研究サークルとして活動している。</p> <p>3. 博物館の主催講座等の補助事業 博物館が主催する里山クラブ、花の教室、子ども理科教室などの講座の補助や受付を実施している。</p> <p>4. 広報事業 広報部が連絡誌「エルタン」を編集・発行している。「エルタン」は「nature」を逆さに読んだもの。</p> <p>5. 学校や自治体からの学習イベントなどの事業受託。</p>
課題	<p>1. NPO 法人としての税務処理手続き</p> <p>2. NPO 人と自然の会のハンドブック作成 (1) 定款の補足事項策定(内部規定、略称、ロゴマーク、英名等の作成等) (2) 会と博物館の関係の明確化 (3) 会の組織構成の見直し、組織運営上の内部規定・判断基準作成 (4) 会の会計処理規程および細則の作成</p> <p>3. 日常の会計処理業務方法の策定 年度末の兵庫県への提出書類(事業実績報告書、貸借対照表等)作成の円滑化</p> <p>4. 約100名の会員のうち、実際の活動を行っているのは30名程度しかいない。NPO 法人となって社会的信頼が増してきたため、活動の範囲、件数が増えているので、登録しても活動しない会員の活性化が必要である。そうしないと、活動を選択することも考えないといけなくなる。</p> <p>5. NPO 法人として、会や会員の質的拡大を図るための施策づくり 組織の中心となる人材の養成、確保が必要。能力が高い人は仕事を持っていて忙しいことが多い。</p> <p>6. 事務所を借りると相当の費用がかかる。博物館の普及活動もやっているとということでボランティアルームを活動拠点として使わせてもらっている。しかし、特定の法人が博物館内の部屋を無償で事務所として登記・使用することは公平性に問題があるとの県の指導により、事務局長の自宅を事務所として登記している。</p> <p>7. 現在、活動に対して手当を出していない。活動のための交通費やほぼ毎日活動している事務局長も無報酬である。</p>
課題への対応策	<p>1. 税務処理、会計処理などの業務については、関連知識・経験がある会員の中から養成し、対応していく。</p> <p>2. 各種の手当等に充てるための収入を確保するため、学校等からの受託事業、公的な補助金、民間財団などの助成金、賛助会員の募集などを積極的に行う。</p>
行政との関係	<p>1. 博物館自体が兵庫県立であり、博物館との連携を通じて県行政の推進に寄与していることになる。博物館の講座の補助もボランティアで行っている。</p> <p>2. 県立博物館のボランティア・ルームを活動拠点として使用。</p> <p>3. 学校や自治体からの学習イベントなどの事業受託。</p> <p>4. 中学2年生が1週間程度学校を離れ、地域の中で仕事を体験する「トライやるウィーク」という兵庫県独自の制度があり、博物館は8グループ48名を受け入れているが、会も1999年から別に1グループ6名を受け入れている。準備段階から実施に至るまで中学校の先生と綿密な打ち合わせを行い、その際に築いた関係から、将来は中学校全体</p>

	<p>が校外学習を行いたいとの申し入れが博物館や会にあった。8月25日には県内の先生方が集まり、「学社融合総合学習シンポジウム」(学校と社会施設の融合)が博物館で行われた。また、高校生の社会体験として「クリエイティブ21」という制度もあり、会としてはこのような活動の「かけ橋」となっていきたい。</p>
行政への要望	<ol style="list-style-type: none"> 1. 法人化の手続きに手間暇がかかった。県庁にも何度も行った。制度も出来たばかりで、このような法人は初めてなのでやむを得ない面もあるが、手続きをわかりやすくして欲しい。 2. NPOの横のつながり、ネットワークが多くあり過ぎて混乱している。県がこれらの関係を整理して、話し合う機会を設けて欲しい。 3. 助成の手続きもシンプルにして欲しい。 4. 予算事務の関係で、公的機関からの委託は夏休みのあと、11～12月頃から集中してくる。年度中まんべんなく行うようにして欲しい。」 5. 委託事業はできるだけ単発的なものではなく長期的・安定的なものを。また、あまり受託を増やしても対応できないので、その際には選択することも考えなければならない
法人格について	<p>(法人格を取得した理由) 任意団体は責任が持てない「かげろう」のようなもの。責任ある組織として社会的信用を得たかった。 また、独立した組織として、活動の場を博物館外にも広げたかった。 (効果) 他人の会を見る目が変わり、活動の要請も増えた。 ただし、法人化のために手間暇はかかった。</p>
収益事業	<p>自治体、学校、自治会などから学童・生徒を対象としたイベントを契約により受託。実施した会員には実費、弁当代を支給。</p>
所有財産	<p>パウチ作成機械、電動ノコギリ、現金。</p>
代表者	<p>理事長は銀行勤務、金融・不動産会社社長などを経験した現在無職の男性、67歳。</p>
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 組織と運営 会員は入会年度ごとに班をつくり(現在10班)、班ごとにボランティアデーを企画・実施する。班には博物館側のボランティア委員会のメンバーが1名担当として付く。班から選出されたメンバーが集まり、事務局で庶務を、広報部で連絡誌「エルタン」の作成を行っている。 幹事会は、理事会のメンバーと各班の班長、事務局長、会計、書記、広報部長で構成され、2ヶ月に1回開催される。総会は年に1回開催される。 2. 聞き取り調査は、濱田昌司理事長、清水文美理事(事務局長)及び人と自然の博物館八木剛研究員より行った。

名称	発見工房クリエイト
所在地	神奈川県川崎市麻生区
HP:URL	http://www.infopia.net/create
所轄庁	神奈川県
申請年月日	1999年 5月28日
認証年月日	1999年 9月10日
登記年月日	1999年 9月14日
事務所等	川崎市麻生区に所在する所長所有の木造2階建て総面積140平米の建物を、事務所、実験スペースとして使用料を支払い使用。
目的	この法人は、小・中学生を主な対象とし、遊びや実験を通して、科学的思考に必要な「創造性」を育成する活動として「子ども科学館の開設・運営」、「科学実験教室等の開催」、その他これらに関連する事業を行い、社会教育の推進ならびに子どもの健全育成、および文化の振興に寄与することを目的とする。
経緯	1995年、東海大学名誉教授である所長（理事長）が、当時青少年のための科学の祭典の実行委員長であった後藤道夫氏（明治大学非常勤講師、「子どもにウケる科学手品77」の著者）や高校教諭であった米村傳次郎氏（サイエンス・プロデューサー）などの協力を得て、退職後、老後のために所有していた土地と退職金を提供し、2階建ての私設ミニ科学館を開設した。 活動開始後2年間後は藤道夫氏が小中学生を指導し、その後は若い講師が担当した。 所長（理事長）の個人資産で始めた施設の運営は赤字続きであり、継続が困難と思われた時期にNPO法が施行されたので、助成の拡大等を狙い任意団体からNPO法人へ衣替えした。 1995年から2000年7月までに、85回の「おもしろ科学実験教室」、21回の「科学講座」、6回のイベントを実施している。
社員数、会員数	正会員 16名（役員含む）、受講会員 2～300名、1999年4月時点の賛助会員 78名
役員数	理事長1名、理事4名、監事1名、計 6名
スタッフ	常勤は所長のみ。川崎市ボランティアセンターで募集した実験等のアシスタントが4名（1回千円の交通費のみ）。他に事務担当のボランティアが2名。
会費	正会員 入会金3,000円 年会費 ①活動会員 3,000円 ②支援会員 10,000円 賛助会員 入会金5,000円 年会費5,000円 受講会員 年会費2,000円 実験教室参加費1回4,000円（3回一括10,000円）
収支	・1999年度実績（5～3月） 法人設立時預金額5,034千円、収入8,408千円、支出12,373千円、次期繰越1,068千円
活動の種類（定款より）	1. 社会教育の推進を図る活動 2. 子どもの健全育成を図る活動 3. 文化の振興を図る活動
活動内容	1. 小中学生を対象とした「おもしろ科学実験教室」の開催 2. 小学校5年生から成人までを対象とした「科学講座」の開催 3. その他の関連イベント開催 4. 科学館における展示、遊具の設置（共振ブランコ、メビウスのうんてい、クラインの壺）
課題	1. 財政的に苦しいこと。実験教室は、寄付や助成金がなければ、受講者の負担だけではできない。実験の材料を身の回りのものを用いても、人件費がかかる（現在、1,000円のボランティアにたよっているが、長続きさせるためには値上げが必要）。 2. 単発的な助成が多く、長期間の助成が少ない。また、助成が決定するのが年度末ぎりぎりであり、翌年度予算がきちんとたてられない。 3. 最近、企業主催の実験教室が多く行われるようになり、教室の講師の方々は報酬など

	<p>の条件が良いそれらの教室に流れるようになっていく。JSTの助成も講師謝金1万5千円、学生アシスタント4千円と高く、内部スタッフであるため助成の対象にならない当工房は条件が不利である</p> <p>4. 科学実験は危険であるということで、学校ではあまりやらせない。好きな子どもにどんどん実験をやらせ、伸ばしていくのは民間の活動でしかできない。国としても、これを育成していく方向が必要である。</p>
課題への対応策	<p>1. 民間財団などへ助成を申請している。</p> <p>2. 双方向のメールマガジンなどを計画している。来所した人に対するアフターケアや全国を対象とした普及などを行っていききたい。現在のホームページを作成したボランティアがメールマガジンも担当する。</p>
行政との関係	<p>1. 1999年度、JSTの実験教室等支援事業等の助成を受けており、2000年度は申請中である。</p> <p>2. 理事長が自治体の委員会の委員等に就任。</p>
行政への要望	<p>例えば、JSTの助成は、外部講師への謝金などが対象となっており、工房内で内部講師等により実験教室を行った場合は対象とならない。団体の運営に対する助成が必要である。</p> <p>2. 民間の財団にも共通する問題であるが、長期間を対象とした活動に対する助成が少ない。唯一の例外は石橋財団だけであり、JSTの助成も半年単位である。</p>
法人格について	<p>(法人格を取得した理由)</p> <p>県等からの支援を得るため。単なる私設の施設には援助してくれない。民間の助成の増加も期待した。</p> <p>(効果)</p> <p>1. 法人になったら、県や市が助成を紹介してくれた。推薦するから出してみてもと言われて申請したが、全てダメであった。助成は多くの人や団体を対象とするため、短期間で終わるものを対象としており、長期間のものは不採用であった。</p> <p>2. 法人になって、所長に対して、県からいろいろな委員会の委員等に就任するよう要請があった。(ロボフェスタ企画専門部会委員等)</p> <p>3. 川崎市の科学塾の講師を依頼された。</p> <p>4. 稲城市教育委員会の後援を得て1998、1999年の夏に行ってきたイベント「親子で楽しむ科学」に対し、3回目の2000年度はNPO支援という形で20万円の支援が出ることになった。</p> <p>5. しかしながら、全般的な財政は、法人化後も依然として厳しい。</p>
収益事業	特になし。
所有財産	メビウスのうんていなどの展示・実験装置などのほか、橋本所長からの拠出金。(科学館の建物は橋本所長の所有)
代表者	理事長はプラズマ分光物理学を専門とする東海大学名誉教授、女性、70歳。
その他	<p>1. 理事長のコメント</p> <p>日本の科学館はほとんど公設であり、展示物などは外注がほとんどである。業者もプランを考えた者と話す機会が少なく、注文をつけられることも少ない。その結果、公設科学館はどこも似たり寄ったりで、米国のエキスポトリウムに似まねになってしまっている。当工房は、新しいアイデアでオリジナルな装置をなるべく手作りで作りたいと考えており、作った装置を子ども達が動かしているのを見てると改善点もわかってくる。</p> <p>2. 聞き取り調査は、橋本静代理事長より行った。</p>

名称	特定非営利活動法人 日本スペースガード協会 (JSGF)
所在地	東京都立川市
HP:URL	http://www.spaceguard.or.jp/
所轄庁	東京都
申請年月日	1999年 7月12日
認証年月日	1999年11月 5日
登記年月日	1999年11月26日
事務所等	法人設立時には事務所はなく、理事長の自宅を所在地として登記した。本年4月に東京都武蔵野市にマンションの一室(6畳+3畳程度)を事務所として賃借し(家賃月額6万円)、デスクを3つ置いている。近々、登記の所在地を変更することを検討している。
目的	この法人は、小惑星や彗星のような小天体の衝突による災害から地球環境を保護ことに寄与することを目的とし、地球に衝突する可能性のある小惑星、彗星をはじめとする地球近傍小天体の発見と監視を行い、また、これらの天体に関する広範囲な研究の促進とその啓蒙普及を図る等の事業を国際スペースガード財団等諸外国の目的を同じくする団体と連携して行うことにより、人類全体に対して貢献する。
経緯	この団体の発足までは、小惑星の観測、軌道進化等を研究する天文学者グループと、小惑星を将来の資源と位置づけて研究する宇宙工学者グループが合同で研究会を開催していたに過ぎなかった。しかし、学問的にも、また社会的にも関心の高まってきた天体の衝突問題に関して、研究者のコミティを越えた議論を踏まえながら、観測や研究をするべきであるとの認識に立ち、一般の人にも呼びかける形で1996年10月に団体を発足した。 そして、地球に接近する天体を探索する望遠鏡を備えた美星スペースガードセンタがまもなく完成の予定であり、公の機関と正式に契約関係を結ぶことを可能とするため、1999年2月21日の総会において、この団体をこの特定非営利活動法人へ移行するための手続きを開始することが議決された。 1996年10月の設立シンポジウムの後、これまでに12回の公開講演会と9回の衝突問題に関する研究会を実施したほか、講演会の後援も1回実施している。
社員数、会員数	正会員 331名、賛助会員 約214名、名誉会員 1名
役員数	理事長1名、副理事長1名、理事11名、監事1名、計14名
スタッフ	元はアマチュア天文家として観測経験を積んだ4名が、転職・転居して美星村のセンターの観測業務に従事している。常勤(週30時間以上)で賃金は年間500万円+残業手当。事務所には、正会員である非常勤職員1名が週24時間、会計・庶務の事務補助をしている。
会費	入会金なし。年会費は正会員2,000円、賛助会員 個人1,000円 団体10,000円
収支	・1999年度実績(1~12月) 収入2,022千円 支出1,140千円 次期繰越 882千円 ・2000年度予算(1~12月) 収入2,750千円 支出2,750千円、この他受託事業収入として 約37百万円確保
活動の種類(定款より)	1. 小惑星や彗星のような小天体の衝突から地球環境の保全を図る活動。 2. 国際スペースガード財団をはじめとする諸外国の目的を同じくする団体との国際協力の活動。
活動内容	1. 啓蒙活動 講演会の開催(一般向け) 2. 研究活動 研究会の開催 観測活動(岡山県美星村に科学技術庁の特別電源所在県科学技術振興事業補助金により(財)日本宇宙フォーラムが設置した宇宙デブリ等観測施設「美星スペースガードセンター」の観測運用を受託している。) 3. 機関誌発行(年4回) 4. ホームページ公開、会員へのメーリングリスト

	<p>5. ピンバッジの販売</p> <p>6. 書籍の翻訳、執筆、会員への割安販売</p> <p>7. クレーター・ツアーの実施 (3月、米国アリゾナ、一般参加25名)</p>
課題	<p>1. 美星スペースガードセンターの運用、観測の立ち上げを少人数で行っているので負担が大きい。</p> <p>2. 美星スペースガードセンターの観測者の給与レベルがかなり低い。</p> <p>3. 国際的な調整、協調関係、協力体制を組んでいくのが大変である。</p> <p>4. 最近、天体の衝突をテーマにした映画が作られるなど関心もたれつつあるが、過大な心配や過小な評価をなくし、多くの人に正しい知識を持ってもらう必要がある。</p> <p>5. 地球に衝突する可能性のある全ての天体を見つけ、軌道を把握すれば、数十年～数百年後までの衝突は予測でき、その天体の軌道を修正するなどの対策も可能である。例えば、専用の望遠鏡20台を設置すれば、2020年くらいまでで小惑星の発見は完了できる。そのために、日本でももう一台くらいは専用の望遠鏡を設置してほしい。</p> <p>6. 現在、国際天文連合の機関に約10万個の小惑星の軌道が登録されており、地球の軌道の内側にも約500個発見されている。衝突すれば、地球環境に多大な影響を与え、カタストロフィーを招くといわれている直径1km以上の小惑星は全て発見したいと考えている。</p>
課題への対応策	<p>1. 事務所(東京)については、週3日非常勤職員を雇用した。</p> <p>2. 国際的な協力体制については、来年、日本で小惑星研究に関する国際会議を開催するよう理事長などが関係者にコンタクトをとっており、2001年10月に開催することとなった。</p> <p>3. 啓蒙活動に力を入れる。協会が旅費を負担し、公開講演会に講師を派遣している。</p>
行政との関係	<p>1. 科学技術庁の特別電源所在県科学技術振興事業補助金により(財)日本宇宙フォーラムが岡山県美星村に設置した宇宙デブリ等観測施設「美星スペースガードセンター」の観測運用業務を受託しており、その観測データを活用する。</p> <p>2. 同補助金により(財)日本宇宙フォーラムが岡山県上斎原村に建設予定のレーダによる宇宙デブリ等観測施設「上斎原スペースガードセンター」が2003年度に完成する予定であり、そのデータも活用していきたい。</p>
行政への要望	<p>美星スペースガードセンターで観測運用業務を受託し夜間の観測を行っているが、観測者の給与はかなり低いレベルで問題となっている。事務をする者がいないので、アルバイトに来てもらっているが、給与計算等は理事長自らが行わざるを得ない状況である。近隣に美星町立の天文台もあり、見学者が訪れることもあるので、事務と見学者の対応ができる人員を充実させたい。そのための支援をして欲しい。</p>
法人格について	<p>(法人格を取得した理由)</p> <p>観測施設の観測運用業務受託契約を締結するため。</p> <p>(効果)</p> <p>法人格があることにより(財)日本宇宙フォーラムと美星スペースガードセンターの観測運用業務受託契約を締結することができた。</p>
収益事業	<p>本及び雑誌等の出版、関連グッズ(ピンバッジ)の製造販売。</p>
所有財産	<p>特になし。</p>
代表者	<p>理事長は国立天文台助教授で58歳、男性。</p>
その他	<p>1. 聞き取り調査は、吉川真副理事長より行った。</p>

名称	特定非営利活動法人 ロボカップ日本委員会
所在地	東京都品川区
HP:URL	http://www.er.ams.eng.osaka-u.ac.jp/robocup/jnc/
所轄庁	東京都
申請年月日	1999年 8月16日
認証年月日	1999年12月 2日
登記年月日	1999年12月13日
事務所等	会員のオフィス等を適宜活用。登記上の所在地ではほとんど活動していない。
目的	<p>(定款)</p> <p>この法人は、人工知能及びロボット工学の研究、教育に携わる者に対して、研究開発の標準問題となるロボット・サッカー、ロボットによる災害救助等（以下「ロボット・サッカー等」という。）の競技会、学術会議及び教育セミナーの開催等に関する事業を行い、次世代の人工知能及びロボット工学を研究開発する基盤の提供に寄与することを目的とする。</p> <p>（なお、ロボカップ活動は、2050年までに完全自律型ヒューマノイド・ロボットのチームで、人間のワールドカップのチャンピオンチームに勝利することを最終目標に掲げている。）</p>
経緯	<p>1993年にロボカップのプロジェクトの構想が持ち上がり、国内、海外の研究者グループが連携し準備を進めた結果、1995年にロボカップ構想を発表し、欧米各国、日本で委員会を設立した。各国の委員会の法人母体としてロボカップ国際委員会（The RoboCup Federation）をスイス（ベルン）に非営利科学文化法人として設立・登記した。ロボカップ日本委員会の理事長が国際委員会の委員長を務めている。現在、国際委員会には世界36カ国から3千人以上の研究者や学生が参加しており、ナショナル・コミッティーが10数カ国で設立されている。</p> <p>そして第1回目の国際競技会であるRoboCup-97が1997年に名古屋で開催され、以降、毎年開催されている。2002年には、福岡などで開催される予定である。（韓国と共同開催）</p> <p>このように、国際委員会のメンバーとして活動を続けてきたが、日本でNPO法が施行されたのを受けて、法人化を行った。</p>
社員数、会員数	正会員（役員含む）と学生会員を合わせて31名。研究会員（企業）は0社。ロボカップの参加者・関係者は3～400名いる。
役員数	会長1名、理事長1名、専務理事1名、他の理事8名、監事2名、計13名
スタッフ	常勤なし。役員を中心に無報酬で活動・事務を実施している。
会費	正会員： 入会金 2,000円、年会費 3,000円（月250円） 学生会員： // 1,000円、 // 無料 研究会員： // 無料、 // 12万円（1口）
収支	・1999年度実績（12月～3月） 収入340千円、支出38千円、次期繰越301千円 ・2000年度予算（4月～3月） 収入15,740千円、支出15,740千円、次期繰越0千円
活動の種類 （定款より）	1. 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 2. 国際協力の活動
活動内容	<p>(定款)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ロボット・サッカー等の競技会の開催 2. ロボット・サッカー等に関連する学術会議の開催 3. ロボット・サッカー等に関連する教育セミナーの開催 4. ロボット・サッカー等に関連する調査及び研究 5. ロボット・サッカー等に関する普及及び啓発 6. 非営利科学文化団体ロボカップ国際委員会（スイス・ベルン市）が開催するロボット・ワールド・カップへの参加、協力

	<p>7. 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業</p> <p>(補足)</p> <p>「ロボット・サッカー等」には災害救助関係を含み、ロボットサッカーで生み出された技術を利用し、大規模災害時の救助戦略と、救助ロボットの開発を推進する活動「ロボカップ・レスキュー」を実施している。具体的活動の一つとして、大規模な災害時に建造物や道路の配置、気象条件など複数の条件を織り込んだ被害予測が可能で、災害時に最も適した人命救助方策も判断できる「救助戦略シミュレーションソフト」を開発した。このソフトの開発には第一線の研究者約 50 人が 1 年がかりで携わった。現在、複数の自治体が導入を検討している。</p> <p>また、小学生などを対象に、キットの作成等により簡単にロボカップの活動に参加できるリーグである「ロボカップ・ジュニア」を各地で開催し、普及に努めている。</p> <p>この他、書籍の編著も実施している。(既に「ロボカップ・レスキュー」を刊行、他に一般向けを数冊執筆中)</p>
課題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会員が少なく、会費収入が少ない。会員数の拡大。 2. 会員数を拡大しても、会費だけでは運営できない。競争的研究資金の獲得などが必要であるが、ほとんど NPO に門戸が開かれていない。 <p>非営利組織であっても、中核にはプロフェッショナルがいないと本格的な活動は難しい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. しかし、「NPO」すなわち「ボランティア」、「費用がいらぬ」という社会的認識が広がってしまっている。また、現在の活動は本業の合間に無報酬で行っているため、本業が忙しいと活動に支障が生じる。 4. 法人所得税の免除、寄付金についての税制の優遇措置が望ましい。寄付金の税制優遇措置があれば寄付をしてもよいという企業もある。 5. 将来的には、米国のソーク研究所、スクリップス研究所のような自前の研究所、研究スタッフ、事務スタッフを持った NPO にしたい。公的資金を受け入れるとともに、NPO として大学にも資金を出していくようなファンディング機能も持ちたい。 6. 現行の NPO 法の 12 分野には基礎研究などの分野がないので、やむを得ず「文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」をあげている。
課題への対応策	<ol style="list-style-type: none"> 1. ロボカップ参加者などへの会員勧誘。 2. 通産省所管の日本情報処理振興事業協会 (IPA) からソフトウェア開発を受託した。 3. NPO 型研究機構設立の必要性等の課題を行政にもアピールしている。
行政との関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 杉並区、名古屋市、岐阜市等の自治体の資金によりロボカップ・ジュニアを開催した。杉並区、横浜市、岐阜市、福岡市等の自治体が 13 年度から大規模災害のシミュレーター作成を当委員会に委託することを検討中である。 2. 2001 年開催予定の「ロボフェスタ」に参加協力する。 3. 国から委員会への直接の支援はないが、通産省所管の日本情報処理振興事業協会からソフトウェア開発を受託している。 4. 委員会とは直接関係ないが、役員が多くは国公立大学、公的研究機関に勤務している。
行政への要望	<ol style="list-style-type: none"> 1. NPO 型研究所の実現に向けて支援してほしい。 2. 税制の優遇措置を認めてほしい。 3. 競争的研究資金の獲得に NPO が参加できるようにしてほしい。 4. 幾つかの自治体が災害救助シミュレーターの導入を検討しているが、このようなシステムの開発・導入に対する国の助成が望ましい。 5. 本格的な活動を行い、事務処理や会計処理、さらに法律問題の解決などを専門家に依頼することになれば多大な費用がかかる。このような費用に対する支援をしてほしい。 6. 実際の活動拠点 (現在行っている研究プロジェクトのオフィス) を所在地として登記できるようにしてほしい。 7. 役員や会員への通知は郵送することになっているが、電子メールでも可してほしい。
法人格について	<p>(法人格を取得した理由)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 行政、社会に対する認知を得るため。 2. 契約を締結することができ、事業の受け皿になることができる。

	<p>(効果)</p> <p>ちょうど、ロボカップ活動が認知される時期とも重なったこともあって、ほぼ、狙い通りの効果があり、事業も受託できた。</p>
収益事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. ロボット・サッカー等に関連する出版（「ロボカップ・レスキュー」） 2. ロボット・サッカー等に関連する映像の販売（映像権） 3. ロボット・サッカー等に関連する物品の販売（競技会のビデオ販売等） 4. ロボット・サッカー等に関連する無体財産権の実施許諾（ロゴ、ソフトウェア等）
所有財産	<p>コンピューター、携帯電話、ソフトウェア著作権、現金</p>
代表者	<p>会長は、知能・機能創成工学が専門の大阪大学教授で、男性、47歳。</p>
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当団体としては、ロボットや災害救助関係において、公的機関や企業の求めに応じ、当委員会や国際委員会が所有しているソフトウェア等はもちろん、関係研究機関、大学が所有しているものを組み合わせて構築したシステムを作成することができる。当然、ライセンス関係も整理することになり、まさにTLO機能を果たすことができる。 2. 現在、ロボット関係の普及のための資金がロボフェスタに集中しているので、その他にもロボットを用いた教育方法の研究等に資金を提供してほしい。 3. ロボカップ国際委員会は、日本委員会理事長が代表を務めるなど、日本委員会のメンバーが主力になって活動している。 4. 理事長は、研究開発を実施している立場から、「競争的環境の欠如」、「中立的な研究機構の欠如」、「ベンチャー的基礎研究所の欠如」を日本の基礎研究の制度的問題点としてあげ、「NPO研究所」の政策的な支援を求めている。 5. 聞き取り調査は、北野宏明理事長、松原仁専務理事及び石黒周事務局長より行った。

名称	特定非営利活動法人 ウェアラブル環境情報ネット推進機構 (WIN の会)
所在地	東京都文京区
HP:URL	http://www.npowin.org/index.html
所轄庁	東京都
申請年月日	2000年 4月 7日
認証年月日	2000年 8月 4日
登記年月日	2000年 8月13日
事務所等	東京都文京区のビルの1室を賃借。
目的	<p>(定款)</p> <p>この法人は、ウェアラブル・インフォメーション・ネットワークに関するサービスの開発を行うことにより、本技術の保健・医療・福祉の推進、環境保全、防災などに関する事業を行い、もって豊かで充実した社会づくりに寄与することを目的とする。</p> <p>(注)</p> <p>「ウェアラブル・インフォメーション・ネットワーク」とは、マイクロマシン技術、マイクロセンサ技術、ネットワーク技術の融合により、動植物、人間、人工物に微小端末(ネイチャーインタフェイサ)を付け、ワイアレスでその状態のセンシングを行うこと。(「ネイチャーインタフェイサ」とは、各種の情報をとらえて、腕時計サイズのコンピュータでA/D変換して認識処理し、この情報を無線で発信するデバイスである。)</p>
経緯	<p>このNPOの前身は、1999年1月、現在理事長である国立大学教授を中心にウェアラブル・インフォメーション・ネットワーク関係の大学や企業の研究者など二十数名が参加してつくられた「ウェアラブル・インフォメーション・ネットワークの会」(当初は「ウェアラブル・コンソーシアムを考える会」)であり、1ヶ月に1回のペースで会合を開き、情報の交換や会の運営の検討を行ってきた。その結果、NPO法人として活動することとなり、2000年2月、26名が出席して設立総会を開催し、4月に東京都に対しNPO法人格取得を申請、8月に認証された。</p> <p>2001年1月、隔月の雑誌「ネイチャーインターフェイス」の発行を開始した。</p>
社員数、会員数	法人及び団体会員 約30団体 個人会員 約200名
役員数	理事長1名、副理事長2名、他の理事8名、監事2名、計13名
スタッフ	有給の常勤スタッフ1名。
会費	法人及び団体会員： 入会金 当面なし 年会費 100,000円以上 個人会員： " " " 5,000円以上
収支	・2000年度予算(8月～5月) 収入 8,700千円、支出 8,700千円、次期繰越0千円 ・2001年度予算(6月～5月) 収入 14,000千円、支出 14,000千円、次期繰越0千円
活動の種類 (定款より)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 2. 環境の保全を図る活動 3. 災害救助活動 4. 前号各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
活動内容	<p>(定款)</p> <p>特定非営利活動として、次のことを行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ウェアラブル・インフォメーション・ネットワーク(以下「WIN」という。)に関する技術の現状及び将来像の調査研究 2. 保健・医療・福祉、環境保全、災害防止などの分野におけるWINに関する製品・サービス及び市場の現状及び将来像の調査研究 3. 保健・医療・福祉、環境保全、災害防止などの分野におけるWINに関する普及啓蒙 4. 保健・医療・福祉、環境保全、災害防止などの分野におけるWINの進展に伴い発生

	<p>すると思われる技術的及び制度的課題に関する調査研究</p> <p>収益事業として、次のことを行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保健・医療・福祉、環境保全、災害防止などの分野における WIN に関する出版事業 2. 保健・医療・福祉、環境保全、災害防止などの分野における WIN に関するサービス開発 3. 保健・医療・福祉、環境保全、災害防止などの分野における WIN に関する新たなサービスの開発事業化及び企業化の推進 <p>(現在までの主な活動)</p> <p>6 つのワーキンググループ (生体情報センシング、ウェアラブル光メモリ、環境情報センシング、動物情報センシング、ウェアラブルネットワーク、マイクロエネルギーシステム) が研究開発を行っている。研究テーマの一例をあげれば次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カラスなどの野生動物の活動をモニタリングする情報通信システム構築。 ・においや二酸化炭素、窒素酸化物の環境外情報センシングと人体の脈拍、血流、体温の生体情報同時計測、その相関関係の研究。 <p>NPO 法人創設後、「WIN News Letter」を発行してきたが、これを発展的に組み込んで 2001 年 1 月に隔月発行の雑誌「ネイチャーインターフェイス」の創刊号を企画発行 (価格は 2000 円) し、本格的な出版事業に乗り出した。なお、この雑誌の発行業務は、この NPO の個人会員数人が出資した株式会社にあウトソーシングしている。</p>
課題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 活動資金を確保すること。 2. 米国では、バイオテクノロジーなどの分野で、数百人が常駐し基礎研究を行う NPO が活動を開始しつつあり、新たな研究拠点となろうとしている。当機構も、将来的には、大学と連携し、民間及び行政からの資金提供を得て、米国の基礎研究 NPO のような規模 (目標: 100 人の研究者、100 億円の資金) の研究拠点となる NPO に成長したい。
課題への対応策	競争的研究資金の獲得に努めるなど、政府や政府系法人から NPO への資金ルートを作っていくたい。
行政との関係	現在のところは特になし。
行政への要望	<ol style="list-style-type: none"> 1. 技術 NPO を育てていくという考えを持って、競争的研究資金を含め、政府や政府系法人からの資金が流れやすいような環境を整備してほしい。 2. NPO 法の特定非営利活動に研究開発などの分野を入れてほしい。
法人格について	(法人格を取得した理由) 社会的信用を得るため。 (効果)
収益事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保健・医療・福祉、環境保全、災害防止などの分野における WIN に関する出版事業 2. 保健・医療・福祉、環境保全、災害防止などの分野における WIN に関するサービス開発 3. 保健・医療・福祉、環境保全、災害防止などの分野における WIN に関する新たなサービスの開発事業化及び企業化の推進
所有財産	特になし。
代表者	理事長は、環境情報マイクロシステムが専門の東京大学教授で、男性、58 歳。

その他	<ol style="list-style-type: none">1. NPO 内部の執行体制として、①組織・広報部会、②事業・社会部会、③出版部会、④技術部会、⑤経営企画部会という 5 つの部会を設置し、各部会長には理事が就任している。出版部会は雑誌「ネイチャーインターフェイス」を企画しアウトソーシングにより出版、経営企画部会は外部資金獲得のための研究開発計画提案を作成する。2. 聞き取り調査は、板生清理事長より行った。
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

名称	科学技術への市民参加を考える会
所在地	埼玉県比企郡鳩山町
HP:URL	http://ccsimail.ccs.dendai.ac.jp/~wakamats/index.html
所轄庁	—
申請年月日	—
認証年月日	—
登記年月日	—
事務所等	大学の研究室を連絡先としている。会合は都内の会議室等を使用。
目的	<p>2回にわたるコンセンサス会議開催の経験を活かし、科学技術への市民参加を図るため、コンセンサス会議方式の採用を（さらにはその他の参加方法をも）社会に提案し、支援していくための継続的組織である。</p> <p>（科学技術への市民参加といっても、単に意見を聞くというのではなく、科学技術の社会的受容の判断など、政策に結びつくような参加の仕方を念頭に置いている。）</p>
経緯	<p>日本におけるコンセンサス会議の試みとして、第1回の「遺伝子治療を考える市民の会議」は1998年1月から3月にかけて関西で、第2回「高度情報社会——特にインターネットを考える市民の会議」は1999年5月から9月にかけて東京電機大学鳩山キャンパスで開催された。これら二つの「市民の会議」は、研究であると同時に、社会への提案、「科学技術への市民参加」方式の提案でもあった。そして、この2回の経験を通じて、日本においてもこの方式は十分使えることが見えてきたと考えるところとなった。</p> <p>この2回の会議は研究者グループである「科学技術への市民参加」研究会が行ったものであるが、1999年9月に開かれた第2回目コンセンサス会議の公開シンポジウムにおいて、若松代表がNPOの設立を呼びかけ、11月の設立となった。その背景には、第2回目のコンセンサス会議に参加した市民パネルの意向もあった。</p> <p>新たに設立されたNPOは、研究者を中心としつつも、半分以上が研究者以外の一般市民である。</p> <p>（コンセンサス会議とは、一般市民十数名（市民パネル）が、問題とする科学技術についてさまざまな専門家の説明などを聞いた上で、討論を行なって合意（コンセンサス）を得るよう努力し、日常生活、一般市民という視点から意見や提案をまとめる会議方式。1980年代後半にデンマークで「市民によるテクノロジー・アセスメント」の一環として生み出され、1990年代半ばから世界各国で試みられているもの。）</p>
社員数、会員数	<p>会員 約40名（役員含む）</p> <p>メーリングリストの参加者は80名強。</p>
役員数	代表1名、事務局長1名、運営委員会10名 うち 会計1名、会計監査1名
スタッフ	常勤なし。会員が無報酬、交通費等各自負担で活動を行っている。
会費	入会金 なし、年会費 3,000円
収支	・1999年度実績（10月～3月） 収入約100千円
活動の種類（定款より）	—
活動内容	<p>基本的には、ワーキンググループを組織して活動を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会報「混線さす通信」の発行（年3～4回）、ホームページの設置、運営。 2. パンフレットの作成（作成中） 3. コンセンサス会議実施のマニュアル（クック・ブック）の作成（12万字程度。現在作成中、来年刊行予定） 4. 会合、打ち合わせ（設立以来10回弱開催、2000年7月には東京のホテルで1泊の合宿を開催） 5. 神奈川県自治総合センター、藤沢市、NTT データ経営研究所主催の30名の自治体職

	員が参加したセミナー、NPO である都市環境教育研究会などにおいて、代表や会員数名がコンセンサス会議の説明などを実施している。
課題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 財政的基盤が弱い。 2. 1. と関連するが、資金が少ないため、ファシリテーター（コンセンサス会議の司会を務め、コンセンサス文書をつくるまで、市民パネルの活動・議論を助ける）やオーガナイザーの養成ができない。プロとしての実力を養成するためには、人件費に加え、研修・教育費や活動資金も必要である。これらの資金がないため、仕事を受けるだけの力なく、したがって収入も少ないという悪循環に陥っている面がある。 3. 将来的には、テクノロジー・アセスメントの責任を負うべきと考えられる官庁、自治体、業界団体、学会などから、会としてコンセンサス会議の開催（運営一式）を受託したい。
課題への対応策	<ol style="list-style-type: none"> 1. コンセンサス会議その他のイベント会場、NPO センター、自治体などで会のパンフレットやフライヤーを配布し、会員の勧誘を行う。 2. 民間の助成財団への助成申請。（ただし、プロジェクトベースのものが多く、テーマの性格から採択されることは容易ではない）
行政との関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 神奈川県自治総合センター、藤沢市、NTT データ経営研究所主催の 30 名の自治体職員が参加したセミナーなどにおいて、代表や会員がコンセンサス会議の説明などを実施している。 2. 代表が農林水産省関係（遺伝子組み換え食品）や科学技術庁関係（ヒトゲノム）のコンセンサス会議に関係している。
行政への要望	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般的に、NPO に対する税制などの支援が充実することが望ましい。 2. 行政などから会にコンセンサス会議の開催を委託してほしい。直接委託ができないのであれば、受託したシンクタンクなどの機関の手伝いをさせて欲しい。例えば、ボランティアで参加する、雇用してもらうなどの手段があるのではないかな。 3. 行政が発行する広報誌などで、コンセンサス会議など科学技術への市民参加の考え方を発表する機会を与えて欲しい。会として難しいならば、会員個人としてでも良い。
法人格について	<p>法人化が助成や事業委託の条件であれば、直ちに行きたい。 しかしながら、今のところメリットは期待できないと考えている。 また、現在はクックブックの作成に会のマンパワーを取られているので、クックブック作成と NPO 法人の設立手続きを同時に行うことは出来ない状況である。</p>
収益事業	なし。
所有財産	なし。
代表者	代表者は科学技術社会学、科学技術コミュニケーション論が専門の東京電機大学教授、男性、57 歳。
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会の組織体制としては、事務局、運営委員の他に、必要に応じてメンバーが自発的に立ち上げたワーキング・グループがある。2000 年 3 月末現在、「HP（ホームページ）」、「会報」、「普及啓発」、「ワークショップ」、「プロモーション」の 5 グループがある。 2. 科学技術への市民参加の方策として、コンセンサス会議の他に、フューチャーリサーチなどの手法についても研究している。 3. 聞き取り調査は、若松征男代表及び鎌木孝昭事務局長より行った。

名称	原子力資料情報室
所在地	東京都中野区
HP:URL	http://cnic.jca.apc.org/
所轄庁	東京都
申請年月日	1999年 3月11日
認証年月日	1999年 9月 7日
登記年月日	1999年 9月21日
事務所等	東京都中野区東中野駅近くのビルの1フロアを賃借。賃貸料は月額65万円程度（光熱費は除く）
目的	（定款） この法人は、原子力に依存しないエネルギーシステムの確立をめざす立場から、産業界とは独立に、原子力の開発利用の動向及び安全性に関する調査研究や原子力に代わるエネルギーシステムに関する調査研究などの事業を行い、もって全ての生活者の生命及び健康の確保と地球環境の保全を図り、社会の健全な発展と向上に寄与することを目的とする。
経緯	1975年9月、常駐者1人で活動を開始した。その後、原子力問題に関する専門的な機関として活動し、その存在も次第に認められるようになってきた。現在はスタッフ9人とボランティアの人たちが働いている。 これまでの活動の具体的なものとして、1993年に日本原子力産業会議と共催でプルトニウム問題に関する対話集会を開催したこと、高速増殖炉「もんじゅ」火災事故に際して、独自に事故の「総合評価会議」を発足させたこと、1995年から2年計画の「国際MOX評価プロジェクト」を主宰したことなどがあり、これらの活動によって、国の原子力政策に対するチェック機能や、国際情報センターとしての役割も年々拡大している。 1999年1月にNPO法人格取得申請に向けての設立総会を開催し、東京都に申請の結果、9月にNPO法人として認証された。 原子力に関して異なる立場の人や組織とも共通のテーブル上で議論することを視野に置いて活動している。
社員数、会員数	・正会員660名（2000年12月現在、役員含む） ・賛助会員 約1,800名 ・「通信」購読のみ会員 約510名
役員数	共同代表3名、他の理事6名、監事1名、計10名。 事務局長1名（共同代表の1名）。
スタッフ	常勤9名（事務局長含む）で有給。 他に必要に応じて、随時、ボランティアが参加。 役員報酬：共同代表は月額3万円（事務局長は除く）。他の理事は月額1万円。
会費	正会員 : 入会金 なし、年会費 10,000円 賛助会員 : " なし、" 6,000円 「通信」購読会員 : " なし、" 3,500円 「NUKE INFO TOKYO」賛助購読：年会費 5,000円 「NUKE INFO TOKYO」購読のみ : " 3,000円
収支	・1999年度実績 収入 62,746千円（うち収益事業4,184千円） （4～3月） 支出 62,452千円（" 3,978千円） 次期繰越 293千円（収益事業収支差206千円→本体会計に繰入） ・2000年度予算 収入 58,300千円（うち収益事業4,500千円） （4～3月） 支出 58,050千円（" 4,000千円） 次期繰越 250千円（収益事業収支差500千円→本体会計に繰入）
活動の種類 （定款より）	1. 環境の保全を図る活動 2. 国際協力の活動 3. 社会教育の推進を図る活動

	<p>4. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動</p> <p>5. 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</p>
活動内容	<p>1. 調査及び評価研究 産業界から独立した立場で調査・評価研究を実施している。これまでに「原発事故の災害評価」、「核燃料輸送時の災害評価」などを行ってきた。</p> <p>2. 資料集めと整理・分析 この団体の活動の中心であり、日刊紙 10 紙、英文紙 5 紙、その他に国内外の雑誌が 50 誌以上、各種論文や報告書をデータとして蓄積している。集めたデータの分析や、政府・原子力産業の政策や報告書などに対する批判・検討も重要な活動として行っている。</p> <p>3. 政府・委員会のウォッチング 原子力委員会など、公開で開催されている会合をウォッチングし、政府内部の動きを広く伝えている。</p> <p>4. 「原子力資料情報室通信」の発行 1976 年 1 月以来、発行を続けている月刊の機関誌「原子力資料情報室通信」(B 5 判・16 ページ) を発行している。</p> <p>5. パンフレット・リーフレットの発行 原子力に関するさまざまなテーマについてまとめたものを、年 2～3 冊のペースでパンフレットやリーフレットとして発行している。</p> <p>6. 公開研究会の開催 その時々ホットな話題をテーマにした公開研究会を年 3～4 回開いている。</p> <p>7. 国際会議・シンポジウム等の主催 1994 年から 1999 年の間に 6 回開催している。(2000 年は開催せず)</p> <p>8. 「NUKE INFO TOKYO」(英文誌) の発行 海外に日本の状況を伝えるため、1987 年秋から、隔月刊で英文の脱原発ニュース「NUKE INFO TOKYO」(B5 判・10 ページ) を発行している。</p>
課題	<p>1. 収入の確保。</p> <p>2. 前代表が 2000 年 10 月に亡くなったため、その対応、特に組織の安定化が当面の課題の一つである。また、長期的にみても、組織をどのように安定化・活性化していくかは重要な課題である。</p> <p>3. 調査研究課題を確実にこなしていくことが必要であるとともに、今後、どのような質のものを展開していくかが課題である。</p>
課題への対応策	<p>1. 収入の確保のため、次のようなことを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会員増加の努力。 ・ 民間財団からの助成金の申請を行う。既に、内外の団体から助成金を受けている。 ・ NPO 法人に関する税制上の優遇措置、特に、寄付に対する優遇措置を要望している。そのために、「C's (シーズ、市民活動を支える制度をつくる会)」の会員になっている。 <p>2. 組織については、総会、理事会、スタッフを通じて、組織的な動きをスムーズに展開するよう努力している。</p>
行政との関係	<p>1. 原子力委員会主催の「原子力政策円卓会議」に出席した。</p> <p>2. 科学技術庁主催の「放射性廃棄物シンポジウム」に出席した。</p> <p>3. 原子力政策に対する考え方や立場は異なるが、共通のテーブルの上で議論していきたいと考えている。</p>
行政への要望	<p>1. 原子力政策については、円卓会議、原子力長期計画策定会議の委員との対話などの機会を通じて意見を表明してきたし、また、原子力長期計画案に対する国民からの意見募集でも撤退を求めるものが多かったはずであるが、このような意見を計画や政策に反映すべきである。</p> <p>2. 情報公開が進んできてはいるが、本当に必要な情報でも都合が悪いものは出てこない。求められた情報は出して欲しい。</p> <p>3. NPO 法人への寄付に対する税制の優遇措置を講じて欲しい。</p>
法人格について	<p>(法人格を取得した理由)</p> <p>1. 組織の継続性の保証。人が入れ替わっていても、組織が継続していくため。</p>

	<p>2. 社会的な認知が高まる。</p> <p>3. 調査研究事業を受託したい。</p> <p>(効果)</p> <p>1. 組織の継続性については、法人化によって達成できたのではないかと。</p> <p>2. マスコミなどからコメントを求められる機会が増えたのは、法人格の取得も影響していると考えられる。</p> <p>3. 調査研究事業を受託するまでには至っていない。</p>
収益事業	当初はパンフレットの作成や書籍の出版などを収益事業と考えていたが、東京都の見解などもあり、これらも特定非営利活動に係る事業に含めるように見直しを行っている。
所有財産	大量の関係資料を集積しているとともに、事務所において、スタッフ1人に1台のパソコン、机、椅子、さらに会議や作業用のテーブル等事務に必要な機材を所有している。
代表者	共同代表は、当団体常勤の男性（49歳）、新聞編集長の男性（54歳）、大学の兼任講師（63歳）
その他	1. 聞き取り調査は、伴英幸共同代表より行った。

名称	L P I - J a p a n (Linux Professional Institute Japan)
所在地	東京都渋谷区
HP:URL	http://www.yesitis.co.jp/LPIJ/
所轄庁	東京都
申請年月日	2000年 3月31日
認証年月日	2000年 7月14日
登記年月日	2000年 7月28日
事務所等	東京都渋谷区にある会員企業のオフィスを使用。
目的	<p>(定款)</p> <p>この法人は、コンピュータ情報システム関連技術者または、コンピュータユーザ等を対象に、リナックス (オペレーティング システム) の技術者認定試験を実施し、特定非営利活動法人であるリナックス プロフェッショナル インスティテュートと協力してエルピー アイ ジャパンは各レベル (三段階) に応じた技術認証を第三者機関として与える事業を行ない、日本におけるリナックス (オペレーティング システム) の普及・促進を図ることを目的とする。これらの事業は、我が国の情報社会の進展と情報化経済への構造転換に資するなどの公益性を鑑み、特定非営利活動法人として日本経済の活性化に寄与することを旨とする。</p>
経緯	<p>1. LPI 本部 (Linux Professional Institute : リナックス・プロフェッショナル協会) について</p> <p>1998年8月、CLUE (カナダ・ナショナル Linux ユーザー団体協会) 結成にあたり、Linux 技術認定サービスについて議論されたことが発端となって、Linux 技術者の世界的な認定機関である「LPI」が設立され、1999年10月にカナダ、ニューブランズウィック州政府より非営利法人として認可された。カナダに本部を置いたのは、インターネット上で役員会を開催することが可能であるため、キーメンバーにカナダ人がいたためなどの理由による。この協会は、米国を中心に全世界で Linux 技術者の認定試験を行っている。</p> <p>2. LPI-Japan について</p> <p>1999年10月、米国ネバダ州ラスベガスで開催された COMDEX (コンピュータの世界最大規模のイベント) において、現在の LPI - Japan 理事長が米国 LPI の役員と会談し、日本でも Linux 普及の重要性が増しつつあり、LPI のような機関を設立する必要があると申し出たのが発端である。LPI 本部は、日本での LPI 活動の条件として、NPO による組織化を要請した。その意向に沿って、1999年12月 LPI Japan 設立準備事務局が東京都渋谷区の企業内に設置され、公益法人や団体化の途を探り、検討を重ねた結果、特定非営利活動促進法による法人化が最も目的に副い適合性があると判断された。そして、情報関連の7つの企業と1つの大学に所属する設立発起人により、日本法人として「LPI-Japan」が設立されることとなり、2000年3月、東京都に NPO 法人格取得申請を行い、7月に認証・登記された。</p>
社員数、会員数	<p>・個人正会員 0名</p> <p>・賛助正会員 (5段階の種別あり) 18名 (企業17、大学学部1)</p>
役員数	理事長1名、副理事長1名、他の理事3名、監事1名、計6名
スタッフ	現在、スタッフはいないが、近々、非常勤の事務局長 (45歳男性、会社社長) を月額50万円で雇用する予定である。

会費	<p>個人正会員：入会金、会費 なし</p> <p>賛助正会員：種別に応じて、入会時に以下の会費を支払う。</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) プラチナ</td> <td>500 万円</td> <td>(9社)</td> </tr> <tr> <td>(2) ゴールド</td> <td>250 万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) シルバー</td> <td>150 万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) ブロンズ</td> <td>50 万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) コントリビュータ</td> <td>10 万円</td> <td></td> </tr> </table>	(1) プラチナ	500 万円	(9社)	(2) ゴールド	250 万円		(3) シルバー	150 万円		(4) ブロンズ	50 万円		(5) コントリビュータ	10 万円	
(1) プラチナ	500 万円	(9社)														
(2) ゴールド	250 万円															
(3) シルバー	150 万円															
(4) ブロンズ	50 万円															
(5) コントリビュータ	10 万円															
収支	・2000 年度予算 (3~3月) 収入 52,000 千円、支出 51,812 千円、次期繰越 188 千円															
活動の種類 (定款より)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会教育の推進を図る活動 2. 文化の振興を図る活動 3. 国際協力の活動 															
活動内容	<p>(定款)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この法人は、Linux 技術者認定試験を実施し、日本のコンピュータ、情報システム関連技術者を対象にした Linux 技術の認証を第三者機関として与える事業を行なう。この成果を通して L P I Japan は、新たな情報社会教育の発展に寄与する活動を行なっていく。 2. この法人は、イベントや関連する展示会へは主体的かつ、積極的に広報活動を行ない、我が国の新しい情報文化の健全な振興を図る。 3. この法人は、米国をはじめ全世界網で、Linux の技術者認定を行なっている Linux Professional Institute (以下 L P I と称す) と姉妹・連携関係をもとに運営し、Linux の技術者認定を通じて Linux の普及・促進のための国際協力活動を行なう。 4. この法人は、その他前項に関連する Linux の啓蒙普及活動を主体的に行なっていく。 <p>(実際の活動)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日本語による Linux 技術者認定試験については、2000 年 12 月から受験可能である。年間 2 千名の受験を見込んでいる。世界共通基準による 3 段階 (レベル 1~3) のうち、現在はレベル 1 の試験を 2 科目実施している。試験は、米国の世界的なコンピューター技術者試験代行会社と提携し、同社の日本国内提携会社である株式会社 (NTC) の 45 箇所の施設を試験会場として、オンラインで実施している。1 科目の受験料は 15,000 円で、試験は 60 問をマウスのみを用いて 90 分で回答する。 2. 賛助会員数は 18 であり、そのうち 9 社は会費 500 万円のプラチナ会員となっている。他の会員については、未定。今後、できるだけ多くの企業から寄付を募り、レベル 2 以降の英語の試験を日本語に翻訳する。 3. 近々、組織替えをして、理事を責任者とする分科会を設け、役割を分担する予定である。理事長は各分科会の取りまとめを行う。 															
課題	<ol style="list-style-type: none"> 1. LPI 本部との連携をどのようにとっていくか。試験問題の日本語翻訳を日本で行うことについては、漏洩防止やサイコメトリシャン (Psychometrician) といわれる試験問題作成を行う専門家の確保などの点で条件が厳しいため、LPI 本部が翻訳を行ったが、予定した期限に間に合わず、事前の広報が十分でなかったことがあった。 2. Linux は特定の企業に結びついた OS ではないので、政府にも Linux を広める旗振りをやってもらいたい。技術者認定試験についても、政府から何らかの推薦やお墨付きをもらいたい。 															
課題への対応策	<ol style="list-style-type: none"> 1. LPI 本部との関係については、本部の者を LPI-Japan の役員に入れるとともに、LPI-Japan の理事長が本部の理事となる人事交流を行うことを予定しており、かなり改善されると考えられる。 2. また、これまでの OS 関係の国際的な資格認定試験をみると、日本の割合が高い。これは、日本企業が資格を重視することや、国民性によるものと考えられ、Linux の技術者認定試験についても、今後は日本の受験者が占める割合が高くなると予想される。このことによって、LPI-Japan の貢献度が大きいとみなされ、LPI 本部における発言力が強くなると考えられる。また、ネット上で試験問題の改善提案を受け付けることになっているが、日本からの受験者が増え、改善提案が多く出されれば、日本に合った試験内 															

	容に改善されていくことも考えられる。
行政との関係	現在は特にないが、監事が、政府の情報通信技術（IT）戦略会議の構成員である。
行政への要望	<p>1. Linux の普及についていろいろとサポートしてほしいが、特に、技術者認定試験については、何らかのいわゆる「お墨付き」がほしい。そのために付帯条件が付くとしても、Linux の基本的な考え方に合うものならば受け入れたい。特定の国や企業に依存しない中立の OS であり、認定試験であるので、中国では国家試験とする動きもある。</p> <p>2. 今後は、Linux の分野でどのくらい貢献できるかが De Facto Standard になる。例えば、公的な研究所が Linux の改善に貢献し、それによって評価を得ることも望ましいことである。</p>
法人格について	<p>(法人格を取得した理由) 設立時のカナダの LPI 本部からの要請もあり、非営利法人である本部と同様の組織形態とした。</p> <p>(効果) 東京都が認証している法人ということで、賛助会員の募集や受験生の確保などの面でメリットが大きいと思われる。</p>
収益事業	なし。
所有財産	なし。
代表者	理事長は情報関連会社社長で、男性、56 歳。
その他	1. 聞き取り調査は、成井弦理事長より行った。

名称	日本技術者連盟
所在地	東京都港区
HP:URL	作成中
所轄庁	東京都
申請年月日	1999年 9月 日
認証年月日	2000年 1月17日
登記年月日	2000年 2月 8日
事務所等	東京都港区のビルに事務室と会議室を賃借。
目的	(定款) わが国の産業諸分野、部門において技術革新の基盤形成に先導的役割をになう技術者〔Engineers〕の職種をこえて横断的、共同体として技術者職域の多様化、流動化等に対応し、技術者業務の高付加価値化の推進を図り、社会的経済的評価を高めて、技術者の使命達成に努めると共にとりわけ、技術者及び関係者並びに協力者等による地球規模的大気環境問題や廃棄物処理・再利用問題解決のための取り組み等による技術レベルの向上化と広範囲な社会貢献の高度化を図り、不特定多数のものの利益の増進と、わが国の技術立国施策に寄与することを目的とする。
経緯	2000年、NPO法人格取得と同時に設立された。現在、事業化に向け、いくつかの事業化研究会・協議会で具体的な活動を検討中である。すでに実行に移しているものは、野球のバットの原料育成を図る「アオダモ資源育成研究会」のみである。
社員数、会員数	正会員 20人 (役員含む) (2000年2月現在)
役員数	会長1名、他の理事7名、監事2名、計10名。他に顧問3人、事務局長1名。
スタッフ	事務局長等3人 (うち女性1人) が事務所に常勤している。
会費	正会員 入会金 10,000円、年会費 12,000円 賛助会員 (企業) 入会金なし 年会費 60万円
収支	・1999年度実績 (2月～3月) 収入 1,000千円、支出 53千円、次期繰越 947千円
活動の種類 (定款より)	1. 社会教育の推進を図る活動 2. 環境の保全を図る活動 3. 地域安全活動 4. 国際協力の活動
活動内容	(定款) 1. 特定非営利活動に係わる事業 (1) 技術者及び不特定多数の市民・関連団体への人事処遇、報酬制度の調査並びに改善に関する事業 (2) 内外関係機関、団体との協力並びに交流に関する事業 (3) 技術者及び不特定多数の市民・関連団体への社会的貢献及び国際的貢献 (4) 技術者及び不特定多数の市民・関連団体への地球的環境保全への貢献 (5) 技術者及び不特定多数の市民・関連団体への廃棄物問題の改善及び社会的貢献 (6) 国際的に通用する技術者及び技術者候補のための資格試験及び認定試験等の実施及び普及 (7) 技術者の社会的役割及び流動性等に関する研究 (8) その他第3条の目的を達成するために必要な事業 (9) 上記各号に係わる研究会、講演会、セミナーの開催 2. 収益事業 (1) 技術者及び不特定多数の市民・関連団体への職域、職務の啓発、普及並びに斡旋に関する事業

	<p>(2) 技術マネジメントの研究、開発並びに技術者教育に関する事業</p> <p>(3) 技術者及び不特定多数の市民・関連団体の活動情報提供と紹介派遣に関する事業</p> <p>(4) 技術者及び不特定多数の市民・関連団体の能力向上のための技術情報サービス等の提供事業</p> <p>(5) 技術者及び不特定多数の市民・関連団体への職務、業務の進歩改善に関する情報資料の収集事業</p> <p>(6) 各種刊行物の発行、配布</p> <p>(実際の活動)</p> <p>これまでに実施した活動は、野球バット用のアオダモ資源育成である。会長が野球バットの研究者であり、プロ野球のバット問題を検討するコミッショナーバット問題諮問委員会の委員長であった関係などから、当団体はプロ・アマ野球関係者、バット生産者などによる「アオダモ資源育成の会」の事務局を務めている。これは、北海道天然林のアオダモが木製バットの原材料として世界一といわれており、かつ、その育成に 70 年以上を要し資源的に厳しい状況にあることから、国有林、北海道大学などの協力を得て、将来にわたってアオダモの資源を育成するための植栽、保育、調査、研究を行う活動である。</p> <p>その他に、研究会や協議会を立ち上げ、次のようなプロジェクトの事業化を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ TRUSTe シール認証機構（セキュリティ技術評価センター協議会）（注：「TRUSTe」とは、プライバシー保護に関する米国の非営利団体であり、プライバシー保護認定シールを発行している） ・ ハイスクールラーニングメディア協議会（高校生に対する資格試験の講義等をインターネット、衛星放送などで配信する） ・ コーポレイトラーニングメディア協議会（上記の社会人版）
課題	本格的な活動はこれからであり、現在のところは特になし。
課題への対応策	同上
行政との関係	アオダモ資源育成活動において、北海道森林管理局が協力した。
行政への要望	現在のところ特になし。
法人格について	<p>(法人格を取得した理由)</p> <p>技術分野は多岐にわたっている中で、NPO 法人であれば、財団法人や社団法人のように監督省庁にとらわれずに横断的な活動ができる。</p> <p>また、社会貢献などを考えれば、親睦会のようになりがちな任意団体では意味がない。</p> <p>(効果)</p> <p>本格的な活動はこれからであり、現在のところ効果ははっきりしない。</p>
収益事業	なし。
所有財産	なし。
代表者	理事長は電子工学が専門の元芝浦工科大学長、男性、75 歳。野球バットの研究者でもある。
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 理事会の他に、会長の諮問に応じて評議し、意見を述べる評議員会を置くことができる。評議員は総会の議決により、10～20 名の範囲で会長が任命する。議長は評議員の互選。 2. 業務企画の推進のため、企画運営委員会、専門部会等の委員会を置くことができる。 3. 事務局は事務局長 1 名と職員若干名を置き、会長が任命する。 4. 聞き取り調査は、事務局の石光眞和氏より行った。

名称	ソフトエネルギープロジェクト
所在地	神奈川県横浜市青葉区
HP:URL	http://www.netlaputa.ne.jp/~npo-sep/02.htm
所轄庁	神奈川県
申請年月日	1999年 5月 日
認証年月日	1999年 8月31日
登記年月日	1999年 9月13日
事務所等	現在は理事長の自宅の1室を団体に貸しており、そこを所在地として登記している。しかし、主な活動は、かながわ県民活動サポートセンターを利用している（会議室、印刷機等）。また、太陽光発電パネルなどの機材は倉庫を借りて収納している（月に19,800円）。横浜市がNPOに対して事務所（純粋な事務スペースのみ）の賃貸料の1/3を補助する制度ができたので、これに応募して、今年の11月頃から新たに横浜市内に事務所を借りる予定。機材もそこに収納することになっている。
目的	（定款） この法人は、横浜市を中心として神奈川県内外に対して、ソフトエネルギー、省エネルギーの推進に関する事業を行い、温暖化防止に向けて二酸化炭素（CO ₂ ）削減に寄与し地球環境の保全を図ることを目的とする。
経緯	理事長らが1992年にリオデジャネイロで開かれた「環境サミット」の報道により地球温暖化やエネルギーの問題に関心を持ったのが団体発足の契機である。当時、神奈川県や横浜市はエネルギーに関する計画やビジョンを作成していたところであり、市民から何かやらないといけないとの認識に立って自治体に話を聞きに行った。そして、神奈川県のエネ消費量が全国で2番目に多く、スウェーデン1国の消費量とほぼ同じであることなどを知り、1994年4月に、地域や家庭の中からのCO ₂ の削減を進めるため、ソフトエネルギー・省エネルギーの普及啓発に積極的に取り組むことを目的とする任意団体「ソフトエネルギープロジェクト」を発足した。 発足当初の1年間は、学習会などにより人材育成に努め、2年目に横浜市環境保全活動助成金を受け、その後太陽光発電パネルや風力発電機などの機材を少しずつ買い足してきた。現在、太陽光発電パネル8枚をはじめ、ミニソーラーカー、ソーラークッカー、小型風力発電機などを所有し、電気や機械に詳しい男性会員を中心に体験型の普及活動を進めている。 1999年には、特定非営利活動法人の登記を行う。 1999年度に神奈川県地球環境賞および横浜市環境保全活動賞受賞を受賞。 また、1999年1月より「ストップ温暖化ネットワーク」（9団体が参加）の運営・事務局を担う。 2000年11月、神奈川新聞社と神奈川新聞厚生文化事業団主催の第12回神奈川地域社会事業賞を受賞。
社員数、会員数	正会員 70名（2000年1月現在） 賛助会員 約10社 他にクリーンエネルギー市民共同発電所設置基金賛同者 154口。
役員数	理事長1名、副理事長2名、他の理事3名、監事1名、計7名
スタッフ	常勤はいない。理事長と副理事長が対外的な対応、副理事長2名が技術、事務全般を事務局、広報・ホームページ担当、環境教育・イベント担当など、役員、事務局等が役割分担して無報酬で運営活動を行っている。
会費	個人正会員： 入会金 なし、年会費 一口3,000円（1口以上） 団体 " : " なし、 " " 5,000円（ " ） 個人賛助会員： " なし、 " " 1,000円（ " ） 団体 " : " なし、 " " 5,000円（ " ） 企業 " : " なし、 " " 5,000円（2口以上）

収支	<ul style="list-style-type: none"> ・1999年度実績(12月～3月) 収入2,100千円、支出2,000千円、次期繰越100千円 ・2000年度予算(4月～3月) 収入2,400千円、支出2,270千円、次期繰越130千円
活動の種類 (定款より)	1. 環境の保全を図る活動
活動内容	<p>1. ソフトエネルギーの普及啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民・行政・企業のイベントに参加し、太陽光発電パネル等で発電し、家電製品を動かすなどの普及啓発活動を実践。(10回) (2) ソーラーキャンプを開催し、災害時のソフトエネルギー利用実験・体験等を実施。(1回) (3) シンポジウム、検討会の実施。(講座6回開催、5種類の検討会への参画) (4) 自然エネルギー学校の開設。 (5) 広報紙「エネプロニュース」の発行。 (6) 他団体との交流。 <p>2. 環境教育の推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 小・中・高・大学の授業や文化祭・大学祭に参加し、子ども達や若者への環境教育を実施。(7箇所の学校) (2) 神奈川県環境学習プログラム作りを受託。 <p>1. エコエネルギーの調査・研究・ツアー事業</p> <p>神奈川県内や全国のエネルギーの調査・研究ツアーを開催。(2回)</p> <p>2. クリーンエネルギー市民共同発電所の設置</p> <p>市民からの資金や行政からの助成金で幼稚園、学校など公共性の高い施設に太陽光発電のパネルを取り付けるなどして省エネや環境教育に役立てるための「市民共同発電所設置基金」を創設。発電施設を取り付けた施設は発電量に応じた金額をソフトエネルギープロジェクトに支払い、余った電力は電力会社に販売する。2000年4月に第1号が横浜市の幼稚園に設置され、2001年2月に同市内の保育園に新エネルギー産業技術総合開発機構(NEDO)の「新エネルギー地域活動支援事業」の設備導入事業による補助金を受けて第2号が設置された。</p> <p>※ ()内は、1999年度の活動回数</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> 1. 運営費の確保。会の活動は活発になっているが、それに伴ってスタッフの個人負担が大きくなっている。 2. 専従スタッフを置きたい。 3. イベントの現場で活動する運営委員の拡充。最近は多いときはイベントが月に5回もあるが、運営委員が少ないので特定の人が毎回参加しなければならない状況であり、個人の負担が大きい。数を増やして交代制にしたい。 4. 機材をイベント会場などに運搬するための積み降ろしが困難。現在は会が立ち会う形で運送会社に依頼しているが、イベントの時間の都合で早朝5時に積み込みというケースもある。機材の保管・運搬・展示・体験ができるような普及啓発専用車を開発して保有したい。 5. 市民共同発電所の売電収入で次の発電所が設置できるようにしたいが、価格が安いいため難しい。 6. クリーンエネルギー発電施設を設置したい市民、企業などに対して市民としての情報提供を行うとともに、コーディネイターやアドバイザーのような機能を果たし、理事報酬が出せるくらいの対価を得たい。 7. 企業との共同研究を行いたい。(ソーラークッカー、シニアカーを改造したソーラーカーなど) 8. 地域の自然、廃棄物を利用したエネルギーの開発や利用を進めていきたい。
課題への対応策	<ul style="list-style-type: none"> 1. メーカー、設置業者などの企業との協力関係を築き、寄付を増やしたい。関係企業からの寄付はこれまでも少しはあったが、どちらかというと「ご遠慮ください」というスタンスであった。 2. 行政、自治体との間で、持っているものを出し合うような協働関係をつくっていき

	<p>い。</p> <p>3. 専門家（研究者、国等の施策に詳しい人、技術者等）とのネットワークを拡充・強化していく。</p> <p>4. 環境ビジネスとの連携も考えていく。</p>
行政との関係	<p>1. 神奈川県と横浜市が主催したイベント「エコタウンかながわ '99」の市民側の事務局を務めた。</p> <p>2. 1999年1月より「ストップ温暖化ネットワーク」（神奈川県環境計画課、2つの学校、6～7の市民団体が参加）の運営・事務局を担う。</p> <p>3. 理事長が、横浜市等の審議会委員、横浜市環境デザイン活動成果発表会の企画研究会の企画、市民カレッジ自然エネルギー講座の企画アドバイス、講師などを務める。</p> <p>4. 神奈川県から環境教育プログラムの作成を受託した。</p> <p>5. 神奈川県が市民共同発電所の看板設置費用を助成。</p> <p>6. 神奈川県の施設である、かながわ県民活動サポートセンターを使用している。</p> <p>7. NEDO から市民共同発電所への支援。</p>
行政への要望	<p>1. 活動をバックアップする仕組みをつくってほしい。国や県が市民側の企画に協力するという仕組みがない。</p> <p>2. 行政から団体への助成については、イベントやプロジェクトへの助成の他に、管理・運営費に対しても助成してほしい。</p> <p>3. ソフトエネルギーや省エネの普及を進めるに当たって、高額でなくてもよいので助成金や無利子融資制度などの支援制度をつくってほしい。</p> <p>4. 行政で、例えば地球温暖化防止アドバイザーのような制度をつくってほしい。</p> <p>5. 普及啓発専用車の開発や購入に対する支援をしてほしい。</p> <p>6. 寄付を行う者に対する課税の優遇措置を設けてほしい。</p> <p>7. 市民共同発電所で発電した電力の買い取り価格を上げてほしい。</p>
法人格について	<p>（法人格を取得した理由）</p> <p>1. 社会的信用を得るため。</p> <p>2. 活動が活発になっていくに従って購入、貸借などの契約が多くなってきた。また、各種普及用機材など所有財産もあったため、これらを個人の資格で契約したり所有・管理したりするよりも法人として行う方が適切であると考えた。</p> <p>（効果）</p> <p>1. 有効であった。</p> <p>2. 特に市民共同発電所は法人格を取らないと無理であった。県も看板の設置費用を出してくれた。</p> <p>3. 契約等の相手方も安心する。</p> <p>4. 取材やインタビューの機会も増え、会員の意識も変わった。</p>
収益事業	なし。
所有財産	太陽光発電パネル8枚、風力発電機1台、ミニソーラーカー1台、ソーラークッカー1台
代表者	理事長は神奈川県の施設である「かながわ県民活動サポートセンター」のアドバイザーでもある。また、横浜市の地球温暖化防止関係、ゴミ減量化関係、藤野町の新エネルギービジョン、川崎市のビジョンづくりなどの委員を務めている。女性、56歳。
その他	1. 聞き取り調査は、佐藤一子理事長より行った。

名称	平成・伊賀@LAN (登記上は「平成伊賀のらん」)
所在地	三重県上野市
HP:URL	http://www.iga.ne.jp/igalan/index.html
所轄庁	三重県
申請年月日	2000年 5月 1日
認証年月日	2000年 7月31日
登記年月日	2000年 8月 4日
事務所等	上野市の市街地 (近鉄上野市駅から徒歩5分程度) において、木造2階建ての旧飲食店を賃借 (家賃5万円)。
目的	(定款) 主に三重県伊賀地域 (上野市、名張市、伊賀町、阿山町、島ヶ原村、大山田村、青山町) において、個人・市民活動団体・企業・行政による諸活動の情報化を促進するため、主にインターネットを活用した事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。
経緯	2000年11月に三重県内で開催予定であった「全国マルチメディア祭 2000in みえ」において、県内各地域毎に行われる地域情報化フォーラムへを開催することになっており、伊賀地域でもフォーラムへの参加をめぐって、1999年8月頃から行政や市民団体の間で話し合いが行われてきた。話し合いを進める中で、伊賀地域の4つの市民団体の間に、緩やかな団結を行う機運が発生し、これらの団体の12、3名が中心となって、1999年11月頃、一つの団体を結成することとなった。結果的には、この平成・伊賀@LANは「全国マルチメディア祭 2000in みえ」には、連携事業として「伊賀特別区地域情報化フォーラム」を実施することとなった。 そして、2000年4月28日にNPO法人化に向けた設立総会を開き、5月1日に県に申請した。
社員数、会員数	(1)マスター会員 (社員) 35名 (2)友の会会員 8名 (3)賛助会員 0名、0団体 (4)顧問会員 3名 (5)参与会員 13名
役員数	代表1名、副代表2名、その他の理事5名、監事1名、計9人
スタッフ	上野市在住の女性1名 (マスター会員、主婦) が、原則として平日の10時から17時まで事務所に勤務している。無報酬。
会費	入会金はなし (1)マスター会員 10,000円 (社員、法人総会での議決権を有する) (2)友の会会員 2,000円 (いがらんWEBにおいて専用のサービスを楽しむ。メールアドレス支給。) (3)賛助会員 個人1口10,000円、団体1口100,000円 (4)顧問会員 なし (運営に関し側面的に支援してくれる会員。メールアドレス支給。) (5)参与会員 なし (運営に対し、公務員や企業の社員としての立場で参加する会員)
収支	・2000年度実績 (～7月) 収入1,347千円、支出1,033千円、次期繰越314千円 ・2000年度予算 (8月～3月) 収入7,300千円、支出7,300千円、次期繰越 -千円
活動の種類 (定款より)	1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 2. 社会教育の推進を図る活動 3. まちづくりの推進を図る活動 4. 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 5. 環境の保全を図る活動 6. 災害救援活動

	<p>7. 地域安全活動</p> <p>8. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動</p> <p>9. 国際協力の活動</p> <p>10. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動</p> <p>11. 子どもの健全育成を図る活動</p> <p>12. 1～11に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</p>
活動内容	<p>2000年度は、伊賀地域の総合ホームページと付帯する各サイトの作成・運営を中心とした事業を行い、またあわせて伊賀生活創造圏の市民・市民団体・公的機関・地域産業等の情報化支援事業やデジタルまちづくり等に関するイベントの企画実施・参加協力を行うことを基本方針とする。さらに、様々な専門分野の委員会（プロジェクトチーム）を設置して、より積極的な活動を行うとともに、次年度以降の事業の企画検討を行う。</p> <p>1. 伊賀地域総合ホームページ事業 マスター会員相互のアイデア交換と、外部諸機関との協働により、ホームページ「伊賀らんど」の充実を図り、とくに伊賀地域の人々に役立つポータルサイトづくりを進める。</p> <p>2. 伊賀生活創造圏情報化支援事業 市民団体、行政、産業機関等のホームページやデータベースを委託制作を通じて、地域情報化の支援を行う。 ・ 法人として、県・市町村の各種研究会、委員会に参加する。 ・ 独自 HTML アプリケーションを開発し、市民団体等のディレクトリーページづくりを進める。</p> <p>3. デジタルまちづくりセミナー・イベント事業 伊賀圏民を対象に、インターネットやデジタルセミナーなどを開催したり、各地域での「まちづくり」イベントへの参加・協力をを行う。 ・ 8月5日 県主催「子どもフェスティバル」にて、「親子DE 作ろう!パソコン教室」を開催した。(100名以上の親子が参加した) ・ 8月26日 琵琶奏者、上原まりコンサートのインターネットによる実況中継を実施した。 ・ 10月21、22日 マルチメディア祭プレイベントに県、他 NPO とともにイベントを実施した。 ・ 10月25日 伊賀上野ケーブルテレビが行った上野天神祭のインターネット生中継に協力した。 ・ 11月5日 県主催マルチメディア祭に参加し、伊賀地域特別区情報化フォーラムとしてイベント参加する。上野市の忍者屋敷、俳聖殿、上野城の3会場にて開催されるが、特に上野城天守閣でのパネルディスカッションはインターネットによるリアル中継を予定している。 ・ 事務所にてパソコン教室を開催する(予定/2001年2月頃～)。</p> <p>4. インターネット博覧会(インパク)出展 今年大晦日から始まる、政府主催のインターネット博覧会に「忍者研究館」というパビリオンを公式サイトとして出展する。莫大なアクセスが期待されるこのパビリオンを通じて、世界中の人が「伊賀」へのネットサーフィンをすることを目指す。</p>
課題	<p>一般的に、NPO 法人が社会によく理解されていないことが大きな問題である。</p> <p>活動資金の確保が大変であり、競合する企業との関係など地元対応にも気を使うが、これらは NPO 法人に対する理解が進めば解決は時間の問題であると思われる。将来的には会員が自らビジネスチャンスを見つけ、独立採算的に自分で採算が合うような事業を展開することが一つの目標である。</p>
課題への対応策	<p>次のようなことを行って、当団体、ひいては NPO 法人全体に関する社会の理解増進に努めている。</p> <p>1. イベントに積極的に参加すること (マルチメディア祭、インターネット博覧会など)</p>

	<p>2. 行政関係や地元の委員会などの委員を引き受けること（俳句をテーマとして参加する三重県インターネット博覧会の検討委員会委員長を代表を務めるなど 12 の委員会に参加している）</p> <p>3. 外部からの講演依頼等を積極的に引き受ける（亀山市、新潟県柏崎市等）</p> <p>4. 外部からの訪問者をできるだけ受け入れ、協力する。</p> <p>5. NPO が地元の町内会の一員となって、活動に参加する。</p>
行政との関係	<p>1. 県等からイベントや事業に対する補助を受けている。</p> <p>2. 自治体の委員会の委員等を引き受けている。</p> <p>3. 自治体などからの講演依頼等を積極的に引き受ける（亀山市、新潟県柏崎市等）。</p> <p>4. 今後とも、補助や委託などを通じて行政と協働していきたいと考える。</p> <p>5. あるイベントの準備で、県の異なる 3 つのセクションと対応したが、NPO が関わることによってこれらふだん関係が少ない部署の県職員どうしが話をする事ができた。このように、NPO は行政の縦割りデバインドを解消し、一種の接着剤のような役割を担うことが期待されると考える。</p>
行政への要望	<p>県や市町村の職員自身が NPO 法人について理解を深めてほしい。特に市町村は、人によって認識が大きく異なる。</p>
法人格について	<p>（法人格を取得した理由） 社会的信用の向上、契約しやすさなど、市民活動をする上での NPO 法人という「キャンバン」のメリットを期待した。</p> <p>（効果） 自治体などの委員会にお呼びがかかるようになった。また、講演や視察の依頼が多くなった。 個人的には、楽しみが増え、ステージアップした印象がある。</p>
収益事業	<p>プロバイダー（ケーブルテレビ）契約代行事業</p>
所有財産	<p>パソコン（寄贈）</p>
代表者	<p>代表は、新聞記者の経験を有する有限会社社長。男性、38 歳。</p>
その他	<p>1. 聞き取り調査は、太田正人理事長より行った。</p>

名称	アスクスネットワーク
所在地	三重県四日市市
HP:URL	http://www.asks.net
所轄庁	三重県
申請年月日	1999年 1月 8日
認証年月日	1999年 5月 6日
登記年月日	1999年 5月19日
事務所等	四日市駅から徒歩5分のマンションの1室を賃借。2台分の駐車場を含めて月75,000円。サーバー等も設置。
目的	<p>(定款)</p> <p>この法人は、市民活動団体の情報化を支援するとともに個人における情報利用技術の向上を図るために、インターネット活用の普及等社会活動における情報化推進に関する事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(設立趣旨書)</p> <p>21世紀の情報化社会を迎えるにあたって情報リテラシーの向上は大きなテーマである。特に今後、社会での活躍が期待されている市民活動団体における情報武装は、その活動の効率化、広域化を推進する大きな力となると考える。さらに個人、特に子ども、高齢者における情報活用度の向上も大きな課題である。</p> <p>当会では、これらの市民活動団体の情報化を支援すると共に、個人における情報リテラシーの向上を目指すべく活動を行ってきた。今後は、活動範囲を広げ、市民活動の情報化の現状調査を行い、情報化支援活動の展開、市民活動情報データベースの構築等サービス内容を向上させ、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的としていく。この実現のため、サポートを提供するボランティアとサービスを受ける団体、個人の間を効率的にマネジメントする必要がある。この為 NPO 法人の設立を行い これらを組織的にマネジメントするべく法人化を申請する。</p>
経緯	<p>当会は1998年4月1日、パソコンのソフト開発に携わる人たちにより、ボランティア団体 Asks Network として設立され、次のような活動を展開してきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット初心者等を新聞等で公募し 無料社会人向けインターネット初心者講座の実施 ・夏休みの課題研究をインターネットを使って行う無料親子インターネット教室 ・インターネット経験者を対象としたインターネットを使っての無料マルチメディア体験セミナーの実施 ・個人所有のパソコンに対するインターネット接続セットアップ支援活動 ・福井、滋賀、三重市民活動フォーラムでの参加者名簿作成支援 ・ホームページを利用した情報発信、情報交換活動等 ・約1年余りの活動の後、三重県では3番目に認証された NPO 法人として活動を開始した。 <p>法人化までのセミナー等の参加者は、法人化以前は延べ200名余り、法人化後を含めると4~500人にのぼる。</p>
社員数、会員数	<ul style="list-style-type: none"> ・正会員 13名 ・Asks Club 約100名 ・賛助会員 0名、0団体 ・支援者(おたすけマン) 5~6名
役員数	理事長1名、副理事長1名、その他の理事1名、監事1名、計4人
スタッフ	専門的知識を有する4名(男性1名、女性3名)を雇用している。平日の9:30~19:00の間、常に2名が事務所に勤務する体制をとっている。時給は内容によって異なり、800円(事務)から1500円(セミナー指導)。

会費	正会員：入会金なし 年会費 1,000 円 Asks Club：入会金 500 円 年会費 1,000 円
収支	1999 年度実績 (5～3 月) 収入 37,254 千円 (うち収益事業 693 千円) 支出 32,529 千円 (" 400 千円) 次期繰越 5,027 千円 (" 293 千円)
活動の種類 (定款より)	1. 社会教育の推進を図る活動 2. まちづくりの推進を図る活動 3. 子どもの健全育成を図る活動 4. 特定非営利活動促進法第 2 条別表第 1 号から第 11 号に掲げる活動を行う団体の運営 又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
活動内容	(特定非営利活動に係る事業) 1. 市民活動支援ソフト開発 2. 四日市市民活動センターのホームページの運営 3. 市民活動の情報化の現状調査 (第 2 回) (四日市、三重県全体の市民団体を対象) (2000 年度新規) 4. 市民活動支援データベース構築プロジェクト (三重県全体の市民活動支援のための情 報データベースサービスの運営支援) 5. インターネット普及事業 (1) セミナーの実施 (三重県全体の社会人、子ども、高齢者、障害者を対象) (2) パソコンの個別設定作業支援 (四日市地区、津地区を中心) 6. デジタルコミュニティーセンター事業 (通産省委託の高齢者、障害者の職能を活かした ベンチャー育成事業) 7. 障害者と健全者がふれあうことを目的として志摩スペイン村で開催された「ふれあい フェスタ'99」のホームページを障害者が作成するための支援をボランティアで行った。 8. 三重県環境事業団のデータベース作成 9. ホームページによる情報提供 (1999 年度の収益事業) 物品販売事業
課題	ボランティアの事業をいかに継続していくかが大きな課題である。具体的には次のよう な点である。 1 基本的な管理費、人件費で毎月 2～30 万円が必要であり、収入を確保しなければなら ない。 2 ボランティアを行う人は自分の好みで活動を行いがちであるため、マネージメントに 苦勞する。 3 事業を企画ができるような人材はなかなかボランティア活動をやってくれない。その ため、会の活動が一部の者に依存する傾向があり、組織的な活動がなかなかできない。
課題への対応 策	人材については、学生の発掘を狙っている。NPO 法人のメリットを活かし、ベンチャ ー的な発想で利益をあげられるような事業を企画してもらう。 理事長も企画は持っているが、実行に移す時間がない。
行政との関係	1 1999 年度、三重県から 2 つの事業を受託した。 (1) 三重県が、県内の市民団体を個別に紹介するホームページの作成に委託先を募集し たのを受けて、県の入札参加資格を取得した上で応募し、一般業者 1 者と競合した結果、 98 万円で受託を獲得した。障害者の在宅就労機会拡大につなげるため、中高年の障害者 にも作業依頼して作成した。 (2) 県内の市民活動センターの情報を一層充実させるための「市民活動ネットワーク事 業」についての企画提案が採用され、事業を受託した。企業 3 社と競争したが、選定委 員会によって当法人が提案した NAVIS (NPO and Volunteer Information System) が選ばれた。 2 1999 年度、高齢者、障害者の職能を活かしたベンチャー育成を図る通産省の事業

	<p>である情報システム活用型 シニアベンチャー等支援事業に、パソコン教育、バリアフリーコンサルティング、生活情報支援を行うデジタルコミュニティーセンター事業が採択された。</p> <p>3 今後も事業の受託等を行っていきたい。</p>																																																				
行政への要望	<p>特にないが、自分たちにはボランティアの甘えはない。また、非営利活動だから安く請け負えるわけではない。</p>																																																				
法人格について	<p>(法人格を取得した理由)</p> <p>契約のしやすさ、社会的信用など NPO 法人のメリットを得て、個人に依存せずに組織体として継続的に活動していくため。</p> <p>(効果)</p> <p>組織的活動など課題はあるものの、効果はあった。</p>																																																				
収益事業	物品販売事業																																																				
所有財産	<table border="0"> <tr> <td colspan="2">事務所備品</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(パソコン)</td> <td></td> <td>(事務用備品)</td> <td>(その他)</td> </tr> <tr> <td>サーバー</td> <td>4</td> <td>コピー機</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>PC (デスクトップ)</td> <td>4</td> <td>机</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>PC (ノート)</td> <td>15</td> <td>引出ワゴン</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>プリンタ</td> <td>3</td> <td>ミーティングテーブル</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>プロジェクター</td> <td>2</td> <td>椅子</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>PC ラック</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>書類棚</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>書類引出</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>本棚</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ホワイトボード</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>冷蔵庫 1</td> </tr> </table>	事務所備品				(パソコン)		(事務用備品)	(その他)	サーバー	4	コピー機	1	PC (デスクトップ)	4	机	6	PC (ノート)	15	引出ワゴン	1	プリンタ	3	ミーティングテーブル	2	プロジェクター	2	椅子	11			PC ラック	2			書類棚	1			書類引出	4			本棚	1			ホワイトボード	1				冷蔵庫 1
事務所備品																																																					
(パソコン)		(事務用備品)	(その他)																																																		
サーバー	4	コピー機	1																																																		
PC (デスクトップ)	4	机	6																																																		
PC (ノート)	15	引出ワゴン	1																																																		
プリンタ	3	ミーティングテーブル	2																																																		
プロジェクター	2	椅子	11																																																		
		PC ラック	2																																																		
		書類棚	1																																																		
		書類引出	4																																																		
		本棚	1																																																		
		ホワイトボード	1																																																		
			冷蔵庫 1																																																		
代表者	<p>理事長は名古屋市の情報化関連企業役員。男性、40 歳。</p>																																																				
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公益性という観点から、一般向けや障害者向けのセミナーは市町村などからの助成金をもらうなどして、できるだけ無料で参加できるようにしている。会員の講師にも何回かに1回は無報酬でやってもらっている。 2. 企業と競争しても企画で勝てる。ただ、ボランティア（非営利活動団体）だから経費が安いというのはおかしい。 3. 会計事務は税理士にアウトソーシングしている。 4. 聞き取り調査は、大橋憲司理事長より行った。 																																																				

名称	国際情報科学協会
所在地	兵庫県宝塚市
HP:URL	http://www.jttk.zaq.ne.jp/iisa/activ/index.html
所轄庁	兵庫県
申請年月日	1999年 4月26日
認証年月日	1999年 8月 2日
登記年月日	1999年 8月 4日
事務所等	宝塚市に→戸建て家屋を借りている。(他の団体と共同で、現在のところ家賃は払っていない)
目的	この法人は、広く国民に対して、国際協力によって情報科学関連の新産業創造に向けた支援活動に関する事業を行い、当該分野の発展に寄与することを目的とする。
経緯	約20年前に、最先端情報通信技術関係者による同好会的な団体である「パスカル研究会」が発足した。当時はそれまでのCOBOL、FORTRANと異なり、PASCAL言語が最先端のソフトウェアであったことから、「パスカル」というのはITの代表的なロゴであり最先端の象徴であった。仲間内の同好会であったが、行政等からの相談を受けたり、世界の他の団体と共同で10回の国際会議の事務局を担当するなどの実績があった。この会を母体として1999年8月にNPO法人を設立した。
社員数、会員数	正会員12人(役員含む、うち企業1)、賛助会員 2、3企業
役員数	理事長1名、他の理事2名、監事1名、計4名
スタッフ	宝塚市の事務所に企業会員からの出向者が常勤している。(この出向者は当団体の専従である。雇用者は会員企業で、賃金もその会員企業から出ている。)他に週1~2日、時給750円程度でパートタイマー1名を雇用し、会計・事務処理を行っている。
会費	正会員 入会金 なし、年会費2,000円 賛助会員 入会金 1万円、年会費 1万円 学会会員及び会友は入会金、年会費は無料であるが、諸経費として年1,000円の寄付を依頼。
収支	・1999年度実績：収入408千円、支出375千円 ・2000年度予算：収入1,100千円、支出1,100千円
活動の種類 (定款より)	1. 社会教育の推進を図る活動 2. まちづくりの推進を図る活動 3. 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 4. 国際協力の活動 5. 上記の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
活動内容	本格的な活動はこれからであるが、次のような活動を考えている。 1. 「個別相談会」の開催 新技術とその事業化に関して、個別の相談会を実施する。土曜日午後、事前予約をとって事務所で行う。会員はもちろん、その他の者からの相談も受け付ける。相談の例として想定している事項は、自分のアイデアを「宝物箱」に入れたい、「宝物箱」に入っているアイデアを閲覧したい、自分の課題を「ニーズ箱」に入れたい、「ニーズ箱」を閲覧したい、などである。協会は相談者の必要に応じて解決案作成、専門的支援などをその技術の専門家に依頼する。協会への初期相談は無料であるが、解決のために専門家の実働が必要な場合は専門家に対しての報酬が必要である。 2. 「ニーズ箱」の運営 会員等が、新しい事業を企画立案する場合、あるいは解決すべき課題がある場合、問題提起者となってその課題を整理し、計画書を作成して「ニーズ箱」に入れる。協会はその課題について、担当者選定、プロジェクト管理など、専門家が課題解決のた

	<p>めのアイデアを出す支援を行う。専門家から問題提起者に解決策が出された場合、問題提起者から専門家への報酬が必要である。</p> <p>3. 「宝物箱」の運営 産業の活性化を図るため、事業化に近い新しいアイデアを集めて「宝物箱」に入れておき、事業化推進者はこれを閲覧して、事業化の道を探る。協会は、「宝物箱」の中のアイデアについて、アイデアの公報、事業化契約・管理など、事業化推進者が事業化するための支援を行う。事業化推進者はアイデアを採用した場合はアイデア提供者に利益還元を行う。</p> <p>4. xDSL の導入支援 高速データ送信により、高速インターネット環境の実現に有効な xDSL (x Digital Subscriber Line) を普及するための導入支援を行う。</p> <p>5. その他 上記以外に、会員の企画する新産業創造の支援活動を行う。 また、情報化の啓蒙活動、インターネット広告、高齢者向けのサイトの運営などを考えている。</p>
課題	<p>情報関係の方に役に立つことで、どんなことができるか模索中である。活動のパートナーも模索中である。</p> <p>ハイレベルの作業のほか、単に技術的なことだけでなく、方針決定的なことも行いたい。が、予算、マンパワーが問題である。</p>
課題への対応策	プロジェクト毎に、期間に応じて専門家等を雇用するようにしたい。
行政との関係	これまででは特にないが、相談があれば対応したい。行政からの受託事業も行っていきたい。
行政への要望	<p>ここ 1~2 年、情報通信技術の分野で日本は立ち遅れている。例えば、高度インターネット環境の実現に有効な xDSL についてみると、先進国の中で日本は最低レベルであり、米国はもちろん、韓国、台湾、シンガポール、香港でも試験、実用化がどんどん進んでいる。日本の大学では研究しているところもほとんどない。</p> <p>このような新しい技術が世の中に広がっていくとき、混乱しないように支援するセンターが必要であるが、これは NPO の業務として適している。これらに対する対応が必要である。</p>
法人格について	<p>(法人格を取得した理由) 組織としてかっちりすること、社会的信用を得られること。</p> <p>(効果) 効果についてはこれからである。 法人の手続きが煩雑であることについては、やむを得ないことである。</p>
収益事業	特になし。
所有財産	特になし。
代表者	理事長は情報通信工学が専門の神戸大学名誉教授であり、現在は神戸芸術工科大学教授、同学芸術工学研究所長である。男性、64 歳。
その他	<p>1. 理事長コメント 大学における研究活動が多くの場合論文作成で終わっており、事業化の意識が希薄である。研究者は論文で評価されるため、事業化に結びつきそうな新しいアイデアがあっても、事業化について指導教官はもとより、同僚にも相談しにくい雰囲気がある。これでは事業の芽を摘んでいることになり、新しい事業は起きにくい。</p> <p>2. 聞き取り調査は、平野浩太郎理事長より行った。</p>

(添付資料8)

認定NPO法人制度に係る要件等 (「平成13年度税制改正の要綱」別紙三)

1 要件

(1) 基本的事項

① 情報公開

認定NPO法人(以下「認定法人」という。)は、毎事業年度終了後3月以内に、次に掲げる書類を国税庁に提出することとし、国税庁は、過去3年分を一般に閲覧させなければならない。認定法人は求めに応じこれを開示しなければならない。

また、国税庁は、認定法人が申請時に提出した書類を一般に閲覧させ、認定法人は求めに応じこれを開示しなければならない。

- イ 資金に関する事項を記載した書類(収入源泉別の収入額の明細、借入金の明細等)
- ロ 財又は役務の提供に関する事項を記載した書類(内容、料金、提供先の条件等)
- ハ 取引に関する事項を記載した書類(一定の取引のある取引先とその金額等)
- ニ 会員に関する事項を記載した書類(要件、会費、募集要綱、居住行政区域別の人数等)
- ホ 寄附金の募集及び使途に関する事項を記載した書類(寄附金を充当することとなる具体的な事業内容(予定)、募集の手段、募集の範囲、寄附金の使途の実績等)
- ヘ 寄附者に関する事項を記載した書類(寄附者の住所・氏名又は名称とその金額等(閲覧させるものにあつては、一定金額以上のもの))
- ト 報酬・給与に関する事項を記載した書類(役員のうち報酬を得ている者の氏名とその金額、従業員の氏名とその金額、給与規程等)
- チ 事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、役員名簿、報酬を受けた役員の氏名等

② 事業内容の適正性

- イ 宗教活動、政治活動を行わないこと。
- ロ 特定の者と特別の関係がないこと。
 - (イ) 営利法人、政治団体、宗教団体に対する寄附や助成を行わないこと。
 - (ロ) 認定法人の役員、社員、従業員、寄附者又はこれらの者の親族等その他特別の関係のある者に対し、特別の利益を与えないこと。
- ハ 総事業費のうちに占める特定非営利活動に係る事業費の割合が100分の80以上であること。
- ニ 寄附金の100分の70以上を特定非営利活動に係る事業費に充当すること。
- ホ 助成金の支給を行う認定法人にあつては、助成先の募集・選定の仕組み、選定基準、選定者、助成内容をあらかじめ国税庁に提出するとともに、自ら開示すること。助成実績に

についても同様とすること。

へ 海外への送金又は金銭の持出しを行う場合は、その金額・使途及び送金等の予定日をあらかじめ国税庁に届け出た上で、自ら開示すること。ただし、災害等の緊急を要する場合で事前の届出等が困難なときは、遅滞なく届出等を行うこと。

③ 運営組織の適正性

イ 役員若しくは社員又はその親族等の特殊関係者の数が役員又は社員の数のうちに占める割合が3分の1以下であること。

ロ 特定の法人・団体の役員若しくは使用人又はその親族等の特殊関係者の数が役員又は社員の数のうちに占める割合が3分の1以下であること。

④ 経理の適正性

イ 外部監査を受けていること、又は青色申告法人と同等の記帳及び帳簿書類の保存が行われていること。

ロ 使途秘匿金等不適切な経理がないこと。

⑤ 相当な業績の持続可能性

全ての要件（初回申請時においては、一定のものを除く。）を過去2年間、満たしていること。

⑥ 申請時に、認証した所轄庁の「法令、法令に基づく行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由がない」旨の証明を受けていること。

⑦ 法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得若しくは得ようとし、又は他の者に得させた事実その他公益に反する事実がないこと。

(2) 活動実態に着目した要件

① 総収入金額のうちに占める寄附金及び助成金の額（寄附金総額）の割合が3分の1以上であること。

(注)「総収入金額」及び「寄附金総額」の算定に当たっては、次のとおりとする。

1 総収入金額には、臨時的な収入、借入金収入、前期繰越利益等は含めない。

2 寄附金総額には、一者から受け入れた寄附金及び助成金（寄附金等）のうち、寄附金等の合計額の100分の2を超える部分の金額は含めない。

3 寄附金総額には、役員若しくは社員又はこれらの親族等の特殊関係者（役員等）からの寄附金は含めない。ただし、寄附金等の合計額に占める役員等からの寄附金の割合及び寄附者総数に占める寄附をした役員等の数の割合がいずれも100分の50を超えない場合の社員の寄附金については、この限りでない。

4 総収入金額及び寄附金総額には、次のものは含めない。

(1) 国・地方公共団体からの補助金

(2) 法律又は政令に基づき、国・地方公共団体の支出を得て行われる事業を行う場合の当該国・地方公共団体の支出額

5 寄附金総額には、一者につき年間3,000円未満の寄附金等は含めない。

6 寄附者の親族等の特殊関係者は、当該寄附者とみなす。

② 次のいずれかに該当するものであること。

イ 複数の市区町村（指定都市の区を含む。以下同じ。）の者から寄附金を受け入れていること。

ロ 特定非営利活動が複数の市区町村で行われていること。

ハ 特定非営利活動により直接、財又は役務の提供を受ける者が複数の市区町村にわたること。

(注)

1 同一市区町村の者からの寄附金、同一市区町村内の活動及び受益者については、いずれも 100 分の 80 以下であること。

2 隣接する市区町村がない場合は、この限りでない。

③ 事業活動の相当部分（100 分の 50 以上）が次のような活動でないこと。

イ 会員等に対する財又は役務の提供活動。ただし、対価を得ないで行われる会員等に対する財又は役務の提供活動を除く。

(注)

1 この場合の会員等には、社員や会員であるのと同様に財又は役務の提供を受ける者を含む。

2 認定法人に対する会員等の対価の支払で、少額の負担分や交通費等程度の実費負担分は、対価に含まない。

ロ 会員相互の交流、連絡、意見交換等その対象が会員等である活動

(注) この場合の会員等には、社員や会員であるのと同様に当該交流、連絡、意見交換等に参加する者を含む。

ハ 会員、特定の団体の構成員、特定の職域の者、特定の区域の者等その便益の及ぶ者の範囲が特定の範囲である活動

ニ 意匠、商標等の特定の物又は特定の者に着目した事業を行う活動

ホ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

2 その他

(1) 認定機関等

① 認定機関は、国税庁長官とする。

② 国税庁長官は、認定（その取消しを含む。）に関する事務の実施について必要な調査ができるものとする。

(2) 有効期間

認定の有効期間は、認定を受けた日から2年間とする。

(3) 取消し

① 国税庁長官は、次の場合に認定を取り消すものとする。

イ 一定の要件を満たさないことが判明した場合

ロ 認定時に要件を満たしていなかったことが認定後において判明した場合

ハ 申請書又は開示した書類に虚偽の記載があった場合

② 認定の取消しを受けた法人は、取消しの日後2年間は再申請が行えないものとする。

(4) その他

① 国税庁長官は、認定をしたとき若しくは当該認定をしないことを決定したとき又は当該認定を取り消したときは、その旨を当該認定の申請をした法人に通知するものとする。認定をしないことを決定したとき又は認定を取り消したときは、その理由を合わせて通知するものとする。

② 国税庁長官は、認定をしたときは認定法人の名称及び所在地を公示するものとする。公示した事項に変更があったとき又は認定を取り消したときも、同様とする。

③ 認定を受けようとする法人は、申請時に、上記1の要件に係る所要の事項を記載した書類等を主たる事務所の所在地又は納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

三重県のNPO施策について

1. 三重県下のNPOについて

(1) 三重県下のNPO法人の状況

- ① 2000年10月22日現在、認証済みは66団体、申請中は6団体である。
- ② 2000年9月末の時点で認証を受けた61団体について、NPO法に規定された12分野の活動のうちいくつかの分野の活動を定款で定めているかを調べると、3分野が最も多く(14団体)、次に1分野(11団体)、4分野、6分野(ともに9団体)と続いている。12分野全てを掲げたものも2団体あった。
- ③ 同じ61団体の活動分野別の団体数をみると、「保健・医療・福祉」が41団体で最も多く、「まちづくり」(38団体)、「子ども」(32団体)、「社会教育」(28団体)、「団体の運営に関する連絡、助言又は援助」(26団体)、「環境」(25団体)と続く。最も少ないのは「地域安全」(4団体)、「災害救助」、「男女共同参画」(ともに5団体)であった。

(2) その他の市民活動団体

1996年度、経済企画庁が各都道府県・市町村を通じてに市民活動団体について調査し、全国で約8万7千団体が存在するという結果であったが、2000年9月に前回の調査の見直しの依頼があった。地域性の強い団体や活動が仲間内で閉じている団体は除外するというので、県庁各地域機関から提出したものを集計すると県内では1500～1600団体になった。

2. 行政の対応について

(1) 三重県のNPO活動推進体制

- ① 1998年4月より生活部生活課にNPO室を設置し、職員6名が配置されている。このうち4名が事務系職員、1名が技術系職員(農業改良普及員)、1名が亀山市からの出向である。このほかに、市民活動情報ネットワーク構築のため市民プロデューサー1名、後述する「三重県市民活動センター」の嘱託職員3名が配置されている。
- ② 1998年4月から、県内7つの県民局に計8名のNPO担当を配置している。このうち6名は農業改良普及員など農政関係に携わっていた職員である。
- ③ 県庁舎と道路を挟んで向かい側にある三重県市民活動サービスセンターの4階に、1998年12月から市民活動を促進するための「三重県市民活動センター」が開設されている(約130平方メートル)。その同じフロアにNPO室(約80平方メートル)が配置されている。センターの基本的な管理を行っている。センターは年末年始を除き年中無休、9:00～22:00に開館しており、印刷機、紙折り機、ロッカー、メールボックス、チラシスタンド、ケーブルテレビと接続したテレビ、オートスライド、オーバーヘッドプロジェクターなどをそろえている。利用のルールなど、センターの運営に関する事項は市民活動に興味を持っている市民が任意に集まった「三重県市民活動センター運営委員会」によって決定されている。この方式は「公設協働型」と呼ばれ、三重県独自の方式として市民活動センターのひとつのモデルを示している。

このセンターは、記帳されている分だけでも、毎月およそ延べ200団体、1200人以上が利用している。

なお、2001年度から、津駅北ビル3階に移転する予定である。

(2) 三重県が行った NPO 関係施策

① 1996 (平成 8) 年度

- ・ 「新しい市民社会の構築に向けた基礎調査」を(財)三重社会経済研究センターに委託した。その報告書において、NPO 等非営利組織は、市民社会の担い手であり、多様な公益サービスの供給機関であること、新しい社会組織のあり方の一つとして注目されるとしたうえ、NPO 等組織の果たす役割をボランティアのエネルギー等、社会の人的、経済的資源と地域のニーズを結びつけるとしている。そして、市民活動促進のための具体的プロジェクトとして、資金助成制度の創設、市民活動サポートセンターの設立を提言した。

② 1997 (平成 9) 年度

- ・ 4月に全国で初めて NPO 担当者(2名:NPO 推進監、NPO 担当主査)を県庁に配置した。
- ・ NPO とはどのようなものかわからなかったので、市民活動団体のの人々に会い、活動を見ることから始め、その数は約 50 団体にのぼった。また、県内外のシンポジウムやフォーラムに参加して情報を集めた。NPO 法案が国会に提出されていたが、議員立法なので国からの情報は少なかった。
- ・ 7月末から、県庁職員等(県民局などの出先機関を含め係長以上の県職員約 3 千 3 百人及び一般市民)を対象にした NPO 研修を県内各地で 20 回に分けて実施した。
- ・ 4月の「福井・滋賀・三重 3 県知事サミット」で 3 県内のあらゆる市民活動グループが集まる市民活動フォーラムの開催が提唱され、これを受けて 11 月に「福井・滋賀・三重市民活動フォーラム」が滋賀県草津市において約 530 人が参加して開催された。(2 回目は 1998 年度に四日市市、3 回目は 1999 年度に鯖江市で実施)。三重県では、このフォーラムに先立ち、8月に県などの呼びかけで県内のさまざまな分野の市民活動グループが話し合う「みえ市民活動交流会」が 26 団体、約 30 名の参加により開催され、交流を深めた。

③ 1998 (平成 10) 年度

- ・ 4月に職員 5 名を配置した全国初の NPO 室が生活部生活課に設置されたほか、県内 7 つの県民局に計 8 名の NPO 担当を配置した。
- ・ 4月に NPO 法施行条例と市民と行政の協働のあり方について検討する「みえ NPO 研究会」を設置した。委員の構成は NPO 7 名、企業 3 名、県議会議員 3 名、大学教授 2 名、行政 7 名、NPO 有識者 4 名の計 26 名(会長は 40 代)で、11 月までに 8 回開催された。こうした試みは全国初ということもあり、第 1 回研究会には県内外から 300 人以上が参加した。研究会は公開の上、インターネットで情報を開示しながら進められた。県はこの研究会が作成した条例案をそのまま県議会に提出し、全会一致で条例が成立した。また、研究会は同時に 7 項目からなる「みえパートナーシップ宣言」を発表した。なお、研究会に参加した県民は延べ 1500 人、議論に費やされた時間は 120 時間を超えた。
- ・ 12 月、県庁舎とは別の建物である県民サービスセンターに、NPO などの拠点となる「市民活動センター」を開設した。開設に先立ち、4月に、センターの中身を考えて欲しいという呼びかけに応じて自主的に集まった人々によって組織された「市民活動センター開設準備会」が発足した。以来、月 1 回のペースで検討が重ねられ、行政が直接タッチせず利用の仕方などを決めていった。会議には毎回 20~40 人が参加した。センター開設後は、同じく市民の

集まりである「三重県市民活動センター運営委員会」として、センター利用のルールの設定などを行っている。なお、このセンターはかながわ県民活動サポートセンターなどが参考とされている。

- ・ 「福井・滋賀・三重市民活動フォーラム'98」が三重県四日市市で開催され、約700人が参加した。
- ・ 11月、大阪ボランティア協会の協力を得て、市民活動の企画・組織運営について学ぶ「三重県市民活動塾」を開講した。塾生36名の多くはNPOやボランティア活動に携わる者であった。合宿を含め、5回開催され、翌年度は塾の卒業生有志がグループをつくり塾を企画した。
- ・ 1998年12月からNPO室がイベント情報、助成金情報、インタビュー記事等を掲載した「市民活動ニュース」を毎月10,000部発行している。原稿締切から発行まで1週間で迅速な情報提供を目指している。ホームページ上でも公表するとともに、視覚障害者のために「音声版」を作成し、ホームページからも聞くことができるようになっている。

④ 1999（平成11）年度

- ・ 1998年度にNPO室は市民団体と4つのプロジェクトを実施した（「みえNPO研究会」、「市民活動センター開設準備会」、「福井・滋賀・三重市民フォーラム」、「市民活動塾」）。これらの事業をやりっぱなしではなく、評価、検討し、次年度につなげていくことが必要の認識に立ち、市民セクター6人、行政セクター3人、企業セクター2人からなる「市民による事業評価検討グループみえ」という有志のグループが発足し、1999年1月から活動を開始した。そして、「行政と市民の協働事業」と「NPO・市民団体の事業」について汎用性を持った内部評価システムである「市民による事業評価システム99」が作成された。県の行政評価システムは既にあったが、一般の市民が行うには難しすぎるので、だれでも評価でき、協働事業にふさわしいシステム作成を心がけた。

なお、中心人物の一人は、藤沢市市民電子会議室実験世話人であり、1999年から三重県NPO室市民プロデューサーとなった人物である。このグループは2000年4月にNPO法人「コミュニティ・シンクタンク「評価みえ」」として認証された。

- ・ 有志で県内NPOの状況を個別にまとめた「市民活動団体ダイレクトリー」を発行した。県や市町村が把握している県内約2000団体に調査票を送付し、回答があった約300団体についてまとめた。この情報をホームページで公表することになり、その作成を四日市市のNPO法人アスクスネットワークに委託した。アスクスネットワークは、一般業者1社と競合した結果、98万円で受託を獲得した。現在、約380団体がホームページで検索できるようになっている。
- ・ 県内の市民活動センターの情報を一層充実させるための「市民活動情報ネットワーク構築事業」についての企画提案を募集し、NPO法人が事業を受託した。大手企業を含む企業3社とNPO法人アスクスネットワークが応募した。市民、有識者、行政職員の10名からなる選定委員会によって審査された結果、アスクスネットワークが提案したシステムが最優秀に選定され、同法人に委託しNAVIS (NPO and Volunteer Information System) を作成することとなった。

NAVISのトップ画面（システムの主な構成）は次のとおりである。

- 三重県NPO室ホームページへのリンク
- 市民活動ニュース（音声版含む）
- 市民活動団体情報検索

- 市民活動センターホームページへのリンク
 - 協働事業（現在は囑託職員の日記風エッセイ）
 - 災害
 - 電子会議室
- ・ 11月、福井県鯖江市において第3回で最終回となる「福井・滋賀・三重市民活動フォーラム」が開催され、約500人が参加した。

⑤ 2000（平成12）年度

- ・ 緊急雇用対策事業としてNPO活動基盤整備事業を行った。
そのひとつは、「地域NPO活動基盤整備」であり、県内各地におけるネットワークづくり、情報提供、起業・運営セミナー、活動の相談、交流会の開催、基金設立など地域NPO活動の基盤整備を行う市民団体への支援に対して、新規雇用者を1人以上雇用し、委託費の7割以上を人件費に充てることなどを条件にそれらの活動の実施を委託する事業である。県の募集に対して18団体が応募し、選定委員会が7団体に絞った。1団体当たり150万円の委託費を支払う。
その他に、市民活動に対しては既に環境、福祉、国際協力など各方面の資金援助があるが、これらの資金援助が団体の自立性を損なうおそれがあることから、「市民活動資金サポートのあり方の調査研究」を実施している。県民、NPO、県議会議員、行政など多様なセクターのメンバーで構成されている研究会を設置し「三重県のNPOの実情に応じた、三重県らしい、市民活動資金サポートシステムのあり方」を模索し、提言するべく活動をしている。8月には県下のNPO団体の実態調査を行い、10月から12月にかけて3回の公開討論会を実施する。
- ・ 一昨年から岐阜県、愛知県、三重県のNPOが始めた、まちづくり交流フォーラムが2000年度は「まちづくり交流フォーラム研究集会2000inみえ」と題して9～12月に三重県内各地で行事が行われる。県からの資金支出はないが、3月に行われた準備会では、本庁と県民局を庁内用LANのテレビ会議システムで結び、市民団体の代表者ら約100人が意見交換を行った。

(3) その他

- ① 県庁がNPO施策の推進に乗り出す前から市民活動は行われており、長年にわたり声を出してきた。しかし、行政は耳を傾けなかった。
一方、県は仕事を抱え込みすぎ、財政も逼迫していた。そのような中で、1995年4月北川知事が就任し、県の姿勢は「県はここまでしかできない。あとは県民と一緒にやっぺいこう。」というように変化していった。
そして、1997年度から、NPO担当のポストであるNPO推進監及びNPO担当主査が設置され、現在のNPO室の室長と主幹の2名が就任した。両名は県内の数多くの市民団体と接触したが、市民団体側の反応は「今さらなんや」というこれまでの行政側の無関心を指摘するものが多かった。また同時に、NPO担当者の出現で行政の理解が進むことを期待しているという反応も多かった。このような反応を受け止めた上で、「県は行政の持つ資源で側面から支援するのでいっしょにやろう」と呼びかけを続け、市民団体側とのいわば「顔つなぎ」を続けていった。
- ② このような県の姿勢は、1997年10月から2010（平成22）年までを計画期間とする県の総合計画「三重のくにづくり宣言」で示された。この計画は、生活者起点の県政の推進を謳

っており、「県民ができることは県民がやる。県民はお客様ではない。行政は情報公開するのでいっしょに考えてやろう。」との考え方を打ち出し、このような考え方に基づいて、その後のNPO室や市民活動センターの設置などに結びついた。

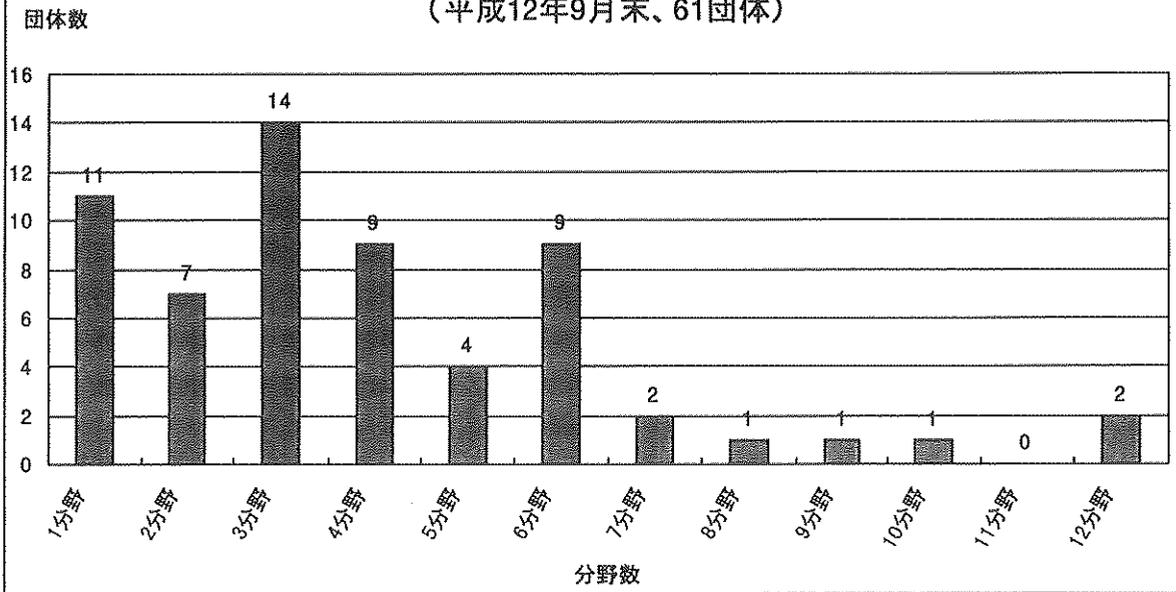
- ③ 2000年9月時点で、三重県の人口当たりのNPO法人数は東京都に次いで第2位である。NAVISの本当の狙いは電子会議室の利用が活発になることである。オンライン・コミュニティーとして井戸端会議のように利用して欲しいと考えている。また、藤沢市の市民電子会議室は市民からの提案が運営委員会により提案書としてまとめられ市長に提出され、それに対して市長から運営委員長に回答が寄せられる仕組みとなっている。三重県にはそれがない。
- ④ 市民活動センターは利用者も多く、県民からの評判は良いと思っている。常に県民に目けるように努力している姿勢は理解してもらっていると思っている。
- ⑤ 県(NPO室)は、企画の立ち上げなどには直接関わることもあるが、なるべく市民側の自主的な活動の側面的な支援に移行していく考えである。市民活動センターの運営そのものも、いずれは市民の手に委ねたい、というのがNPO室の考えである。

(注) 聞き取り調査は2000年10月26日、森西主幹、長崎主事から行った。

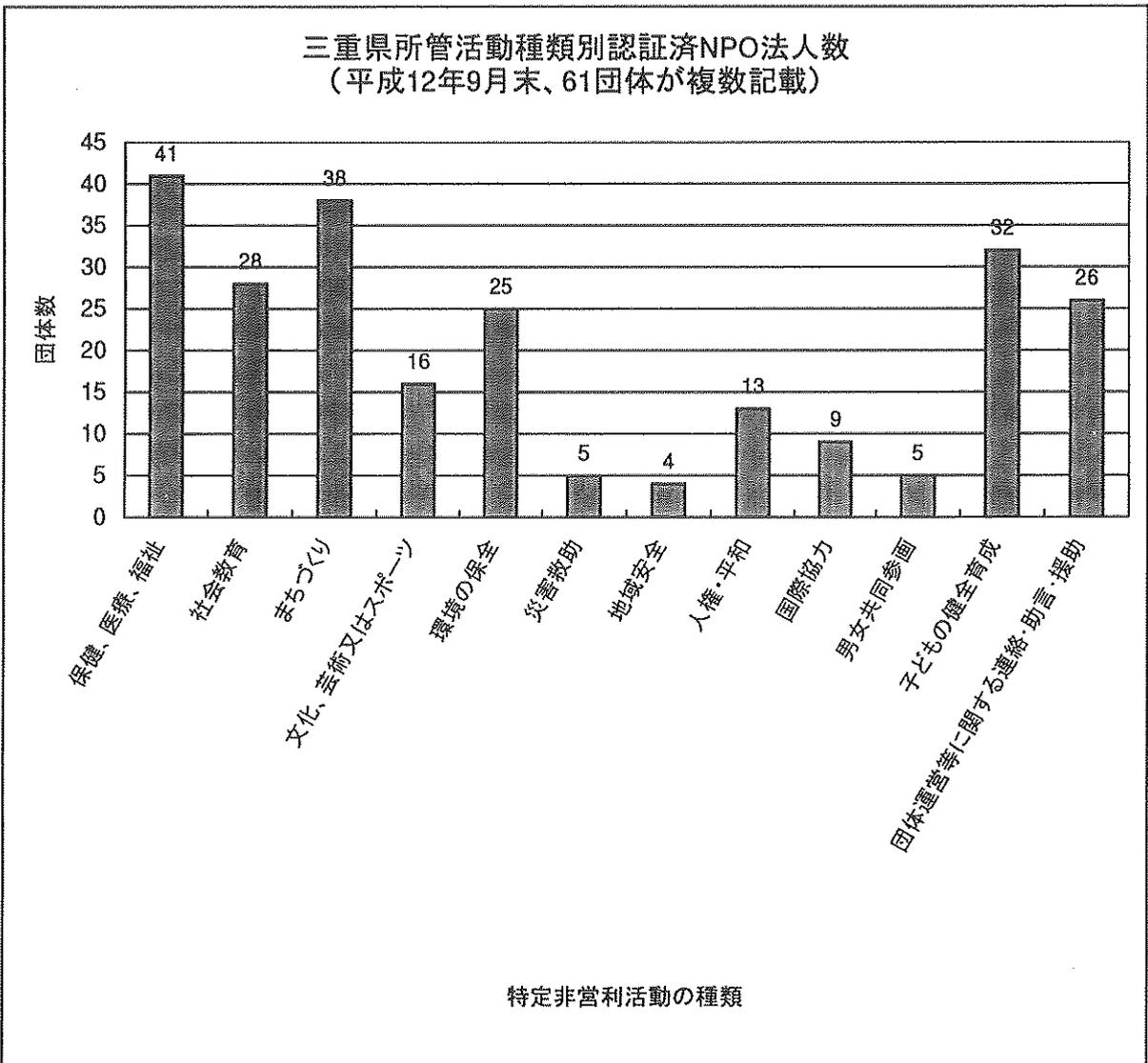
三重県の施策については、三重県NPO室作成資料や新聞記事の他、次の資料を参考にした。

- ・ 三重県生活部生活課 NPO 室長 出丸朝代「自治体における市民活動への支援」『国民生活 99/4月号』p.34～39
- ・ 三重県生活部生活課 NPO 室長 出丸朝代「NPO との新たな協働への取り組み」『月刊福祉 MAR2000』p.66～69
- ・ 市民による事業評価検討グループみえ 代表執筆者、三重県生活部生活課 NPO 室市民プロデューサー 粉川一郎「市民による事業評価システムのこれまで、これから」『あすの三重 No.114 1999.夏季』p.19～31
- ・ 三重県生活部生活課 NPO 室主事 長崎禎和「情報新時代に向けた市民活動への情報支援」『あすの三重 No.118 2000.夏季』p.52～59

三重県所管分野数別認証済NPO法人数
(平成12年9月末、61団体)



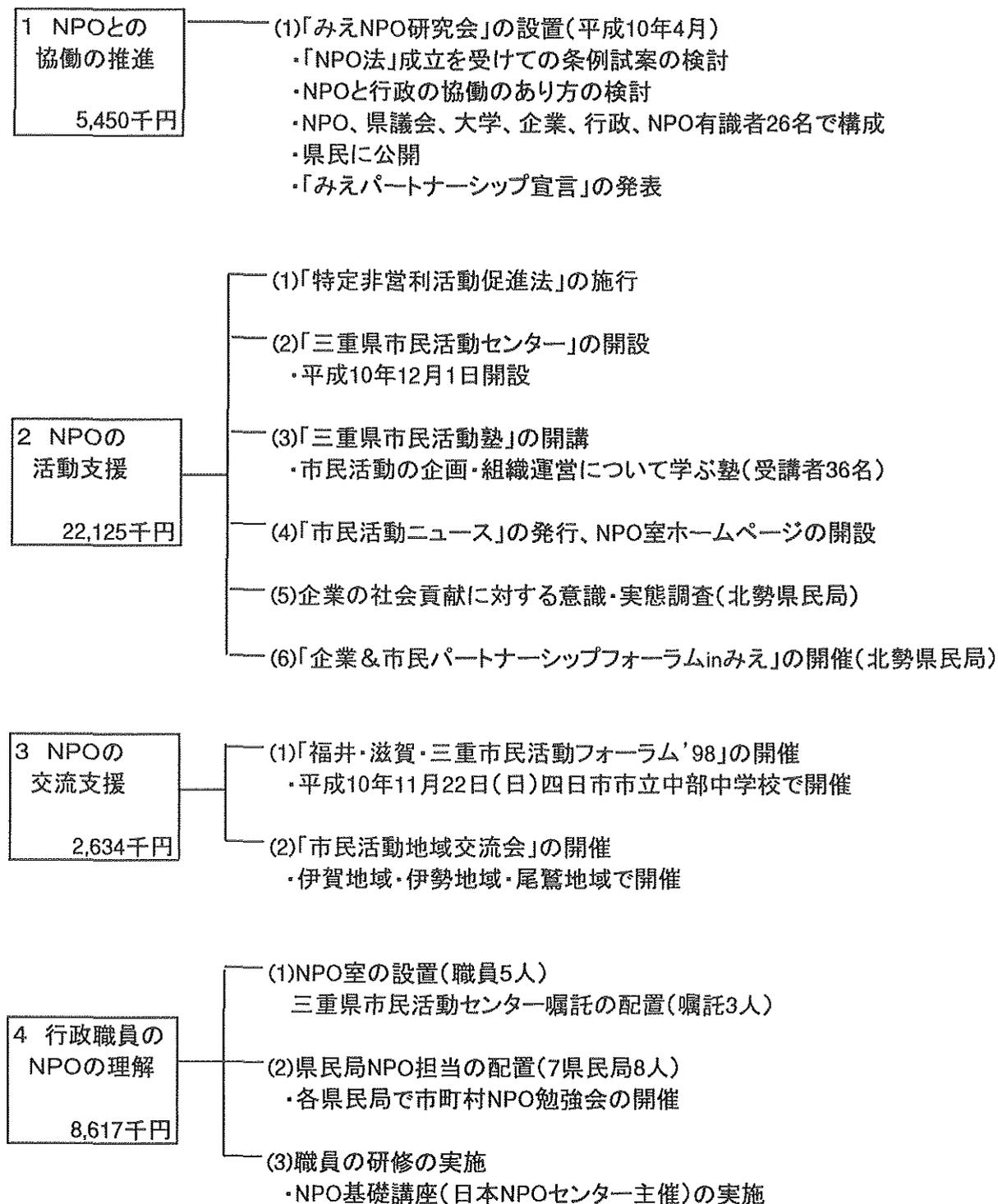
三重県所管活動種類別認証済NPO法人数
(平成12年9月末、61団体が複数記載)



三重県のNPO活動推進予算 (三重県生活部生活課NPO室)

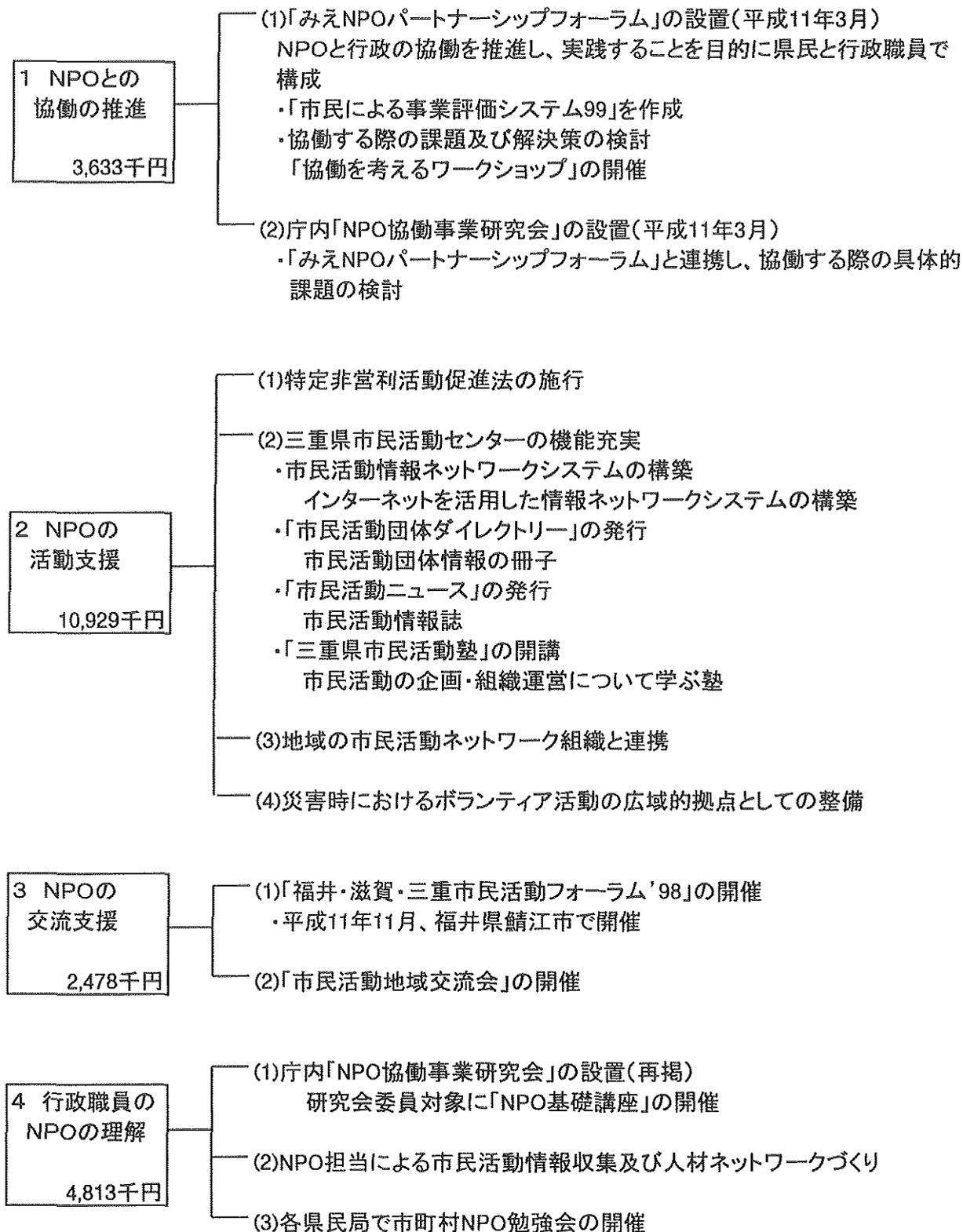
● 1998(平成10)年度

[当初予算額 38,826千円]



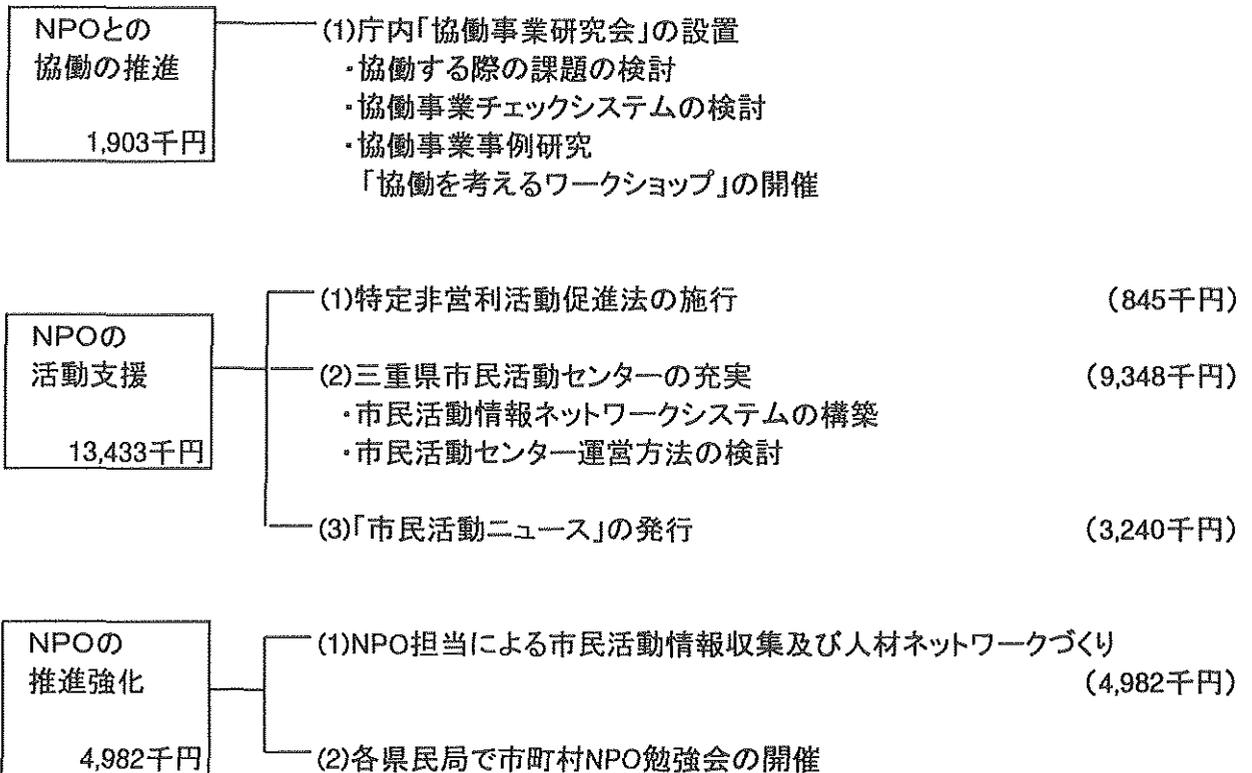
● 1999(平成11)年度

[当初予算額 21,633千円]



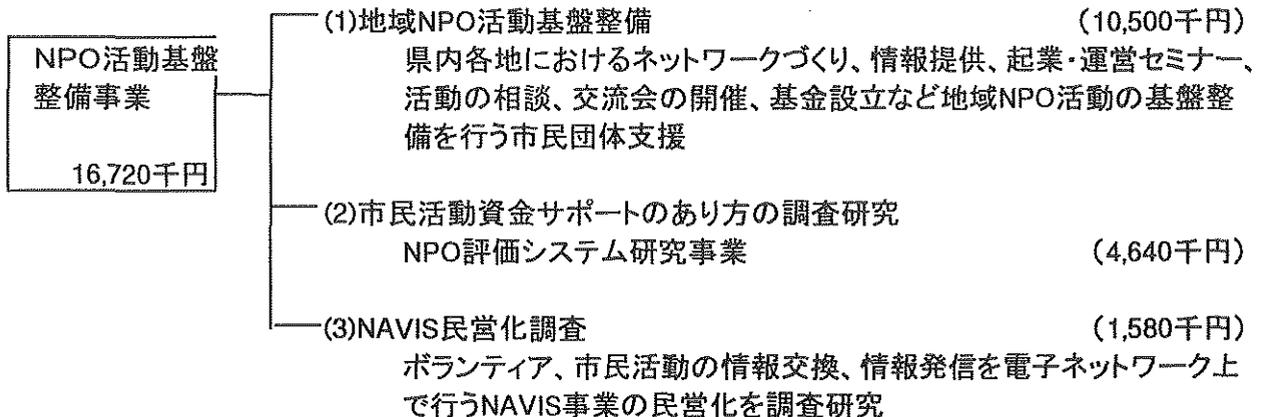
● 2000(平成12)年度

[当初予算額 20,318千円]



緊急雇用対策事業

[当初予算要求額 16,720千円]



国におけるボランティア関連施策の取り組み

(経済企画庁『平成12年度国民生活白書』より)

ボランティアに関係する施策に関して、1970年代以降の国の取り組みを調べてみると、1990年代に数多くの検討がなされてきたことがわかる。

1. 1970年代には、コミュニティ形成の視点からボランティア活動の重要性が注目され、いくつかの審議会において答申がなされた。厚生省の施策として、中央ボランティアセンター（現在の（社福）全国社会福祉協議会 全国ボランティア活動振興センター）が設置され、学童・生とのボランティア活動普及事業が開始された。
2. 1980年代において、ボランティア活動の促進を図る観点から、青少年に対する取り組み、高齢者の社会参加促進等が検討された。また、教育におけるボランティア活動の評価の必要性が議論された。
3. 1990年代には、ボランティア関連施策の討議が活発化した。主要なものは、
 - (1) 厚生省告示（1993年4月）による福祉活動への国民参加の促進を図るための措置に関する指針の明示。自主性、自発性を最大限尊重しつつ、継続的に安定して活動が行われるような基盤を整備することにより、地域福祉を総合的に推進。特に、会員制、互酬制、有償制に特色のある住民参加型福祉サービスに対する国民の理解の増進に努めることが必要。
 - (2) 中央社会福祉審議会の意見具申（1993年7月）によるボランティア活動の中長期的な振興に向けた重点課題（活動参加プログラムの開発普及ほか）の整理。
 - (3) 文部省による生涯学習の観点からのボランティア活動の推進、高校入試におけるボランティア活動歴の評価や高校ボランティア活動の単位認定等の開始。
 - (4) 議員立法によるNPO法の成立、施行（1998年）である。
4. 最近においては、ボランティアやNPO関連の施策検討はますます活発化しており、各省庁の白書、各審議会や研究会等でそれらの活動の活発化に向けた議論が続いている。

(添付資料 1 1)

関係省庁によるボランティア関係の取り組みの例

(『時の動き 2000.12』より作成)

● 警察庁の取り組み

- ・ 「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金運動

「国連麻薬乱用撲滅の十年」(1991～2000年)の支援を目的として、(財)麻薬・覚せい剤乱用防止センターが主催する募金運動である。開発途上国などで薬物乱用防止活動に従事している民間団体(NGO)の活動資金として国連を通じて支援することにより、薬物乱用のない21世紀の地球環境づくりに資することを目的としている。

● 外務省の取り組み

代表的なものとして、青年海外協力隊やシニア海外ボランティアの事業の実施があるが、特に2001年の「ボランティア国際年」の関係では、国連ボランティア計画とともに各国・各地域における「ボランティア国際年」そのものの推進、ボランティア活動の環境づくりを支援している。

また、2000年10月、外務省はNGOより寄せられる様々な照会、要望等に適切に対処するため、NGOとの対話と連携のための窓口である「NGO連絡センター(NGO Liaison Center)」を設置した。

● 厚生省の取り組み

- ・ ボランティアセンターの設置

ボランティアセンターは、全国、都道府県・指定都市、市町村の3段階の社会福祉協議会に設置されており、それぞれの対象地域の実情に即した事業を行いながら相互に連携を図っている。

ア 全国ボランティア活動振興センター

1977年から全国社会福祉協議会に設置されている。全国規模での福祉意識の高揚、都道府県・指定都市、市町村ボランティアセンターの充実・強化を目的とし、ボランティア推進国民会議の開催、広報・啓発活動事業、情報提供事業、養成研修事業を行っている。

イ 都道府県・指定都市ボランティアセンター

1973年に都道府県・指定都市社会福祉協議会に設置された社会奉仕活動センターが1994年度に改組されたものである。都道府県域での広域的な課題への対応、市区町村ボランティアセンターの支援を目的として、福祉教育推進事業、ボランティアリーダーやボランティアコーディネーター育成などを実施しており、2000年度からは、ボランティアグループの組織基盤の強化を目的として、NPO法人等の法人格取得を支援するボランティアグループ組織化等支援事業を行っている。

ウ 市区町村ボランティアセンター

1994年度に市区町村社会福祉協議会に設置され、地域住民に最も身近な立場から、住民のニーズ開拓や活動に当たっての必要な援助を行うことを目的として、情報誌発行事業、ボランティアの相談・登録あっせん事業、ボランティアに関する入門講座開催事業等を行っている。

・ その他のボランティア関連施策

ボランティアセンターに対する助成を行っているほか、大臣表彰、感謝状の授与、全国ボランティアフェスティバルの開催などを行っている。

● 農林水産省の取り組み

・ 農村におけるボランティア活動への支援

ア グランドワーク推進支援事業

地元住民、地元企業、自治体などが一体となって身近な環境を見直し、自ら改善していく地域の環境改善活動を推進・支援する。

イ 災害技術強化対策事業

甚大な災害が発生した場合、あらかじめボランティアとして登録した災害専門技術者を要請に応じて現地に派遣する。

・ 森林整備におけるボランティア活動への支援

ア 温暖化防止森林・緑・国民参加促進対策事業

国民参加の森林・緑づくりの促進に必要な条件整備、森林づくりボランティアの活動支援等を行う。

イ 緊急間伐等森林整備推進事業のうち「ふるさとの森」整備支援事業

ボランティアによる間伐の推進を支援する。

ウ 森林の新たな利用総合対策－里山林関連施策の充実－

森林環境教育、森林づくりへの国民参加など新たな森林への要請に対応した森林・施設の整備と利用の推進、里山林の新たな保全・利用活動、文部省との

連携による「森の子くらぶ活動」への支援等を実施する。

- ・ 海岸環境保全に係るボランティア活動への支援
 - ア 漁業環境保全対策事業のうち海浜生物生息環境調査事業
海洋環境の変化に対応できる海浜生物生息環境に関する基礎的データの集積に努める。
 - イ 漁業環境保全対策事業のうち漁業環境保全総合美化推進事業
地域の自主的な海浜美化活動の支援、海浜美化活動の啓発・普及を行う。
 - ウ 漁業環境保全対策事業のうち漁民の森づくり推進事業
幅広い市民の市民等の協力を得て、川上から川下に至る一貫した環境保全を推進し、漁民の森林づくり活動を支援する。
- ・ 海外におけるボランティア活動への支援
 - ア NGO等農林業協力推進事業
開発途上国での民間ベースの協力を推進するため、NGOの自主性を尊重しながら必要な援助を支援を行うとともに、国際技術協力に関する情報を提供する。
 - イ 民間植林協力推進支援事業
NGOなどの民間による植林協力を推進するため、途上国との意見交換やNGOなどへの支援、普及啓発、海外植林情報の提供等を実施する。

● 労働省の取り組み

勤労者がボランティア活動に参加できるような環境整備を図るため、東京と大阪の「勤労者ボランティアセンター」が中心となって次のような事業を行っている。

- ・ 企業や労働組合による勤労者のボランティア活動支援の促進
勤労者のボランティア活動を積極的に支援している企業、労働組合に関する情報の提供、勤労者ボランティアの支援策に関する企業、労働組合からの相談への対応、勤労者ボランティア・シンポジウムの開催などを行っている。
- ・ ボランティア活動を希望する勤労者に対する情報提供、相談
勤労者ボランティアに関する情報提供、勤労者からの相談への対応などを行っている。
- ・ ボランティア活動のきっかけづくり
ボランティア活動に関心がある勤労者がボランティア活動に参加するきっかけとなるよう、セミナーや体験講座を開催している。

- その他のボランティア関連施策

全国の勤労青少年ホームにおけるボランティア講座の開催、企業退職者のボランティア活動に関する普及・啓発、情報提供などを行っている。

科学技術振興事業団「実験教室等支援事業」の概要

(実験教室等支援事業実施要領 (2000年6月) より作成)

1. 実験教室等支援事業とは

実験教室や工作教室等の体験学習の場を提供する活動は、多くの青少年が科学技術の楽しさを体験できる機会を提供し、青少年の科学技術に対する関心や理解を深めるのに役立っている。現在、こういった体験学習活動は全国的な広がりを見せていますが、その多くはボランティア活動によるものとなっている。

科学技術振興事業団 (以下「JST」という。) では、このような体験学習活動を促進するため、実験教室等支援事業により、支援対象として選定された団体の主催する実験教室や工作教室等に対して支援を実施する。

2. 対象となる活動

下表の分類に当てはまる活動とする。ただし、これ以外の活動についても、JST及び事務局 ((株)三菱総合研究所) との相談の上、決定するものとする。

表 対象となる活動 (案)

1. 実験教室	
2. 工作 (ものづくり) 教室	
3. 自然科学教室	
4. 自然観察教室	
5. 天体観測教室	
6. その他	a. サイエンスショー
	b. 実演
	c. 後援会 その他

また、対象となる活動の規模は次のとおり。

- ・ 広範な科学技術理解増進の観点から、一度の活動の参加者数は 10 名以上とする。
- ・ 支援は最大 50 万円だが、事業規模はその多少に関わらないものとする。
- ・ 日数は連続・非連続を問わないが、対象期間内にもものみを支援の対象とする。

3. 申請者

申請資格は、営利を目的とせず、青少年の科学技術の理解増進活動と認められる

活動を実施することについて十分な実績を有する団体とする。なお、申請時には必ず実施責任者が必要となる。

申請者は、原則実験教室等の主催者が望ましいが、主催者が認めた講師等の他団体（ボランティア団体等）でもよい。

4. 支援の範囲

本字業は、申請者が実験教室等の活動を実施する際の以下の5項目に係る費用を、規定の範囲内で支援するものである。ここに記載されていない項目については事務局と相談すること。

(1) 会場費

活動を実施する際の「場」を設定するために必要な費用であり、具体的には以下のような項目があげられる。

- ・ 会場使用料（設備使用料も含む）
- ・ 設営費（ブース製作、展示、演台、フィールド、説明用パネル等製作費を含む）
- ・ 活動を実施するための講師の保険費用

(2) 運搬費

会場まで機材等を運ぶ際に発生する費用のことであり、具体的には運送費（梱包・宅配便・郵送費等）のような項目があげられる。

(3) 実験消耗品

あくまでも、「消費する物品」を示すものであって、単価が10万円以上の資産や器具の製作費等は含まれないことに十分注意すること。

また、実施計画書（申請書）送付時には、見積書の添付が必要であるが、合計金額が10万円未満の少量・少額の物品については、申請者の概算見積でよい。

(4) 講師謝金

謝金は、主催者が他のボランティア団体等の外部団体に講師、アシスタントを依頼する場合に、依頼された外部の講師・一般アシスタント・学生アシスタントに対して事務局が直接支払う。なお、主催団体に属する人が講師、アシスタントを務めた場合には、謝金は支援できない。

金額は1日につき、下表のとおりとなっている（所得税込み）。

区 分	金 額
講 師	15,000 円
一般アシスタント	8,000 円
学生アシスタント	4,000 円

(5) 講師旅費

① 交通費

交通費（鉄道費、船賃、バス代）は、講師、アシスタントの住所から開催地までの距離によって、次のとおり支援するものとする。主催団体に所属する人が講師、アシスタントを務めた場合でも、交通費は支援できる。

- ・ 距離が 50km 未満の場合には一律 3,100 円
- ・ 距離が 50km 未満の場合には運賃実費

ただし、100km 未満で普通急行列車が運行されている場合は急行料金を、100km 以上で特別急行列車が運行されている場合は特別急行列車料金を支援する。

② 日当・宿泊費

講師やアシスタントが宿泊した場合には、宿泊費と日当を支援する。宿泊しない場合であっても、講師、アシスタントの住所から開催地までの距離が 50 km 以上 80km 未満の場合は日当の半額を、80km 以上の場合は日当の全額を支援する。

宿泊費と日当の金額は下表のとおりとする。主催団体に所属する人が講師、アシスタントを務めた場合でも、日当は支援できる。

	日当	宿泊費	
		甲地方	乙地方
講師	2,800 円	13,600 円	12,900 円
一般アシスタント	2,700 円	12,700 円	12,000 円
学生アシスタント	1,000 円	11,400 円	10,700 円

※ 「甲地方」とは東京都、大阪府、京都市、名古屋市、横浜市、神戸市、北九州市、福岡市を指し、「乙地区」とはその他の地方を指します。なお、車中泊、船中泊は乙地方の金額を支給する。

各種調査から見た NPO の現状等

- (1) 「ジョンズ・ホプキンス大学非営利セクター国際比較プロジェクト」(1990年)(レスター・サラモン、H・K・アンハイアー著、今田忠監訳『台頭する非営利セクター』ダイヤモンド社、1996年)

アメリカ政府行政管理予算局次長などを務めたジョンズ・ホプキンス大学正教授のレスター・サラモン博士をディレクターとして、同大学政策研究所が中心となって、研究者の国際チームが実施した非営利セクターの国際調査研究プロジェクトである。

調査の対象とした国には、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、ハンガリー、日本、ブラジル、ガーナ、エジプト、タイ、インドの 12 カ国であり、そのうち、完全な実証データが収集されたのは最初の 7 カ国である。

これらの国のうち、ほとんど全ての国において「非営利セクター」にあてはまると考えられる特徴は、

- ・ 正式に組織されていること
- ・ 民間であること
- ・ 利益配分をしないこと
- ・ 自己統治していること
- ・ 自発的であること

の 5 つであるとしており、この他に、主要関心領域の外にある組織を排除するために、

- ・ 非宗教的であること
- ・ 非政治的であること

という 2 つの制約を加えた。結果として、このプロジェクトで「非営利セクター」にあてはまる組織の定義はこの 7 点となり、これに該当する組織を調査対象とした。

その概要は次のとおりであり、この他にも国ごとの差異などを分析している。

- ・ 7カ国の非営利セクターの雇用者数(有給)は、11,776,000人であり、全雇用者数に対し4.5%、サービス業雇用者数に対し11.8%、政府雇用者数に対し27.6%の比率となる。また、これはそれぞれの国(ハンガリーを除く)の最大の営利企業(ゼネラル・モーターズ+ユニリーバ+アルカテル・アルストム+ダイムラー・ベンツ+フィアット+日立製作所)の雇用者合計の約6倍である。
- ・ ドイツ、フランス、イタリアの3カ国のボランティア労働力は470万人の専従雇用者に相当する。

- ・ 時系列データが収集可能なアメリカ、フランス、ドイツについてみると、1980年から1990年の10年間における新規雇用者数の13%を生み出している。
- ・ 7カ国の非営利セクターの運営費は、6,016億米ドルであるが、これは国内総生産の4.6%に相当し、世界最大の民間営利企業であるゼネラル・モーターズの総売上額の4倍である。

また、非営利セクターに含まれる様々な形態の組織を系統立ててグループ分けするために、「非営利組織国際分類」(the International Classification of Nonprofit Organizations : ICNPO) という分類システムを開発した。

(2) NIRA「市民公益活動基盤整備に関する調査研究」(1994年)

これはNIRA(総合開発研究機構)による調査研究であり、(社)奈良まちづくりセンター理事長の木原勝彬氏を研究代表者、プランニング&プログラム・コンサルタントの山岡義典氏を総括委員長とし、総括委員会の他に3つの委員会を設けた研究体制で阪神・淡路大震災が発生するほぼ1年前に行われた調査研究である。主な内容は次のとおりである。

- ・ この調査研究では、「市民公益活動」を定義するとともに、「民間非営利活動」、「民間公益活動」、「狭義の民間非営利(非公益)活動」、「市民活動」などの用語を整理している。そして、市民公益活動の歴史的背景として、聖徳太子、行基、空海、叡尊などによる篤志活動、慈善活動から始まり公益法人制度の展開に至る、古代・中世から現代までの、我が国民間公益活動の歴史の流れを概観している。さらに、公益法人制度、非営利法人制度の現状についての税制を含めた整理、企業・財団による社会貢献の現状分析などを行っている。

(第1章)

市民公益活動などの定義については次のとおりとしている。

- ① 「市民公益活動」という言葉は、1980年代の後半から広範な分野で具体的な姿を見せ始めた社会現象に着目して概念化したもので、この調査では、「民間非営利活動の一部で、その中でも特に多くの市民の自主的な参加と支援によって行われる自立的な公益的活動」と定義する。」
- ② 民間非営利活動は、不特定の他者の利益に積極的に寄与する民間公益活動と、必ずしもそのような性質の強くない狭義の民間非営利(非公益)活動に分けられる。

ここで言う「非営利」とは、その活動によって利益を得ることを目的とせず、また、利益を得てもそれを出資者に還元しないことを言い、対価を得る事業や有償の就業を否定するものではない。

- ③ 市民公益活動はさらに、行政による認知や支援の強い「補助系」と、確立したした基盤を持って行政からの独立性も強い「自立系」と、独立を指向はしているものの社会的には不安定な状況にある「流動系」に分けることができよう。
- ④ 市民活動は 市民の自主的な参加と支援によって行われる活動のことを言い、自立系、流動系の民間公益活動、狭義の民間非営利活動、および一部の民間営利活動を含む。
- ⑤ 市民公益活動はその市民活動のうちの、公益的性格の強い一部を指す。
- ⑥ なお、民間公益活動やその中の市民公益活動には、自ら特定の活動を行うことだけではなく、他の活動を資金的に支援する助成行為も含むものとする。

- ・ 文献資料調査により、市民活動のタイプ、分野別の分類、現状と今後の動向を取りまとめた。その中で、19 の市民活動の分野を想定した。その分野をほぼリストの多い順にあげれば、次のとおりである。(第2章)

①複合 ②エコロジー・環境 ③国際協力・交流 ④在日外国人 ⑤地域・まちづくり ⑥子ども ⑦障害者 ⑧医療・保健 ⑨福祉 ⑩文化 ⑪助成活動 ⑫女性 ⑬老人 ⑭食べ物・農業 ⑮人権・平和 ⑯教育・学習 ⑰その他 ⑱ミニコミ・出版 ⑲市民事業・店

- ・ 一定の実績を持ち、持続性・安定性を持った活動を実施し、比較的規模が大きい、事業を行っていることなどを基準に、組織形態に配慮しつつ、19 領域から 34 団体を選定し、市民公益活動の実態と課題を明らかにするためのヒアリング調査を行った。(第3章)

- ・ 米国及び英国を中心とする欧州における市民公益活動の現状。(第4章)
- ・ 日本における公益市民活動促進の政策的課題を、基本的考え方、課題の整理と主な方策の提案、支援組織創設の検討に際して考慮すべき事項、資金支援の促進方策と寄付税制、非営利法人制度に関する提案と民間公益活動基本法の考え方を明らかにしている。(第5章)

このうち、基本的な考え方は次の6点である。

- ① 社会の柔軟な発展のためには民間非営利セクターの存在が不可欠である
- ② 民間非営利セクターの土台をつくるのは市民公益活動である
- ③ 市民団体自身がまず既存の制度や組織の枠にとらわれない活動を推進する底力を蓄える必要がある
- ④ 市民や企業・団体などが市民公益活動活発化のためにきめ細かく支援・

協力する必要がある

- ⑤ 行政は市民団体の自立性を損なわない形でその発展の基盤を整備することが必要である
- ⑥ 市民公益活動基盤整備の方策は、日本の社会的・文化的現実を踏まえたものでなければならない

また、非営利法人制度に関する提案と民間公益活動基本法の考え方の中で、市民公益活動団体の法人化について、実現可能性を考慮し次の 4 点を提案している。

- ① 主務官庁を特定の事業目的で制約しない公益法人の設立許可や、社団法人の許可基準の緩和等民法法人の設立許可基準の見直し
- ② 一定年限（例えば 5 年）を区切りとする地方認可が主（一部国認可も可）の非営利法人制度の創設
- ③ 利益分配を行わず内部留保を制限した非営利会社制度の導入
- ④ 任意団体の社会的認知方法としての非営利団体の自主登録制度の導入

- (3) 東京都「行政と民間非営利団体（NPO）－東京の NPO をめぐって－」（1996 年）
東京都政策報道室調査部が 1996 年に（株）電通総研に委託して実施した調査である。

この調査の対象は、前述した NIRA の調査における「市民活動団体」の概念を用いており、任意団体を中心に、民法法人、社会福祉法人及び協同組合の一部とした。報告書の主な構成は、NPO の概念整理、我が国で近年行われた NPO 調査の概要、アンケート及びヒアリングによる東京の NPO の実態調査、アメリカ・イギリスにおける NPO の事例、NPO の特性と理論、行政と NPO のパートナーシップである。アンケート調査は、東京都内に拠点を置く市民活動団体 1,507 件を対象に郵送留置・回収方式により実施し、670 件の有効回答が得られた。設立時期、目的、経緯、活動分野、予算規模、スタッフ、会員、行政への要望、新法人制度の希望などを調べている。ヒアリングは、活動ジャンルのバランス、組織的にある程度しっかりした団体であることなどを配慮し、10 コアの団体を選定するとともに、これらの団体の特性ならびにネットワーク関係を明らかにすることを主眼に置き、関係先団体・関係者 24 団体を選定している。これらの調査をもとに、行政と NPO との関係、特にパートナーシップについて、現状や今後のあり方を整理している。

- (4) 経済企画庁「市民活動団体基本調査報告書」（1997 年）

経済企画庁国民生活局が、市民活動団体の実態について把握し、活動促進に向

けた環境整備を図る基礎資料とするために(株)社会調査研究所に委託して行った、初めての全国規模のアンケート調査の結果を分析したものであり、「市民活動レポート」というタイトルで刊行されている。

この調査は、まず、経済企画庁が都道府県等に市民活動団体のリスト作成を依頼し、85,786 団体（1996 年 9 月末現在）がリストアップされた。次いで、(株)社会調査研究所がこれらの団体の中から 1 万団体を無作為に抽出し、その中江住所等がわかる 9,826 団体に対して郵送によるアンケートを実施した。有効回答数は 4,152 件（有効回収率 42%）であった。

アンケート調査の内容は、活動状況、財政状況、組織体制、行政支援、法人格の必要性などであり、この調査によって、我が国の市民活動団体の大まかな実態や考え方が明らかになった。

主な結果は、主に社会福祉系の活動をしている団体が 1/3、1 つの市区町村内で活動する団体が 2/3、1986 年以降に活動を開始した団体が半数近い、財政規模は 10 万円の団体が 1/3、会費収入が 1/3、補助金・助成金収入が 1/3 を占める、団体専用の事務所を使用する団体は 7%に満たない、事務局スタッフのいる団体は 2/3、行政支援を必要と考えている団体は約 8 割、法人格の必要性を感じたことがあるのは 1 割強などである。

(5) 労働省「民間非営利組織（NPO）の活動と労働行政に関する調査研究報告」（1997 年）

労働省が(株)第一総合研究所に委託して実施した調査研究であり、次の 3 点について明らかにすることを目的としており、アンケートやヒアリング（8 団体）を行った。

- ① NPO は、会社員、公務員等の勤労者ボランティアを無給スタッフとして受け入れていると思われるがそうであるか。
- ②労働行政分野の活動を行っている NPO の実態はどのようなものか。
- ③NPO は、今後の雇用・就業の場として有望であるのか。

①については、就労実態が明らかになるとと思われる規模が大きな NPO600 団体を対象に「NPO 就労実態調査」を実施し、175 団体の回答を得た（回答率 29%）。その結果、勤労者ボランティアがいると回答したのは 47%、その中で勤労者ボランティアがスタッフ総数（専従を除く）の 5 割を超えるのは約 40%であり、NPO は勤労者ボランティアの受け入れ先の一つとなっている。NPO は人材の量的不足に悩んでいる（約 6 割）ことから、「勤労者ボランティア人材バンク（仮称）」のような方策を検討していくこと。

②については、労働行政に関わる活動を行っていると思われる NPO400 団体を

対象に「労働行政に関わる NPO 調査」を実施し、120 団体の回答を得た（回答率 30%）。その結果、障害者・高齢者・外国人など労働市場において不利な立場に置かれがちな者を支援する団体が過半であること、約 3/4 の団体が任意団体であり、その過半が NPO 法人格取得を希望していることなどがわかった。また、ヒアリングでは、先駆的事業を実施している、行政では対応し難いサービスを提供している、対象者に全人的に関与し異なる行政分野にニーズを伝えるチャネルの役割を果たしているといった特色を有するものがあった。今後、労働行政が、充足が必要とされる勤労者のニーズをすべて自ら発見し、自らの手でこれに対処することは効果的でも効率的でもなく、将来的には労働行政分野の活動を行う NPO に資金・場所・情報等を提供しつつ具体的な仕事のやり方を任せるといったことも必要である。

③については、①で述べた「NPO 就労実態調査」によると、スタッフ全体（約 3 千 7 百人）のうち、約 1/5 が有給専従スタッフ、約 1/5 が有給非専従スタッフであり、スタッフ総数 10 人未満の団体が約 3 割、10 人以上 50 人未満が約 5 割、スタッフの約 6 割が女性であることなどがわかった。今後、NPO の発展のためには有給スタッフの就業・労働条件の改善と専従スタッフに対するキャリアパスの提示などが必要である。

(6) 経済企画庁「市民活動情報支援システム・モデル開発に関する調査研究報告書」（1998 年）

経済企画庁が、市民活動団体が行う「情報発信」に焦点を当て、その特徴と課題を明らかにすることを目的として、(株)第一総合研究所に委託して 1997 年度に実施した調査研究である。全国の市民活動団体から無作為に抽出した 3,000 団体を対象とし、1,159 団体からの有効回収を得た（有効回収率 38.7%）「市民活動団体の情報発信実態に関するアンケート」と、市民活動への参加経験がある人、参加の意向を持つ人を中心とする個人 300 人を対象とし、102 人からの有効回収（有効回収率 34.0%）を得た「市民活動の活動情報ニーズに関するアンケート」を実施した。さらに、国内で情報発信全般について 9 団体、インターネットの活用事例について 5 団体、市民活動情報の提供機能を持つ 9 つの支援団体・機関に対するヒアリング、市民活動団体が活発に活動しており、また情報発信に関する多様な支援のあり方がみられるアメリカ・サンフランシスコ周辺地域におけるヒアリングを実施した。

調査の結果、全団体の 8 割が情報発信の必要性を認めており、かつ半数の団体では発信が不十分だとしていること、「会員の募集」、「活動目的やテーマの紹介」、「活動の雰囲気や参加している人たちの様子」などの発信が不十分としている団体が多いこと、この中で「活動目的やテーマの紹介」、「活動の雰囲気や参加

している人たちの様子」については、個人の側で必要性が高いことが明らかになった。またヒアリングから、本来の業務が忙しくて情報発信に時間や手間を割けないこと、集まる情報が多すぎて整理できないこと、情報発信の結果問い合わせが増えて日常業務に支障を来してしまうことなどの問題点が明らかになった。これらの結果を踏まえ、市民活動におけるアカウントビリティの確立、発信力強化方策、情報センター機能、今後の課題について検討するとともに、目的別・方法別の情報発信ガイド、ホームページやリーフレットの例示、活用事例などをフロッピーディスクに電子情報として納めた「市民活動情報発信ガイド」を作成した。

(7) 経済企画庁「民間非営利活動団体に関する経済分析調査」(1998年)

経済企画庁が、民間非営利活動団体の位置付けを考えるための基本調査・研究として、まず我が国における民間非営利活動団体の範囲について定義し、それに基づいて国民経済に占める経済規模の測定を行うことを第一義として、(株)日債銀総合研究所に委託して1997年度に行ったものである。この調査では、狭義の民間非営利団体を社団法人、財団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人、更生保護法人、労働組合、商工会・商工会議所、政党・政治団体、特定医療法人、地縁団体、市民活動団体とし、これに一般の医療法人を加えたものを広義の民間非営利団体とし、それぞれについて、付加価値と産出額を推計した。推計方法は、基本的には我が国の国民経済計算(SNA)において用いられている計測方法に準拠するとともに、既存資料やアンケート調査で得たデータを用いた独自の概算的推計方法を用いた。アンケートについては、経済企画庁が1996年度に実施した「市民活動団体基本調査」に用いた市民活動団体85,786団体のリストから4,000団体を無作為に抽出して調査票を発送し、有効回収されたもののうち、法人格がなく、かつ活動分野が明らかである714団体について分析した。

その結果、民間非営利活動団体の経済規模は次のとおり推計された。

表一 民間非営利活動団体の経済規模

	付加価値		産出額	
	額(億円)	対GDP比	額(億円)	対産出額比
広義の民間非営利活動団体	152,133	3.1%	272,661	2.9%
狭義の民間非営利活動団体	114,464	2.3%	203,710	2.2%

(参考) 1995年度GDP 498兆2,489億円

1995年暦年産出額 926兆7,900億円

また、広義の民間非営利活動法人について付加価値の分野別構成をみると、一

一般の医療法人が 25%、医療（一般の医療法人を除く）が 21%と医療関係が全体の 46%を占めており、次に教育 28%、社会保険・社会福祉が 13%、宗教 5%、その他 8%となっている。

このうち、市民活動団体の付加価値は約 300 億円、産出額は 1,200 億円と推計される。

さらに、市民活動団体のボランティアを有償評価すると、約 6,500 億円と推計される。

(8) 経済企画庁「「個人から見た市民活動に関する調査」委託調査結果報告書」
(1998 年)

経済企画庁が、個人の市民活動への関与の実態、市民参加への参加の条件を明らかにし、今後の市民活動の動向を検討することを目的として、(株)電通総研に委託して 1997 年度に行った調査である。調査方法としては、一般の個人に対して予備調査及びアンケート調査（全国の 18 歳以上の男女 2,600 人、うち有効回答 842 件）を、15 団体から数名ずつの市民活動者に対してヒアリング調査を行った。

その結果、現在市民活動を行っている人は全体の 2 割を占めること、今後、「できれば活動したい」（2 割弱）と「場合によっては活動してもよい」（7 割弱）を合わせると 8 割以上あり、活動意向は極めて高いこと、活動分野は「教育・文化」、「自然環境」、「高齢者福祉」が高いこと、社会的活動は「本来行政がすべきこと」との認識を持つのは 1 割に対し、「行政と市民が協力して行うこと」を支持する人が 3/4 であることなどが明らかになった。

また、アンケートの結果について、地域社会との関わりや生活価値観に関連する質問の回答から、因子分析・クラスター分析によって市民活動の担い手像を「マイホーム優先型」、「個人生活重視型」、「近隣世話好き型」、「生活くたびれ型」、「人並みホドホド型」の 5 つのグループに分けて分析した。その結果、市民活動の「参加者」については、「近隣世話好き型」と「人並みホドホド型」が現在の担い手であり、今後は「マイホーム優先型」の取り込みがカギとなると考えられること、市民活動のリーダーとしての「創出型」については、「近隣世話好き型」の一部が現在の主な担い手であるが、今後は「個人生活重視型」への期待が高まることなどとなっている。

さらに、市民活動が社会に根付くための要件として、リーダー的資質を持つ市民活動創出者を生み出すこと、市民活動参加者の裾野を広げること、行政だけに頼らない市民としての自覚の 3 点をあげ、そのためには、地域の課題を解決するための裁量権を市民・住民に移譲し責任を分担する体制をつくりあげること、有給スタッフの育成などが必要としている。

(9) 経済企画庁「個人の参加を促すための NPO 情報に関する調査研究報告書」
(1999 年)

経済企画庁が、個人における NPO やその活動に対する情報ニーズを明らかにし、その情報についてどのような仕組みを作ればわかりやすく信頼できる情報を簡単に入手できるようになるかについて、NPO の参加者の立場から検討することを目的として、(株)第一総合研究所に委託して 1998 年度に行った調査研究である。NPO に関する既存の各種調査研究の成果を踏まえ、国内、海外におけるヒアリング調査及び調査研究会における討議により、NPO に対する個人の関心と情報入手の現状、NPO に関する基本的情報の充実、専門家（目利き）の判断を加えた情報提供、団体情報を読み解くための着眼点、情報入手を容易にするための方策、情報の信頼性確保と NPO に対する信頼の醸成、各主体の課題について検討している。

(10) 経済企画庁「特定非営利活動法人の活動・運営の実態に関する調査報告書」
(2000 年)

経済企画庁が、特定非営利活動法人の活動・運営上の特徴を把握するとともに、特定非営利活動促進法の施行後 2 年以内の見直しという国会付帯決議を踏まえ、今後の特定非営利活動法人制度のあり方を検討する際の基礎資料づくりを目的として、(株)価値総合研究所に委託して 1999 年度に行った調査である。特定非営利活動促進法が施行され、同法に基づく法人の認証が始まって以降、これらの法人を対象とした、初めての全国的な規模での調査である。また、国会付帯決議を受けて、我が国における NPO の位置づけと役割、法の施行状況と問題点、税制を含めた特定非営利活動法人に対する政策対応のあり方等について調査、審議を行ってきた国民生活審議会総合企画部会の中間報告（2000 年 6 月 21 日）においても、この調査の結果が利用されている。

調査方法はアンケート調査及びヒアリング調査でアンケート調査は、

- ・ NPO 法人に対するアンケート調査

1999 年 9 月末現在で認証済み若しくは申請中の 1,251 団体に調査票を郵送し、活動概要、収入・支出等の財政状況、特定非営利活動促進法に対する考え方などについて質問した。有効回収数は 663 団体であった。（回収率 53.0%、認証済 595、申請中 62、不明 6 団体）

- ・ 非申請団体に対するアンケート調査

1996 年度に経済企画庁で実施した「市民活動団体基本調査」に関連して把握された市民活動団体の名簿の中から NPO 法人格取得のための申請を行っていない 3,000 団体を無作為抽出し、活動概要、収入・支出等の財政状況、法人格取

得に対する考え方などについて調査票を郵送して質問した。有効回収数は 760 団体であった。(回収率 25.3%)

・ 所轄庁に対するアンケート調査

NPO 法人の所轄庁である経済企画庁及び都道府県の担当課に対し、認証手続き等特定非営利活動促進法の運用の現状と課題、特定非営利活動促進法に対する考え方について調査した。

その結果、次のようなことが明らかになった。

- ・ 法人の 76.3%は法人格申請以前から任意団体として活動していた。
- ・ 法人の 50.1%は阪神・淡路大震災後の 1995 年以降に設立されている。
- ・ 法人の 45.1%が「保健・医療・福祉」を主な活動分野としてあげている。
- ・ 法人の 64.1%が社員総数 49 人以下である。
- ・ 法人の 68.1%が常勤スタッフを有しており、同じく 43.4%が有給の常勤スタッフを有している。
- ・ 法人の 81.5%が非常勤スタッフを有しており、同じく 51.9%が無給と回答している。
- ・ 法人の 42.2%が役員数は 10 人以上と回答し、同じく 60.0%が報酬を受けている役員はいないと回答した。
- ・ 法人格取得の理由としては、「対外的な信用が高まるから」が 81.4%で最も多い。
- ・ 会費・入会金収入のある法人は 90.6%で、全体の 66.3%の法人が 1 円～200 万円未満である。
- ・ 特定非営利活動に係る事業収入のある法人は 69.1%。1 円～200 万円未満の法人が 22.4%となっている一方で、1,200 万円以上の法人が 17.2%見られるなど、その収入規模には差がある。
- ・ 寄付金収入のある法人は 60.8%で、全体の 46.5%の法人が 1 円～200 万円未満である。
- ・ 特定非営利活動に係る事業費支出がある法人は全体の 87.3%で、その支出規模は、1 円～200 万円未満が 33.7%となっている。その一方で、1,200 万円以上の法人が 16.8%見られる等、その支出規模に差がある。
- ・ 特定非営利活動に係る人件費を支出している法人は全体の 60.4%。
- ・ 「無償・無料（特定非営利活動に係る事業）」では「機関誌・広報紙の発行」(46.0%)、「相談活動（電話・窓口等）」(40.1%)、「資料や情報の収集・提供」(39.8%)の割合が高い。
- ・ 「有償・有料（特定非営利活動に係る事業）」では「人や労力を動員（派遣）してのサービス」(31.1%)、「イベント・シンポジウム等の企画・開催」

(24.0%)の割合が高い。

- ・ 「NPO法上の収益事業」を実施するとしている法人は 32.3%。しかし、実際に収益事業収入があると回答している法人は 18.1%である。
- ・ 寄付の募集方法としては、「口コミ」が最も多く 33.0%、次いで「文書にて寄付協力を要請している」(32.3%)、「広報誌等に寄付協力を掲載している」(21.3%)である。
- ・ 税制優遇措置が必要と回答した法人は 95.2%。
- ・ 必要な税制優遇措置として最も多く挙げられたのは「寄付金の所得控除、又は損金算入など寄付者に対する優遇措置」で、次いで「特定非営利活動に係る事業に対する法人税の減免」となっている。
- ・ 税制優遇措置の適用方法としては、「範囲を限定し厚い措置を望む」が 54.4%と過半数。
- ・ 特定非営利活動促進法の見直しについては、活動分野、申請時の提出書類、申請から認証までの期間、所轄庁への報告事項、所轄庁の監督、情報公開のいずれについても、「現状のままでよい」とする回答が過半数を占めた。

(11) 東京都「特定非営利活動促進法施行後の市民活動の現状と課題に関する調査」 (2000年)

東京都が 1998 年 12 月に特定非営利活動促進法が施行されてから 1 年余り経た時点(2000 年 3 月)で、都内市民活動団体の法施行後の現状と課題を把握するために行ったアンケート調査である。対象は、2000 年 2 月末までに東京都に設立登記完了届けを提出した特定非営利活動法人(発送 310 件、有効回収 239 件、回収率 77.1%)と、都内に事務所を置く任意団体の市民活動団体(発送 300 件、郵便不到達 55 件、有効回収 95 件、回収率 38.8%)である。

調査項目は次のとおりである。

- ・ 団体の概要(事務所の設置形態、団体設立年)
- ・ 活動内容(活動分野、活動地域)
- ・ 組織体制・運営体制(規則・会則等、活動方針の決定方法、会員・役員・運営メンバーの数)
- ・ 財政状況(収支額、収支の内訳、年会費、常勤有給職員の年収、実費相当額の支払い)
- ・ 特定非営利活動促進法に対する考え方(法についての理解度、法人格取得の意志有無・理由、法人格取得に関する問題点・課題)
- ・ 特定非営利活動促進法の見直しについて(法全体、12 分野、税制優遇措置)
- ・ 活動・組織運営上の課題について(現在の課題・問題点)
- ・ 行政・企業との関係について(どの行政機関との関係を重視するか、行政へ

の要望、企業との関係)

(12) 東京都ボランティア・NPO との協働に関する検討委員会「「協働の推進指針」策定への提言」(2000年10月)

東京都が、行政とボランティア・NPO との協働を促進していくために、1999年5月に設置した学識経験者、市民活動関係者、行政職員13名で構成される検討委員会が、今後、東京都が市民活動との協働を推進するに当たっての指針となるべき事項について検討した成果である。ボランティア・NPO の現状分析では、前述(10)の東京都が行った「特定非営利活動促進法施行後の市民活動の現状と課題に関する調査」の結果を用いている。協働の推進指針としては、次の6点があげられている。

- 指針1 協働による都民の新たなニーズへの対応
- 指針2 事業の見直しによる協働の拡充
- 指針3 目標設定と事業評価の実施
- 指針4 政策策定過程の公開性の推進
- 指針5 総合的な情報収集・提供システムの確立
- 指針6 職員の意識改革

また、協働を進めるうえでの環境づくり(推進策)として次のような項目をあげている。

- ① ボランティア・NPO 活動を促進させる支援策の充実—活動拠点、人材養成・紹介・あっ旋、融資制度
- ② NPO 法人が活動しやすい社会的仕組みづくり—税制の優遇措置、評価システム
- ③ 東京ボランティア・市民活動センターの機能の充実
- ④ 企業との連携、企業に対する働きかけ
- ⑤ 区市町村との連携

(13) 経済企画庁「海外における NPO 法人制度・租税制度と運用実態調査報告書」(1999年)

経済企画庁が、欧米諸国における NPO に関する法人制度・租税制度とその運用状況及び最新の動向等について調査し、制度上の課題を明らかにすることにより、特定非営利活動促進法の円滑な運用の参考にするとともに、今後の特定非営利活動法人制度のあり方を検討する際の基礎資料とすることを目的として、(株)住信基礎研究所に委託して1998年度に行った調査研究である。調査対象国は歴史的・宗教的伝統の相異、英米法体系と大陸法体系、単一国家制と連邦制などの視点から、我が国の特定非営利活動促進法と対比しうる NPO 関連法を有する国と

して、それぞれ特徴的な傾向を見せるアメリカ、イギリス、ドイツ、フランスの4カ国を選定した。

各国のNPO法人制度・租税制度の概要は次のとおりである。

- ・ アメリカ

非営利法人格については、統一的な連邦法はなく、各州の州法において規定されている。ただし、カリフォルニア州等のように非営利法人法を別に制定している州も見られるが、多くの州では一般法人法の中に非営利法人を規定している等、非営利法人法についての位置付けが異なっている。一方で、非営利法人法についての標準化の動きはあるが進んでいないのが実情である。

非営利法人格と税制優遇措置は連動していないため、免税資格が必要な団体は、法人格取得とは別に、内国歳入庁の承認を受けることを要する。

また、連邦税の免税資格と州税の免税資格も連動していないため、州税については、各州の規定に基づき、別途申請・承認が必要である。

- ・ イギリス

法人格の有無にかかわらず、チャリティ法（1960年、1992年、1993）を準拠法とする登録チャリティとなることができる。登録チャリティとなり得る法的主体は、会社法に基づく法人、勅許状に基づく法人、信託、人格なき社団などがある。営利会社はチャリティ登録できない。登録チャリティは公益目的であることが重視され、公益性の4つの分類（貧困の解消、教育の振興、宗教の信仰、その他の公益活動）にあてはまり、過去の判例との類似性がチャリティ委員会に認められる必要がある。登録チャリティの他に大学、大英博物館などの登録を行う必要がない「免除チャリティ」がある。なお、イギリスには非営利団体のみに対応した法人制度はない。

登録チャリティは、ほぼ無条件に免税となるために、別途課税庁による免税適格審査を必要としない。ただし、地方税（非居住用不動産）のみ、登録されていない非営利団体に対しても適用される。

- ・ フランス

フランス民法典では、社団・財団に関する直接の規定はない。

法人格がある団体としては1901年法（非営利社団契約に関する法律：社団法）に基づく届出非営利社団及び公益社団、1987年法（メセナ振興法）に基づく公益財団、それらの一種として承認社団、公認社団、企業財団などである。その他の非営利団体の法的主体として、相互友愛組合、協同組合、同業組合などがある。法人格のない団体としては、1901年法（社団法）に基づく社団のうち届出を行わないもの（人格なき社団）がある。

すべての非営利法人は、法人格取得と同時に非課税となり、別途課税庁による免税適格審査を必要としない。したがって、届出非営利団体、公益社団とも、法人格取得と同時に非課税となる。

・ ドイツ

法人格がある団体として、ドイツ民法及び社団法（州法）に基づく登録社団、民法及び財団法（州法）に基づく財団、有限会社、株式会社などがある。

また、法人格のない団体として、登録していない社団（法的権能のない社団）、信託などがある。

免税適格団体は、法人格の有無に抛らず、公益性により判断される。したがって、登録社団は課税庁の審査により公益性が認められた場合のみ、免税適格団体として認められる。財団の公益性審査も課税庁が行う。

(14) (財)政策科学研究所「科学技術と社会・国民との相互の関係の在り方に関する調査」(1999年3月、2000年3月)

(財)政策科学研究所が科学技術庁の委託により1998年度と1999年度の2ヶ年にわたって実施した調査である。NPOに関連するポイントは以下のとおりである。

【1998年度調査】

① 国家の役割の変容と市民セクターの台頭

地方分権と呼応する形で、地域政党や市民セクターのが社会の動向を左右するアクターとして立ち上がってきている。NGOに関しては、NPO法の成立に伴いその活動の規模がさらに大きくなることが予想される。地球環境問題に取り組む上で、調査研究能力を備えた国際的なNGOが重要な役割を担ってきている。地域社会においても、例えば、行政とのパートナーシップを組み成功している事例もある。(墨田区の雨水利用、各地の風車利用やバイオマス利用など)科学技術分野において、政府セクターや企業セクターから独立して調査研究と政策提言を行うことのできるさまざまなNGOが誕生し、今後の科学技術の動向を左右する力を発揮することが予想される。市民/行政/企業の各セクターとのパートナーシップが組まれる中で科学技術をどう生かしていくか、市民がイニシアティブをより強く発揮する社会において科学技術をどう推進していくか、といった問題は、21世紀の科学技術を考えるにあたって最も重要な課題の一つになるだろうと思われる。(P28-29)

② つまり現状では、インターネットは非営利セクターの発言権を高めるのに大いに貢献していると言える電子ネットワークの緊密化は、大きな傾向として、公共財産としての情報を営利セクターから非営利セクターへとその管理をゆだ

ねることをもたらし、非営利セクターの拡大、並びに非営利セクターによる営利セクターの監視と規制という流れを生むことになるだろうと思われる。
(p32)

- ③ ST-S 全体系のフェイズ 2 への移行：フェイズ 2—持続可能な社会において、産業・経済の分野では NPO など非営利組織の役割の拡大が、政治の分野では NGO など新しい政治アクターの出現が、生活・健康・コミュニティに分野では、NPO 法の施行、新しい社会運動や NGO などフレキシブルな共同性の出現などが見られる。(P62)

④ 国際政治における環境 NGO の役割

第 1 に、地球環境全体の観点から国際交渉のの場に圧力をかけられるのは環境 NGO しかないこと。

第 2 に、各国代表は地球科学の専門家ではないため、政治と科学のギャップを埋める働きの面でも環境 NGO が重要な役割を果たしていること。

第 3 に、地球環境問題では、膨大な原著論文をレビューし、その主要な内容を編集する IPCC のような科学機関を持つ場合が多いが、このレビューの過程で何らかの政治的バイアスが入ることがあり、このバイアスを発見し指摘するという批判も環境 NGO は果たしている。(P65)

⑤ 地域政治における NGO と科学の役割

新しい政治アクターとしての NGO などの出現は、国際レベルだけではなく、全国的なネットワークの広がりを持ちながらも地域に根ざし、デポジット運動、グリーンコンシューマー運動、生ごみリサイクル、廃棄物処分場問題、ダイオキシン問題、古紙リサイクルなど個別のテーマを持った市民団体（市民セクター）台頭としても現れている。これらの団体は、それぞれの問題に対して、かなりの情報と知識をもっており、関連する企業や行政に対する発言力、影響力も大きい。(所沢市ダイオキシン問題に関する事例)

また、このような市民の動きは女性や学生、高齢者が中心的な役割を担っていることも注目すべき。P65-66

- ⑥ ドイツでは 50 ほどの専門性を備えた NGO 研究所があり国や自治体の環境政策や、原子力政策に大きな影響力をもっている。日本では、ドイツの動きに先んじ原子力資料情報室が活動を開始していたものの、全般的にはそうした専門性をもつ組織はこれまで少なかった。しかし近年では、エネルギー問題や農業問題をテーマに政策分析や出版活動なども行っている「市民フォーラム 2001」など、全国的に増えつつある。(生活クラブ生協 1999) (p82)

- ⑦ NGO 組織自体が専属の専門家を擁していなくても、外部の専門家と積極的に連携していくという動きも一般化しつつある。所沢市の住民グループによるダイオキシンをめぐる活動はその一例であり、日本消費者連盟、生活協同組合連

合会グリーンコープ事業連合、大地を守る会、日本子孫基金など、東京・大阪・福岡の 9 団体によって 1998 年 6 月に「環境ホルモン全国市民団体テーブル」が発足している。同時期に企業、市民、団体、学識経験者からなるネットワーク組織「環境報告ネットワーク」も発足している。(P82)

⑧ 専門家と非専門家の協力関係の模範例

オランダで始まった 2 つの例。

一つは大学の研究者がボランティアで始めた「サイエンス・ショップ」：市民や地域のグループが大学の質問窓口の問題を持ち込み、その解決に主に大学院生たちがあたるもの。欧州諸国、米国、韓国に広がる。米国では「地域立脚型研究 (Community-Based Research; CBR)」と呼ばれ、ボストンにある「ロカ研究所」が有名である。日本では最近「高木学校」(高木 1999) が市民の要望に応える科学技術活動の担い手を育てるための組織を作っているように、今後こうした展開が進むと予想される。

二つ目はオランダの科学者や科学技術社会論の研究者らが取り組んでいる「コンストラクティブ・テクノロジー・アセスメント (CTA)」と呼ばれる市民参加型・利害関係者参加型のテクノロジー・アセスメントの手法である。(Rip et al 1995) p84-85

⑨ 期待される日本での取り組み

日本の科学技術庁や文部省は「サイエンス・レンジャー」や「サイエンス・ボランティア」など近年整備されているが、「広報-啓蒙型」であり、地域の一般市民の要望・ニーズに応じて研究調査や技術開発を行うようなより実際的な活動にはなっていない。サイエンス・ショップや CBR のような活動は、NGO など地域に密着したボトムアップで独立な組織として行われると同時に、特に地方国立大学の人的・物的資源の活用の一環として、国や自治体の地域科学技術振興の枠組みにおける振興が行われることが期待される。(P85)

⑩ 専門家と素人の「協力」を重視

専門家集団と一般市民の関係においては、単に情報のやりとりだけではなく、専門家集団が一般市民に必要な形で研究調査や技術開発を行ったり、そのために学習/技術指導や物的支援を行うなど、両者の協力関係を築くことも重要である。また、地域の環境調査などでは、いわゆる職業的な専門家よりも、地域に密着した自然観察などの活動や、農業等に従事している市民のほうがより詳細で精確な知識をもっていることも少なくない。すなわち、知の「生産」は決して職業的な専門家集団のサークル内に閉じているのではなく、「ともに作る」ことが重要だといえる。このため、一般市民に対する働きかけでは、科学技術に対する「受け手」としての興味関心の喚起だけではなく、「協同の作り手」としての参加意識を喚起することも重要である。「サイエン

ス・レンジャー」や「サイエンス・ボランティア」などの振興制度でもこうした取り組みが今後強く期待される。(P102)

⑩ 「知識と担い手のベストミックス」の必要性—社会の知の広範な統合

ベストミックスの内には、大学や企業などに所属するいわゆる専門家とその知識だけではなく、NGO/NPO 所属の専門家や、さらには関連するアクターの実践（仕事）や地域に固有の「局在的知識」や「伝統的知識」、一般市民（ユーザーや潜在的被害者・加害者など）のニーズや関心に関する意見なども広く含まれることが不可欠である。文字どおり広範な社会の知の効果的な統合を図るプロセスとして、政策のオープンな社会的形成を実現することになる。(P112)

【1999 年度調査】

① リスクコミュニケーションを支える、専門性をもつ民間組織の活動 (p68)

専門的批判能力を発揮しつつ、政策提言を行う NGO や民間シンクタンクなどもリスク管理の上で重要な役割を担っている。行政や企業との「対立」のイメージがこれまで濃厚であったが、政府の政策への単なる批判に留まらず、専門的分析をふまえて行政や企業のリスク評価・リスク管理の不備を指摘し、代案を形成する能力を高めている。そして、市民の声やニーズを反映させるべく行政や企業とのパートナーシップを深めながら問題解決をはかろうとする姿勢が次第にはっきりしてきている。

- ・ 原子力分野で専門的な政策の分析・批判を行う NPO「原子力資料情報室」
専門的批判能力を備えた NPO として、原子力関連の事故の解析、原子力政策の実証的な分析などを行う。国際的なネットワークを背景に、政策提言を含んだ原子力分野でのアドボカシー機能を担う。原子力に関する市民への情報提供を行い、「脱原子力」に向けた世論形成にあたっている。
- ・ 市民の立場から医薬品監視活動を行う NPO「薬害オンブズパーソン」
薬害防止を目的にした民間の医薬品監視活動。危険薬についての情報収集・調査検討・情報提供を行い、厚生省・製薬企業等に対し、薬害を防止するために必要な活動をするよう働きかけている。弁護士、医師、薬剤師らの専門家を擁して、専門的な調査活動や申し入れ、政策提言も行う。

② 政策形成・決定過程に市民が関与する多彩なパブリック・インボルブメントの展開が見られる。

- ・ 環境行政改革フォーラム

環境に係わる研究者、専門家、コンサルタント、NGO、弁護士、国会議員、ジャーナリストらによって構成される、環境行政の第三者評価を行い情報公開を推進するNPOである。(p81)

③ 科学技術情報の適切な流通が必要である。

そこでは科学技術の明暗双方を理解し、それを分かりやすく一般の人々に伝える「インタープリター（橋渡し役）」の重要性が一層増している。科学技術の専門家やジャーナリスト、NPO・NGO、博物館・科学博物館、サイエンスセンターなどを含めたインタープリターの人材や機能は、まだ十分とは言えず、拡充の必要が指摘されている。(p88)

④ 情報化の進展による可能性の広がり、情報格差の拡大

また、インターネットに代表される新しい情報通信環境が現在大きく変化しつつあるなかで、情報技術を使いこなす力の有無あるいは大小が情報弱者を生み出しつつある。そこで、情報格差の解消のため、また情報社会における多様な情報に対峙する上でのふさわしい態度の育成としても、情報リテラシーの底上げが図られる必要がある。(p. 89)

⑤ 環境教育などに見られる多様なアクターの活動

現在、具体的に環境教育に取り組む学校では、地域の環境データを観測・調査したり、自然体験、社会体験、発表や討論、体験的な学習、問題解決的な学習などを重ねることで地域環境の課題から地球規模の環境の課題に気づかせ、環境保全の態度や問題解決に向けた方策等の学習をしている。NPOは、元々体験学習型の環境教育プログラムを多数持っており、またそのため、学校に講師を派遣したり指導者研修を行うなど、地域や学校などと積極的に連携を図っている。(p91)

⑥ 「市民参加」が社会のさまざまな面において進展していることに応じた、市民自身による学習の必要性の高まりを認識し、科学技術の領域で市民の学習を支援できる「社会教育」が追求されるべきである。

科学技術が深く社会に浸透している現在、2-4で扱った「市民参加型の政策形成」を進めるプロセスで、市民自らが科学技術にかかわる社会問題を学習し、検討し、議論を重ねなければならない機会が増大している。市民の側からの学習の必要性に応じるべく、科学技術の専門に関わる事柄を的確に解説し、情報提供できるようにするために既存の教育システム、NPOなどの民間活動、そしてジャーナリズムやマスメディアなどが生かされなければならない

い。・・・

ことに今後、2-9で言及したように、科学技術の非常に多くの領域において社会的テクノロジー・アセスメントの必要性が高まり、市民の社会参加の度合いが大きくなるにつれて、市民と専門家の双方向的なコミュニケーションがますます必要になってくると想定される。その際に、公的な教育機関が必要な学習や情報収集の機会や手段を提供したり、NPO やジャーナリズムがインタープリターとして機能を果たしたりすることなどが、市民の側から強く求められることになる。(p96)

⑦ 多様化・高度化する消費者・生活者の生活環境と新たなアクターとアクター間関係の醸成

市民の自発的な活動とそれを推進する民間非営利組織の活動が活発化しており、社会を構成する重要なアクターとしての役割だけでなく、社会の方向付けにかかわるアドボカシー活動も注目され、積極的に現実的な政策提言や提携活動を行う能力を持ち始めている組織もある。日本では、1998年12月の特定非営利活動促進法施行以来約1年5ヶ月間での法人申請数は、累計で2369件に上り、そのうち1869件が認証済みになっている。(p.120)

⑧ 多様な主体による情報の提供やサービス評価など消費者・生活者への支援が始まっている。なかでも情報の信頼性確保は重要である。

医薬品を巡る専門情報の提供や、患者＝消費者に対する自己決定の支援、自ら調査、研究、発信能力を有することで社会にとっては監査役として機能する可能性を有する活動、有機生産物の認証団体を形成し、第三者機関として監査機能を果たし、消費者に対し信頼性を確保する動きなど、NPO や NGO の活動は活発化している。

・ 市民の立場から医薬品監視活動を行う NPO「薬害オンブズパーソン」

薬害防止を目的にした民間の医薬品監視活動。危険薬についての情報収集・調査検討・情報提供を行い、厚生省・製薬企業等に対し、薬害を防止するために必要な活動をするよう働きかけている。弁護士、医師、薬剤師らの専門家を擁して、専門的な調査活動や申し入れ、政策提言も行う。

・ 日本子孫基金

食品や暮らしのなかに存在する化学物質の安全性について、市民が基金を集めて、自らテスト、調査を行おうと1984年に設立された市民団体。

・ 日本型認証システム／アクシス・認証協議会」

岩手県にある NPO であるアクシスは、自治体、農協、県庁などと連携をし、有機生産物の認証団体を形成する原動力となっている。農水省だけでは、第三者認証という客観性に欠ける。そこで、ガイドラインに基づく栽培責任者、確認責任者による自己管理に加え、その内容を、第三者の認証団体である「環境保全型農産物生産加工流通認証協議会」が監査、認証するという仕組みを構築した。また、流通段階でのすり替えや不当な表示を公的機関のバックアップのもと、国から認可を受けた検査袋の使用等級検査を受け、封緘し中身の保証をするシステムを構築している。

⑨ 消費者の自発的な参加の促進、相互のネットワーク化や NPO による支援が必要である。

消費者も自ら主体的で共創的な行動をとることが、成熟社会の活力を確保するためには必要である。消費者の自律的な基盤の整備を進める NPO などとの連携を深めることも必要である。こうした自律的なネットワークの活動や NPO の支援を受けたアクティブな活動ができるように、行政は消費者・生活者や支援 NPO を支援することが必要であり、このための情報や資源、活動機会の提供、人材育成などが検討されるべきである。・・・

また、NPO については、今後、様々なネットワークの結節点として、多くの主体による相互作用を図り、利害を調整し新たなルールを模索するコーディネーターとしての機能や市民参画型の中立的な評価・苦情処理機能を持つ受け皿機関として、モニタリングや紛争処理などの準公共的な活動、参加主体の各々の立場や強みを活かした緊張と信頼ある関係のもとで社会的評価や信頼を創造しようとする活動など、市民の成熟を促すことを含めて様々な役割が期待されている。(p126)